## 平成２１年第４回志布志市議会定例会

## 目　　次

**第１号（12月４日）**　　**頁**


１．議事日程…… 10
２．出席議員氏名…… 11
３．欠席議員氏名…… 11
４．地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名…… 11
５．議会事務局職員出席者…… 11
６．開　会・開　議…… 12
７．日程第１　会議録署名議員の指名…… 12
８．日程第２　会期の決定…… 12
９．日程第３　報告…… 12
10．日程第４　認定第　１号　平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について…… 12
11．日程第５　認定第　２号　平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
12．日程第６　認定第　３号　平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
13．日程第７　認定第　４号　平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
14．日程第８　認定第　５号　平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
15．日程第９　認定第　６号　平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
16．日程第10　認定第　７号　平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
17．日程第11　認定第　８号　平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について…… 24
18．日程第12　認定第　９号　平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について… 24
19．日程第13　議案第 95号　平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について…… 31
20．日程第14　議案第100号　志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 32
21．日程第15　議案第101号　志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について…… 33
22．日程第16　議案第102号　ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について…… 35

23. 日程第17　議案第103号　コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について･･････････････････････････････････････････････ 36
24. 日程第18　議案第104号　志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について･･････････････････････････････････････････････ 40
25. 日程第19　議案第105号　城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について･･････ 41
26. 日程第20　議案第106号　志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について････ 42
27. 日程第21　議案第107号　志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について････････ 44
28. 日程第22　議案第108号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について････････････････････････････････････････････････ 51
29. 日程第23　議案第109号　鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について･･････････････････････････････････････ 52
30. 日程第24　議案第110号　平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）･･････････ 53
31. 日程第25　議案第111号　平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）･････････････････････････････････････････････ 58
32. 日程第26　議案第112号　平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）･･･ 59
33. 散　会････････････････････････････････････････････････････････ 61

**第２号（12月７日）**

１．議事日程･･････････････････････････････････････････････････････ 62
２．出席議員氏名･･････････････････････････････････････････････････ 63
３．欠席議員氏名･･････････････････････････････････････････････････ 63
４．地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名････････････････････ 63
５．議会事務局職員出席者･････････････････････････････････････････ 63
６．開　議････････････････････････････････････････････････････････ 64
７．日程第１　会議録署名議員の指名･･････････････････････････････････ 64
８．日程第２　一般質問･･････････････････････････････････････････････ 64
迫田　正弘･･････････････････････････････････････････････ 64
立山　静幸･･････････････････････････････････････････････ 77
小野　広嗣･･････････････････････････････････････････････ 83
八久保　壹･･････････････････････････････････････････････ 110
９．散　会････････････････････････････････････････････････････････ 132

**第３号（12月８日）**

１．議事日程･･････････････････････････････････････････････････････ 133

２．出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
３．欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
４．地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
５．議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
６．開　議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
７．日程第１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
８．日程第２　一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
下平　晴行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
東　　宏二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
小園　義行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
９．散　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173

**第４号（12月18日）**

１．議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
２．出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
３．欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
４．地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
５．議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
６．開　議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
７．日程第１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
８．日程第２　報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
９．日程第３　議案第100号　志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
10．日程第４　議案第101号　志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・ 177
11．日程第５　議案第102号　ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・ 178
12．日程第６　議案第103号　コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
13．日程第７　議案第104号　志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
14．日程第８　議案第105号　城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について・・・・・・・ 183
15．日程第９　議案第106号　志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について・・・・・ 185
16．日程第10　議案第107号　志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・ 187
17．日程第11　議案第110号　平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）・・・・・・・・・・・ 188
18．日程第12　議案第111号　平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

19. 日程第13　議案第112号　平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）･･･ 196
20. 日程第14　陳情第　５号　安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書････････････････････････････････ 198
21. 日程第15　陳情第 15号　『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書･･････････････････････････････････････････････ 199
22. 日程第16　発議第　８号　安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について･････････････････ 200
23. 日程第17　発議第　９号　所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について･･････ 201
24. 日程第18　発議第 10号　電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について･･････････････････････････････････････ 202
25. 日程第19　発議第 11号　茶業振興に関する意見書の提出について･････････････････ 203
26. 日程第20　発議第 12号　志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について･･･････････････････････････････････････････････ 205
27. 日程第21　発議第 13号　志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について･･････････････････････････････････････････････････ 205
28. 日程第22　議員派遣の決定･･･････････････････････････････････････････････････ 206
29. 日程第23　閉会中の継続審査申出について（産業建設常任委員長）･･････････････････････････････････････････ 206
30. 日程第24　閉会中の継続調査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）･･･････････････････････････････････････････････････ 207
31. 閉　会･･････････････････････････････････････････････････････････････････ 207

平成２１年第４回志布志市議会定例会

１．会期日程

| 月　日 | 曜 日 | 種　別 | 内　　　　　容 |
|---|---|---|---|
| １２月４日 | 金 | 本会議 | 開会　会期の決定<br>20 年度決算関係（委員長報告・採決）<br>議案上程（質疑、採決・委員会付託） |
| ５日 | 土 | 休　会 | |
| ６日 | 日 | 休　会 | |
| ７日 | 月 | 本会議 | 一般質問 |
| ８日 | 火 | 本会議 | 一般質問 |
| ９日 | 水 | 委員会 | |
| １０日 | 木 | 休　会 | |
| １１日 | 金 | 休　会 | |
| １２日 | 土 | 休　会 | |
| １３日 | 日 | 休　会 | |
| １４日 | 月 | 休　会 | |
| １５日 | 火 | 休　会 | |
| １６日 | 水 | 休　会 | |
| １７日 | 木 | 休　会 | |
| １８日 | 金 | 本会議 | 委員長報告・採決　閉会 |

２．付議事件

| 番号 | 事　件　名 |
|---|---|
| 認定第 １号 | 平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ２号 | 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ３号 | 平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ４号 | 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ５号 | 平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ６号 | 平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ７号 | 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ８号 | 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 ９号 | 平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 95号 | 平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について |
| 議案第100号 | 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第101号 | 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について |
| 議案第102号 | ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について |
| 議案第103号 | コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第104号 | 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第105号 | 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 議案第106号 | 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 議案第107号 | 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について |
| 議案第108号 | 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 議案第109号 | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 議案第110号 | 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号） |
| 議案第111号 | 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 議案第112号 | 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 陳情第 ５号 | 安全･安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書 |
| 陳情第 15号 | 『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書 |
| 発議第 ８号 | 安全･安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について |
| 発議第 ９号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について |
| 発議第 10号 | 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について |
| 発議第 11号 | 茶業振興に関する意見書の提出について |
| 発議第 12号 | 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 発議第 13号 | 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申出について
（産業建設常任委員長）

閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

３．一般質問

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---|---|---|---|
| 1迫田正弘 | 1志布志市のビジョンと政治姿勢について | (1)定住対策としての市営住宅建設計画について<br>①定住対策としての市営住宅建設計画をしっかり立てるべきではないか<br>②農業振興地域除外許認可業務の権限委譲を受けることについて<br>③農業振興地域の区域見直しについて | 市長 |
| | | (2)紀州造林跡地購入と公共施設建設計画について<br>①志布志市本庁舎を志布志地区に建設することについて<br>②学校統廃合、ならびに新設校計画について<br>③南部消防署の移転計画について | 市長<br>教育委員長 |
| | | (3)志布志市公共下水道事業計画の今後の考え方について | 市長 |
| 2立山静幸 | 1各校区の主な施設の備品購入について | (1)高齢者がふれあいサロン等で使用する公民館館・青少年館等主な施設に高齢者用座椅子の購入について問う。 | 市長<br>教育委員長 |
| | 2平成21年度事業執行について | (1)定住促進対策事業の進ちょくを問う。<br>①田舎暮らしサポート推進協議会の設立状況等はどうなっているか。<br>②志布志市への定住促進の具体的な取り組みはどうなっているか。<br>③グリーンツーリズムの可能性調査はどうなっているか。<br>④民泊農家の発掘状況はどうなっているか。 | 市長 |
| 3小野広嗣 | 1行財政改革について | (1)来年度予算編成の時期を迎えて、市長は国の事業仕分け作業をどのように認識しているのか。<br>(2)会計検査院が指摘したような税のムダ使いー「預け」、「埋蔵金」、受注業者の選定にあたっての問題点など、本市ではそのような事実はないのか。 | 市長 |
| | 2介護現場の現状と課題について | (1)本市では介護事業者、介護従事者、要介護認定者、介護家族など、介護現場が抱える多くの課題についてどのように認識しているのか。 | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---|---|---|---|
| ３小野広嗣 | ３新型インフルエンザ対策について | (1)新型インフルエンザが猛威を振るいはじめている中、冬本番に向け、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要ではないか。<br>(2)感染者が集中している学校現場における、感染拡大防止対策の現状を示せ。 | 市長<br>教育委員長 |
| | ４市民サービスの向上について | (1)市役所から市民に送付される文書には、かた苦しいものが多く、わかりづらいとの声をよく聞く。市民の立場に立った、わかりやすい文書の改善に努めるべきではないか。 | 市長<br>教育委員長 |
| ４八久保壹 | １志布志市の活性化推進について所信を問う | (1)市長選出馬にあたり、現市長としてのマニフェストと意気込みを問う。<br>(2)志布志の繁栄は港湾活性化と企業誘致・農業振興ととらえるが、それについての考え方を問う。 | 市長 |
| | ２志布志港湾振興と南九州地域の繁栄について | (1)中枢機能を備えた港湾施設の整備についてどのように考えているか。<br>(2)貿易港としての態勢づくりについて（高規格道路の早期完成へ向けた取り組みについて）どのように考えているか。<br>(3)南日本のハブ港としての備えについて取り組む考えはないか。 | 市長 |
| | ３企業誘致について | (1)ポートセールスにおける現状認識についてどうとらえたのか。<br>(2)企業誘致について積極的に取り組む考えはないか。 | 市長 |
| | ４今後の農村振興と対策について | (1)農業政策の見直しと、新たな構築へ向けたプロジェクトを立ち上げる考えはないか。<br>(2)農業振興は農産物付加価値と外へ向けた販売戦略が不可欠である。その取り組みについてどのように考えているか。<br>(3)グリーンツーリズムの導入について積極的に取り組む考えはないか。 | 市長 |
| | ５住民サービスについて | (1)入札制度の見直しで、地元企業への還元を図ることについて取り組む考えはないか。<br>(2)「ふるさと協議会」を活用した住民サービスを導入して、自治会や集落への支援策について取り組む考えはないか。 | 市長 |
| ５下平晴行 | １指定管理者制度の取り扱いについて | (1)やっちくふるさと村の今後の取り組みを問う。<br>(2)蓬の郷の指定管理のあり方を問う。 | 市長 |

| 質　問　者 | 件　　　　　　名 | 要　　　　　　　旨 | 質　問　の<br>相　手　方 |
|---|---|---|---|
| ５下平晴行 | ２教育行政について | (1) 平成20年第１回定例会で弁当の日（子供の手作り）についての質問に、実施に向けて検討がなされるよう指導・助言をするとあるが、どのような取り組みをされたのか。 | 教育委員長 |
| ６東　宏二 | １志布志港及び漁業振興について | (1) 中核国際港湾としての機能は十分か。<br>(2) 大型船等の航路設定はしないのか。<br>(3) 港湾振興策と漁業振興策を問う。 | 市　　　長 |
| ７小園義行 | １政治姿勢について | (1) 市内の経済状況をどのように認識しているか。その事を踏まえた上で来年度予算編成の考え方を問う。 | 市　　　長 |
| | ２本庁舎について | (1) 志布志地区に移す考えはないか。 | 市　　　長 |
| | ３高齢者福祉について | (1) 敬老祝金を75歳以上全員に支給する考えはないか。 | 市　　　長 |

## 平成２１年第４回志布志市議会定例会（第１号）

期 日：平成21年12月４日（金曜日）午前10時00分
場 所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 会期の決定 | |
| 日程第３ | 報告 | |
| 日程第４ | 認定第 １号 | 平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第５ | 認定第 ２号 | 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第６ | 認定第 ３号 | 平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第７ | 認定第 ４号 | 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第８ | 認定第 ５号 | 平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第９ | 認定第 ６号 | 平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第 ７号 | 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第 ８号 | 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第 ９号 | 平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第 95号 | 平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について |
| 日程第14 | 議案第100号 | 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第101号 | 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第102号 | ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第103号 | コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第104号 | 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第105号 | 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第106号 | 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第107号 | 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第108号 | 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第23 | 議案第109号 | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 日程第24 | 議案第110号 | 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号） |
| 日程第25 | 議案第111号 | 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第26 | 議案第112号 | 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号） |

**出席議員氏名**（33名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 下　平　晴　行 | 2番 | 西江園　　明 |
| 3番 | 丸　山　　　一 | 4番 | 八久保　　壹 |
| 5番 | 玉　垣　大二郎 | 6番 | 坂　元　修一郎 |
| 7番 | 鶴　迫　京　子 | 8番 | 藤　後　昇　一 |
| 9番 | 迫　田　正　弘 | 10番 | 毛　野　　　了 |
| 11番 | 立　平　利　男 | 12番 | 本　田　孝　志 |
| 13番 | 立　山　静　幸 | 14番 | 小　野　広　嗣 |
| 15番 | 長　岡　耕　二 | 16番 | 金　子　光　博 |
| 17番 | 林　　　勇　作 | 18番 | 木　藤　茂　弘 |
| 19番 | 岩　根　賢　二 | 20番 | 吉　国　敏　郎 |
| 21番 | 上　野　直　広 | 22番 | 宮　城　義　治 |
| 23番 | 東　　　宏　二 | 24番 | 宮　田　慶一郎 |
| 25番 | 小　園　義　行 | 26番 | 上　村　　　環 |
| 27番 | 鬼　塚　弘　文 | 28番 | 重　永　重　久 |
| 29番 | 丸　﨑　幹　男 | 30番 | 福　重　彰　史 |
| 31番 | 野　村　公　一 | 32番 | 谷　口　松　生 |
| 33番 | 若　松　良　雄 | | |

――――――――――○――――――――――

**欠席議員氏名**（０名）

――――――――――○――――――――――

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 本　田　修　一 | 副市長 | 井　手　南海男 |
| 教育長 | 坪　田　勝　秀 | 総務課長 | 中　﨑　秀　博 |
| 情報管理課長 | 徳　満　裕　幸 | 企画政策課長 | 溝　口　敏　久 |
| 財務課長 | 溝　口　　　猛 | 港湾商工課長 | 萩　本　昌一郎 |
| 市民環境課長 | 竹之内　宏　史 | 税務課長 | 外　山　文　弘 |
| 福祉課長 | 津　曲　兼　隆 | 保健課長 | 木佐貫　一　也 |
| 農政課長 | 白　坂　照　雄 | 耕地林務水産課長 | 立　山　広　幸 |
| 畜産課長 | 中　﨑　章　文 | 建設課長 | 中　迫　哲　郎 |
| 松山支所長 | 上　原　　　登 | 志布志支所長 | 吉　野　健　一 |
| 水道局長 | 井　手　佐喜雄 | 会計管理者 | 楠　川　昭　博 |
| 農業委員会事務局長 | 大　園　　　朗 | 教育総務課長 | 五　代　豊　一 |
| 学校教育課長 | 山　口　幸　彦 | 生涯学習課長 | 小　辻　一　海 |
| 行政改革推進監 | 野　村　不二生 | | |

――――――――――○――――――――――

**議会事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 今　井　善　文 | 次長兼議事係長 | 徳　田　弘　美 |
| 調査管理係長 | 坂　元　正　知 | 議事係 | 武　田　賢一郎 |

午前10時00分　開会　開議

**○議長（谷口松生君）**　ただいまから、平成21年第４回志布志市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

――――――○――――――

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（谷口松生君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、東宏二君と宮田慶一郎君を指名いたします。

――――――○――――――

**日程第２　会期の決定**

**○議長（谷口松生君）**　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの15日間に決定しました。

――――――○――――――

**日程第３　報告**

**○議長（谷口松生君）**　日程第３、報告を申し上げます。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第15号、陳情第16号及び陳情第18号につきましては、総務常任委員会に付託をいたします。

次に、地方自治法第243条の３第２項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から、第18期事業報告書及び決算書、第19期事業計画書及び予算書、並びに監査委員から監査報告書が提出をされましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思います。

――――――○――――――

**日程第４　認定第１号　平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第４、認定第１号、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

６番、坂元修一郎平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員長。

**○平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（坂元修一郎君）**　ただいま議題となりました認定第１号、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月13日から16日及び21日の五日間にわたり、各課・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

まず、農業委員会分について御報告申し上げます。

県農業会議拠出金として52万3,000円を拠出しているが、本市の農業委員会として20年度において、どういう活用をして、どういうメリットがあったのかとただしたところ、県の農業会議の職員に来てもらい、定例総会の後に年金の勉強会を行った。全体的には、県の農業会議が主であるが、市町村の農業委員会としてはこれを活用するということで、負担金相応の利活用はしているとの答弁でありました。

高齢化が時代とともに確実に進むことに対して、農業委員会としては本市の農業方針、指導あるいは課題をどのように受け止めているのかとただしたところ、20年度に市の全農地を調査して、それを受けて所有者あるいは相続の関係を１筆ずつ全部調査している。その調査を基に意向調査をしたいと考えている。そうした中、よみがえる農地復元対策事業ということで、農用地以外の白地の耕作放棄地をきれいにして利活用していただこうと、21年度は予算化をしているとの答弁でありました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

畜産基地の経営状況についてただしたところ、全般的に、飼料の高騰あるいは出荷物の畜産価格の価格低迷は国内の構造的なマイナス要因の部分であり、畜産基地においても肥育・養豚とあるが、経営の継続が非常に厳しいというような農家も発生していて、畜産基地の経営継承という形で引受先等の検討も、県と一緒になりながら行っている農家も一部あるとの答弁でありました。

県地域振興公社営事業負担金は、振興公社の事務局経費等は含んでいないのか。含んでいる場合、どのくらい含んでいるのかとただしたところ、総体事業費の中で、国が50％、県が22.5％、事業参加者が残りの27.5％を負担する形で事業としては成り立っているが、事業主体となる地域振興公社の事務費、管理費分は積算根拠になっている。一般管理費は事業工事費の７％となっているが、市には総体額のみが提示される状況であるとの答弁でありました。

酪農家に初乳殺菌処理機が６台導入されて、一般の肉用牛農家へどれくらい普及したのかとただしたところ、500cc入り容器で200本配布しているようであるとの答弁でありました。

肉用繁殖雌牛導入事業貸付金の償還状況についてただしたところ、どの地域においても滞りはないということで、予定どおり農協から返済がなされているとの答弁でありました。

畜産農家に対する支援体制については、ソフト的なものでも100％一般財源という事業が多い。この一般財源の見直しについて、どういう考えで臨んでいるのかとただしたところ、本市の農業生産額のおおむね半分は畜産関係の生産額であり、本地域の発展においては大きな要素になっている。限られた財源であるので総体的な中での見直しは当然必要であるが、昨今の厳しい畜産農家への支援で経営が改善する、本市の地域活性化に寄与できているレベルを維持するということも必要ではないかという、その両方の面をもって検討していきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

農地・水・環境保全向上対策事業については、決算を通じて成果はどうであったかとただしたところ、非農家を含めた中での事業実施が目的の中にあり、20年度は非農家が1,218名、28.4％参加しており、

参加率としては実績が上がってきたのではないかと考えている。20年度になってからそれぞれ地域での特色が出てきて、野井倉南部協議会はコスモスロード８haを２年目も実施しており、有明の草野地区では地区内の商店で使える地域通貨を発行している。ほかの地区についても、コスモスあるいはひまわりという形で更に充実してきたのではないかと感じているとの答弁でありました。

さかき・しきみについては、販路と売り方にある程度力を付けていかないと、投資をしても効果がないと聞くがとただしたところ、鹿児島県でも志布志市花木生産組合は一目置かれている。市場との相対契約も結んでおり、販売については直接市場に納め、仲買を通さなくてもよいということで組合員も非常に助かっている。また、50haぐらいのさかき・しきみがあれば市場も計画的に出荷を求めるということから、まだまだ増反してもいいのではないかと考えているとの答弁でありました。

漁業関係の後継者については、経営がよくなれば後継者もいるだろうと思われるが、行政のバックアップが足りなかったのではないかとただしたところ、当初予算を計上する際には漁協との打ち合わせを行い、基金の中で精一杯支援をしていると考えている。限りある財源で、20年度は真だいと平目を放流し300万円程度掛かったが、事業効果を考えた場合、21年度は中止して別な事業に充てた。今後も漁協と協議を進めながら、できるだけ漁民の方々が安心して操業できるような事業を組み立てていきたいとの答弁でありました。

緊急間伐対策事業については、間伐の場合、やはり林家の経営を支えるという部分ではそれなりの収入がないといけないと考える。１ha当たり３万円という経費の一部助成をどのように考えているかとただしたところ、間伐については30年ぐらいになれば10ａ当たり事業費が２万6,200円掛かる。国・県・市・森林組合から総額２万2,816円の補助があり、木材代を１㎥当たり8,000円として、運搬経費等を引いて差し引き8,000円程度林家にお金を返すという試算をしているが、なかなか平均的にいかない山が多く、現状はゼロ精算的なことが多いのではないかと考えている。森林組合にも市が3,000円出しているので、できるだけ3,000円は返すようにお願いしているとの答弁でありました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

やっちくふるさと村指定管理については、その投資効果はどうであったのかとただしたところ、高規格道路の松山インターから有明北インターが開通した結果、通行車両の減に伴い、売上減が目に見えて現れており、地元の農産物の販売についても検討を重ねてお願いしているが、通行する人や立ち寄るお客さんの入り客数の減により、なかなか思うようにいかないという状況であるとの答弁でありました。

農業農村家業再生支援事業について、20年度までに認定している12名の方々の経営状況なりを把握しているかとただしたところ、３月末までに実績報告を出すようになっており、認定になった時点から現在までの経営状況や収入状況などをいろいろ聞かせていただきながら進めているが、牛を増やしたりかんしょを増やしたりとか、着実に規模拡大がなされているのではないかという答弁でありました。

農業公社にほかの所から来てピーマンを作って頑張っておられる農家の現状についてただしたところ、ピーマンの10億円達成のために活躍していただいた部分があり、平均以上を生産していらっしゃ

る方々が多数を占めている状況で大変有り難いと思っているとの答弁でありました。

次に、税務課分について御報告申し上げます。

監査意見に不納欠損処分についての指摘があるが、20年度の決算を振り返りどのように留意していく考えかとただしたところ、不納欠損処分はなるべく避けたい事項である。支払い能力の見極めなどの実態調査に今後力を入れて、まじめに納めていただく納税者に対して不公平感を持たせてはいけないという指摘であると思うので、そのことを基本的に考えながら徴収・滞納処分にあたっていきたいとの答弁でありました。

滞納整理状況の差し押さえ予告などについて説明を求めたところ、納税通知書を送付して納期内に納入がない場合、督促、未納のお知らせ、差し押さえ予告という順番で行っているが、その予告の中で分納を約束されている方がいる場合、差し押さえ予告となる。分納の約束、もしくは相談も来られない方に関しては、そのまま不動産の差し押さえ・債権の差し押さえという形で行っている。裁判所で競売があった場合、滞納分に関して要求するのが交付要求となる。インターネット公売については、20年度は動産の差し押さえを行い、インターネット公売によって３件処理したとの答弁でありました。

新築家屋調査業務委託については市の職員で対応できないのかとただしたところ、現在家屋調査を行っている職員が係長を含めて３名だが、３名で市内全域をカバーしていくのは不可能という状況である。住宅関係については非常に専門的な知識も必要となり、職員がその場で家屋調査をすることは至難の業であり、ある程度専門的な知識がないとできないという中で、専門の所にお願いして、市の職員も必ず同行しているが、それでも追い付かない状況であるとの答弁でありました。

滞納者への車のタイヤロック装置は使われる経緯があったか、また購入して効果があったかとただしたところ、購入後市役所の玄関の所に展示して、各庁舎内にも写真をはっているが、実際に実施はまだしていない。成果としては、昨年来、導入してからタイヤロックをされると困るということで、納める方が非常に増えている。けん制作用を一つの大きな目的として導入したので、そういう意味では金額以上の効果があったのではないかと自負しているとの答弁でありました。

たばこ税の収入が下がってきているが、見通しはどうかとただしたところ、19年度の３億1,500万円から20年度は２億7,000万円台になり、また今年も落ち込むという状況である。それくらい喫煙者の人口は減少している。また政権交代もあり、民主党でたばこ税の引き上げについても検討作業に入るようで、上がるとますます減ってくるのではないかと心配しているとの答弁でありました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

公営住宅解体整地事業については、42戸の空き家を今後どうするのかとただしたところ、地元の入居者の方に昨年度説明を行った中では、若浜地区・松波地区・肆部合地区・通山地区のそれぞれ合計150戸程度の建て替えをするという説明を行った。その中で、空き家については、建て替えをする所に年次的に空き家を空けながら撤去していくということで考えている。ストック計画の中で撤去と用途廃止という所は、退去者が出たら年次的に撤去していくが、長屋続きの所は片方のみが空いても撤去が厳しいため、両方空いたら撤去するということで、計画的に撤去・用途廃止を図っていきたいとの答弁でありました。

住宅使用料の納入はどういう状況になっているかとただしたところ、調定額に対して納入率が現年度分97.26％で上がっている。295万4,850円が未収となっているが、５月末から徴収を行い160万円ほど徴収しているので、努力を重ねてなるべく減らしていきたいとの答弁でありました。

住宅管理費の地上デジタル放送受信システム調査業務と設計業務についてただしたところ、改修業務と調査業務で分けているが、まず地域によって地デジの通る所と通らない所、電界力の調査を行った。その調査に基づき、アンテナの付いた車で電界の調査を行い、電波の弱い所については改修業務をしなければならないということで設計業務を行った。主に電界力の弱い所は松山町だったが、あくまでも今回の施設は共同支線の調査であり、各戸の調査ではないとの答弁でありました。

公営住宅火災報知器設置工事で、問題点として「全戸設置することができず、設置箇所に不均衡が生じた」とあるが、今後はどのように考えているのかとただしたところ、今年度、残り分は発注しており、市営住宅は全部設置済みになるかと思われるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について御報告申し上げます。

携帯電話については移動通信用の鉄塔が八野地区にできて格差がなくなったが、一部まだ使えない場所があるということで引き続き不感地帯を今年度行うということだが、どのような事業かとただしたところ、不感地帯として押さえた地区を今年度携帯電話エリア等整備事業を導入して実施する計画である。現在国の交付金の内示待ちであるが、情報通信基盤事業で経済危機対策交付金を国がみてくれるということで、その分も財源として見込んでいる。馬庭地区と柳井谷地区については通信事業者自らが民間の力で行いたいという話もあり、現在調整中で、場合によっては通信事業者が自主的に行っていただけるかもしれないとの答弁でありました。

電算機器類の廃棄に伴う搬出処分業務として支出がなされているが、パソコンには貴金属が入っており、処分費を払うのではなく有償という方法での処分はできなかったのかとただしたところ、市役所のパソコンの廃棄については産業廃棄物の取り扱いになるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分している。パソコン等についてはハードディスクに業務で使用したデータ等が残っている可能性があることから、行政情報等が外部に出ないように確実に破壊処理をしなければならないということで、特に情報漏えい等には気を付けている。貴重な金属が含まれていたり、あるいはリサイクルできる分もあるかと聞いているが、現状では市で処分したパソコンが確実に処分されたかという履歴を確認するためにやむを得ないのではないかと考えているとの答弁でありました。

総合行政ネットワーク機器更新業務はどのようにして耐用年数が出てくるのかとただしたところ、このシステムは合併前に旧志布志町で導入したもので、既に５年経過しており、使用しているウィンドウズ2000サーバーというＯＳがバージョンアップを中止することからセキュリティの低下につながるので、国からも指導があり、本市だけではなく全国一斉に機能更新を行ったとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について御報告申し上げます。

新公共交通システム導入事業について、問題点に「実証運行の時期の検討が必要である」となっているが、どのように21年度は検討しているのかとただしたところ、松山地区と有明地区には軒先まで来るデマンド方式の福祉バスが合併前からあり、合併して志布志地区は業者もおり、デマンド方式はタ

クシー等に非常に直接影響することから路線方式となっているが、高齢者の方が停留所まで行けなくて当然利用が減ることになる。福祉バスと関連して旧町をまたぐ形の公共交通はできないかということでは大体方向が決まったところだが、20年度は結果が出ただけであり、20年度以降の早い時期に実証運行をして、利用者があるかないかを含め、今検討を重ねているとの答弁でありました。

男女共同参画事業について、相談窓口に来た件数、専用電話などの件数と内容等についてただしたところ、毎月２回、第一・第三水曜日に改善センターで女性支援相談室を開設しているのと同時に、企画政策課内にフリーダイヤルの専用電話を設置している。件数としては、平成19年は相談室が月平均１件、電話相談が月平均1.3件、平成20年度は相談室が月平均2.1件、電話相談が1.9件になっている、平成21年度は相談件数が月平均３件、電話は若干減少して月1.3件になっている。内容として、やはりＤＶもだが、だんだん相談の内容が深刻化しており、３回ほど警察に同行した経緯があるとの答弁でありました。

女性相談について、問題点の「警察署からも市で緊急一時避難の施設の要望がある」ということについて、その詳細をただしたところ、大変緊急を要する方は警察に被害届を出して保護していただくこともあるが、警察には保護する施設がない。市に母子寮があるが、あくまでも母子生活支援施設であり、一時保護のための施設ではない。セキュリティの問題とかを考えると緊急一時保護の施設については、新たに考えていかなければならない課題だと思うとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について御報告申し上げます。

塵芥処理費の委託料のそれぞれの内訳についてただしたところ、資源ごみ中間処理業務は有限会社そおリサイクルセンターに一括して委託している。ごみの収集運搬経費は、資源ごみ収集運搬業務が有限会社大隅衛生企業、一般ごみ収集運搬業務は有明地区と松山地区が大隅衛生企業へ委託して、金額が2,851万3,800円、志布志地区は2,256万6,000円で有限会社ミヤウチへ委託している。生ごみ・草木剪定枝リサイクル業務は有限会社そおリサイクルセンターへ委託しているとの答弁でありました。

合併浄化槽の関係で近いうちに補助金の打ち切りがあろうと思うが、今後どういう形でやっていくのか。また、現状の設置率についてただしたところ、設置数は約2,000基を超えており、設置率は31.6%となっている。今後の見通しについては、５か年の事業ということで22年度まではこういう形でいくという計画は持っている。一部懸念しているのは、昨年も年度末に苦慮して、途中で補正等もお願いして230基を244基に増やしていただいた経緯があるので、県全体で持っている個数があれば補正をお願いすることも出てくるかと思うとの答弁でありました。

ごみの不法投棄が後を絶たない原因を担当課ではどのように感じ、どのような方向性として対策を打っていこうとしているのかとただしたところ、分別が多いから不法投棄が多いと言われるのが本当に悔しい。マイロードクリーン大作戦とかおじゃったもんせクリーン大作戦という善の取り組みで克服していきたいと考えている。環境パトロールで回収したごみの量も、平成19年度は12.6ｔ、平成20年度は10.5ｔということで減っている。なお、警察とも協議してポイ捨て防止条例も10月から施行しているが、警察では不法投棄と分かり、相手方が分かればその都度検挙しており、中には30万円、40万円罰金を払っている方を何人も聞いている。今は職員ができるだけ警察と一緒に行動するというこ

ともしているため、不法投棄があれば不法投棄の廃掃法の1,000万円以下の罰金の方になり、そちらを適用するということで警察とも協議をしたところであるとの答弁でありました。

衛生センターの負担金をより少なくしていくため、搬入される汚泥を利活用していく考えは持っていないのかとただしたところ、現在は凝固剤を入れて清掃センターに埋め立てている状況で、凝固剤を入れてしまうとたい肥にする処理が大変であり、バイオマス利活用ということで凝固剤を入れる前に何かできないか検討しているところであるとの答弁でありました。

次に、保健課分について御報告申し上げます。

温泉保養所利用料助成事業の対象者が約6,000人いる中で、約1,500人近くの方が申請して、申請した人は必ず使い、また使うから申請するわけで、申請すれば執行部としては利用者を増やすのが当然だと思うが、どのような対応なのかとただしたところ、予算計上しているので利用していただければ有り難いが、今、内部協議の中で、温泉利用については市内・市外もあるが、市内に限定してもいいのではないかと考えているところであるとの答弁でありました。

曽於郡医師会立病院については、脳外科医・小児科医・産婦人科医の確保ができないとあるが、要望はするがかなりの原資が必要だという話もある。担当課としてはどういうふうに思うかとただしたところ、今現在、脳外科が非常勤で月２回来られて、小児科は休診中、産科が今のところなく、婦人科が非常勤で週１回来られている。ほかに泌尿器科・皮膚科・眼科・放射線科が非常勤である。ただ、全国的な流れで問題になっているが、脳外科・小児科・産科を含めて医師が大変不足している状況である。行政として大変心配しているのは、非常勤ということは救急医療に対しての対応がどうなのかということであり、対応としては定住自立圏の中で広域に考えないといけないと思っているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について御報告申し上げます。

自主財源の確保ということで、保育料徴収の現状についてただしたところ、一昨年からすれば若干保育料の滞納が増えたのではないかと思う。今現在、1,300万円ほどの収入未済がある。対応策として、児童手当・児童扶養手当等の支給は基本的に口座振り込みとなっているが、極力窓口対応ということで相談しながら、あとは戸別訪問で徴収対策を取っていかなければならないと判断しているとの答弁でありました。

敬老祝金は、平成20年度は満年齢ということで節目支給になったが、それ以前は満年齢と数えが混在しているような状況で支払いがあった。節目支給になった時に漏れた方はいないか実態についてただしたところ、節目支給になる以前の平成18年度についても、77歳の喜寿・88歳の米寿・99歳の白寿については数えの年齢で支給をしており、平成20年度、平成21年度と変わらないところで、年齢の基準日を決めて、広報も必ず「何年何月何日から何年何月何日までの対象の方」としているので、市内に住所があり、且つ市内に住んでいる方の支給漏れは把握していないとの答弁でありました。

福祉タクシー運行業務の登録者数についてただしたところ、平成20年度末の登録者は2,298名で、内訳として有明地区が552名、松山地区が1,382名、志布志地区が364名となっている。人口比に対して松山地区が非常に多いのは、事業実施を最初された時に70歳以上の方についてはすべて登録をしたため

であるとの答弁でありました。

生活支援ハウスについては民生委員の勉強会をして今後周知を図っていくということだが、民生委員を通しての申請や相談が多いととらえていいのかとただしたところ、この施設は旧志布志町にある施設で、合併後は旧松山町、旧有明町の方も利用できるようになり、平成20年度はまず一番相談を受けると思われる民生委員の方々に、生活支援ハウスとはどういう施設であるかという勉強会を実施した。申し込みの経緯については直接される方やケアマネージャー、在宅介護支援センターを通しての部分がほとんどで、20年度については民生委員を通しての申請は１件だけであったとの答弁でありました。

老人ホームについては待機者が多いということで、改善できる方法はないか検討して待機者をなるべく少なくしていく方向性に持っていってもらいたいがとただしたところ、養護老人ホームについては申請があってから地域ケア会議を開いて順位付けをして、緊急性のある方から順番に入っていただく段取りをしている。順番の遅い方でどうしても１人では難しい生活状況であるという方については、生活支援ハウスなどの利用を考えながら、養護老人ホームへの待機を待つということにしているとの答弁でありました。

生活保護について19年度と20年度の推移と、格付けでの調査がどのようにされたのかとただしたところ、生活保護世帯の推移については平成19年度が平均390世帯、平成20年度が平均383世帯、平成21年度８月まで385世帯と、ほぼ横ばいである。ケース格付けについては、Ａケースが１か月に１回以上、Ｂケースが３か月に１回以上、Ｃケースが４か月に１回以上、Ｄケースが６か月に１回以上、Ｅケースが１年に１回以上の訪問を原則としているとの答弁でありました。

生活保護格付けＡからＥの詳細についてただしたところ、Ａケースは生活の仕方に問題があったり、働けるのに無就労の世帯、Ｂケースは働いてはいないが求職活動を熱心に行っている世帯、Ｃケースは自分のできる範囲で就労を行っている世帯、Ｄケースは高齢者・傷病者・障害者世帯で、介護サービスその他の在宅福祉サービス等により一定の処遇が行われており、日常生活が安定している世帯、Ｅケースについては単身者の世帯で長期に入院している患者、あるいは世帯のすべてが福祉施設に入所中の世帯で、日常生活が安定している世帯となっているとの答弁でありました。

出産祝金支給事業の実績が年々増えてきているが、この事業を行った成果ととらえていいのかとただしたところ、第３子以降が対象であるが、第４子を産まれる方もいらっしゃるので、出産が増えつつある傾向にあると思う。この出産祝金が呼び水になっているかということについてははっきりと言えないとの答弁でありました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について御報告申し上げます。

消防組合負担金が旧町時代からずっと右肩上がりで上がっていくが、負担金を出した割には隅々までその成果が上がっているのかというと多少問題がある。広域化になるとますますその格差が広がっていくのではないかと心配する。消防議会では負担金、レスポンスタイム、そして隅々までの消防行政サービスについての議論はどういう状況かとただしたところ、24年度末に計画どおり広域化が進むとなった場合、本市においても格差が当然生じることが想定される。現在南部署に２台高規格救急車が

配備されているが、来年４月から大崎の分駐隊に１台配備ということから、本市の南部署には１台配備となる。現在の南部署の耐震問題や老朽化ということで移転計画を消防議会でも承認されて、庁内の消防プロジェクトメンバーで移転候補地を現在探している。仮に志布志寄りになった場合、１台の配備しかないので当然有明地区の一部のレスポンスタイムが現在より長くなるだろうと想定している。南部署に２台配置となれば格差がなくなるという考え方を持っているとの答弁でありました。

行政評価導入支援事業の成果として「次年度の企画立案、予算編成に反映」とあるが、21年度にどのように評価され、編成に反映されたのか。また、未評価事業が188件、問題点に「マネジメントシートの項目に対応した記述が乏しく、改革改善や集中改革プランの推進を図るためにも更なる行政評価制度の定着へ取り組む必要がある」とあるが、どういう職員の対応なのかとただしたところ、現在20年度の振り返りという評価作業を職員にしてもらい、その結果等も出ており、それらを受けて来年度の予算編成に向けて評価が反映されていくものと考えている。未評価事業188件については評価作業がまだ最後までできていない部分も多数あり、反省すべき点であったと思う。行政評価については今年度が２年目ということで、一生懸命取り組んでいる職員は内容についてもすばらしい評価をしているが、中には業務に追われ中途半端になったりしており、すべて均等に職員が評価できるように、来年・再来年度と続けて講師等から指導していただき、底上げするための研修が必要ではないかと考えているとの答弁でありました。

自治会助成金事業については３年間ということで、４年目は見直しということであるが、21年度はどういう取り組みをしていくのかとただしたところ、20年度までは経過措置を設けて合併前を基本に助成金を支出したところで、基本額・世帯割・加算割という助成内容であった。21年度から世帯割と加算割という形で助成をするが、激変を避ける考え方で取り組んでいるとの答弁でありました。

次に、財務課分について御報告申し上げます。

財務諸表等作成事業は単年度事業か、またどこに委託しているのかとただしたところ、新公会計制度に伴い平成20年度決算から連結財務諸表を作る中で資産の整備が必要ということで、平成20年度から21年度の債務負担行為を計上した２か年の継続事業である。委託先は地域科学研究所であるとの答弁でありました。

地方債の関係については、毎年度何らかの形で増えていくような気がするが、そうなった場合、自主財源が30％を切っている観点から財務課としてどういう取り組みを考えているのかとただしたところ、平成20年度は経費の削減をどうするかという部分で、当初予算で人件費を１億円ほど、事務事業を見直しして物件費を8,300万円程度、市単独事業の削減で9,500万円程度、合わせて２億7,000万円程度の削減をした。昨年度から事務事業評価の導入をして客観的に判断するということで、事業ではなく施策をどうするかという部分を明確にして重点施策になった分の予算を確保して、それ以外の分は削減していくという手法でないと今後は困難かなと考えている。その制度を、できれば22年度当初予算に少しは反映させたいとの答弁でありました。

優先施策という中で民間経営感覚、公共事業の在り方という観点から予算の健全化の対応をしていくべきだろうと思うが、そのような大きな視点でどういう取り組みをしているか、何を削減できるか

とただしたところ、施策的な部分は最終的にトップが判断することだが、事務レベルとして何を優先して、どの経費をどう見直すかは今後明確にしていかなければならない。財政サイドとしては、平成27年度で交付税が今年度の試算で約10億円減ることから年次的に事業の見直しはしていかなければいけない。普通建設事業等だけでなく、一歩踏み込んで通常の福祉施策、保健施策についてもすべて一回見直すという中で、どの事業を優先的に配慮するか決定していかなければならないという答弁でありました。

次に、港湾商工課分について御報告申し上げます。

新しくコンテナバースが供用開始となり、輸入だけでなく輸出も考えていろいろな事業に取り組んでいるが、今後は中国向けも考えた取り組みが求められてくる。また、観光戦略とも結び付けてスポーツ合宿の誘致等をやっていくことにより真の志布志港、中核国際港湾といわれるようになってくると思う。南九州地域全体を含めた港であるという位置付けが必要だと思うがとただしたところ、志布志港は南九州の物流拠点という形でとらえているが、コンテナ取扱量が九州第３位でも外に向けた貨物の働き掛けがまだまだ足りなかったと考えている。新若浜が供用開始になって、倍近くの能力がある現状を知っていただくために、八つぐらいの協議会があるが、これらの協議会を通じてポートセールスを行っている。併せて近傍の企業の物流等を把握して、トラック便を船便に利用できないか各企業等に対して働き掛けを行っている。スポーツ合宿については鹿児島スポーツ合宿ツアーということで、本市では城山総合運動公園のテニスコート、有明野球場、志布志運動公園を中心に施設の研修を行い、学生・旅行エージェントと交流をした。結果として、二つのチームが既に合宿をするということで決定し、あと二つがほぼ決まりそうだとの答弁でありました。

イベントについては、お釈迦まつり・やっちく松山藩秋の陣まつり・ふるさとまつりと大きなイベントがあるが、予算を減額して魅力あるようなイベントの在り方への取り組みについてはどう考えているのかとただしたところ、現在市を挙げて行政評価等に取り組んで経費削減の検討をしているところであり、市の四大イベントについても整備を進めていくべきだと考えている。20年度までは合併以降のこれまでの経緯を踏まえ、同額で助成金の支援をした。21年度については対前年度10%減の補助金等の要望をさせていただき、現在実施をしている。今後はより少ない経費で盛り上がりのある取り組みをできるよう検討しながら進めていきたいとの答弁でありました。

市の観光協会育成事業についてはいろいろな問題が起きて、「観光特産品協会」と名称を変えてやっているが、協会自らの育成もしていかないと何も改善されない。行政の一方的な助成金だけではなく、協会自らの取り組みも指導するべきではないかとただしたところ、観光と特産品が一体となって自分たちで収入を上げて運営できるような働き掛けをして、行政と一緒になって育てていきたい。現在、志布志駅に総合観光案内所を設置し、アピアに特産品の販売所を設けるので、将来的には観光と特産品がうまくマッチして自分たちで運営できるような方向性も指導していきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課及び給食センター分について御報告申し上げます。

20年度の施政方針に「外国語指導助手や地域人材の有効活用による英語指導を行っていく」とあるが、この成果はどうだったのかとただしたところ、市内には５年目のＡＬＴを２名、今年４月に新しく更

新したＡＬＴを１名の計３名配置しており、男性が２名、女性が１名という体制である。主に中学校の英語授業の指導とともに、時間の余裕を見て各小学校を回る形を採っている。英語の授業で、実際に生活で外国語を使う人たちの英語を生に触れさせるということを最大の目的に、日本人の英語教師の補助という形でＴ１・Ｔ２と付けて学習をしている。本市に配置されている３名のＡＬＴは、子供たちとの関係はもちろん、英語の学習の中での子供たちとの学習の在り方にも成果を上げつつあると思うとの答弁でありました。

ＡＥＤ設置事業については取り扱い講習はどのようにしているのかとただしたところ、20年度は学校からも職員を呼んで市主催で２回開催した。水難事故の時期をとらえて各学校のＰＴＡ等でも独自にやってもらった。21年度もそれらを最低維持したいということで、市主催で１回、消防署で教員を対象に開催していただくということで２回、各学校のＰＴＡで昨年度できなかったところも含めて、このレベルのことは今後も繰り返し行っていきたいとの答弁でありました。

　スクールカウンセラー配置事業について、配置しているのは志布志中学校だけだが、志布志中がいじめ・不登校が多いのか、それとも専門資格者が少なく配置が難しいのか、予算的なことなのかとただしたところ、この事業は県の事業で１名配置ということで、生徒指導上、そして規模的なことから志布志中に配置したところであり、志布志中で必ずしも事例が多いということではない。市内のほかの学校で希望等や先生の都合等があったときには活動できるようにしてある。専門家という立場でスクールソーシャルワーカー制度も入れて、総合的に不登校生徒指導等ができる体制では拠点校として志布志中に配置して、要請等があればほかの学校にも対応するとの答弁でありました。

　特産品活用学校給食補助事業について、地域の農業活性化も含めて地域の農産物は使えないか、子供たちの食育ということも含めて、その対応ができないか論議されたかとただしたところ、現在４名の栄養教諭が配置されていて、各学校に出向いて有機農業を含めて食事に至るまでの経緯等について指導しながら食育が実践されている。地域の産物を提供するという意味では、松山・志布志の両センターとも50％以上活用している。志布志産だけでは量が足りない、時期的にないものが多いということでは県産県消という考え方を持っており、県内産を入れると両センターとも約８割近く使っているとの答弁でありました。

　新しく給食センターができたが、残さの状況、そして給食費の徴収状況、未納に対して当局としてどういう努力をしているのか、徴収の可能性はどうなのかとただしたところ、残さについては中学校はかなり減ってきているが、小学校は若干増えている。給食費については今、市全体で約400万円の未納がある。給食費の徴収は基本的には学校にお願いし、各学校の校長・教頭先生等が自宅訪問をされるなど努力をされており、場合によっては給食センター職員も同行しているが、なかなか支払っていただけないところで、解消が難しいというのが実情である。滞納分の解消については、学校給食運営審議会でもその都度議論になるが、特に給食の時間に弁当持参とか、あるいは親から契約書を取るというようなことは具体的にはしていないとの答弁でありました。

　次に、生涯学習課及び図書館分について御報告申し上げます。

体育施設の指定管理委託について、問題点に「市で対応する部分と指定管理者で対応していく部分と

が明確でなく、完全な指定管理者とまではいっていない」とあるが、どういう部分が明確でないのかとただしたところ、主に修繕等で急きょ故障したとき、30万円以上は市の対応、それ以下については指定管理の対応ということで行っているが、見積もりを取って30万円前後になったとき、どちらがするのかという問題があった。今回、指定管理の募集を掛ける段階で、基本的には指定管理の方で予算の範囲内で修繕を行うという募集に変えたとの答弁でありました。

図書購入事業について、県の購入の実態と本市の購入の在り方についてただしたところ、図書購入についてほとんどは全職員で選定をしており、リクエスト分についても全職員で協議して決定しているが、99％と言っていいくらいこたえている。県内の一人当たりの図書購入費で比較すれば、昨年度は県下で５位ぐらいになるとの答弁でありました。

山城の状況についてただしたところ、国の指定を受けてから公有化事業と調査事業を並行して進めている。公有化事業については最終段階となり、残っている３割程度の指定地を現在、開発公社に２年がかりで先行取得をお願いしているので、国の補助事業で22年度と23年度で再取得して、この２年間ですべての用地が取得されることになっており、残っているのが地権者４人分という状況である。調査事業については、発掘調査をして面積が広がっていくごとにいろいろなことが分かってきて、早く市民に還元するために20年度は過去２年間で掘り上げた成果を案内板２基に表示しているとの答弁でありました。

次に、会計課分について御報告申し上げます。

配当金については、いくら出資して何パーセントの配当があったのかとただしたところ、有価証券で株式会社南日本放送が出資額97万5,000円で配当が12％、出資による権利で鹿児島相互信用金庫が出資金10万円で配当が２％であるとの答弁でありました。

会計課長は指定金融機関がそお鹿児島農協であることは自覚されているのかとただしたところ、指定金融機関はそお鹿児島農協志布志支所が担当する契約になっており、当然指定金融機関はそお鹿児島農協である。市役所への収納については当然そお鹿児島農協が責任を持って行い、支払いについてもそお鹿児島農協を通じて業者の方、市民の方にはしているとの答弁でありました。

融資については金利の安い金融機関を利用するというのが鉄則であり、間違いのない執行をするようにとただしたところ、現在会計課で保有している資金については、９月末現在で約55億9,000万円である。そのうち31億6,000万円をそお鹿児島農協に預けている。あおぞら農協は22億2,000万円程度、残りは鹿児島銀行が１億円、鹿児島興業信用金庫が4,600万円、労働金庫が4,800万円で、基本的に農協を中心に取り扱いをしているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について御報告申し上げます。

監査委員２名の出勤日数についてただしたところ、病気等によりできなかった部分もあって合わないが、識見監査委員が64日、議選監査委員が60日であるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について御報告申し上げます。

議会費の1,263万6,000円の減額補正については何月に行ったのかとただしたところ、最終補正の時に不用額が生じると見込まれるものについて３月に減額をしたとの答弁でありました。

以上で質疑を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、認定第１号、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第１号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

**○議長（谷口松生君）**　起立多数です。したがって、認定第１号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

―――――――○―――――――

**日程第５　認定第２号　平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第６　認定第３号　平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第７　認定第４号　平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第８　認定第５号　平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第９　認定第６号　平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第10　認定第７号　平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第11　認定第８号　平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について**
**日程第12　認定第９号　平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第５、認定第２号から、日程第12、認定第９号まで、以上８件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

３番、丸山一平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員長。

**○平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（丸山　一君）**　ただいま一括議題となりました認定第２号から認定第９号まで、平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月22日と23日の二日間、それぞれの各所管課・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第２号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

昨年、国民健康保険税が11.9％の増加の改定、また法定外繰入金が２億円の増額ということで運営がされて、決算では４億279万1,426円の黒字であるが、国民健康保険基金繰入金が執行されていない。当然健全な運営がされたからと思われるが、この時点で基金がいくらあったのか、基金を繰り入れるという前提が当初であったわけだが、決算において国保会計の運営の在り方について今後どうしようと考えての決算になったのかとただしたところ、20年度の国保財政の運営を行っていくためには一般会計からの法定外繰入金、そして国保税率の改正を行いながら執行した結果、繰入金2,600万円を執行しなくてよかったという財政運営になった。5,000万円ほど積立金に積ませていただいたとの答弁でありました。

20年度に滞納関係で短期保険証はどれくらい交付したのかとただしたところ、20年４月から３月末までに年間2,157世帯交付しているとの答弁でありました。

滞納については分母を減らしていくという努力を行わないと徴収率は92％を割り込んでしまう。20年度決算を踏まえて当局としてはどのようなことを行おうとしているのか、そのような議論はしているのかとただしたところ、特に納められる人については当然地方税法に基づいた滞納処分を行いながら税の確保に努めていくという基本姿勢でいる。生活困窮者については、庁内での連携を取りながらやっていきたいと考えているとの答弁でありました。

健康診査助成事業については、受診対象者からするとかなり受診率が低いようだが、担当課としては受診率を上げる対策としてどのような対策を考えているのかとただしたところ、日曜日などの休日健診については旧有明町、旧志布志町でも実施していたが、それほど受診率の変化がなかったということで、今は受診されなかった方に対しての受診勧奨ということで再通知を出しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国の制度の在り方等を含め、もっと地方自治体、また国民に対してきちんとした対応をしていかなければ国保はもうとんでもない状況になってしまうという心配がある。よって、20年度決算については認められないという立場であるとのことでありました。

次に、賛成討論として、20年度においては国保税の大幅な改正という前提の下にスタートしたが、やはりそれなりの医療費の上昇率の抑制をし、また住民の方もそれにこたえていくというような状況から、法定外繰入金の２億円を差し引いても約２億5,000万円の剰余金が生まれたのではないかと思う。決算については、職員あるいは住民の方々の医療費に関する知識・意識というものが高まっての成果であろうと感じるので、適正と認めて賛成の立場であるとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第２号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第３号、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

20年度決算の対象者は何名かとただしたところ、対象者は4,681名、件数としては１万788件分であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第３号、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第４号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

保険料普通徴収で滞納分の詳細についてただしたところ、保険料については当初特別徴収と普通徴収ということで始まったが、年度途中で制度の改正が行われ、軽減措置についても改正が行われた。滞納者は20年度末で50名であったが、現時点では31名になっているとの答弁でありました。

高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査事業において対象者は何名かとただしたところ、４月の基準日において5,818名であるとの答弁でありました。

健康診査事業の対象者が5,818名いる中で受診者が109名である。現実に健康診査が周知されているのかという点が課題としてあるのではないかとただしたところ、集団健診で同時実施をするということで特定健診と一緒のお知らせをしてきたところである。その結果、既に21年度は20年度の６倍を超える方々が受診をされたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国会においても後期高齢者医療制度は廃止すべきであると参議院で可決されており、欠陥を含んだ制度としてはきっぱりと廃止をして、もっとよりよいものにしていくということが必要ではないかと思う。よって、認定にあたらないという立場であるとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第４号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第５号、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

成果説明に記載されている「介護予防の充実を図りながら利用者が安心して介護サービスを受けられるよう介護保険事業の健全な運営に努める」ということと、監査意見書に記載されている「慢性的な人手不足ということで、介護従事者の環境改善に国・県とも連携し取り組む」ということについての詳細をただしたところ、運営については、今回21年度から23年度までの第４期計画策定において、前年の決算委員会で指摘があった保険料に応じたサービスをということを踏まえた形で実施したところである。また、慢性的な人手不足については全国的な傾向であり、本市においても多分にそういう状況である。本市では包括支援の中でも実施している事業所の支援専門員の研修会などを通じて、介護の在り方等について、市民サービスについてお願いをしているところであるとの答弁でありました。

本市の第３期介護保険計画の中で介護認定を受けながら待機されている方々が20年度はどのくらい

いたのかとただしたところ、介護保険施設の特老施設に限ると304名である。前年度の決算委員会時点でも200名を超えていたが、今は個人と施設の契約になっているために重複の方とか他の施設に入っていらっしゃる方等もあり、調査したところ40名を切る数字だったので、４期計画には約40床の施設ということで掲載しているところであるとの答弁でありました。

介護従事者処遇改善特例基金が積み立てられているが、どのような形で生かされていくのかとただしたところ、介護従事者の人材不足等が言われているが、その改善につながるような形での活用を考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、保険料を納めながら介護認定を受けても施設入所が思うようにできないという状況の中で、特老に至っては300名を超す待機がおり、これはまさに介護保険そのものが根底から崩れていると思う。これは制度上の欠陥そのものであり、もっとこういうものに対しては国がしっかりとした責任を果たすということと、併せて自治体もそのことに対してきちんとした対応をしていかないといけないと思う。このような観点から認定にあたらないという立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第５号、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第６号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

使用料納入奨励金の詳細についてただしたところ、74自治会に奨励金を出している。口座振替を自治会内で進めてもらうということに対しての奨励金という形を採っているとの答弁でありました。

制度上の規制緩和と合わせて加入促進はできないのか、一般会計を圧迫しないためには加入率をどれだけにもっていけばよいのかとただしたところ、使用料で賄えるのはどれくらいのラインなのかということで当初の計画等を調べてみると、やはり70％の加入率が一つの目安だったのかと思う。今年の10月22日現在での加入率は野井倉地区が70.39％、通山地区が73.04％、蓬原地区が52.14％、松山地区が62.64％になっており、平均で65.53％である。目標とする一つの目安の70％にあと５ポイントぐらいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第６号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第７号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

旧志布志町で平成10年と11年の２か年でどのような事業を実施したのかとただしたところ、平成10年はまず都市計画決定を打って、下水道法と都計法の事業認可を取得している。それに基づき公共下水道浄化センターの基本設計業務委託等、配管網図等の作成に際しては航測図化で写真等を撮り、平面図作成等を行っている。また、主要管きょと末端管きょの一部について実施設計と実施設計に伴う地質調査等も行っている。11年は管きょの詳細設計と地質調査を行っているとの答弁でありました。

ほぼ着手直前で、休止に入ってから10年近くたつ。志布志地区の市街地の環境づくりを考えると、どうしても何らかの排水対策を取り組まないといけないと思うが、何らかの検討をしているのかとただしたところ、合併浄化槽を中心とした形でのということで、市民環境課と調整を図るということで今現在に至っているところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第７号、平成20年度志布志市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第８号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

成果説明では、「宴会や婚礼等が伸びず」ということで20年度の収支は減ったということだが、経営されている休暇村サービス自体が結婚式をあまりしたくないというような情報も入っている。その点についてただしたところ、宿泊関係については休暇村サービスは自身の経営の目標数値は達成したところだが、婚礼については減少して、前年度からすると約半分になり目標を達していないが、休暇村サービス自体が婚礼等を避けているということは聞いていない。話があれば積極的に受けたいということであるとの答弁でありました。

指定管理者制度が始まって約１年たつが、20年度の決算を受けて指定管理者である休暇村サービスの運営の評価を当局としてはどのように見ているのかとただしたところ、市民や利用される方々等からも休暇村サービスが指定管理者となり運営されることについて、特段運営に対する御意見とかいったものはなく、私どもとしてはよくやっていただいている方なのかなと理解しているところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第８号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第９号、平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

公営企業法では利益を追求してはならないというのが基本的にある。20年度決算では翌年度繰越資本剰余金が約18億円であるが、これは利益を追求したことにならないのかとただしたところ、これについては水源地・配水池・送水管及び配水管等のすべての資産等も含まれている。純利益金としては20年度は8,130万円程度、19年度は5,000万円ちょっと出ているが、老朽化の問題、施設の改良及び管の布設替え等に相当な設備費、維持費等を要するため、剰余金についてはほとんどが建設積立金という形で残しているという状況であるとの答弁でありました。

無効水料の中の漏水量については前年対比で15万785㎥増加している。漏水対策についてはいろいろと手を打って改善が進んでいるかと思うが、この増加はどういうことかとただしたところ、宅内、水道局の管理する本管等の漏水があるが、本管については計画的に布設替えはしているものの、管延長が700㎞以上である。年間の管改修は予算的に３㎞が精一杯という中で、毎年繰り返し新しい管の布設

替えをしてもらっているとの答弁でありました。

新しい森山水源地については工事がまだ一部済んでいないということだが、時期的にはいつごろの完成を見込んでいるのかとただしたところ、本年度の完成を目指しているが、配水管布設が一部残っている。横尾下大橋の取り付け部分は12月ごろに橋が開通次第に工事を行うが、大迫水源地付近の高規格道路との調整部分については県の工事と調整しながらとなり、具体的な日程が決まらないところであるとの答弁でありました。

松山地区の試験井戸について試掘した場所の詳細をただしたところ、平成20年度に試験井戸を、21年度に本井戸を掘ったところである。場所については新橋の仮屋である。取水可能量は日量700から800ｔ程度で、水質には何ら問題はない。今後この水をどのように活用していくかについては、先日松山地区の基本計画業務を委託したので、この中で検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第９号、平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第２号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第２号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第２号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

**○議長（谷口松生君）**　起立多数です。したがって、認定第２号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第３号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第３号について採決します。

認定第３号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定するこ

とに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**〇議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、認定３号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第４号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**〇議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第４号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第４号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

**〇議長（谷口松生君）**　起立多数です。したがって、認定第４号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第５号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**〇議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第５号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第５号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

**〇議長（谷口松生君）**　起立多数です。したがって、認定第５号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第６号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**〇議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第６号について採決します。

認定第６号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**〇議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、認定６号は、委員長の報告のとおり、認

定することに決定しました。
　これから認定第７号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから認定第７号について採決します。
　認定第７号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、認定７号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。
　これから認定第８号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから認定第８号について採決します。
　認定第８号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、認定８号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。
　これから認定第９号に対する討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから認定第９号について採決します。
　認定第９号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、認定第９号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

―――――――○―――――――

**日程第13　議案第95号　平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第13、議案第95号、平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本案は、平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

３番、丸山一平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員長。

**○平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（丸山　一君）**　ただいま議題となりました議案第95号、平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について、平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月23日、執行部から水道局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

剰余金の処分の内訳については法定積立金で減債積立金と任意積立金で建設改良積立金であるが、減債積立金については20分の１以上が必要ということで411万円の積み立てである。なぜもう少し増額して積み立てないのかとただしたところ、減債積立金については法定の20分の１以上ということで、ぎりぎりそれをクリアできる形で積んでいる。建設改良積立金については、今志布志をしており、今後も松山をしていくので、できるだけ建設改良積立金の方に積みたいという考えの下で積んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第95号、平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第95号に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

――――――○――――――

**日程第14　議案第100号　志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第14、議案第100号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、乳幼児医療費助成制度の利用者の負担軽減を図るため、助成の対象となる乳幼児を６歳に満たない者から就学前の者に拡充することに伴い、乳幼児の定義に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、第２条第１項に規定する乳幼児の定義を、「６歳に満たない者」から「６歳に達する日以降最初の３月31日までにある者」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成22年１月１日以降の診療分から適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第100号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

―――――――――○―――――――――

**日程第15　議案第101号　志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第15、議案第101号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷の指定管理者となる団体を「株式会社　蓬の郷」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　ただいまの提案理由の説明では分かりにくい部分がありますので、委員会付

託になるわけですけれども確認をしておきたいと思います。
　まず、この指定管理、前回私どもが指定管理を可決したということで、その可決した議会の一員として本当にこの候補者に指定をしてよかったのかどうか､その検証をする必要があると考えますので、以下のことについて質疑をさせていただきます。
　まず、指定管理にする、この指定管理の制度を導入する目的の一つに経費節減というのがございます。指定管理をしたことにより、それ以前に比べて経費がどのように節減をされたのか、その点をお示し願いたいと思います。
　それと、もう一つの指定管理制度の導入の目的に住民サービスの向上というのがあるわけですが、この指定管理にすることによってどのようなサービス向上の例があるのか、また逆にサービスが悪くなったというような例はないのかどうか、あるとすればその改善策も示されているのか、以上の点についてお尋ねいたします。
**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。
　蓬の郷につきましては平成19年９月から指定管理委託契約を行っており、３か年を経過するところであります。利用状況を見てみますと、入浴者数は毎日400名を超える利用者が定着しており、年間利用者も約15万人とほぼ横ばいの状況です。食堂利用につきましても、平成18年度から20年度まで、年間売り上げは約8,000万円と、同様の売り上げで推移してきております。経費の推移につきましては、指定管理の始まる平成18年度までは、入浴料の売り上げ約3,650万円を市の収入として受け入れて、全体の委託料としては約5,870万円を支出しております。平成19年度までは、９月からの指定管理となりまして、入浴料が約1,600万円、これは４月から８月までです。委託料が約3,200万円、８月までの管理料と９月からの指定管理料となっております。20年度からは指定管理委託料の786万円のみとなっております。今申しました３年間の実質の負担分を整理してみますと、平成18年度が約2,200万円、平成19年度が約1,580万円、平成20年度が786万円と、随分節減されてきておりまして、指定管理制度の成果が上がってきております。
　指定管理以降のサービスにつきましても成果が上がってきているところであります。市民サービス向上の一貫としまして、毎週水曜日の休館日を１・３水曜日は営業日としたり、営業時間を午後10時までに延長したりしまして、市民の方に少しでも利用しやすい営業形態にしたところでございます。食堂部門につきましてもメニューを増やし、新たに日替わり定食も始めております。また、地産地消コーナーの充実やマッサージコーナーも設置されておりまして、利用者の利便性を図っているところであります。
　市としましても指定管理の協定書に基づきまして、毎月の定期報告と年度末の事業報告を受けて、市民サービス向上に向けて指導・連携しているところでございます。
**○19番（岩根賢二君）**　経費的にはかなり節減されているということ、それとサービスも向上しているという話でございますが、この説明資料を見ますとですね、やはりまだ改善すべき点があるというふうな指摘がされているわけです。そのことについての改善策は示されたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）**　お答えいたします。

ただいまの御質疑は、資料にございます選定委員会の講評というその中を受けての御質疑ということでよろしいですか。

今回の指定管理の申請にあたりまして、この講評にもございますように、施設が平成７年にオープンしましてからかなりの年数がたっているということで一部老朽化しているところもあるところでございまして、それらにつきましては指定管理者はもちろんのこと、私ども行政の方も定期的に、計画的に施設の改修等に努めているところでございます。

それから、ここにございますような、講評にございますような点につきましても、今回指定管理者の方で逐次改善に努めるというようなことで、具体的には平成７年からずっと同じ形態の中で、組織の中で運営してきておりましたので、見過ごしがちになっておりましたところの点につきまして、それぞれ改善等に努めようということで申請等も上がっておりますし、また私どもも指導をしているところでございます。具体的に申し上げますと、施設の、例えば正面玄関のタイルの汚れであるとか、あるいははとよけ等についてネット等を張っておりますが、それについての汚れがそのまま放置になっているとか、それから水槽の汚れとかそのようなもろもろの長期にわたる経営におきまして見過ごしがち的なですね、そういったこと等につきまして、細かく今後改修・修繕に努めるというようなことで指導もしていきますし、新たな指定管理者もそのように努めるということで伺っているところでございます。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第101号は、総務常任委員会に付託をいたします。

―――――――○―――――――

**日程第16　議案第102号　ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第16、議案第102号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第102号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設のうち海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫の指定管理者となる団体を「株式会社　谷口製作所」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　101号で質疑をしました同じ趣旨に基づいて質疑をいたします。このダグリ公園の公園施設について、指定管理をすることによって経費節減がどのようになされたのか、またサービス向上がどのように図られたのか、お尋ねをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ダグリ岬遊園地の経費につきましては現状維持で推移しておりますが、サービス向上の件に関しましては、指定管理者である株式会社谷口製作所が新しくお客様向けのさまざまなイベントやサービスを実施しており、来場者も年々増加傾向にあります。具体的にはスタンプカードの導入や抽選会の実施、新規遊具等の導入も図られました。また、海水浴シーズンにはバナナボート等も実施しており、お客様に大変喜ばれております。さらには、周辺廃屋等に不法投棄がしてあるごみ等の定期清掃等も指定管理者がボランティアで実施していただいておりまして、景観向上に努めていただいております。

**○議長（谷口松生君）**　経費とサービスということで、経費の関係は。

**○市長（本田修一君）**　経費につきましては、現状維持で推移しているということでございます。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○４番（八久保　壹君）**　このダグリ岬公園というのはですね、ここの目的に書いてありますように「日南海岸国定公園の風光めいびなダグリ岬に市民のふれあい交流促進、本市観光の拠点施設として設置する。」ということになっておりますが、私が以前あそこに廃きょがあるということで撤去してほしいという要望を出しておきましたが、その後どのような取り扱いをしたのか。公園内にああいうものがあったら危険なことにもなりますので、そのことについてちょっと伺っておきます。

**○市長（本田修一君）**　海水浴場上の廃屋のことだというふうに思いますが、その件につきましては警察とも相談いたしまして、ごみ等の撤去については取り組みを少しさせていただいたところでございました。そしてまた、ただいま申し上げましたように指定管理者の方で、谷口製作所さんの方でボランティア的にもこのことについては清掃に努めていただいているところでございます。個人の所有の財産ということで私どもの管理が行き届かないというようなことでございますので、ただいま申しましたような形での景観維持ということについて努めているところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　ということは、まだ撤去については全然手が着いてないということですね。これについては、また後でいろいろと討論して、議論していきたいと思います。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第102号は、総務常任委員会に付託をいたします。

――――――○――――――

**日程第17　議案第103号　コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第17、議案第103号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理

者の指定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者となる団体を「志布志市公共施設等管理公社」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　同様の質疑になりますけれども、指定管理にしたことによって経費節減がどのようになされたのか。また、住民サービスの向上がどのように図られたのか、またサービス低下ということの例はないか。

それに加えて、あと２項目ほど質疑をしたいと思いますが、まず三点目に、この公共施設等管理公社の理事長は市長であるわけですが、このことは双方代理の事項に抵触をしないのかどうか、説明をお願いいたします。

それと、四点目、説明資料中の９ページの（２）の組織及び人員配置に関する事項に記載してある内容は、職員の研修計画が掲載してあるだけでございます。これを見る限りでは、市当局が求めている項目の内容とは合致していないのではないかと、見た限りではですね、そのように感じるわけです。ですから、それを我々これから審議していく中でどのように解釈すればいいのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理料の推移につきましては、平成19年度が2,159万976円、平成20年度が2,259万1,111円、21年度が2,249万7,000円となっており、ほぼ横ばいの状態です。また、志布志市公共施設等管理公社は毎年度精算しておりまして、平成19年度・20年度につきましては実績額、本年度分は予算額となっております。また、平成19年度からの増額分につきましては、施設の老朽化に伴います修繕料でございます。今回、新たに指定管理の公募においての経費削減につきましては、統一した人件費の見直しや不用額等の改善により、前年に比べて183万7,000円の経費節減となっております。

また、住民サービスの向上につきましては、今回の経費の中には修繕料の増額を行っておりますが、これは施設の老朽化による修繕や改修が生じた場合、早急な対処によりまして復旧し、いつでも気持

ちよく使える施設を維持し、住民サービスの向上に努めているところでございます。

また、これまで指定管理者である志布志市公共施設等管理公社及び生涯学習支援組織であります志布志市生涯学習センターが、文化会館の事務所でそれぞれの受け付け業務を行っておりまして、連携が取れてないという苦情もありました。しかし、現在は生涯学習課を含め、公共施設等管理公社及び生涯学習センターの担当者間と、休館日明けの毎週火曜日に定例のミーティングを行っておりまして、その中でお互いの業務連絡、日程確認、利用者からの要望・苦情等の報告を綿密に確認し合いながら、連携の強化を図り、要望・苦情等については即改善、対応するということに努めているところでございます。

いずれにしましても、経費削減と住民サービスの視点は決しておろそかにできないということでありますので、今後とも住民の要望に耳を傾け、住民が利用しやすい施設として、文化の向上や福祉の増進の場となるよう、工夫・改善に努めてまいります。

次に、お尋ねの双方代理の件でございますが、指定管理者の指定という行為は議会の議決に基づく行政処分でありまして、請負契約ではないということでございます。また、地方自治法は、団体に対して指定管理者に指定し、その代表まで議決案件とするという規定はなく、指定管理者の指定については民法第108条の双方代理の適用がなされないものと思われます。しかし、自治体と指定管理者の間で締結される基本協定や年度協定は民法上の行為でありまして、協定を締結する際には当然双方代理の規定が適用されますので、指定管理者の代表者を市長が務めているのであれば、市長に代わって副市長をして協定を締結する必要がございます。したがいまして、指定管理者の指定議案に代表者名を付した場合は、指定議案の代表者名と協定書の代表者名が違うということがあり得るものと考えます。今回は指定議案には代表者名を入れておりません。また、協定書につきましては指定管理者側の代表を副理事長の副市長をして締結するものでありまして、御質疑の双方代理については問題はないものと考えております。

続きまして、説明資料に関する御質疑でございます。お答えいたします。

議員御指摘の議案説明資料についてでございますが、今回の説明資料につきましては、指定管理候補者から申請のあった指定管理者指定申請書の中から抜粋して記載しております。今回の議案説明資料の「７指定管理候補者の事業計画」の中の「（２）組織及び人員配置に関する事項」についてですが、確かに御指摘のとおり意図に則しているとはいえませんが、申請書には市が求めている人員配置、例えば文化会館に管理責任者や管理人を配置するというようなことにつきまして、適切に記載されているところでございます。その他としまして、利用者の安全確保のための職員研修計画が記載されておりましたので、今回の説明資料にはそれを省略して記載したということでございます。大変申し訳ございません。

**○19番（岩根賢二君）**　経費節減については横ばいと、最終的には187万円減となっているという説明でございましたが、この住民サービスのところで、サービス低下につながるような、つながるといいますか、そういうふうに理解をされるようなことについての反省のことも述べられましたので、それは良しといたしましょう。

この双方代理のことですけれども、我々がもらった説明資料では代表者は理事長本田修一になっているわけですね。ということで、その契約ですか、それについては副市長名でするという話でしたよね。でも我々がもらった資料は本田修一に、市長になっていると。そこら辺はやはり理解がちょっとできないところでございます。そして、しかも、しかもといいますか、採点結果という８ページに記載されている中に、「なお、委員長（副市長）については、申請団体の役員を兼ねているため、採点には加わらないこととした。」ということも記載がしてあるわけですが、それと同様な考えであれば、市長がそのまま理事長で、そして市長と理事長がそういう指定管理の契約をするということ自体は、それをそのまますればやはり双方代理にあたるという、私はそう考えるわけですね。いろいろ、今市長が説明されましたけれども。だから、それをかいくぐるために副市長の名前を出しているということでしょう。そのままするということが双方代理にあたるのではないかなと私は考えていますので、ですから、市長もいろいろ多忙なわけですので、ここら辺は理事長をほかの方に譲るというふうな考えはないのか、そこら辺の考えをまたお聞かせ願いたいと思います。

それと、組織及び人員配置に関する事項のことではちょっと配慮が足りなかったみたいな説明でありましたが、我々はこの説明資料を与えられた中で判断をしなければならないとすれば、例えばこの公社はこのようなことしか出していなかったのかなと思うわけですよね。ですから、そこら辺についてはほかの施設についてはまた、人員配置をこうするというふうなこともちゃんと掲載がしてあるわけですので、掲載の体裁としてはやはり統一をして、その人員配置がどうであると、研修はどうしますというふうな、やはり具体的な示された申請書の内容を議会に提案する場合は示してほしいなと思いますが、その点についてお答えをお願いいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

別な議案でも、私自身がさまざまな団体の代表者でいるということについての適否の問題について議論があったところでございます。そのような時にも、私自身はできるだけ市長としての本職に専念できるような形でやりたいというような考えでありまして、そのような方向に持っていきたいということを述べさせていただいたところでございます。

ということで、今回のこの管理公社につきましても、今後そのことにつきまして対応できるとすればそのような方向に考えていきたいというふうに思ったところでございます。

それから、説明資料中で資料が不足していたと、省略したという件につきましては本当に申し訳なく思っているところでございます。今後きちんとした形で提出したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○11番（立平利男君）**　先ほど、経費の縮減187万円ということですが、この資料を見てみますと総点では70%を超えておりますが、この施設の経費節減の対象もいろいろ検討せんなならんという思いがありますが、３番目の経費の縮減の項目で、配分点も少ないわけですが、70点に満たない状況があるようでございますので、これについてどういう取り組みをされていくものか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）**　経費の縮減につきましては183万7,000円ということでありまして、まだまだ

足りないというようなことになるのかなという心地になるわけでございますが、この指定管理につきましては収益が生み出せるような団体ではないと、対象ではないということで、このあたりが限度かなというような思いもあるところでございます。しかしながら私どもは、指定管理制度を導入するという目的が経費節減というのもございますので、ぎりぎりの形でこのような形を求めていくということについては、受ける団体と協議を重ねていくということにつきましては今後もしていきたいというふうに思っております。

　ということで、別途収益が生み出せる団体については、更にそのような面からの改善が求められる内容であるというふうに御理解いただければというふうに思います。

**○11番（立平利男君）**　そういう経費節減の理由については分かるんですが、配分点が210点の中で、配分点を210点にして70点以上欲しいよなという、そういう選定基準を設けた中で70点をクリアしていないというそこをどう指導、検討していくのか。わずかマイナス４点ですが、そこの考え方をお伺いするところであります。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

　確かに、この経費節減につきましては70点がクリアできなかったということでございますが、総合的に74.9点ということでございましたので、この観点から指定管理として選定したということでございますので、そのようなふうに総合的なものの観点から見ていただければというふうに思うところでございます。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

　ただいま議題となっています議案第103号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

　ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

―――――――――○―――――――――

午後０時00分　休憩

午後１時11分　再開

―――――――――○―――――――――

**日程第18　議案第104号　志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

　西江園議員、小園議員、着席です。

　林議員、宮城議員、所用のため早退をしました。

　日程第18、議案第104号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

　提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

　議案第104号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては､志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体を｢株式会社　サンエス総合ビルメンテナンス」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　同じような質疑になりますけれども、またサンエス総合ビルメンテナンスが継続して指定管理を受けるということでございますので､過去の経費節減がどのように行われたのか、また住民サービスの向上がどのように図られたのか､また､あるいはサービス低下の例はないものか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理料の推移につきましては、平成19年度が1,974万4,000円、平成20年度が1,969万8,880円、平成21年度が1,936万8,616円となっており、ほぼ３年間横ばいの状態で、微減ではございますが、横ばいということでございます。今回、新たに指定管理の公募においての経費削減につきましては、統一した人件費の見直しや不用額等の改善により、前年に比べまして144万8,000円の経費節減となっております。

また、住民サービスの向上につきましては、今回の経費の中に修繕料の増額を行っております。これは施設の老朽化による修繕や改修が生じた場合、早急な対処により復旧し、いつでも気持ちよく使える施設を維持し、住民サービスの向上に努めることができるように計上いたしました。また、今回の指定管理候補者につきましては前回と同じ団体でございます。これまで自主事業に積極的に取り組まれ、映写会、お話会、警察官の訓練披露、お菓子作り・ソーセージ作り等いろいろな自主事業を実施され、子供たちや保護者、地域住民にも喜ばれております。

いずれにしましても、経費削減と住民サービスの視点は決しておろそかにできないことでありますので、今後とも住民の要望に耳を傾け、住民が利用しやすい施設として、仲間づくりや健康増進の場となるよう、工夫・改善に努めてまいります。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［｢なし｣と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第104号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

―――――――○―――――――

**日程第19　議案第105号　城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第19、議案第105号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定につい

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第105号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体を「社団法人　志布志市シルバー人材センター」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　当施設の指定管理が行われたことによって経費節減がどのように行われたのか、また住民サービスの向上がどのように図られたのか、またサービス低下の例はないものか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

城山総合公園の運動施設の指定管理料の推移につきましては、平成19年度が1,390万円、平成20年度が1,390万円、平成21年度が1,396万円となっており、ほぼ３年間横ばいの状態でございます。今回、新たに指定管理の公募においての経費削減につきましては、統一した人件費の見直しや不用額等の改善によりまして、前年に比べて51万7,000円の経費節減となっております。

また、住民サービスの向上につきましては、今回の経費の中に修繕料の増額を行っております。これは施設の老朽化による修繕・改修が生じた場合、早急な対処により復旧し、いつでも気持ちよく使える施設を維持し、住民サービスの向上に努めることができるように計上いたしました。また、今回の指定管理候補者につきましては前回と同じ団体でございます。これまで早朝利用への対応、施設景観の美化向上等の利用者本位の独自の住民サービスも実施されております。

いずれにいたしましても、経費削減と住民サービスの視点は決しておろそかにできないことでありますので、今後とも住民の要望に耳を傾け、住民が利用しやすい施設として、仲間づくりや健康増進の場となるよう、工夫・改善に努めてまいります。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第105号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

―――――――○―――――――

**日程第20　議案第106号　志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第20、議案第106号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志運動公園の運動施設の指定管理者となる団体を「志布志市公共施設等管理公社」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　同じ内容の質疑となりますけれども、当施設の指定管理をすることによって経費節減がどのように行われたのか、また住民サービスの向上の例、また住民サービス低下の例がないものか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

志布志運動公園の体育施設の指定管理料の推移につきましては、平成19年度が2,859万3,819円、平成20年度が3,250万3,868円、平成21年度が3,370万円となっておりますが、公共施設等管理公社は毎年度精算しており、平成19年度・20年度につきましては実績額、本年度分につきましては予算額となっております。なお、平成19年度からの増額分につきましては、芝や樹木等の維持管理分が建設課から移管された分でございます。今回、新たに指定管理の公募においての経費削減につきましては、統一した人件費の見直しや不用額等の改善によりまして、前年に比べて207万4,000円の経費節減となっております。

また、住民サービスの向上につきましては、今回の経費の中には修繕料の増額を行っております。これは施設の老朽化による修繕や改修が生じた場合、早急な対処により復旧し、いつでも気持ちよく使える施設を維持し、住民サービスの向上に努めるところでございます。また、今回候補者として予定している指定管理候補者においても独自の自主事業を取り組む計画もあるようですので、今後は更なる住民サービスも図られると考えております。

いずれにしましても、経費削減と住民サービスの視点は決しておろそかにできないことでありますので、今後とも住民の要望に耳を傾け、住民が利用しやすい施設として、仲間づくりや健康増進の場となるよう工夫・改善に努めてまいります。

**○19番（岩根賢二君）**　ただいまの説明の中で芝管理の件がありましたけれども、建設課がやったということですね、その分がこの経費に入っているということですか。それの確認と、今後はどういう形にやっていくのかということをお伝えください。

**○生涯学習課長（小辻一海君）**　この芝の管理につきましては、19年度・20年度の方が建設課の方で芝の管理をしていたわけでございますが、途中から、21年度から指定管理の方に組み入れまして、指定管理の方が芝の専門家の方に委託をして芝業務をやっているということでございます。

今後は、今申し上げましたとおり、芝の管理につきましては指定管理者の方で行わせていただきたいというところでございます。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第106号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

――――――○――――――

**日程第21　議案第107号　志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第21、議案第107号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第107号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市有明体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体を「社団法人　志布志市シルバー人材センター」とし、指定の期間を平成22年４月１日から平成25年３月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　この施設を指定管理にすることによって経費節減がどのように行われたのか、また住民サービスの向上の例、住民サービスが低下した例があればお示しを願いたいと思います。

それと、最近この施設に関して利用者の苦情をよく耳にすることがあります。市当局と管理者の間の連携がうまくいっているのかなということで危ぐをいたしますが、連携がちゃんと図られているのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

有明体育施設の指定管理料の推移につきましては、平成19年度が1,642万5,000円、平成20年度が1,752万5,000円、平成21年度が1,752万5,000円となっているところでございます。ほぼ横ばいの状態でございます。なお、平成19年度からの増額分につきましては、Ｂ＆Ｇプール用の換気扇を設置したことや防虫ネット対策を行ったものでございます。今回、新たに指定管理の公募においての経費削減

につきましては、統一した人件費の見直しや不用額等の改善によりまして、前年に比べまして２万9,000円の経費の削減となっております。

また、住民サービスの向上につきましては、今回の経費の中には修繕料の増額を行っております。これは施設の老朽化による修繕や改修が生じた場合、早急な対処により復旧し、いつでも気持ちよく使える施設を維持し、住民サービスの向上に努めるところでございます。

いずれにしましても、経費削減と住民サービスの視点は決しておろそかにできないことでございますので、今後とも住民の要望に耳を傾け、住民が利用しやすい施設として、スポーツ振興並びに市民の健康で明るい文化的な活動の推進の場となるよう、工夫・改善に努めてまいります。

それから、苦情についての御質疑でございます。お答えいたします。

有明体育施設の一部利用団体等に重複が数件あったところで、誠に申し訳なく思っております。主な原因を調査しました結果、予備日予約取り消しを誤って予約まで取り消してしまって、新たにほかの団体の予約を受け付けてしまったため重複となったということでございます。今回、このような重複が生じたことにつきましては誠に申し訳なく思っております。利用団体に謝罪いたしまして、再度受付等の職員と指定管理者での確認調整をしまして、意識の統一をしたということでございます。

現在は、市当局と指定管理者につきましては、市民サービスを第一と考えまして、情報交換を常に行っているところでございます。今後このようなことが生じないよう、更に緊密な連携を深めていきたいというふうに考えております。

**○19番（岩根賢二君）**　経費節減についてはほぼ横ばいということで、この説明資料を読ませていただきますとですね、選定委員会の講評の中に、運営自体は非常に高く評価がされておりますけれども、一番最後の所に「経費の縮減に努めること。」ということで記載がしてあります。このことは思った通りの経費縮減ができていないという理解ではないかなと思いますが、その点についてもう一遍確認をしたいと思います。

それと、最後にお聞きしました苦情に対してのお答えですけれども、これはいえばサービスが低下したということが言えると思うんですよね。ですから、これは単に指定管理者がどうのこうのということじゃなくて、市当局との連携が私はちょっとおろそかになっていたという感じがするわけです。そういう意味で、教育委員会に対しましては我々としては「もっとちゃんと仕事をしろよ」ということを言いたいわけですね。ですから、その点についてのお答えをいただきたい。

それと、この101号から107号について全体的なことで質疑をさせていただきますけれども、この我々に対する説明資料というのが、最初にも申し上げましたけれども、大変議会に対しては不親切な資料だなと私は思っております。ですから、その点について、これからどういうふうにやっていくのか。私は101号から107号まで、それぞれずっと質疑をしてきましたけれども、私が質疑をして市長がお答えになったこと、それは、例えば聞かなくても資料として示すべき事柄じゃないかなと私は思っておりますよ。でなければ、そこを聞かなければ、経費縮減がどのように行われたのか、あるいはサービス向上がどのように図られたということは、この指定管理者制度の目的とするところがどのように達成されたかということが全然資料としては示されていないわけですから、ましてほとんどすべての指

定管理が継続をして指定管理ですということでございますので、じゃあその業者あるいは団体が、過去３年間でどれだけの実績を残してきたのかということを前提に我々は審議をしなければならない。その意味から考えて、やはり今申し上げたようなことは最初に議会に示すべきではないかなと思っております。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

それともう一つ、継続してまた指定管理ということで、第二、第三の業者がなかなか入りにくい、参入しにくい状況にあるのではないかなと思っております。もちろん指定候補とほかにＡ、Ｂということでいろいろ点数が示されておりますけれども、ただ単に点数だけではなくて、ひとつこれは点数はちょっと劣るけれども、70点を超しているからこっちに頼んでみようかとか、そういうこともあっていいわけですよね。そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

はじめの有明体育施設の講評の中で、「管理実績を踏まえ、経費の削減に努めること。」ということがありました。確かに削減幅が少し小さいなというふうには考えるところでございますが、収益を生み出すような性質のものではないということで、精一杯経費削減を求めた結果、このようなものになったというものではなかろうかというふうに思います。今後ともまたいろんな角度から経費削減については求めていくということは変わらないということでございますので、どうか御理解いただければというふうに思います。

連携につきましては教育委員会の方で答えさせます。

それから、説明資料につきまして、目標設定に対する資料が示されていないということにつきましては、確かにそうかなというふうに反省するところでございます。このことにつきましては直ちに資料を取りそろえて提出したいと思います。

それから、別の業者がなかなか参入できていないということでございます。先ほども申しましたように、特別に収益を生み出すような施設ではないということで、そういう意味合いからするとなかなか、いわゆる法人のたくさんの参加ということについては難しいのかなというふうに思うところでございますが、今後また、多方面にわたりまして次の公募の際には応募ができるような形の状況を整えていきたいというふうには考えているところでございます。その中で、特にある点が優れているからその業者に任せてみようということについては、総合的に評価しながら私どもは選定していかなきゃならないということでございますので、総合点でもって候補者を選定していこうということについては御理解いただければというふうに思います。

**○生涯学習課長（小辻一海君）**　お答えいたします。

先ほどの苦情の連携についてでございますけれども、苦情の内容によっては市の施設であります設置者といたしまして責任が十分あると思いますので、絶えず担当課、私たちの生涯学習課と指定管理者と苦情の処理の対応を常に把握し、指定管理者とヒアリングを今のところ開催しているところでございます。そして先ほど申されました重複の件でございますけれども、このようなことがないように今、担当係とも相談して、必ず指定管理者と連携を取りなさいということで指導をしているところでございます。

以上でございます。

**○19番（岩根賢二君）**　細かいことを申し上げますけれども、有明の体育館におきましてですね、このダブルブッキングだけではなくて、減免申請の手続きをしたのにちゃんと体育館の方に伝わっていなかったということで、そこで料金を払うか払わないかでいろいろもめたということも聞いております。そういう苦情は実際には職員の皆さんには耳に入らない、入りにくい状況だと思うんですよね。例えば、施設がどこか雨漏りしているよとか、そういう施設の苦情についてはちゃんと指摘があるでしょうけれども、そういう人と人との関係の中でのトラブルというのはなかなか耳に入りにくいということで考えております。ですから、我々に対して、「こういうことがあったのよね。」ということで非常に、体育館を利用するのに、「もう、あまり行きたくないな。」とかいうこともあったわけですね。ですから、そういうことについて、私は指定管理者を責めるのではなくて、教育委員会の職員の皆さんがちゃんと連絡をしていればよかったんじゃないかなと端的にそう思っているわけです。ですから、その点について、職員の指導というものについて教育長はどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

今、議員の御指摘の点でございますが、大変重要なことだと思っております。決してこれは小さなことではございません。利用される市民にとっては、楽しみにしている日曜日の活動が流れてしまうとか、あるいは時間がずれてしまうとかいうようなことがあったり、あるいは申請の手続きで手間取って、そこでまた時間のロスがあったというようなことは、皆さんお忙しい中でせっかく楽しみにして来ておられるのに、そういう職員の不手際、あるいは職員の不注意、あるいは怠慢、そういうことがあって市民の皆様方に大変不快な思いをさせた例があったということは、私の所にも聞こえてきております。

小さなことが大きなミスにつながるということは、こういう事業に限りません。ですから、十分今後また職員の指導を徹底いたしまして、ミスの無いようにミーティング等を重ねながら、今後有明体育施設に限らず、私どもが預かっておりますすべての施設について点検をし、間違いのないように精一杯努力していきたいと考えております。御迷惑をお掛けいたしました。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑ありませんか。

**○31番（野村公一君）**　今回、７件指定がなされるという議案でございますが、すべての案件を通してお聞きしておりますと、経費の削減、それから市民サービス、これだけが特に問題がなければいいような答弁ばかりが続いてきたと思っております。私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんですが。

論点に入る前に、今回、この７件のうち５件が教育委員会の施設であると。それから、２件については市の当局の部局に入るわけですが、指定をした方、それから指定を受けた方、それぞれに私は問題点だとか、あるいは改善をすべき課題だとかというのがあったであろうと思うんですね。そういうものがまったく今回示されていないと。したがって、そういうことに対しての相手方と市の幹部、特に当局においては市長、それから教育委員会施設においては教育長ですが、１年間を通して何回相手

方と協議をされたのか。ちょっとそれを教えてください。

**○議長（谷口松生君）**　しばらく休憩します。

―――――――――――○―――――――――――

午後１時44分　休憩

午後１時45分　再開

―――――――――――○―――――――――――

**○議長（谷口松生君）**　再開します。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

蓬の郷管理組合につきましては、定期的に組合で会議を開催いたしておりますが、年２回定期の会がございまして、そちらの方で正式の議題として話をしております。そしてまた、私自身も常々組合長としまして事務所に立ち入りまして、その運営状況については報告を受けながら指導しているところでございます。

それから、ダグリ岬の公園につきましては、定期的な会議はないところでありますが、谷口製作所の方とはお会いするたびに経営状況等についてはお話を承っているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

教育委員会、私個人といたしまして、指定管理者の方々と公式にお話を聞くという機会はあまりございませんでした。ただ、イベントの前に、あるいはまたシーズンの前にお伺いいたしまして、例えば松山でありますと夏のプール開設の前にまいりまして、そして実際に仕事をされる方々と情報交換をしたり、あるいはまたやっちくにつきましてもそうでございますが、そういうシーズンの前、あるいはまた当日の早めに行っていろいろと話を聞いたりということはいたしております。また、あと課長からはその都度報告を受けておりますので、指定管理者の方々の御苦労あるいはまた市民の方々の苦情というようなものも、「こんなことがあるが、ここはどうなっていますか。」というようなことは、適宜指定管理者の方とは連絡は取っているつもりでございます。

以上でございます。

**○31番（野村公一君）**　お願いをする方と、そしてお願いをされる方、これが公式に一つのテーブルに着いて議論をしていく、そういう場がないと改善というのはないんですよ。どこかその辺で会ったから立ち話で話をしたというのは、それは身の入った会議じゃないんです。それは会って話を、協議をしたことにはならない。私がなぜこういうかと言うと、どちらも、お願いをする方も、それから受ける方も、いろいろあると思うんです、問題点は。そのことを問題意識を持って協議をしないと、市民サービスがどうなっていくのか、あるいは経費節減がもっと図れないのかという論点にはならないでしょう。ただ、金を出して、相手に「お願いします」と言いさえすれば、後は相手がどうかしてくれるがじゃ、それは管理を指定をする方としては無責任じゃありませんか。財政的な支出が大きくならんさえすればいいという程度の問題じゃないと思うんですよ。私は、そこが皆さんちょっと違ってるなと思いますよ。いろんな協議をしていけば向こうからも当然、施設は使う人がこうこうだから、ここはちょっと改善された方が皆さん使いやすいんですがねという要望もあると思うんです。それを

聞いて、市がそこに経費を入れながら改善をしていく、それが私は市民サービスだと思うんですよ。そのことがまったくなされていない。ただ、経費節減が横ばいで、サービスはうまくいっていますと報告をすればそれでいいというものじゃないと私は思うんですがね。

したがって、何回か事務局も会われたということですので、そういう中でどういう問題点があったのか、この１年間改善をしてきたことがどういうものがあったのかですね、そこをしっかりやはり把握をして、それぞれに委員会で審議をしますのでね、委員会までにはその資料の提出をしてください、教育委員会も当局も。どうですか、それは。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

蓬の郷に関しましては、先ほども申しましたように私自身が組合長ということでございますので、経営内容につきましては、そしてまたさまざまな経営を取り巻く状況につきまして報告を毎月定期的に受けております。そして、先ほども申しましたように現場に立ち寄った時に、その状況等の把握については、職員と直接意見を聴取しながら把握に努めているところでございます。

ダグリの方につきましては、公園の管理につきましては今回、指定管理を受けるということに際しまして、改めて現在の問題点等につきまして意見を聴取しているところでございます。そしてまた、今後請け負うとするとすればどういった課題があるかということにつきましても、原因を聴取いたしまして改善に向けて取り組もうとしているところでございます。

このような内容につきましては、今お話がありましたように委員会までには資料としてまとめて提出したいというふうに思います。

**○生涯学習課長（小辻一海君）**　こちらの方で、事務局の方で問題点については把握しておりますので、委員会等には提出させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑ありませんか。

**○26番（上村　環君）**　７件の指定管理が一括して出されました。全体を見渡してみますと、それぞれシルバー人材センター、それから管理公社、そのほか民間もありますけれども、やや固定化していくのかなという気がしますけれども、ただ、今までそういったことによる大きな問題というのがないことから、おおむねいいのかなとは思っております。

ただ、これほどの住民に直結した施設の運営を、限られた委員が判断をしていくわけであります。そこで、当初同僚議員からも質疑がありました、この選定委員に、選定の在り方について、申請団体の役員を委員長が兼ねている場合には採点に加わらないこととしたと、この点がちょっと引っ掛かりますのでお伺いをいたします。

委員長というのは、その会議を総括する立場にあります。あくまでも公平性を保つために採点に加わらないということだけで果たしていいものだろうかと。本来、受託する立場に市長がいるということもやや問題があるかなと思っておりますが、委員長が在席した中で採点というのが行われているのか。であるとすれば、やはりここあたりの選定委員会の在り方というものは見直す必要があるのではないかと思うんですが、これは必ず影響を及ぼすものであります。その点の見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

選定の方法につきまして、私が受けるという立場の議題につきましては、そのものにつきまして副市長も委員長という立場ではございますが、同じような責任があるというようなことで、その選定の中で加わらなかったということになろうかというふうに思います。このことにつきましては、やはり当事者というような形で、この委員会の中で加わるということについては若干疑義があるというようなふうにとらわれかねないというようなことがございまして、このような措置で臨んだということでございます。

**○26番（上村　環君）**　私が言いたいことは、こういう団体が対象となって選定する場合、委員長に副市長がいることが、こういう加わらないというような会議の持ち方をして、果たして少ない選定員の中から１人欠けてですね、しかも、その場に委員長さんはおって採点だけしないというようなやり方はまずいんじゃないかということを言っているんです。ですから、選定委員の在り方、そして選定のやり方、これについては妥当だと本当に考えておられるのか。であるとすればですね、非常にまずいんじゃないかなということを考えるわけです。いかがでしょうか。除斥ならまだしも、除斥もされていないはずですよね、この表現を見ますと。そのあたりなんです。

**○副市長（井手南海男君）**　採点はしなくても、そういう案件でございまして、委員長として在席していることがいかがなものかということの質疑だと思います。その点につきましては、今後協議の必要があろうかと思いますが、ただ、会の場面におきましてはあくまでも進行を主体に努めると、議事の進行をですね、そういうことに努めるということで臨んではおります。

**○市長（本田修一君）**　補足して回答申し上げます。

会議の進行ということではなく持ち掛けるというような、委員が委員長というようなことでいいのかというようなことになろうかというふうに思いますが、ただいまの件につきましては他の事例等も少し参考にさせていただきながら、今後選定委員会の構成については、また考慮させていただければというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）**　19番、岩根賢二君、先ほどの質疑の流れとして、４回目として特に許可をいたします。

**○19番（岩根賢二君）**　他の同僚議員の質疑の中で、市長が答えられた蓬の郷についてですけれども、私は組合長でありますのでという発言を二回されましたね。今も組合長なんですか。

**○市長（本田修一君）**　現在も蓬の郷管理組合の組合長でございます。

**○議長（谷口松生君）**　確認のため、特に許可をいたします。

**○19番（岩根賢二君）**　我々がもらった資料には、株式会社蓬の郷が21年11月18日に設立されて、そこが今度受けるということになっていますので。ということは今、過渡期にあるということですか、そうなんですか。そこの説明をちゃんとしてください。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）**　お答えいたします。

今回お願いしております指定管理者の指定につきましては、来年の平成22年の４月１日からの分でございまして、４月１日からは「株式会社蓬の郷」で指定管理者としてお受けするということでございます。したがいまして、３月31日までは、今市長が申し上げましたように管理組合という組織で運

営しておりますので、その組合長は現在の本田市長になっているところでございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第107号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

――――――○――――――

**○議長（谷口松生君）**　お諮りします。

日程第22、議案第108号及び日程第23、議案第109号の２件については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第108号及び議案第109号の２件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

――――――○――――――

**日程第22　議案第108号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第22、議案第108号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第108号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、市町村合併による姶良市の設置等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第286条第１項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年３月23日から、姶良郡加治木町、同郡姶良町、同郡蒲生町、姶良郡西部衛生処理組合及び姶良郡西部消防組合を脱退させ、姶良市を加入させるとともに、それに伴い鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第108号は、決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、可決されました。

―――――――――○―――――――――

**日程第23　議案第109号　鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第23、議案第109号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第109号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について説明を申し上げます。

本案は、市町村合併により、姶良市が設置されることに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年３月23日から、姶良郡加治木町、同郡姶良町及び同郡蒲生町を脱退させ、姶良市を加入させるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第109号は、決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第109号は、可決されました。

―――――○―――――

**日程第24　議案第110号　平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）**

**○議長（谷口松生君）**　日程第24、議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、介護基盤緊急整備等特別対策事業、松山中学校校舎耐震補強事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第１項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○財務課長（溝口　猛君）**　それでは、議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に１億6,588万3,000円を追加し、予算の総額を191億3,301万3,000円としております。

それでは、予算書の６ページをお開きください。

第２表の債務負担行為補正でございますが、通山団地の建て替えに伴う公営住宅建設事業に伴う用地取得につきましては、期間を平成22年度から平成23年度まで、限度額を800万円と定めておりましたが、国庫補助事業に係る国の指導を踏まえまして、今年度中に志布志市土地開発公社から買い戻しを実施するため廃止するものでございます。

７ページでございます。

第３表の地方債の補正でございますが、総額で7,460万円増額し、地方債総額を27億6,210万円に補正するものでございます。内訳としましては、一般公共事業の畑地帯総合整備事業を2,170万円減額し、公営住宅建設事業を110万円、一般単独事業の合併特例事業を9,520万円それぞれ増額しております。

それでは、予算書に従いまして歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。10ページをお開きください。

まず、歳入予算では、10ページでございますが、14款、国庫支出金、１項、国庫負担金は、保育所の入所児童数や年齢構成が変わったことに伴いまして運営費を1,362万4,000円増額しております。

11ページでございます。

２項、国庫補助金は、各事業の執行見込み等によりまして総額で8,702万5,000円増額しております。主なものとしましては、２目、民生費国庫補助金で、小規模福祉施設のスプリンクラー整備に伴う地域介護・福祉空間整備等交付金を1,378万8,000円、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に伴う介護基盤緊急整備等特別対策事業を2,625万円計上し、国の事業廃止に伴いまして子育て応援特別手当支給事業を3,812万4,000円減額しております。

４目でございますが、土木費国庫補助金で住宅建築物安全ストック形成事業を460万円計上しております。

５目の消防費国庫補助金で、全国瞬時警報システムの一斉整備に伴います防災情報通信設備整備事業交付金を670万9,000円計上しております。

６目でございますが、教育費国庫補助金で、松山中学校校舎耐震補強事業に伴います安全・安心な学校づくり交付金を7,180万円計上しております。

13ページでございます。

13ページの15款、県支出金、１項、県負担金は、保育所運営費を681万2,000円増額しております。

14ページでございますが、２項、県補助金は、２目、民生費県補助金で、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業及び保育対策等促進事業等、総額で343万8,000円増額しております。

４目でございますが、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業費の確定に伴いまして200万8,000円減額しております。

17ページでございます。

17ページの18款、繰入金は、財政調整基金繰入金を5,422万7,000円減額し、施設整備事業基金繰入金は松山中学校校舎耐震補強事業等に係る財源として1,447万8,000円増額しております。

18ページの20款、諸収入、５項、雑入につきましては、各市町村の保管施設における分別基準適合物の品質基準及び低減額への寄与度に応じて配分されます再商品化合理化拠出金を1,591万6,000円、後期高齢者医療広域連合の20年度決算額の確定に伴いまして療養給付費負担金返還金を452万7,000円計上しております。

19ページの21款、市債につきましては、松山中学校校舎耐震補強事業に伴います教育債等、総額で7,460万円を増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の20ページでございます。

２款、総務費、１項、総務管理費、４目、企画費につきましては、事業実績によりまして国際青少年音楽祭実行委員会補助金を191万円減額しております。

21ページの３款、民生費、１項、社会福祉費は、総額で4,771万6,000円増額しております。主なものとしまして、１目、社会福祉総務費で、障害者福祉事業の前年度事業実績の確定によりまして国・県補助金の精算金を666万5,000円計上しております。

２目でございますが、障害福祉総務費で、既に計画書を策定している市町村につきましては、障害福祉計画の策定が必要となくなったため、その経費を165万1,000円減額しております。

３目、自立支援費につきましては、地域生活支援事業に係る対象者の増加等に伴いまして委託料を256万3,000円増額、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業の事業拡充に伴いまして扶助費を166万円増額しております。

４目の老人福祉費でございますが、全額国庫補助事業であります既存の小規模福祉施設の３施設のスプリンクラー整備に伴います地域介護・福祉空間整備等交付金事業補助金を1,378万8,000円、小規

模多機能型居宅介護事業所の整備に伴います介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金を2,625万円計上しております。はりきゅう施術料助成及び温泉保養所利用料助成は、利用者の増加見込みに伴いまして180万3,000円増額しております。また、介護保険特別会計の執行見込みによりまして繰出金を149万円減額しております。

22ページでございますが、２項、児童福祉費は、総額で4,497万8,000円減額しております。主なものとしまして、１目、児童福祉総務費は、出産祝金の支給対象者の増加に伴いまして報償金を200万円増額、乳幼児健康支援一時預り事業に係る国の基準額変更等により委託料を84万8,000円増額、国の子育て応援特別手当事業の事業廃止に伴いまして負担金補助及び交付金ほか総額で8,010万9,000円減額しております。

４目、保育所費は、保育所運営事業の事業費の増額等に伴いまして、総額で2,932万5,000円増額しております。

23ページでございます。

４款、衛生費、１項、保健衛生費、２目、予防費につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を子育て支援も含めまして新型インフルエンザ接種費用の無料化、あるいは一部助成の財源として財源振替をいたしております。

４目、環境衛生費は、再商品化合理化拠出金が新たに市町村に配分されたため、資源ごみ分別報償金を500万円増額しております。

６目、介護予防支援事業は、派遣職員給与負担金を415万円減額しております。

24ページでございます。

24ページの２項、清掃費、３目、し尿処理費は、公共用水域保全事業及び合併処理浄化槽設置事業を、合計で516万4,000円増額しております。

25ページでございます。

６款、農林水産業費、１項、農業費は、総額で5,670万7,000円減額しております。内訳としまして、６目、畜産業費は、各種共進会等の出品頭数の減少及び活動火山周辺地域防災営農対策事業の実績によりまして560万3,000円減額しております。

９目、土地改良費は、国営かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業の事業費の確定に伴いまして5,110万4,000円減額しております。

26ページでございます。

２項、林業費、３目、林道整備費は、林道境屋柳井谷線の法面及び路肩の復旧工事に伴いまして622万円計上しております。

27ページでございます。

８款、土木費、２項、道路橋梁費は、市道の用地取得費としまして170万円増額しております。

29ページでございます。

29ページの６項、住宅費、３目、住宅建設費は、志布志市土地開発公社から住宅用地を買い戻すため、公有財産購入費を800万円計上しております。

30ページでございます。

30ページの９款、消防費は、全国瞬時警報システム整備事業に要する経費を670万9,000円計上しております。

33ページでございます。

33ページの10款、教育費、３項、中学校費、１目、学校管理費は、松山中学校校舎の耐震補強及び改修工事の事業費、及び中学校の地上デジタル受信設備改修事業に要する経費等を、総額１億9,467万8,000円計上しております。

以上が補正予算（第５号）の概要でございますが、詳細につきましては予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願いします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）**　二点、質疑をしたいと思います。

予算に関する説明書の中で、18ページに雑入というのがありまして、再商品化合理化拠出金1,591万6,000円計上されておりますが、これはどこから拠出をされるのか、そしてまた、これが23ページの環境衛生費の中で報償金として使うということになっておりますけれども、これはこの拠出金の使途として報償金としての使い方は妥当なのかどうか、その点ですね。

二点目としまして、22ページの19節、わがまち子育て応援手当についてでありますけれども、これは７月の臨時会で計上されまして、その時の説明では本市独自の支援策であるという説明がありましたけれども、理解の仕方として、国からの補助金がなくなったからやりませんというのであれば市独自の支援策ではなかったのかなと考えるわけですが、その点について説明をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

御質疑の再商品化合理化拠出金は、平成20年度の分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了したため、財団法人日本包装リサイクル協会から支払われたものです。また、この拠出金の使途につきましては特に限定されておりませんが、この拠出金の配分基準が各市町村の保管施設における分別基準適合物の品質基準及び低減額への寄与度に応じた配分と、これに応じて配分されるというわけでございますので、資源ごみの分別に協力をいただいております各衛生自治会へ報償金として支出しようとするものであります。

次にお尋ねの、わがまち子育て応援手当についてでございますが、この応援手当につきましては、国の子育て応援特別手当事業の補助対象年令に制限がございまして、不平等の観点から地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しました市独自の子育て応援手当としまして、国の対象外の子供を補完する形で国の事業と一体として事業展開していく予定でしていたところでございます。しかし、政権が変わりまして事業執行の大前提でございました子育て応援特別手当が事業停止となりましたので取りやめとさせていただいたところでございます。

**○19番（岩根賢二君）**　拠出金につきましては日本包装リサイクル協会からということですが、この協会に対して市としての負担金というのがあるのではないかなと思いますが、いくらぐらい年間負担されているのか、お尋ねいたします。使途については、特に限定はないということでしたので理解をいたしますが。

それと、わがまち子育て応援手当についてですが、これは７月の時点でですね、本市独自の支援策ということでしたので、ほかの市ではやっていないということで理解をするわけですけれども、これの財源としては特別手当の予算の中からこちらに割いてするという考えだったんですか。「わがまち」ということであれば自主財源でするのかなというとらえ方もあるわけですが、これの財源としては何を考えておられたのか。それで、補助金がないから結局やめるということになるわけですよね。それであれば本市独自ではないという、私はそういうとらえ方をするんですが、その点についてもっと分かりやすい説明をしてください。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）**　まず、その再商品化の合理化拠出金に対しての市の負担はどうなのかということでございますが、これにつきましては本年度で236万8,000円ほど日本包装リサイクル協会の方に負担をしております。これは、国が定めた負担割合に基づいて国と市町村で出し合うということになっております。

**○財務課長（溝口　猛君）**　７月に議会でお願いしておりましたわがまち子育て応援手当でございますが、当時の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当という形でお願いしたところでございました。

**○15番（長岡耕二君）**　この資料で26ページで、説明資料で15ページであります。林道整備事業でありますが、私が６月の一般質問でやった境屋林道線ですが、ここが通行止めがどのくらいの期間であったのか。そして、この工事が終わるまで、あと何か月間ぐらい通行止めになるのかお示しをいただきたいと思います。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）**　お答えいたします。

６月からでございましたので現在７か月程度の通行止めになっておりますが、今回予算を可決していただいて、すぐ工事を発注ができるように迅速にしていきたいと思います。工事完了につきましては３月末を予定しているところでございます。

**○15番（長岡耕二君）**　前、６月の一般質問でもやりましたがですね、やはり、ここは林道でありますが、国際の森がありまして、住民が大変行き来する場所でですね、何か月間も通行止めということはですよ、やはり住民の不満というものがですよ、かなりあるように私は考えますが、市長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

林道整備ということでお願いするわけでございますが、この路線につきましても災害が発生いたしまして通行止めになったということでございました。その後、別途予算立てしながら事業の進ちょくを図ってきたところでございますが、今回こういった形で事業化できたということにつきまして、長期間にわたりまして地域の方々に御不便をお掛けしたということにつきましてはおわびを申し上げた

いと思います。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○26番（上村　環君）**　二点お伺いをいたします。

まず、委員会付託になろうかと思いますので数字的なことをお伺いします。出産祝金支給事業が今回増額補正が出ております。大変喜ばしいことですが、具体的な数字、前年対比も含めて何名が増になったのか、それは前年に比べてどのような状況なのか、そして一名当たりいくらぐらいの支給になるのか、詳しい説明をお願いいたします。

そして、もう一点ですが、この教育委員会の松山中学校耐震補強の工事でありますが、これについて工期はいつまでとしておられるのか。そして工事の具体的内容、どういった工事をされるのかという点。そしてまた、授業に支障はないものか、その点を併せてお伺いをいたします。

**○福祉課長（津曲兼隆君）**　出産祝金につきましてですが、昨年実績で、今ちょっと手元に資料を持っておりませんが、76名ほどだったと思います。

今回お願いいたしますのは、現在55名みておりまして、今回の200万円につきましては20名追加をお願いしているところでございます。なお、第３子以降一人につきまして10万円を支給ということでございます。

**○教育総務課長（五代豊一君）**　お答えいたします。

松山中学校の耐震補強工事に関する内容でございますが、まず工事内容といたしましては管理棟の方に補強箇所として８か所、それから特別教室棟の方に２か所、それからあと改修部分といたしまして屋根の防水工事、外壁それから内部の塗装工事、そして各教室の床のフローリングの張り替え等が主なものでございます。

それから、二点目の工期についてでございますが、今回補正予算でお願いいたしましたのが、国の補正予算に対応の中で今回お願いするところでございますが、これにつきましては県等から繰り越しを視野に入れて検討していただきたいといったような指導もございまして、実際の工事の事業としては22年度の夏休みを計画いたしております。

よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）**　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第110号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

――――――――○――――――――

**日程第25　議案第111号　平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）**

**○議長（谷口松生君）**　日程第25、議案第111号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第111号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療システム導入等委託に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第１項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億6,198万3,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の５ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を32万1,000円増額するものであります。

６ページをお開きください。

歳出の総務費は、後期高齢者医療システム導入等委託料を32万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第111号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

――――――○――――――

**日程第26　議案第112号　平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）**

**○議長（谷口松生君）**　日程第26、議案第112号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）**　提案理由の説明を申し上げます。

議案第112号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第１項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　議案第112号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から歳入歳出それぞれ645万7,000円を減額し、総額をそれぞれ32億8,490万4,000円とするものでございます。

補正予算説明資料につきましては、21ページから25ページまででございます。

補正の主な内容につきましては、平成21年度の保険給付費の不足と、地域支援事業対象者の減に伴う補正でございます。

それでは予算書の５ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、歳入の３款、国庫支出金、１項、国庫負担金でございますが、保険給付費の増額に伴うもので、56万5,000円の増額でございます。

６ページをお開きください。

２項、国庫補助金でございますが、調整交付金が67万2,000円の増額、地域支援事業交付金、介護予防事業が243万2,000円の減額、同じく包括的支援事業・任意事業が229万8,000円の減額でございます。

７ページをお開きください。

４款、支払基金交付金でございます。介護給付費交付金は給付費の増額に伴う210万円の増額、地域支援事業支援交付金は同じく事業の減額に伴いまして291万9,000円の減額でございます。

８ページをお開きください。

５款、県支出金、１項、県負担金でございます。介護給付費負担金は、保険給付費の増額に伴い、171万円の増額でございます。

次に、９ページ、２項、県補助金ですが、事業の減額に伴い、地域支援事業交付金、介護予防事業が121万6,000円の減額、包括的支援事業・任意事業が114万9,000円の減額でございます。

10ページをお開きください。

６款、繰入金、１項、一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金を87万5,000円増額し、地域支援事業繰入金の介護予防事業分を121万6,000円減額、包括的支援事業・任意事業分を114万9,000円減額し、合計で149万円減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページでございます。

２款、保険給付費、１項、介護サービス等諸費でございます。地域密着型介護サービス給付費を1,100万円減額、施設介護サービス給付費を1,500万円増額、居宅介護福祉用具購入費を30万円減額、居宅介護サービス計画給付費を280万円増額するものでございます。

12ページをお開きください。

２項、介護予防サービス等諸費でございます。介護予防サービス給付費を500万円減額、介護予防福祉用具購入費を30万円増額し、介護予防サービス計画給付費を200万円減額するものでございます。

次に、13ページ、４項、高額介護サービス等費ですが、550万円を増額するものでございます。

14ページをお開きください。

６項、特定入所者サービス等費でございますが、170万円増額するものでございます。

次に、15ページ、５款、地域支援事業費、１項、介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費でございますが、通所型介護予防事業及び温泉施設利用型介護予防事業並びに生活機能評価の対象者が当初見込みより少なくなったため、973万円の減額でございます。

16ページをお開きください。

２項、包括的支援事業・任意事業費でございますが、社会福祉協議会に委託している配食支援事業の対象者が当初見込みより減少したために、574万3,000円を減額するものでございます。

17ページ、６款、予備費でございます。保険給付費の増に伴う107万8,000円の減額と、地域支援事業費の減に伴う309万4,000円の増額、差額の201万6,000円を留保分として予備費で調整したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第112号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

―――――――――――○―――――――――――

**○議長（谷口松生君）**　以上で、本日の日程は全部終了しました。

７日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後２時43分　散会

**平成２１年第４回志布志市議会定例会（第２号）**

期　日：平成21年12月７日（月曜日）午前10時00分
場　所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

迫　田　正　弘
立　山　静　幸
小　野　広　嗣
八久保　　　壹

**出席議員氏名**（33名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 下平晴行 | 2番 | 西江園　明 |
| 3番 | 丸山　一 | 4番 | 八久保　壹 |
| 5番 | 玉垣大二郎 | 6番 | 坂元修一郎 |
| 7番 | 鶴迫京子 | 8番 | 藤後昇一 |
| 9番 | 迫田正弘 | 10番 | 毛野　了 |
| 11番 | 立平利男 | 12番 | 本田孝志 |
| 13番 | 立山静幸 | 14番 | 小野広嗣 |
| 15番 | 長岡耕二 | 16番 | 金子光博 |
| 17番 | 林　勇作 | 18番 | 木藤茂弘 |
| 19番 | 岩根賢二 | 20番 | 吉国敏郎 |
| 21番 | 上野直広 | 22番 | 宮城義治 |
| 23番 | 東　宏二 | 24番 | 宮田慶一郎 |
| 25番 | 小園義行 | 26番 | 上村　環 |
| 27番 | 鬼塚弘文 | 28番 | 重永重久 |
| 29番 | 丸﨑幹男 | 30番 | 福重彰史 |
| 31番 | 野村公一 | 32番 | 谷口松生 |
| 33番 | 若松良雄 | | |

〇

**欠席議員氏名**（０名）

〇

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 本田修一 | 副市長 | 井手南海男 |
| 教育長 | 坪田勝秀 | 総務課長 | 中﨑秀博 |
| 情報管理課長 | 徳満裕幸 | 企画政策課長 | 溝口敏久 |
| 財務課長 | 溝口　猛 | 港湾商工課長 | 萩本昌一郎 |
| 市民環境課長 | 竹之内宏史 | 税務課長 | 外山文弘 |
| 福祉課長 | 津曲兼隆 | 保健課長 | 木佐貫一也 |
| 農政課長 | 白坂照雄 | 耕地林務水産課長 | 立山広幸 |
| 畜産課長 | 中﨑章文 | 建設課長 | 中迫哲郎 |
| 松山支所長 | 上原　登 | 志布志支所長 | 吉野健一 |
| 水道局長 | 井手佐喜雄 | 会計管理者 | 楠川昭博 |
| 農業委員会事務局長 | 大園　朗 | 教育総務課長 | 五代豊一 |
| 学校教育課長 | 山口幸彦 | 生涯学習課長 | 小辻一海 |

〇

**議会事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 今井善文 | 次長兼議事係長 | 徳田弘美 |
| 調査管理係長 | 坂元正知 | 議事係 | 武田賢一郎 |

午前10時00分　開議

**○議長（谷口松生君）**　これから本日の会議を開きます。

――――――――――○――――――――――

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（谷口松生君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

――――――――――○――――――――――

**日程第２　一般質問**

**○議長（谷口松生君）**　日程第２、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、９番、迫田正弘君の一般質問を許可いたします。

**○９番（迫田正弘君）**　おはようございます。

通告書に従いまして私の一般質問を行いたいと思いますが、今回の一般質問は、私にとって生涯を通じて最後の一般質問となります。そして、本田市長が「いっど！すっど！やっど！」の第２章を担当できるか否かについては、この質問に対する回答がかぎになるかもしれません。よく考えて答弁をしてください。紙に書いたものを読むばかりでは答えが出ないかもしれませんので、瞬時に判断をしていただきたいと思います。

質問は一括して行い、後に一問一答方式で行いたいと思いますが、まず質問の大きなテーマとして、志布志市のビジョンと政治姿勢について伺います。その中で、まず定住対策としての市営住宅建設計画についてでございますが、①として、定住対策としての市営住宅建設計画をしっかり立てるべきではないかのことについて伺います。

平成19年３月に策定された公営住宅ストック総合活用計画によると、第４章に「地域における公営住宅の需要と役割」で、これからの公営住宅の在り方として、前段は省略いたしますが、「若者世代の受け皿としての公営住宅の役割も重要である。本市では持ち家志向が高いものの、若者世代が早々に持ち家を取得することは難しい。そのため、ある程度収入が安定するまでは借家へ入居することが一般的であるものの、ニーズに合う民間賃貸住宅が少ないことから、必然的に公営住宅の果たす役割は大きなものとなっている。元気ある若者の定住による地域の活性化を促すためにも、若者世代が持ち家を取得するまでの選択肢の一つとして公営住宅が成り得るようになることが必要である。」としています。

また、公営住宅基本理念の中では、「ニーズに合った民間住宅戸数の少なさから、本市出身者や本市での就業者などの若者世代定住の機会を失っていることが考えられ、地域活力の低下につながっていることが懸念される。そのようなことから、必然的に公営住宅が果たす役割は大きいものとなっている。」と書いてあります。

これに対して、定住化を促す新たな公営住宅施策の展開を進めるとしています。しかしながら、これらに対する具体的な建設計画が何ら示されていません。しっかりとした具体的な計画を立て、施策

を講ずるべきであると思うが、いかがでしょうか。

次に、農業振興地域除外許認可業務の権限を受けることについて伺います。

まず先に、19年の第４回定例会で、これに関連した内容として、転用許可の権限委譲を受けることについての一般質問を私は行いました。これに対して市長は、農業委員会とも十分協議しながら、権限を受けるかどうか今後検討するとの答弁でありました。その協議の結果はどうなったかお伺いをいたします。

農業振興地域の除外許認可業務については、県の権限委譲プログラムにはないわけですが、志布志市住宅マスタープランの61ページの「就業の場と連携した定住促進」の中で、前文は省略いたしますけれども、「土地はあるが、農地であるために容易に宅地化できず、子供世代が市外へ流出している」というアンケートの答えがあり、これに対して、これも前文は省略しますけれども、「本市に定住できる、定住したいと思えるよう、住宅取得への支援、情報の提供、及び容易に自分の土地に家を建てることができるような農地転用の規制緩和などの施策を図っていく必要がある。」と書いてあります。この規制緩和策などの施策展開について、県に対して何らかの手立て、働き掛けをされたものかお伺いをいたします。

次に、農業振興地域の区域見直しについて伺います。

農業振興地域の区域見直しは、５年に１回行われます。平成23年度がその年に当たります。来年度に区域見直し作業に入ります。つまり22年度ですよね。この際、今後の公営住宅建設計画地を策定し、これは市の公営住宅ですよね、計画地を特定し、また民間の住宅建築を洞察した区域を設定し、いわゆる民間が家を造りたいというような地域があるとすれば、それらを調査し、今回の見直し作業におきまして、農業振興地域から除外することで定住化促進のための住宅建設が進むと思いますが、それらについて取り組む考えはないか、市長の考えをお伺いします。

付け加えますと、志布志の森山地区におきまして、公営住宅を建設するという計画が出され、度々その場所が変わりました。なぜかと言いますと、便利の良い道路沿いとかいう場所におきましては、農用地区域あるいは農振地域であるためにできないという、そういう判断が働いていたからであります。その場合、今回のこの見直しによって、区域を除外することで可能となるわけであります。当然、県との協議は必要ですが。そういったことから、この見直しをする絶好のチャンスでありますから、そこいらについて計画性を持って取り組むとすれば、十分可能であるというふうに思うからであります。

次に、大きな２番目、志布志町にある紀州造林跡地購入と公共施設建設計画について質問します。

平成20年８月11日に、志布志市土地開発公社理事会が、第150回ですね、招集され、紀州造林跡地を取得することについての提案がなされました。取得の大きな理由としましては、企業誘致のための先行取得であるとの説明でありました。その際、理事からは、現地も視察した上で、更地での価格提示を求めるべきである、提案が唐突である、企業立地・企業誘致のためというものの立地企業のめどが立っていない、したがって塩漬け土地になる恐れがあるなど、懸念する意見が出されました。それによって、この議案は継続審査となりました。その24日後、これも唐突に理事会が招集され、紀州造林

跡地の取得についての議案は撤回されました。撤回の理由として、会社から提示された更地にした場合の価格が多額で、土地開発公社の資金では対応しきれないという説明でありました。理事の中から、この土地は地理的にも、広さ的にも、計画次第ではものすごく有効な土地であるが、惜しいとの声もたくさん出されました。

そこでですね、私は去る12月１日、ついこの間ですね、この跡地の管理をされている方と直接面談をして、話を聞きました。後でも触れるわけですけれども、今、話を伺った中では、いわゆるさる企業と話が進んでいる状態にある、現在も話は進めている状況であるということでありましたが、しかし市の方からアプローチがあれば、企業との話はキャンセルも可能であるというお話でした。これについては、ここではっきりと申し上げてもいいという承諾をいただいておりますから申し上げるわけでございます。どういった話かということは、詳しくは説明ありませんでしたけれども、また後ほど、感触としてお伝えをしたいと思います。

そこで伺いますが、まず第一点目の志布志市本庁舎を志布志地区に建設することについてであります。私は、志布志市の本庁舎をこの土地に建設してはどうかという提案であります。当該地区は、高規格道路や高速道路のインターチェンジに近く、さらに有明、松山からのアクセスも良く便利であります。また、高台にありますので、津波などの自然災害を受けにくい場所でもあります。本庁舎を当該地区に移すことで、志布志港を中心とした志布志市の更なる発展が見込めると、私は信じます。いわゆる派生的な発展が見込めるということであります。

次に、②の学校統廃合並びに新設校計画について伺います。

志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の中間報告がなされたと聞きますが、報告の中で学校の統廃合に伴う学校の新設校を、急速に宅地化や商業化が進む大原台地へ設置したらという提案や、小・中学校一貫校設置について触れられていないか、これは教育委員長にお伺いをいたします。

また、紀州造林跡地の利用について、関係部署から学校用地として活用できないかという意見も出されたと聞いています。これは担当課とかの、そういった部署の話です。取得可能であれば、市長としてそのような考えはないか、お伺いをいたします。

次に、③の南部消防署の移転計画について伺います。

広域消防署の統合に伴い、現在の消防署を高台の方へ移転する計画が進められ、市の担当者の方から、この10月に移転先として紀州造林跡地を候補地として、会社側に打診したと聞きます。そして、断られたと聞いています。私もちまたのさる人から聞きました。志布志市がどんなふうに言ってきても、絶対志布志市とは相手をしないというような話だよという話を聞いていますが、このことについては先ほど言いましたように、少し誤解があるようでございます。これはあくまでうわさでございましたが、この話をですね、いわゆる候補地として会社に打診して断られたというふうなことは事実であろうと思いますが、この話を継続する考えはないか伺います。この当該地は、かなりの面積があります。今日、資料をもらいましたが、４町６反ほどの面積があるようでございますね。ですから、庁舎であっても、学校であっても、例えば消防署であっても、入りきるぐらいのキャパシティーを持っている。そういう意味では、多方面の活用が可能であると思います。価格的なこともあると思います

ので、開発公社だけではなく、志布志市が公共施設用地として目的を持ってですね、取得する意思があるかないか、市長に伺います。

次に、大きな３番目の志布志市公共下水道事業計画の今後の考え方についてお伺いします。

これは政権が民主党に変わり、公共下水道事業の実施については、地方公共団体の判断にゆだねるような方向転換をしています。まだ具体的に通知等はないかもしれませんが、志布志地区の公共下水道事業は中止の状態で、まったく事業が進まない状態です。その一方で、合併浄化槽の設置が進み、下水道事業は虫食い状態になってきていると思います。このままでは多額な事業費を投入する公共下水道事業は実施困難と思われますが、判断を市町村にゆだねられるとすれば、市長はどのような決断をされるのかお伺いをいたします。

本田市長は、検討委員会とか、プロジェクトとか、他に判断や決断をゆだねられるきらいがあります。これは私の思いです。政治家としてトップに立つ人は、ある程度のカリスマ性やトップダウンも必要かと私は思います。きちっとしたビジョンを示し、決断・実行することこそが確かな政治力であり、政治姿勢として市民の信頼を得るものと、私は考えます。

以上のことについて答弁を求めます。よく考えてお答えください。

**○市長（本田修一君）**　おはようございます。

迫田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、定住対策としての市営住宅建設計画をしっかり立てるべきではないかということについての御質問でございます。お答えいたします。

現在、本市における公営住宅戸数は、県営住宅が３町で405戸、また市営住宅が市単独住宅を含み、３町で618戸ございまして、県と市がそれぞれ建設維持管理運営を行っているところであります。また、有明町におきましては、旧町時代に公営住宅とは別に定住対策といたしまして、民間活力を導入しながら、学校児童数の減少を防ぎ、地域の活性化を図るために、市が民間事業者等から借り上げて賃貸住宅としました、地域活性化住宅を４地区で42戸の運営も行っております。市全体としての公営住宅の保有件数は、近隣市町と比較いたしましても、県営住宅が多いこともありまして、世帯数比等において、鹿屋市、曽於市に比べ、ほぼ同率の住宅保有数でございます。合併当時、公営住宅の在り方につきましては、３町これまでの住宅政策の違いから、運営等考え方が各々あったため、統一性を図るために、合併年度におきまして、公営住宅ストック活用計画を策定しまして、目的と位置付けをもって、将来の目標戸数を含めて、既存公営住宅の活用について、建て替え、個別改善、維持保全、用途廃止などの選定の下、必要性、経済性、効率性などの視点から検討し、適切な判定手法の下、計画的な整備を図ることとしたところでございます。現在、このストック活用計画に基づきまして、本年度より、わずかではございますが、建て替えとして位置付けられた団地において、財政の許す範囲で、交付金事業の下、２棟10戸程度、住宅の建設を年次的計画により行っているところです。また、その他個別改善等と位置付けされた住宅につきましても、安全で安心して生活できる住宅として、ストックの長寿命化を図る上でも、ライフサイクルコストの縮減を考慮しながら、維持管理運営を図ってまいります。

なお、定住対策についての市営住宅建設計画でございますが、現在行っている建設整備につきましては、あくまでも既存公営住宅の活用整備でありまして、定住対策としての新しい建設計画については、現在ないところでございますが、今後は全市的なバランスも考慮しまして、このことにつきまして慎重に対処したいと考えるところでございます。

次に、２番目の農業振興地域除外業務の権限委譲を受けるということにつきまして、農振地域の除外等全体的な権限委譲が受けられないかというようなことについての御質問でございます。このことにつきましてお答えいたします。

平成19年４回定例会において、議員が農地転用の許可権限について、県からの権限委譲を受けることについて御質問されております。分権型社会にあっては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が充実し、県と相互に補い合いながら住民の福祉の向上に取り組んでいくことが不可欠であることから、県としては、権限委譲プログラムを策定しております。これは住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいという基本的な考えの下、72項目、816の事務が提示されておりますが、このうちの63項目、766の事務については、10万都市が対象になっているところでございます。御質問にありました農業振興地域整備計画の除外、許認可業務については、権限委譲対象事業に含まれておりませんので、権限委譲は受けられませんが、極力、市民の皆様の御要望に沿えるよう、対処していく所存でございます。

さらに、農業委員会について、このことについて検討するべきではないかというようなことについて御質問だったわけでございますが、これを受けまして、農業委員会では県内の状況等を調査しまして、今年の５月の農業委員会の定例総会におきまして、この権限委譲については、受諾するか否かについて協議をしたところでございます。その結果、当面現状のままでいこうということになったところでございますが、先ほど回答いたしましたように、農振の除外等に関する権限委譲が無理ということでございますので、県内でも転用許可の権限委譲を受ける市町村も増えてきておりますので、このことについて、再度農業委員会で協議してまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、農振の区域の見直しにつきまして、23年度に予定されているということでございます。そのことについて、見直しの計画を立てるべきではないかというような御質問についてのお答えをいたします。

土地利用の基本的な考え方につきましては、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と、国土の均衡ある発展を図ることを基本理念としております。そのために、国土利用計画は全国計画、都道府県計画、市町村計画の体系の中で、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の土地利用の規制が定められているところでございます。市町村合併に伴い、本市の農業振興整備計画につきましては、合併前の各町の整備計画を統合し、全体見直しを平成18年度に実施し、平成19年４月から施行されております。この計画は、おおむね５

年を目途に全体見直しを行うこととされており、そのことを踏まえますと、平成22年度に準備事務を行い、平成23年度に全体見直し協議を行うこととなります。市としましては、農業振興、自給率向上、担い手農家等の経営安定のため、まとまりのある優良農地の確保を図りながら、地域の抱える問題解決のために必要な施策に対する用地の確保についても十分検討すべきことと認識しております。そのため、市全体の土地利用基本計画を策定しまして、調整を図りながら、農業振興地域整備計画の見直しを実施してまいりたいと考えております。

次にお尋ねの、紀州造林跡地について、購入を図りながら、さまざまな施設整備について取り組むべきではないかというような御質問でございます。まず、本庁舎について、このことをこの地で考えるべきではないかということについての御質問でございます。そのことについてお答えいたします。

本庁舎を建設するにあたっては、次のような視点が必要かと思います。まちづくりの拠点としての位置、財政的視点、既存の公共施設の有効活用、公共交通等の利便性ということであろうかというふうに思います。

まちづくりの拠点としましては、市民の方々に平等に行政サービスが提供できるよう、人口における中心地であります人口重心点が望ましいというふうに考えております。

財政的視点からは、新庁舎を建設しますと、相当な費用がかかるようでございます。財源も起債で対応するしかなく、将来に大きな負担を残すことになりますので、このことについても十分考慮しながら取り組むべきだというふうに思います。

公共施設の有効活用の視点につきましては、新たな箱物を造るということより、今あるものを生かすということの方が、市民からの理解が得られるのではないかというふうに考えるところでございます。本庁舎の跡地利用について、必ず出てくる問題でありますので、そこまで含めた検討が必要ではなかろうかというふうに考えます。

また、公共交通等の利便性につきましては、公共交通のアンケートでも、市内の約８割の方が自動車を運転するという結果が出ておりますので、車社会の時代となりますので、まず駐車場の十分な確保が必要かというふうに思っております。また、この地に本庁舎を建設するにあたりましては、そのような視点からの検討が望ましいということでございます。

次に、学校施設ということでどうかというようなことについてもお尋ねでございます。

このことにつきましては、児童・生徒が減少する現状を踏まえまして、今後の市立学校の在り方について検討するため、検討委員会を設置して、現在、鋭意検討中というふうに聞いております。その検討委員会から平成20年１月に、現在のままでは教育水準の維持及び健全な学校教育等に支障を来す恐れがあることから、今後、統廃合を含め、適正な規模配置について検討すべきであるとの中間報告を受けたところでございます。市民向けに実施されたアンケート調査の結果等を踏まえ、今後更に検討が深まるものと考えております。

また、新設校の設置につきましては、財政的にも多額の予算も必要であることから、困難であろうと考えますので、まずは校舎等の耐震化を進めながら、安全性を確保した上で、既存施設の有効活用を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、消防署の移転についてでございます。

南部消防署の移転計画につきましては、本年６月の全員協議会におきまして、「(仮称) 志布志消防署の建設について」ということで説明をさせていただきましたが、その経緯としましては、南部消防署が築31年が経過し、老朽化と耐震性の問題などから志布志消防署の建設事業が、また救急業務が増大し、レスポンスタイムの改善を図ることから末吉・大崎分駐所の配置事業等が、新たに昨年11月の消防組合議会において総合整備計画に盛り込まれたところでございます。

本市としましては、今年の１月に志布志消防署建設検討委員会を設置しまして、これまで数回の検討委員会を開催して、建設規模や建設位置等について検討を行ってきました。

まず、建設規模につきましては、実際に使用することになる大隅曽於地区消防組合から、これまでの先進地の視察を基にレイアウトを出していただき、その内容について説明をいただいたところでございます。今後は、救急ヘリコプターの離着陸が可能で、また操法競技が実施できる敷地が理想であり、敷地面積としては１万平米程度が必要であるというような説明でございました。

建設位置につきましては、救急業務の増大に伴い、現在の南部消防署を志布志寄りに建設するということや、大崎分駐所が広域農道の平良交差点付近に建設されることなどから、道路のアクセスを十分考慮し、併せてヘリポートの離着陸及び操法大会が実施できるスペースが必要であることなど、このような意見を参考に複数の候補地の現地視察を行い、検討委員会において検討を重ねてきているところでございます。

以上のように、南部消防署の移転計画につきましては、現在のところ候補地等について検討中でありますが、今後、検討委員会において候補地の選定等を行い、23年度の完成に向けて取り組んでいくこととしております。なお、このことにつきましては、紀州造林跡地ということについても検討をしております。検討委員会におきまして、紀州造林跡地も候補地の一つとして選定し、現地の視察も行い、ヘリコプターの離着陸が可能かどうかについても防災航空センターに見てもらい、問題はないということでございました。今後も、他の候補地と併せて、大崎分駐所からの距離や道路アクセスの問題、現在の南部消防署からの距離、周辺の住宅の状況など、さまざまな観点から検討委員会において、候補地の選定については十分検討していきたいというふうに考えております。

なお、ただいま議員の御質問の中で、管理者の方と面談されたというお話を伺ったところでございます。私どもとしましても、この地につきましては、ただいま答弁いたしましたとおり、会社側とも相談を申し上げてきたところでございますが、ただいま議員のお話であったような経緯で、現在、他の候補地も含めた形で検討をしているという状況でございます。

続きまして、下水道事業計画についてのお尋ねでございます。

県におきましては、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた将来像について取りまとめました生活排水処理施設整備構想を策定し、下水道、集落排水などの集合処理や、浄化槽による個別処理などの整備、地域の実情に応じた手法を選び、整備を進めることとしているところでございます。しかしながら、公共下水道事業整備につきましては、膨大な費用と時間がかかるのが現状でございまして、本市においても公共下水道事業を実施することとした場合、償還額がピーク時で３億5,000万円程度に

なるというふうに試算したところであり、合併して10年後からは交付税が減少することが確実であり、本市の財政状況をかんがみ、現在の状況下では事業再開は厳しいと判断しているところでございます。

このようなことを踏まえ、排水対策につきましては、今後の本市の財政状況等を見ながら、合併浄化槽の設置の推進等を含め、水環境の保全、公共水域の水質汚濁を防止するために、地域の実情に応じて、どのような事業で整備を進めていくことが望ましいか、今後十分研究しながら対策を進めたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）**　本議会におきましても、教育委員長の委任を受けておりますので、答弁させていただきたいと思います。

学校の統廃合並びに新設校計画についてでございますが、先ほど市長の方からも答弁がございましたので、一部重複するかもしれませんけれども、将来の年少者人口の推移を踏まえまして、今後の志布志市の学校の適正規模及び配置についての検討をいたすために、平成18年度に志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置いたしまして、19年度には４中学校を１中学校に統合いたしました先進地の研修でありますとか、また市内小・中学校の現状を視察するなど検討を重ねてまいりまして、平成20年の１月に、先ほど市長の方からありました中間報告を市長に提出いたしました。また、20年度には、市民に対して望ましい学校づくりに関するアンケートも実施いたしまして、その結果につきましては、市の広報紙に掲載いたしまして広報もいたしましたし、またその内容につきましても検討委員会でも審議をいたしました。

本年度も、これまで２回の在り方検討委員会を開きましたが、本市の学校の現状を考えますと、教科担任の確保でありますとか、あるいは部活動の充実など、教育環境の整備の観点から、もう一歩突っ込んだ議論が必要な時ではないかと考えているところでございます。

なお、現在のところ、新設校設置や小・中一貫校などを含めまして、統廃合に係る具体的な議論まで進んでおりませんので、まずは現在進行中の校舎等の耐震化を進めて、既存の校舎等の整備・活用が優先されるべきではないかと、市長と同じように教育委員会としても考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）**　鬼塚議員が着席です。

**○９番（迫田正弘君）**　それでは、答弁をいただきましたけれども、ややトーンダウンした、次は危ういなあという感じの答弁であったように思います。なぜかと言いますとですね、私は冒頭に大きな件名として、志布志市のビジョンと政治姿勢ということで問うておるわけでございます。ビジョンというのは、あなたが４年の任期中、あるいは８年の任期中にやることだけではないわけです。志布志市がこれから10年、20年、30年、その中で発展していくためにはどうしたらいいかということを示さなければビジョンとは言えないわけです。４年だけのことを申すのであれば、これはマニフェストですよ。例えば、市役所をうんぬんといった場合に、金がかかるので造れません、これはあなたの単なる考えであって、志布志市のビジョンにはならないと私は思うんですよ。そんなことは分かってるじゃないですか、金がかかるということは。金がかかるにしても、ビジョンというのはあって、そのお

金をどうつくり出すか、頭を使う、頭をひねっていく、施策を新しく考える、国にそのことを働き掛ける、それが政治姿勢ですよ。「いっど！すっど！やっど！」、たった４年間のことをですね、私は聞いてるわけじゃないんです。ビジョンなんですよ。

定住化対策に戻りますけれども、松山町が今度、保育所を民間に移管しますね。松山町は過去33年ぐらいから、この間、木藤議員もおっしゃいましたけれども、保育所を守るためだけじゃなく、定住対策として住宅建設を年次的に行ってきましたよ。だからこそ、まだ保育所ももてているし。ところがですね、子供はだんだん成長していきますよ。そうしますと、保育所も子供は少なくなっていきます。小学校は増えていくけど、次には減ります。中学校は増えていきますけど、次には減りますよ。そのような状態に今来ているということなんですよ。森山だってそうでしょう。それで、公営住宅で、町営住宅で持ってきたわけですよ。松山に民間の貸家という、アパート的なものが何戸あると思いますか。５戸しかないですよ。ところが、志布志を例に取りますとね、民間のマンションとかアパートとか、私、数は調べてませんけど、相当数ありますし、県営住宅もあるでしょう。有明町にも県営住宅がいっぱいありますよ。その県営住宅も松山にはないわけですから。そういった県営住宅を誘致すべく相談したらどうかということの一般質問をしたことがあります。その時に県に聞きましたよ。県は、お金がもうありません、もう今あるやつを改造するしかないです、だから県営住宅はもう造れません、こういう回答でしたよ。であるとすれば、先ほどの回答じゃありませんけど、建設計画は慎重に対応したいと。慎重に対応、それは当然ですけれども、過疎計画もですよ、自立促進計画も18年に策定したのが22年の３月31日終わる。これも計画を作り直すんですよ。その中でもですね、住宅施策というのは、当然出てくると思います。答弁された、現在の住宅をバリアフリー化するか、あるいは内容を改造して新しくするかという問題とはまた別問題なんですよ。そして、志布志市の最初の計画の中で指標としてですね、23年の人口目標を３万4,000人としますよとしてるわけですよ。23年、できますか、３万4,000人。ずっと減ってるでしょう。そういうところにこの住宅施策がかなり有効な結果をもたらしますよということですよ。だから、そういう意味ではですね、慎重にということは分かりますが、ビジョンとしてですね、きちっと市長に持っていただきたい。そういうことを考えます。

それからですね、次にもう入りますけれども、農地の転用の問題につきましても、農業委員会は農地を守るのが仕事なんですよ。だから、農地を守るために権限の委譲を受けないとしても、これは私は理にかなってると思う。だけど、市長は、農地を守るだけが仕事じゃない。人口を増やすための住宅施策で、この農地については市街化区域に入れる、そういう総合的な判断をされるのが市長ですよ。ですから、農業委員会とも再度検討するということですけれども、私はですね、そのことは、市長としての政治姿勢あるいはビジョンというものがそれに反映していけばですね、農業委員会としても、やはり仕事であっても、市全体の発展を考えたときには、必要なことだということは分かられるだろうと思います。

そして、今度、次にいきますけれども、転用の、いわゆる農用地区域の見直しについても、市街化区域になり得るような場所についてはですね、除外できるわけなんですよ。ですから、ある程度団地を形成し、そして市営住宅の場所についても、森山でも先ほど言いましたように、農用地区域だから、

農振区域だからできませんできません、それだけじゃないですか。そして、やっとこさ求めた土地が山でしたよ。そこも造れない。求めた土地が坪山建設のどこかあの辺ですよ。裏のがけ地が100mあるような所を買うというんだから。そしたら、やっとかっと、畜産管理センターですか、そんな所に二、三戸建てる。これじゃあ定住対策も人口増にもつながりませんよ、やっぱり団地化しなけりゃ。そういう時に、見直し作業の時に線引きをするというのは、チャンスなんですよ。ですから、これを見逃す手はないんです。それをしっかりと踏まえていただきたい。

次にですね、もうそれはそれでいいでしょう。やはりそういうことをですね、頭において、職員にも指示を出すということですよ。だから、農政課だけがそれをするんじゃないんですよ。総務課もする、企画もする。当然、企画がそういう部分の企画を作るというのが本当の仕事ですよ。あまり何だかんだ企画にですね、緊急対策事業だの何だのと、仕事をやらせすぎていますよ。本来の仕事はできないと思いますよ。

２番目にいきます。

紀州造林跡地の購入と公共施設建設について、私はがっかりしましたね。ビジョンがないですね、まったく。あなたが志布志市を担っていこうという次の４年間、それはそれでいいでしょう。違いますよ、私が言ってるのは。その後、その後、その後かもしれませんよ。その時に、そのビジョンを持って土地の取得というものがあってしかるべきであろうということですよ。それは庁舎を新しく造るというのはかなり金がかかります。だけど、そのことを土地まで買って、新庁舎を造るというのは更にかかるじゃないですか。だから、今から基金の積立条例なりを作って、かかるお金を基金として積んでいくぐらいのですね、魂はないんですか。たった４年間の間に造ろうなんて考えじゃないでしょうけどね。そうじゃないんですよ。ビジョンとしてですね、将来ここを核としていくというようなことをですね、やっぱり考えるとすればですね、基金を積んで、そしてお金を準備して入っていくという、その流れもですね、頭の中になければ、こういう長期的な仕事、金のかかる仕事はできっこないわけですからね。その件について、じゃあもう一回伺います。

**○市長（本田修一君）**　ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

庁舎建設については、度々御質問があったところでございます。その時に質問があった内容としましては、支所を本庁舎にというようなこと、そしてまた、別途本庁舎を建設するということについての論点にはなかなか進まなかったところでございますが、今回、紀州造林跡地について検討しろというようなお話でございます。このことにつきましては、土地開発公社でこの土地の購入について検討を重ねてきた結果につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございまして、その時にはまだ機が熟していかなったのではないかなというふうに、今振り返ってみれば、そのようなふうに考えるところでございます。

今回、新たに志布志消防署の建設の問題ということが浮上いたしまして、このことについての土地の購入の中で紀州造林跡地も再度検討したということについては、先ほど述べたところでございますが、会社側との交渉の中でそれが進展しなかったということであります。この土地につきましては、広大な土地でございますので、ただ単に消防署の建設ということだけでなく、例えば今お話がありま

したように、本庁舎の建設とか、あるいは統合された学校の建設とか、あるいは企業の誘致とか、あるいは住宅の建設とか、そういったふうに夢膨らむ内容ではなかろうかというふうに思いますが、ただいま申しましたとおり、私どもの得られた感触としては、交渉が前に進むような状態ではなかったということでございますので、この地については、また今新たに議員からの御質問もございましたので、新たにまた交渉は進めようかというふうに考えるところでございます。

　そのような意味合いからすれば、今お話がありましたように、長期的なビジョンという観点からすれば、かなり広大な土地が、市として、市の今後のさまざまな事業に資するような形の土地が購入できるとなれば、このことに基づくビジョンというものが考えられるところでございますので、今申しました内容も含めた形で、その開発についてのビジョンは早急にまとめた上でお示ししたいというふうに考えるところでございます。

　本市において、現在、有明のこの地が本庁舎となっておりますが、この本庁舎の位置が10年も20年も30年も続くということではないということについては、以前の議会でもお答えしたとおりでございます。そのような意味合いから、また新たに本庁舎の建設が必要となるとなれば、今お話があったような形での庁舎建設の基金の醸成をしながら、そのことに当たっていくべき内容だというふうには考えるところでございます。

**○９番（迫田正弘君）**　紀州造林の跡地についてはですね、面積が４万6,927.93というわけですから、４町７反あるわけですよね。ですから、私がここで例としていろいろなものを挙げましたけれども、それを吸収できるぐらいの面積を持ってるということなんですよ。

　先般の、私も理事ですけど、土地開発公社の理事会で、出したり引いたりする、それが政治姿勢としてなってないと思うんです。いったん買おうと思ったわけですからね。買おうと思ったんですよ。そして、その時にですね、九分九厘市が買うという前提でですね、造林側としては、あそこの水路が通っていますから、水路だの、いわゆる周囲との境を確定測量したわけですよ。そういった投資をした後に、撤回ということで、多分どういう断られ方をしたか知りませんが、断られた。それに対して、紀州造林としては、ある程度の立腹をしたというのは当然であろうと思います。しかしながら、どうしてそういうふうに伝わったのかなというふうに向こうは言ってるそうです。具体的に言いますとですね、私が12月１日にその担当の方と電話で、朝８時半に連絡を取りまして、ぜひ今日会いたいということでアポを取ったわけですね。そうしたら、社長の方から、またすぐ別な要件で電話があったそうですよ。それで、こういう話があるがと、ある議員からあるけれどもどうだろうかと言ったら、何でそんな話になったのかなということだったらしい。それで、今、確かにその10月の時点ではですね、業者というか企業というか、まあ交渉中であったそうです。現在も交渉中だそうです。ところがですね、それが私が受け取る感触では、商業施設を造るような感じのようです、感触が。そこに入ってくるテナントないしが不確定であり、いつの世になるか分からんという話だそうです、これは私の感触。ですから、今の時点で市が積極的な購入についてのアタックをするとすれば、そちらをキャンセルできますよということですよ。だから私はここで提案してるわけですよ。私が通告してから多分連絡も取っていらっしゃらないかも分かりませんけれども、そういうことでした。ただですね、難点が一つ

あります。紀州製紙は吸収合併されたって知っていますか。聞いてますか。いわゆる紀州造林の親会社である紀州製紙ですよ。これはですね、業界第７位の北越製紙、10月にですね、紀州製紙は10位だったそうですけど、買収したんです。北越紀州製紙ということに名前が変わっています。ですから、これまでは紀州製紙と相対での交渉ができたわけですけれども、それがちょっと大きくなった親会社があるわけですよね。吸収合併されています。そこは、別に交渉しないということじゃないんですけれども、いわゆる単価の面で、前示された単価というのは旧志布志町時代に取得のあった金額と同じでしたけど、その辺がどうかなという話はしていましたけれども、これはやっぱり市との交渉次第だというようなことであったようでございます。ぶっちゃけた話、私がしましたけれども、市長はそういう基金を積んで何のかんとおっしゃいますけれども、やる気があるかないかの話を私は聞いとるんですよ。それは手法ですからね。ですから、もう一回、その辺をですよ、聞かせてくださいよ、であればどうだと。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私どもは、この地につきましては、志布志消防署の建設計画を具体的に進めようというふうな考えに至った時に、まずこの紀州造林跡地を考えたところでございます。ということで、すぐさま会社側とこのことで折衝したいと、そして私自身も会社側に出向きまして、お話を申し上げたい、相談申し上げたいということを御連絡を差し上げたところでありますが、今お話があったようなことで、当時は既に買収の相手方がいるというようなことで話が進展しなかったということでございます。今お話がありましたように、私どもの申し出で、そのことについてまた交渉に応じていただけるということがありましたら、ぜひこのことについては積極的に臨みたいというふうに思います。そして、先ほども申しましたように、広大な土地でございますので、さまざまな事業についてのまさしくビジョンが描かれるというふうに考えるところでございますので、今回の御提案を受けまして、すぐさま会社側とまた交渉を持つような形にしていきたいというふうに考えます。

**○９番（迫田正弘君）**　そういう回答がですね、やっぱりなければ、ビジョンとか政治姿勢というものは現れないと思うんですよね。

もう一つ、話があった中でですね、ぜひ市長と会いたいと言っておられるようです。ただですね、本田市長をあまり信頼してないのかもしれませんが、選挙が終わってから会いたいという言い方でした。ですから、いわゆる今の時点では当選するかしないか分からないわけですから、いわゆる決まった方とそういう話を詰めたいということかもしれませんが、しかし私が先程来言いますように、本田市長の問題じゃなくて、志布志市の将来の問題としてこれを取り上げているわけですから。私は社長がですね、ぜひ会いたいということを申しております。これは伝えて結構ですからということで伺っておりましたから、そのように会いたいということはですよ、志布志市と交渉をしたいという、私は裏の現れだろうと思いますから、やはり私がこういうことを取り上げて言うよりか、やっぱりもうちょっとですね。わざわざその南部消防署の移転先として選んで交渉までしてるわけですから、買おうという意思は十分あるわけじゃないですか。だから、そこが弱いというわけですよね。でしたら、このこともですね、ひとつぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、学校の問題につきましては、まだこれからだと思いますけれども、やはり今後の展望としましては、社会の流れとして小・中一貫校の問題とかですね、いろいろ流れがあるようですし、学区制の問題も廃止されましたから、そういった意味ではすばらしい、よそからでも来るような学校になればですね、学校運営というものも成り立つだろうと思うわけですよね。そういったことを考えますと、やはり在り方検討委員会の中ではマイナス部分だけじゃなくて、やっぱりプラスの部分も出てほしかったなというのが私の正直な気持ちですけれども。教育長が先ほどおっしゃられましたけれども、今後においてはですね、やはりそういったいろんな話し合いの場でもあればですね、そこいらももうちょっと前向きな話もですね、まとまっていかないものかなと思うんですけれども、その点、教育長としてですね、いかがに感じられますか。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

ただいま、前向きにもう少し検討をしたらどうかということでございますが、私どもも常に子供たちの教育環境がどうあるべきかということは積極的に取り組んでいるつもりではございますけれども、いかんせんこの旧３町におきます教育環境というのは３町それぞれに温度差がございますので、これをどういうふうに志布志市としての在り方を今後考えていくかということで、各委員の方々と25名の委員の方々も非常に真剣に話を進めておられるところでございます。

また、今出ましたように、新設校区を、あるいは小・中一貫校区をという、そういう新しい形式の学校等の建設につきましても、これは設置者であります市長の御意見といいますか、ひとつの、それこそ今出ておりますように、ビジョン等々も関連してくると思いますが、我々教育委員会といたしましては、まずは先ほど申します、繰り返しになりますが、今のところは校舎の耐震化等を進めていきたいという気持ちでおるところでございます。

志布志市のやり方が生ぬるいのではないかとお思いの方もいらっしゃるかもしれませんが、この前、隣の垂水市に、垂水市は22年から４校の中学校を１校にスタートさせるわけでございますが、あそこの例を申しますと、こうやって議会で学校をどうするかという質問が出て10年かかっております。ちょうど経過も教えていただきましたが、私どもが今現在、御質問をいただきました後、今日までで４年今たつところでございますが、やはり市には市の事情もありますし、志布志には志布志の事情もありますが、今いただいた御意見のように、明るい未来を、そしてまた夢を語るのが教育の部分でもありますので、希望と夢を、それこそ志の高いものが実現できるような学校教育がなされるように、今度はそういう施設設備の面からも進めていきたいという思いでおります。

以上でございます。

**○９番（迫田正弘君）**　ちょっと帰るようですけれども、学校の話はまたそういうことでですね、事情が事情になってきました。私は、実は町の時代には、松山中学校はもう古いので建て替えをということの積み立ても始めていたんですけれども、なかなか話が進みませんで、結果的にはもう耐震の補強をしていくということになれば、建て替えどころじゃない話になってきますよね。ですから、やっぱり時期を失うとですね、これが難しくなってくる可能性がありますから、やはりきちっとした計画を立てて、それに従ってやっぱり着実に財政的な裏付けもしていくというぐらいの心構えをしておか

ないと、できないということを痛切に感じておりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、消防署の件につきましてもですね、問題は取得価格だったり、有姿のままであるとか更地にするとかいう問題になってくると、また話がこじれてくると思うんですよ。先般では有姿で提案されまして、更地にした場合は大体５万ぐらいかかるということで、いわゆる企業に売り渡すでも２万いくらでないと売れないとか、住宅地として分譲するでも５万は高いとかいう話でしたけど、私は公共用地の場合も同じことかもしれませんけれども、ある程度そういう部分については、開発公社の予算が足りないとすれば、市からでもですね、足し増しをしてでも取り組むぐらいのそういった、それが姿勢なんですよね。それをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

先ほどありましたように、ヘリポートも問題ないし、面積も十分だと、いわゆる適地だというような判断が下っているようでございますから。私もちょっと同僚議員から聞いたところ、消防署の関係者が非常にあそこは良いと、あそこなら最高だがというような話もちょこっと聞きましたので、議員の方もいらっしゃいますけれども、やはり考えはそれぞれあるとは思いますけれどもね、ぜひ進めていただきたいという立場で提案をしておるわけです。

それから、下水道の問題につきましては、当然３億5,000万円も年に償還するというような事業を今更始めるというのはどうかというふうに私も考えますので、決算特別委員会でもそのことが話になりましたけど、やはり判断すべきは判断すべきであろうということで考えます。これは当然、市長が次の第２章で決断しなきゃならない問題かと思いますので、ひとつ頑張っていただきたいと思います。

最後にですね、市長に一つ言葉を贈って終わりたいと思いますけれども、佐々木更三という元社会党の委員長がおられました。この方がですね、こういうことを言っておられます。「何かをやろうとする者は批判もされ、悪口も言われ、泥もかぶるさ。」。まさにあなたはその役割かもしれませんが、そういうことはトップに立つ者にとっては当然のことでありますので、ひとつ今後、第２章を担当されるかもしれませんので、この第２章の中でまたお仕事をされる際には、このことを思い出しながら、ひとつ頑張っていただきたいものだというふうに思います。

生涯にわたる一般質問を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、９番、迫田正弘君の一般質問を終わります。

次に、13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

**○13番（立山静幸君）**　通告に基づき、順次、一般質問をしてまいります。

１番目の各校区の主な施設の備品購入について、(1)の高齢者がふれあいサロン等で使用する公民館・青少年館等、主な施設に高齢者用座いすの購入について質問をいたします。

志布志市社会福祉協議会が年間行事として支援しているふれあいサロンが、志布志町が10か所、松山町が14か所、有明町が９か所の33か所で、毎月１回、年間計画に基づき実施をされております。

本年度の施政方針によりますと、健康づくり元年と位置付け、健康の維持増進に向けた高齢者医療・介護予防対策の運動教室として、ピンピン元気塾、サロンの充実を図り、更に市内に広げ、生きがいを持ち、活躍ができる生涯現役運動を展開してまいりますとあります。

山重のふれあいサロンを例に取りまして申し上げますが、ボランティアの方が７名おられ、サロン

に来られる方が17名おられます。この17名の中に座いすの必要な方が８名ほどおられます。青少年館に、座れば足が畳に届かないぐらい高いいすが５脚あります。それを奪い合いをされているような状況でございます。

７校区の集まりである有明町ボランティアなかよしグループの役員会でも、低い座いすが欲しい欲しいと度々話題になっているところであります。サロンだけではなく、老人クラブ等の会合でも必要であります。健康維持や増進事業を継続するため、またふれあいサロンの充実を図るためにも、ぜひ22年度の当初予算に計上される考えはないか、市長、教育委員長にお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　立山議員の御質問にお答えいたします。

ふれあいサロン事業は、高齢者が寝たきりや閉じこもりにならないように、地域で生きがいを持ち、安心して生活できるように、活動の場を開設し、孤独感の解消や心身の機能低下を防止することを目的として行っている事業でございます。現在、松山地区で13か所、志布志地区で10か所、有明地区で９か所というふうに開設しているところでございます。

この事業につきましては、昨年度から実施しておりまして、これらの地区の運営に要する経費が主でございまして、新規に開設する所につきましては、活動のためのボールや歌の本などの購入費用を予算化しているところでございます。

お尋ねの座いすの購入についてでございますが、現在、各地区の利用状況を踏まえ、施設の所管であります教育委員会とも協議したいというふうに考えておりますが、今後は準備期間が必要でございますので、その整備につきましては、どのような形で整備すればいいのか、先ほども申しましたように、教育委員会と十分協議を進めて、整備を進めていきたいというふうに考えます。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

教育委員会が所管しております市内の公民館等の施設は、九つの条例公民館と、それから旧有明町の七つの青少年館、それから旧志布志町の四つの研修センター等の施設があることは御案内のとおりでございます。この施設には、現在、机やいすなどの備品を配備はしておりますけれども、一部破損しているものや重たくて使い勝手の悪いものもありまして、緊急かつ必要性の高いものから段階的に備品の買い替え等について協議をしていたところでございます。

議員お尋ねの件でございますが、教育委員会といたしましては、今、市長の答弁にもありましたように、関係課であります保健課でありますとか、あるいは福祉課等々と一体となりまして、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりを推進するために、ふれあいサロン等で使用する高齢者用座いす等の整備につきましては、今後、各校区公民館長さんや、あるいは関係課等々の意見も聴取しながら、段階的に備品の整備を図ることで、教育委員会として、このふれあいサロン活動助成事業を支援してまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）**　今、市長、教育長から答弁がありましたが、市長は準備期間が必要だというようなこと、教育長は助成事業を活用して整備したいというようなことでした。私もこのことで福祉協議会の職員の方やら、それから教育委員会、話をしたところですが、私は通告には備品の整備とい

うふうに申し上げておりますが、今、パイプ式の簡単なやつもあって、金額もあまり高くないというようなことを聞いたわけです。しかし、高齢者が使用するわけですから、安全性はなくてはいけないというようなことでございますので、そんなに多額の経費はかからないのじゃないかというようなことでございますが、教育長、あまり金のかからない座いす等はどれぐらいのお金がかかるというような、内部の簡単な話し合いはなかったのかですね、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（小辻一海君）**　このことにつきましては、座いす関係ではなくて、先ほど教育長が申しましたとおり、ほかの机、いす等も、各壊れておりますので、その方向で試算、見積もりをしまして、今年の予算計上にもお願いしているところでございますが、この座いすにつきましては、今のところ検討はしておりません。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）**　ぜひですね、市長も教育長も申されましたとおり、今年が健康元年というようなことで、長くこの取り組みが進められていくわけですから。このサロンも主ですが、サロンだけではなくてですね、今、公民館の自治会長さん方もですね、80歳を超えられた方も公民館の行事とか、あるいは会合に出て来られるわけですよね。そういう人たちも、だんなの代わりに奥さんが出て来られたりですね、そういう場合もやっぱり必要なんですよね。そういうようなことで、ぜひですね、教育委員会は予算化を上げると、市長はそれを22年度予算に組み入れるというのをですね、どのように考えておられるかですね、再度お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

今お話がありましたように、ふれあいサロンで使う座いすあるいは座卓、あるいはまたテーブルと、いろんな形態等があろうかというふうに思いますので、そういったものを含めて、少し協議をさせていただくということで準備期間が必要というふうにお答えしたつもりでした。そのようなことで、もう少し皆さん方が使い勝手がいい、そしてまた健康サロン、あるいはふれあいサロンというような目的に合致するような形の備品がどういったものでいいのかということを検討させていただいて、その上で対応させていただきたいというふうに考えるところでございます。

**○13番（立山静幸君）**　ぜひですね、検討して実現していただくようにしていただきたいと思います。

次に、平成21年度の事業執行について、(1)の定住促進対策事業の進ちょく状況を問うということで、①の田舎暮らしサポート推進協議会の設立状況等はどうなっているかでありますが、私は今年の３月の定例会の一般質問の中でこのことについて、施政方針や予算について質問をいたしました。

その中の施政方針によりますと、定住、交流の促進につきましては、(仮称)「田舎暮らしサポート推進協議会」を設立し、自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流し、定住していただくための検討や受け入れ体制の構築等を図っていく計画である。現在、関係各課で組織する庁内検討委員会と連携を図りながら推進していきたいと考えています。また、若者の定住に向けた取り組みとして、出会いサポート事業により、出会いの場を創出してまいりますとあります。

また、予算書の説明書では、都市への一極集中化が進んでおり、都市と地方の地域格差が大きな問題となっている。一方、価値観の多様化、団塊世代の定年退職等に伴い、田舎暮らしへの関心が高ま

っている。海・山・大地の自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流し、定住するための施策を検討するため、田舎暮らしサポート推進協議会を設立して、モデル的に事業を実施するとあります。

こういう計画に基づき、現在、推進協議会のメンバーなり、あるいは検討の内容はどうなっているのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

市では、定住促進対策といたしまして、現在、関係各課で構成しております定住対策等庁内検討委員会でグリーンツーリズムや定住対策について、昨年度、関係課長会を１回、検討会を３回、本年度も検討会を３回開催しております。市としましてどのような方向で進めればいいのか協議を重ねているところでございますが、８月に修学旅行の受け入れを実践されている方においでいただき、グリーンツーリズム研修会を開催いたしました。志布志市女性農業者で構成するＩＫＩ・ＩＫＩネットワークのグリーンツーリズム研究会のメンバーの方や興味を持っておられる農家の方、ＮＰＯや企業の方及び定住対策等庁内検討委員会の委員などに参加していただきまして、研修会を実施したところでございます。そして、最近では、近隣で開催されておりますグリーンツーリズム等の研修会に積極的に参加されている市民の方々もおられるようでございます。

田舎暮らしサポート推進協議会については、こういったやる気のある、取り組んでみたいと思っておられる農家の方々や市民の中からこの方々が出てこられましたので、特産品観光協会やＪＡ、漁協など、各種団体の代表の方などに御相談申し上げまして、早い時期に設立したいというふうに考えているところでございます。ということで、ただいま申しましたように、十分協議が整い、そしてまた受け入れてもいいという農家の方々の発掘も、掘り起こしもできましたので、この方々と連携を取りながら、今後この田舎暮らしサポート推進協議会については、直ちに立ち上げたいというふうに考えるところでございます。

**○13番（立山静幸君）**　まだ推進協議会は立ち上がっていないということで、そのための準備としていろんな人選の検討中ということであるようでございますが、私はあと３項目ですかね、この計画に挙げられたことについて述べるわけですが、あと３月まで３か月ちょっとということのようになるわけですが、先ほども定住促進について一般質問がされましたけれども、今、私はこの推進協議会が先であって、この推進協議会が早く、４月からですので、５月ごろ立ち上がって、この４項目について検討がされてきたんじゃないかと思って質問をしたところでありますが、まだ立ち上がっていないということであります。しかし、立ち上がっていないけれども、いろいろなことはして、その人選等も煮詰まりつつあって、協議会を立ち上げるというようなことでございますので、これはこれで終わりたいと思います。

次に、②の志布志市への定住促進の具体的な取り組みはどうなっているかでありますが、先ほども定住対策としての市営住宅建設計画が質問をされたところであります。11月18日の山重青少年館で、ふれあい移動市長室が開催をされました。その中でも山重住民の方々は、２年連続して市長に市営住宅の建設について強い要望があったところであります。市営住宅については、先ほどの質問で市の住宅が405戸、県が618戸、そして有明町が元進めた民間活力をしたのが42戸もあると。そのストック計

画に基づいていろんな市長が説明をされました。

しかし、校区としましては、小学校の複式の問題、あるいは幼稚園の数の問題、いろいろ思いがあるわけです。そういう思いは、小学校のＰＴＡの方、中学校のＰＴＡの方々は、分からないと言うてはいけませんが、市の状況はあまり分からないわけであります。どうしても校区には、いろんな方々から、住みたいが住宅がないというのがあると。それについての対応ができないから複式学級になっていくんだと。その複式学級になるのも、１名か２名。私は複式学級が悪いと言うわけじゃございません。これはいい面もあると思いますが、しかし住民の方々はそうじゃないわけです。一人か二人足らないために複式学級になるのは、どうしても避けたいというようなことであります。

そういうことで、先ほども市長は、定住促進の住宅については公営住宅とは別に考えてみるというような回答であったようですが、いろいろな角度から、先ほどもありましたけれども、吉村にしてもそこにたくさんの住宅ができますし、元の役場の後ろの辺にもたくさんできるわけですね。少し都市化の所には、住宅の利用者が多いということで、民間の方々も住宅をどんどん建てておられるわけです。そういうようなことで、この定住の具体的な取り組みとしてですね、やっぱり民間の建築の業者とか、あるいはいろんな住宅建設をして、そういう業者とかですね、いろいろいらっしゃるわけですので、そういう方々との市長は交流もですね、していただいて、山重、原田とか、先ほども出ました松山とかですね、志布志の田之浦、森山とかですね、いろんな所にもこの人たちが住宅を１戸でも２戸でもですね、一人の人じゃなくて、何十人かいらっしゃるわけですから、１戸でも２戸でも建てていただくようなですね、やっぱり具体的な取り組みがですね、必要ではないかと思っております。今後、このようなことも協議会を立ち上げて、その中で検討もされると思いますが、市長はどのような考えかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

今ほど、山重校区で、ふれあい移動市長室でこの住宅建設について希望があったということにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。ふれあい移動市長室を開催しておりまして、各地域に出向き、そして御意見を賜る中で、各地域からそのような定住のための住宅建設というものについては求められております。

その中で、今、議員の方からもお話がありましたように、ある程度都市部につきましては民間住宅の建設がどんどん進んでおりますので、その方々とまた御相談しながら、この公営住宅の建設については取り組むべき内容かというふうに思いますが、過疎化というような観点から、あるいは学校の児童数の減少を解消するためというようなことから、地域の方々が本当にどの地域の方も熱心に求められているということについては、十分承知しているところでございます。

そのような前提がございますので、私どもとしましては、定住対策等庁内検討会を開催して、定住促進の協議を行っているということでございます。その協議の中で森山地区につきましては、対応するということで、今回３区画の整備・分譲をするということになったところでございました。

また、ほかの定住対策としましては、志布志地区では分譲地の造成を、また松山でも分譲地の造成を、そして有明地区については活性化住宅の整備というものを取り組んできたところでございますが、

このことにつきましても今後また十分に討議を重ねながら、皆様方にお示しをしたいというふうに考えるところでございます。

**○13番（立山静幸君）**　ぜひですね、このような立派な当初予算で計画がされているわけですので、庁舎挙げて検討をしていただき、立派な計画を作り、それを実践できることにしていただきたいと思っております。

次に、③のグリーンツーリズムの可能性調査はどうなっているかでありますが、私は約４年間で、観光促進について何回も一般質問をいたしました。今は、国、県、各市町村が地域の資源を生かして、地域の特色を出した産業や観光について、地域間競争が始まっております。一日も早く、志布志市の農業資源や漁業資源、風光めいびな山林資源を観光資源としてですね、国内はもとより、国外までも広範囲に認知してもらうような取り組みが必要であると思っております。どのような可能性調査がされているのかですね、お伺いいたします。先ほどは、グリーンツーリズムについて何回か実施をしているというような話もありましたが、具体的にお示しを願いたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

グリーンツーリズムの可能性調査ということでございますが、鹿児島市にございますＮＰＯ法人かごしま企業家交流協会が県の助成をいただき、「関西から鹿児島」夢の架け橋サポート事業を今年度実施しております。この事業は、関西地区から鹿児島への移住を推進するために、関西方面における移住意向者の移住形態や条件、移住先等を把握するための移住ニーズ調査を実施し、また鹿児島においては、移住者の受け入れ機関である農家や企業等の受け入け希望アンケート等を行い、移住意向を示した関西の方と体験受け入れを希望した方とで移住体験モニターツアーを実施するものでございます。また、継続的に事業推進を図るために、フォローアップを行いながら移住実現に結び付けること、及びそれらの移住情報等を掲載したホームページを構築していく事業でございます。

今回、本市もその事業に協力しまして、グリーンツーリズムの可能性調査として実施したところであります。移住体験の可能性調査ということでしたので、業種を特定せず、広く調査を行うために、農政から15件、畜産５件、林業３件、水産業２件、市内の企業として５件、計30件のアンケート調査を行いました。その結果、受け入れできると回答された農家等が８件ございました。その後、詳細に調査を行った段階で受け入れできると回答された所は４件になったところでございます。その内訳は、かき農家が１件、畜産農家が３件でございます。このアンケートは市内の農家等、各地域を考慮して行ったもので、一部の方へのアンケート調査になったところでございますが、このように移住ないしはグリーンツーリズムなどを体験させていいという農家等が市内にもおられるということが把握できたところでございます。今後は、かごしま企業家交流協会が進めておりますこの事業に協力しながら、モデル的にグリーンツーリズムを実施し、市としても受け入れ希望農家等の調査を、今後設立いたします田舎暮らしサポート推進協議会及び定住対策等庁内検討会の中でも協議していきたいと考えるところでございます。

**○13番（立山静幸君）**　ただいま答弁がありましたとおり、そのような具体的な調査がされているということでございます。ぜひですね、進めていただきたいと思っております。

次に、④の民泊農家の発掘状況はどうなっているかでありますが、市内には夏井、蓬の郷にそれぞれ４戸の民宿がありまして、利用者も多いというような状況のようであります。中学生、高校生等の修学旅行と併せた体験学習等、利用者は多くなると考えておりますが、農家の方々等の発掘取り組み状況はどうなっているのかですね、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　先ほどお答えしましたとおりでございますが、鹿児島のＮＰＯ法人かごしま企業家交流協会の事業であります「関西から鹿児島」夢の架け橋サポート事業の中で、受け入れ可能な農家が４件あったというふうに申し上げたところでございます。さらに、受け入れ農家等を発掘するために、志布志市女性農業者で構成しますＩＫＩ・ＩＫＩネットワークのグリーンツーリズム研究会の方々や、グリーンツーリズムに興味を持っていらっしゃる農家の方々がまた別途いらっしゃいますので、その方々、またＮＰＯや企業の方へ更にグリーンツーリズムについて研修会を実施していきながら、この掘り起こしについては執り行いたいというふうに考えております。また、先ほど申しました協議会の中で、田舎暮らしサポート推進協議会の中で、また定住対策等庁内検討委員会の中で協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○13番（立山静幸君）**　以上で終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

―――――○―――――

午前11時51分　休憩

午後１時09分　再開

―――――○―――――

**○議長（谷口松生君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

宮田議員、着席です。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

**○14番（小野広嗣君）**　皆さん、こんにちは。

早いもので、合併して早くも４年の歳月が過ぎました。今期最後の一般質問となりますが、市長並びに執行部の皆さんの誠意ある答弁を期待して、通告に従い、順次質問をしてまいります。

政府の行政刷新会議が来年度予算の概算要求から無駄を洗い出す事業仕分け作業を本格化させている光景が11月末まで続きました。国会議員と民間有識者らによる仕分け人が、予算を要求した各府省の担当者らと議論をし、その事業が必要か否か、地方に移管すべきかなどの判断をその場で出しておりました。一つの事業に１時間で結論を出すのは性急すぎるとの声もありましたが、長年にわたって硬直化した予算配分にめりはりを付けようとする意図を、国民の多くは好感を持って見つめていたようであります。

事業の必要性を問うことは、その事業を定めた制度や事業を担う組織の見直しにもつながると思います。単に削減額を積み上げるだけではなく、文字通り、将来の行政の刷新につなげていかなければならないものと思いますが、いよいよ本市でも来年度の予算編成の時期を迎えて、市長はこの国の事

業仕分け作業をどのような思いで認識されたのか、まず伺いたいと思います。

また一方で、会計検査院が11月11日に公表した報告書では、2,364億円もの税の無駄遣いと不適切な経理処理のあったことが明らかにされました。これは史上最高の規模といいます。しかし、これも検査院が検査した範囲で判明した分であり、氷山の一角に過ぎず、全体の実態は更に深刻と見られております。余った予算を物品などを発注したことにして業者にプールする預けという手口は、省庁や自治体、関連団体で横行していたことや、事業の役割が終わっているにもかかわらず、事業費を国庫に返さずに貯め込む埋蔵金もあちこちで発掘されたとされております。また、受注業者の選定にあたっても、天下り先の業者との癒着の構造の中で、コスト削減を怠っていた事例も相変わらず多く報告されております。

こういった会計検査院が指摘したような税の無駄遣い、いわゆる預け、埋蔵金、受注業者の選定にあたっての問題点など、本市ではそのような事実はないのか伺いたいと思います。

次に、介護現場の現状と課題について伺います。

私たち公明党は、現在、3,000人を超える地方議員が11月から12月上旬にかけて、介護問題総点検運動を行っております。深刻化する介護現場の自治体を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護の在り方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んでおります。今、現場でお話を聞くにつれ、この超高齢化社会が抱える問題でもあります家族の崩壊、貧困、制度の不備など、さまざまな問題が絡み合う介護社会の重い現実の一端をうかがい知ることができました。

先だって保健課長には、行政側の立場からアンケート調査に協力をしてもらったところでありますが、改めて市長は本市のこの介護事業者、介護従事者、要介護認定者、またその介護家族など、介護現場が抱える多くの課題についてどのような認識を持たれているのか伺いたいと思います。

次に、新型インフルエンザ対策について伺います。

この件については、９月定例会の際にも取り上げ、また先月の臨時議会においても、新型インフルエンザ予防接種に関する市民の皆さんの戸惑いについて質疑をいたしたところであります。当局も鋭意努力をされているとは思いますが、何としても市民の皆さんの不安を行政は取り除かなければなりません。現在、新型インフルエンザが猛威を奮い始めている中、これからの冬本番に向けて更なる流行拡大を想定した万全の対策が必要かと思いますが、本市の現状について伺っておきたいと思います。

併せて、特に感染者が集中している学校現場における感染拡大防止対策の現状についても伺っておきたいと思います。

次に、市民サービスの向上の観点から伺います。

先月市役所から送付されたインフルエンザ予防接種費用の助成に関する文書においても誤解を招く表現があり、多くの方が勘違いをされ、医療の現場でも混乱をいたしておりましたが、市役所から市民に送付される文書には堅苦しいものが多く、分かりづらいとの声をよく聞きます。市の行政サービスや制度などの内容について市民に十分理解していただく上でも、市民の立場に立った、分かりやすい文章の改善に努めるべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

後は一問一答式で行ってまいりますので、誠意ある答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）**　小野議員の御質問にお答えいたします。

来年度予算編成に向けて、国の事業仕分け作業についての認識ということでございます、お答えいたします。

政府の行政刷新会議では、平成22年度予算概算要求の要否を判断するため、事業仕分けが行われ、来年度予算にできるだけ仕分け結果を反映させる方向で進められております。

事業仕分けにつきましては、行政改革推進法第２条に基本理念が位置付けられておりまして、この事業仕分け作業により、官から民へ、地方分権、行財政改革などが、住民、国民の手で確実に進められると同時に、内部においては事業担当者が仕事の意義や有効性について再認識させられる画期的な取り組みだと認識しております。

しかしながら、仕分けを担当する人が本当にその事業に精通し、判断するのにふさわしい人なのか、また初めに結論ありきとばかりに廃止や削減を短時間に次々と決めていくなど、評価者の選定基準や評価の基準が不明確なまま結論されたことに、各方面で大きな混乱を招く結果になったことも否めないことと思っております。

今回の事業仕分け作業で感じたことは、評価の基準を明確にし、それをまず議論してから個々の事業の評価をして意思決定するという過程、プロセスが最も重要であるというふうに感じたところでございます。

本市における行財政改革の取り組みとしましては、平成20年度より行政評価システムを導入し、事務事業評価を全庁的に行い、評価結果を予算編成や基本計画及び集中改革プランの進行管理と関連させて取り組む体制づくりを構築してきたところであります。また、平成21年度は施策評価の試行としまして、重点施策を対象に施策マネージメントを導入し、施策の方針決定、方針に基づく事務事業の優先度評価や改革・改善の具体的な方向性まで一部見いだせたところであります。

行政評価は、一定の基準に基づき優劣を付けるものでなく、評価の結果が次の政策の立案や事業の実施、改善に反映されてこそ意味があり、このサイクルを継続して行うことにより、共生・協働のまちづくりに結び付くものであります。

平成22年度の予算編成方針としましては、行政評価の着実な実現を図るため、ビルドアンドスクラップに基づき、市民の目線で柔軟な発想で予算配分を行うこととし、特に新規事業については、行政評価における事前評価を徹底的に、かつ厳しく行い、本市にとって真に必要な事業について予算を要求することを示しているところでございます。

いずれにしましても、事務事業評価を活用して更なる改革・改善を行い、予算編成に活用するために、引き続き改革・改善に対する職員の意識改革を進めてまいりたいというふうに思います。

次に、会計検査院の指摘がありました預け、埋蔵金、受注業者の選定にあたっての問題点、そしてまた本市でのそのような事実はないのかということでございます。

先月12日付けの南日本新聞で、会計検査院の2008年度の決算検査報告が掲載され、公益法人などの基金や保有財産が有効活用されていないということで、総額2,000億円以上のいわゆる埋蔵金が指摘されたところでございます。また、会計検査院は決算検査報告の中で、国の補助事業執行に伴い、県が

1,900万円の不正経理を行っていたと指摘しておりますが、架空発注などで業者に現金をプールする、いわゆる預けなど、悪質なケースはなかったとしております。

本市におきましては、平成20年度は会計実地検査は実施されておりませんでした。本年度は五つの課において国の補助事業等に係る会計実地検査が実施されましたが、会計検査院から不適正な会計処理であるというような指摘事項は特にありませんでした。また、今回の御質問を受けまして改めて事業課等に確認を行いましたところ、預けなどにつきましても、その実態はない旨の報告を受けております。

国におきまして埋蔵金といわれるものは、本市におきましては、市が助成している外部団体等において生じ得るものではないかと思われますが、該当する関係団体につきましても、監査意見書等を参考するとともに、決算状況等を内部でも精査することにより、適正に事務事業が展開されるよう指導してまいりたいと考えております。

また、受注業者の選定にあたりましては、県等の職員が天下っている業者へ発注を厚遇することが問題となっておりますが、本市としましては、法人、個人にかかわらず、市の契約相手方としてふさわしく、かつ市民の目線に立ち、公平・公正を念頭におき、適正に契約執行しているところでございます。

次に、介護現場の現状と認識についてのお尋ねでございます。

今年で10年目を迎えた介護保険制度でございますが、近年、介護現場においては、施設入所者の高齢化が進み、介護従事者にとって重労働を余儀なくされている状況となってきているのではと考えているところでございます。介護従事者の離職率も高く、事業主においては深刻な人材不足が生じている状況でございまして、国においては介護従事者の処遇改善として介護報酬の引き上げが行われたところでございます。市としましても、各事業所の運営会議に参加するなど、連携を取っているところですが、今後も一体となって労働環境の整備に取り組む必要があると考えているところであります。

また、療養病床の廃止に伴い、今後も入所待機者数が増加するものと予想され、第４期計画に基づく施設整備が待ち望まれているところではないかと考えているところでございます。

県年齢別推計人口調査によりますと、本市の高齢化率も30％を超え、20年10月１日現在で30.6％でございますが、全国的な傾向にたがわず、一人暮らし高齢者の介護や、ともに介護認定を受けた夫婦のみの世帯など、いわゆる老老介護、認認介護の問題も深刻になってきているのではないかと危ぐしているところであります。

したがいまして、市におきましては、事業者、施設職員、被保険者等で構成する策定委員会を設置し、高齢者実態調査の結果を踏まえながら、現場の声を取り込んで策定しました第４期事業計画の着実な実施と、併せて現状を反映させた第５期計画の策定準備が必要であるというふうに考えているところでございます。

次に、新型インフルエンザについてお尋ねでございます。お答えいたします。

11月17日、鹿児島県下に新型インフルエンザ流行発生警報が発令されまして、同月27日には志布志保健所管内においても警報が発令されたところでございます。市におきましては、感染予防対策とし

まして、庁舎をはじめ、主要施設に消毒剤を、各小・中学校に消毒剤、マスクを配備し、広報や散らしなどによる市民への啓発を進めたところでございます。

また、現在、優先接種者に対しまして実施中の予防接種は、７日から就学前の児童に対して実施され、18日から小学校児童、１歳未満児等の保護者、１月上旬に中学生、同月中旬に高校生、２月中旬から65歳以上の高齢者に、その後、その他の市民の方について、順次実施されることになっております。なお、ワクチンの配分につきましては、県薬務課において受託医療機関への配分量を決定し、受託医療機関に通知するとともに、卸し売り業者を通じて供給することになっているところです。ワクチン出荷は、現在４回出荷され、今後も出荷する予定であり、さらには12月末から１月初頭に海外産ワクチンが輸入開始される見込みで、更にスケジュールの前倒しが期待されるところであります。

なお、県から集団接種や休日接種について、地元医師会との協議・検討の依頼もありましたが、再度県に確認したところ、集団接種を実施する場合、医療機関への小児への予定配分量をゼロにするという回答がありまして、接種態勢を確保した医療機関の混乱を招く恐れがあるので、曽於郡医師会志布志支部とも協議した結果、実施しないことといたしました。

一方で、先月末開催されました厚生労働省所管の薬事・食品衛生審議会部会と新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会の合同会議の中で、ワクチン接種後の死亡31例について、死亡と接種の因果関係が明確でないのに、数字が一人歩きし、死亡が多いイメージを与えてしまうといった指摘もあり、市民に不安感を募らせていないか懸念しているところでございます。

今回の新型インフルエンザは、感染力は強いのですが、多くの感染者は、かかっても軽症のまま回復されておりますし、季節性インフルエンザと同じ治療薬、タミフル、リレンザ等も有効とされております。また、ワクチン接種は、重症化の予防と医療の確保が目的で、接種したからといって感染しないわけではございませんので、まずは感染しないための予防が第一と考えているところでございます。したがいまして、今後も徹底した予防対策に努める必要があり、あらゆる機会を通じて、感染予防の啓発をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、今述べましたインフルエンザのワクチン接種に関しまして、市民の方々に配布しました文書で分かりにくいところがあったということで、更に分かりやすい文書の改善に努めるべきだということにつきましての御質問でございます。お答えいたします。

本市のみならず､行政の文書は堅苦しい､分かりづらいということが一般的に指摘されております。このことにつきましては十分に認識しているところでございまして、本市におきましては合併時に、文書中に用いる敬称をいわゆるお役所言葉である「殿」ではなく「様」に統一したという経緯もございます。許可書、命令書といった行政処分に関する文書につきましては、その性質上、正確性が優先されますので、やむを得ず堅苦しい表現が用いられることが多くなることは否めませんが、処分性のないお知らせ、お願いといった内容の文書につきましては、冒頭に時候のあいさつを記載し、柔らかな印象の文体にする、行事の案内等につきましては散らし形式で作成するといった対応をとっているところでございます。しかしながら、依然として堅苦しい、分かりづらいといった御意見もあるようでございますので、文書作成に関しましては、更なる職員の資質向上を図るため、庁内研修を実施し

たいというふうに考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）**　インフルエンザの学校現場における感染防止策についてという質問でございますが、お答えいたします。

県内におけるインフルエンザの発生状況につきましては、御案内のとおり、11月の初めに警報が発令されて以来、感染が大きく広がっております。９月議会の段階では、本市の学校等における新型インフルエンザの集団感染は認められませんでしたけれども、本市におきましても県の状況と同じく、11月に入ってからり患者が急増したため、いくつかの学校で学級閉鎖等の措置を講じたところでございます。その後、沈静化の兆しは見えておりませんで、予断を許さない状況が続いておりまして、憂慮しているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在、消毒液やマスクを各学校に配布し、手洗い・うがいの励行やマスクの着用、それからせきエチケット等の基本的な予防策を入念に指導いたしますとともに、家庭との連携を密にいたしまして、児童・生徒一人一人の健康状態を的確に把握し、発熱等の症状が出た場合には、直ちに当該児童・生徒を出席停止とし、学校での感染防止に努めますとともに、濃厚接触者への対応も怠らぬよう指導しております。また、学校行事の中止や延期、部活動の中止といった措置を講じた学校もあります。同時に、やはり風邪は万病のもとといいますので、各家庭での感染防止対策の呼び掛けを積極的に行うことも指導しているところでございます。

これからの本格的な冬を迎えるにあたりまして、新型に加えていわゆる季節性インフルエンザの発生も予想され、今後の見通しは決して楽観視できるものではないと認識しております。

教育委員会といたしましては、今後とも児童・生徒の感染状況を迅速かつ的確に把握いたしますとともに、関係機関とも連携しながら、インフルエンザの感染拡大の防止について大きな危機感を持って、学校及び家庭への指導を続けてまいりたいと、かように考えております。

ちなみに、本日12時現在のり患者数は、小学校57人、中学校９人の計66人でございます。学級閉鎖は、小学校３校、４学級となっております。

市民サービスにおける教育委員会としての取り組みでございますが、教育委員会から市民の皆様に送付する文書には、講演会や催し物の案内、それから生涯学習講座生の募集、それから夏休み学習教室生の募集、そのほか各種研修会等の募集などが主なものでございます。教育委員会では、開かれた教育委員会を目指しますとともに、説明責任を果たすという観点から、市民の皆様に配布する文書につきましては、写真をふんだんに使ったり、文字を大きくしたり、用語解説を工夫したり、また行政用語の使用を極力避けるなど、できるだけ分かりやすい文章になるよう心掛けておるところでございます。しかしながら、まだ改善への余地があるかと思いますので、広く市民の意見を聴取しながら、今後とも市民の立場に立って、見やすく、そして広く市民に理解していただける文書作成に努めますとともに、各学校が毎月発行・配布しております学校だよりや校長室だより等にも一層の指導・工夫を図るよう指導してまいりたいと、以上のように考えております。

**○14番（小野広嗣君）**　行財政改革、事業仕分けに関する市長の所感をお聞きしたわけですが、確かに市長も申し述べられたように、画期的な取り組みであったという冒頭の評価、そして、しかしその

仕分け人の選別の問題、そして評価基準が不明確であって混乱、そして私も冒頭述べましたように、一つの大事な国の事業を１時間ぐらいで判断できるのかといった視点、おもしろおかしくですね、事の成り行きが進んでいくだけでいいのかと、話題性が先に走りすぎはしなかったのかとか、いろいろマイナス面の評価も一方であったのは事実であります。私もまたそのように感じたところでありますが、今回のこの事業仕分けが、この作業にさまざまな問題点があったことはお互い同じ思いであろうというふうに思うんですが、ただ画期的だったのは、全面的に公開をされたと、その作業がですね。そして、その会場に来られた人だけではなくて、これがインターネットを通じて全国的にいつでもどこでも見れるというようなスタイルで進んで行ったということで、かなりの国民の目にさらされて、そういった事業の中身が進んでいったと。いわゆる自分たちが納めた税金が、お金がどのように使われていくかというものを、国民の目線でいくらかは知ることができたということでは、画期的であったろうというふうに思うわけですね。

そういったことを考えたときに、今後、志布志市でいわゆる予算編成をしていく上でも、私たちが納めた市民の税金がどのようにして予算編成をされていくのか、そういった志布志市民の声というか、目線というのが今後高くなってくるだろうというふうに思うわけですね。そういった市民目線に対して、市長は今後、予算編成にあたってどうされるのかということをまずお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

国の行政刷新会議によります事業仕分けにつきましては、本当に画期的な取り組みだというふうに、私自身も目をみはって見たところでございます。しかしながら、先ほど申しましたように、さまざまな面から、まだまだ改良する余地があるのではないかなというふうには感じたところでございます。そのことを踏まえて、本市でこのことについて、ではどのような形で取り組みをするのか、あるいは私どもが現在取り組んでいる行政評価制度について、更に深みをもたせていくのかというような観点から、私自身は考えたところでございます。

行政評価制度の導入につきましては、さまざまな御議論をいただきまして、今年２年目の取り組みとなってきたところでございます。この取り組みを通じて職員の意識も高まり、行政評価の中で、今後継続していくべきか、また縮小していくべきか、あるいは廃止するべきかという論点から、事務事業の整理がされてきておりまして、その成果がかなり出てきたところでございます。しかしながら、いわばこれは外部のシステムを取り入れたとはいえ、内部での作業ということでございますので、国が進めているこのような事業仕分けのやり方とは若干趣が違うということについては認識しているところでございます。この取り組みにつきまして、来年度以降、本市でも取り入れることが可能かどうかにつきまして議論をしていきたいというふうに考えるところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　市長の姿勢として、今、事務事業の評価制度、いわゆる行政評価制度を取り入れて、職員の資質も高まりながら、間違いのない予算執行をここ数年、ここ２年ぐらいですかね、されてきた。それはもう十分理解をしているところでありますし、そういったものを土台にしながらも、今回のこういった事務事業評価のいわゆる事業仕分け、こういったものも含めて、明年度、多分明年度は、いわゆる市長選もありますし、骨格予算になりますね。そして、多分６月で施政方針を述

べられて、当初予算が組まれてくるんだろうというふうに思うんですが、そういった流れの中で、いわゆる今市長も言われたように、そういった事業仕分け的な手法が、そのまま丸ごとはなかなか難しいと思うんですが、取り入れられるところがあれば、手法としてですね、取り入れていけるのかどうかをやっぱり考えてみたいという答弁でした。

そういったことを考えたときに、今やはり私たちのこの市の予算がどうされているかというのは、冊子としてもう配られておりますね。旧志布志町時代もこの町の予算ということで、しっかり作らなきゃいけないと、バランスシートもしっかり網羅して、そして市民の目線に、住民の皆さんに私たちの予算がどう使われてるのかというのを知らしめていかなきゃいけないよという話をして、そういった予算書の全戸配布もされてきているんですが、いわゆるそれだけではなかなか身近なものにまだまだやっぱりなってないなあと。私も、今回いろいろと聞いていく中で、自分も言った立場ですので、そういった予算書なんかをしっかり見られていますかという話もするんですが、見ていらっしゃる人もあれば、もうどこにいったか分からないという人も結構いらっしゃってですね、それはまた僕にとっては残念なことで、しっかり読んでいただければなあっていうふうにお願いもしながらですね、いろいろと意見交換をするんですが。そういった中で、やはり今後ますます、冒頭申し上げましたように、税金に対する使い方、この税金の使い方に対する厳しさというか、目線というのはすごく厳しくなってくるのはもう間違いないだろうと思うんですね。

そういった中で、全然話は違うんですが、昨日も、私は行けませんでしたけど、志布志事件に絡んでずっとシンポジウムがなされた模様であります。そして、いわゆる取り調べに関する可視化の問題ということがすごく言われていますよね。すごく必要なことだという認識を多分されていると思いますし、私もそういう立場であるんですが、いわゆるこの予算編成に関しても、市民目線に照らした可視化ということがすごく今後大事になってくる。それが見えないと、どういう予算編成をしてどういうお金の使い方をしているか、不安になってくる。疑心暗鬼になってくる。後で出てきます国のお金の使い道の不正とか、そういったことに関してもつながってくる問題なんですね。そういった意味では、今後どうやってですね、こういった市民の声の把握をしながら、それを予算につなげていくか、その手法を今のところ、市長はどのように考えていらっしゃいますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私自身は、予算の編成ということで、議会の皆様方に、編成を行いながら、こうして提案をいたしまして御審議をいただいているということで、これがまさしくまず第一に市民の声の反映ではなかろうかなというふうに思うところでございます。また、この予算編成に至るまで、その以前に、さまざまな形でこの議会等でも御議論をいただき、また御提案いただいて、そして御意見もいただくわけでございますので、それらのものを反映させていっていくことが、まさしく市民の声の反映ということになろうかというふうに思います。さらに、私自身、移動市長室というものを開催しておりましたので、そのことからも市民の方々からじかに御要望等をお伺いしながら、市政に反映してきたところでございます。そしてまた、特に緊急的な、また特殊的なことにつきましては、それらの関連団体の方から要望等で寄せられてきているというようなことでございますので、それらのものをしんしゃくし

ながら予算に反映してきているということで、常々そのことにつきましては、高い関心を持って取り組みをしてきているというふうに認識しているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　そうしますと、市長の今の答弁を聞いておりますと、十分に市民の声を把握して、その市民の声が予算に反映されているという認識でいいんですか。十分に反映されていると、市民の声が。移動市長室等も通しながらということでいいんですか。そういう理解なんですか。僕はそのように思わないんだけど、それはもう完璧にできているという言い方ですか。よく分からなかったんだけど。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ただいまお答えしましたように、それぞれの方々からの御意見等は十分いただきながら予算を編成させていただいているということでございます。それぞれ御要望・御意見等を申される方は、御自分の立場からそのことについて十分な対応をしてほしいというような御要望をされるということでございますので、それらのものにつきまして、完全に満足していただくような形では私どもとして対応できないということが多々あるということについては、非常に申し訳なく思うところでございますが、総体として私自身はバランスを考えながら予算編成を行うという立場から、そのことについては十分御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　市長の元へはですよ、いえば各種団体長さんからもですね、いろんな要請、陳情みたいなものが上がってきて、そしてそれを受けていろいろと、それこそ判断を下されて予算化もされたりする。そして、それを我々が議会で審議する場合があります。そして、補助金という形で落とす場合もありますね。それはそうなんですが、今度は逆に一般市民のいわゆる生活現場の声を聞くといったときに、例えば行財政計画をやっていく、そういったときに、行政改革の委員会があったりする。そこに識者等が入ってきますけど、その人たちの意見は意見でいいんですが、本当に生活実感のある、本当にいわゆる生活に困っていらっしゃる人たちの視点と、いわゆる悠々自適とは言いませんけど、それなりに社会的になって、経済的にも安定している方の目線とは違うんです、はっきり言って。そういった方々の意見を集約する場というのが絶対必要だけど、それが今はない。それは僕ははっきりそう思っているんです。そういった意味では、本当に広くですね、そういった部分の方々の意見も取り入れられるような、当然我々もそういった声を、こういった議会とか委員会で拾ってきて話はしますよ。しかし、行政は議員とまた別個の観点からですね、足を自ら職員も含めて運んでですね、生活現場の生々しい声をですね、吸い上げるシステムというのが僕は絶対必要だと思うんです。そういったものがやはり予算化の中にも出てこなければおかしいというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

市では、さまざまな形で福祉の事業等に取り組んでいるところでございます。その中で、一番市民の方々に接していただいている民生委員の方々、あるいは社会福祉協議会の方々等々からも、意見の聴取は常に努めているところでございます。そして、それらの方々が対応される方々の御意見というものを十分に取り入れながら、そのことを解決するべき内容があるとすれば、まとめて私どもの方に

御要望が届いているというふうに認識しているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　いわゆる足を運ぶ先というのが、議員においても、それぞれ違いますね。そして、今市長が申された民生委員の方々もその地域にしっかり密着しながら仕事をされますけれども、いわゆる声なき声というのをやはり我々は聞いていかなきゃいけない、そういう立場でもありますね。いわゆる、例えば我々にも言えないことがあるでしょう。そして、民生委員の方々にも言えない声もあったりする。そして、いろんな具体的な話はもう避けますけれども、いわゆる危機的状況、大変な窮状、そういったときになって、我々が相談を受けて、それを行政に上げなきゃいけないということが結構多いわけですね。こういった声をもっと広く行政が吸い上げておればここまでならなかったろうなということも、これまで11年間議員を経験してきた中で感じることが多々ありました。そういった意味で、本当に真しに生活現場の声、市民の生々しい声を吸い上げていけれるシステム。いわゆる確かに民生委員さんだとか、様々なところからも声は上がってくるでしょうけれども、それで事足りるわけではありません。これでいいのかこれでいいのかというふうに、行政のこれまでの仕事の在り方を見直しながらですよ、市民の生々しいそういった声を吸い上げて、そしてその窮状を救うにはどうすればいいのかということでしょう。今までもうさまざま言ってきています。父子手当の問題、同僚の議員の方からも話がありました。そういった相談を受けて我々は質問をするけれども、行政の方からそういった話は一回もなかったでしょう。吸い上げてない証拠じゃないですか。どうですか、市長。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私どもとしましては、今ほど申しましたように、行政のさまざまな末端の機関と申しますか、民生委員あるいは社会福祉協議会、あるいは先ほどもお話がありましたように、ふれあいサロン等での方々のお話という中で、緊急的な御意見等があるとすれば、それらのものにつきましては常に把握を努めながら、私どもの行政機関の方に伝えられていたというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、市民の方々は、さまざまな方、そして本当に話ができない状況の方もおられるというふうに思いますので、できるだけそういった方々につきましても目を配るような形の行政執行を努めてまいりたいというふうに思います。

**○14番（小野広嗣君）**　ぜひですね、そういう方向で仕事を進めていっていただきたいというふうに思いますし、いわゆる市の方々が例えば市民の方の家に足を運ぶということがありますよね。いろんなケースが考えられます。そういうときに、自分の持ち分の仕事をされに行くわけですが、例えばそれが終わった段階でですよ、何か行政のサービスに対して御不満はありませんかとか、何かこういった政策があれば助かるというようなアイデアはありませんかとかですよ。いわゆる行政のいろんな会議とか、あるいは移動市長室なんかにみえる人たちはものを言える人たちですよ、どちらかというと。そうでない、こちらから足を運んだときに、たまたまそこで出てきた話というところに大事なことがあるんです。そういった声を聞くシステムづくりというのをぜひしてほしいということで申し上げているので、ぜひそういったこともですね、考えていただきたいなというふうに思います。

今後、もう一点、大きな事業等をするときに、先ほど言いました識者なんかも入って、いろいろ意

見は述べられるんですが、先ほど出てましたね、いわゆる庁舎の問題。どうなるか分かりませんけれども、大きな事業に取り組むかもしれない、マニフェストにも出てくるでしょうけれども、そういったものをやっていくときに、住民の意見をしっかり吸い上げていく。パブリックコメントでもいいでしょう。そういった事業をどの段階で市民に諮るかという、その判断もあるでしょうけど、すべてを諮るわけにはいきませんので、そういったやはり視点というのをどこにおかれていますかね。この事業に関しては、やはり市民にしっかり、議会はもとよりですけど、市民の皆さんにもしっかり知っていただきながら、自分のこの夢の実現まで持っていきたいとかですね、そういった部分というのは、市長はどの辺におかれていますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私自身は、市長になる時に、いわゆるマニフェストを掲げて市長選に臨んだということでございます。そのことをもって、市民の方々が私の進もうという方向性についてある程度理解していただいた上で、市長としての職を与えていただいたというふうに理解するところでございます。ということで、マニフェストに沿った形での行政運営ということになろうかと思いますが、その中で、それではどの段階で市民の方々にもっと広く意見を聴取するということを取るかについては、非常にいろいろケースがあろうかというふうに思いますので、そのときそのときに考えさせていただければというふうに思うところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　先ほど述べましたように、今後、この税金の使い道ということでいえば、本当に市民の目線がやはり光っているという状況になる。そういった中で、やはり無駄のないですね、執行というのも一方で求められるわけですね。そういったことでいったときには、やはり先ほどの予算編成過程でのこの可視化という問題、こういったものもいよいよ考えていかなきゃいけない時が、今回の民主党のですね、事業仕分けに関連して広がっていくんじゃないのかなと。そういう意味では、ほかより遅れてですね、そういった流れの中でやるよりは、しっかり市長を中心に行政の中で今後の予算編成の在り方というのをもう一回。今はしっかりやられていますよ。やられているということで報告を受けていますから、それはそれとして、その上で新たないわゆる予算編成の在り方というのが模索されている時代に入ってきているということをやはり認識して、お互いしながらですね、進めていければなあというふうに思っています。

次の、今回、会計検査院の指摘があったわけですが、市長、それは先ほど述べていただきました。それで、本市においては、今回、20年度はなかったんだけど、21年度は指摘はされてないということで話がありました中に、一方でですよ、12月１日付けでこの鹿児島県の土木部の141人の天下りの記事が１面トップでぼんと出ました。この記事を読んで、市長はどう思われましたですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

12月１日、県土木部141人天下りということで、本当に大きく記事として掲載されて、びっくりしたところでございますが、県の方でこのぐらいと、国ではまた相当な数になるだろうなあと予測したところでございます。この一覧表が出ておりますが、そのことで受注増につながっているのかどうかということにつきましては、これは入札等がございますので、結果的にそのことが増か減かということ

については、また不明瞭なところがあるわけでございますが、いずれにしても、この数字自体についてはびっくりしたと。そしてまた、この業界の方々がそういった方々をまた求めているということについても、改めてこのような業界になっているのかなというふうに考えたところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　国、会計検査院が11月11日に明らかにした、こういった状況、国民から見たらもう無残としか言いようのない状況でありますね。そこへきて、鹿児島県の土木のこういった天下りの状況が出ていく。そして、先ほど志布志市に関しては、調査をしっかりされたと。多分、いわゆる財務課を中心に各課に、いわゆる問われて、その結果、先ほどの市長の答弁になったろうと思いますが。市長、こういった問題というのは、ここ10年にわたって、ここ10年ぐらいでいいですよ、もうその過去へ過去へいけば、いっぱいあったわけですから。ここ10年ぐらい、旧松山、有明、志布志を含めて、なかったというふうに認識されていますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

会計検査院が指摘しましたような税金の無駄使い、預けとか、埋蔵金とか、受注業者の選定にあたっての問題点ということにつきましては、私自身はなかったのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　例えば、市民目線から見たときに、いわゆる業者間と職員との、いわゆるこの疑いを持たれるような、そういった話もありませんでした、これまで。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私自身は、有明町の町長ということでございましたので、有明町の町長時代はそういったことはなかったというふうに認識しております。

**○14番（小野広嗣君）**　いわゆるこの職員、不正ということではなくて、市民目線から見ていかがなものかなということを見たときに、いわゆる市役所職員をされていて、そして退職後、あるいは途中で辞められて、いわゆる市と関係のある外郭団体に席を取られる。そこで仕事をされる。そして、そこで仕事をされてて、そこでトップで仕事をして、いわゆる物品なんかの受注をされますね。その問題は、直接、市の税金とは関係ないですよ。関係ないけれども、いわゆる市で職員をしてた時の人間関係が残っていますね。その関係で仕事をされますね。それが市民の目線に触れてくると、一緒なんですよ。そういった部分に対する認識はどうなんですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

市が補助している団体で、その団体の受注等で業者選定が若干不明瞭ではないかというようなお話かと思いますが、市が直接関与している場合は、先ほどお話しましたように、市の契約の相手方としてふさわしく、そしてまた市民の目線に立って、公平・公正を念頭において契約が適正に執行されているというふうに、先ほどから申し上げているところでございます。そして、この市が補助している団体についても、この市の在り方を倣って、そのような形で契約につきましては執行がされているというふうに信じるところでございますが、直接関与してない場合につきましては、私どもは現在、内容については詳しくは把握してないところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　ですから、把握してないということですが、我々はいろんな相談を受け、そ

していわゆるこの市民目線から見たときに、不正であるとは言ってませんよ、不正であるとはですね。だけれども、いわゆる市役所で仕事をされてて、そして天下りというふうに一般的には言われるわけですけど、そうじゃないというような言い方も僕はするんですけど、市民からはそう見えますね。見えた上に、そこで仕事をされてる相手先も、さっき申し上げたように、市役所職員時代のつながりがあるというふうになってくると、市民感情として許せないねっていうことがあるわけですね。そして、もう一つは、こういったいわゆるもう厳しい経済状況の中、せち辛い状況であります。一生懸命市の人材として活躍されてきて、本当に今うずもれていくのはもったいないなあと、僕なんかも思うんですよ。思う部分があるんですが、市民から見ていくとそうではなくて、また新たな所で仕事ができる、いいね、うらやましいねって。そして、先ほどのその仕事との絡みになると、ますます感情が激してくるということがあるわけですね。こういったことに対して、市長自身がいわゆるそういった流れについては、どういう認識を持っていらっしゃいますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、市の職員としまして長年されまして、退職される方がまだまだお元気で、そして有能だということで、お仕事を市の補助団体でされるということにつきまして、市民の方がそういった感情を持たれるというのは、ないこともないのかなというふうに考えるところでございます。しかしながら、多くの場合、ほとんどの場合、この再就職されている、関連団体に再就職されている方々につきましては、嘱託ないしは臨時というような形の待遇で仕事をされておられ、いわゆるトップとしての、普通の団体のトップとしての、職員の中でも一番最高給を得るというような形での身分でされている方はほとんどないということでございますので、そのことについてもう少し市民の方々にも御理解を求めなきゃならない内容なのかなというふうに思うところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　この鹿児島県土木の天下りの記事の中にもありますけれども、国家公務員は法規制されているが、地方公務員は自治体の裁量に任せられているというふうにありますね。鹿児島県には、これは県にはですが、退職後、一定期間は現職時代にかかわりのあった企業に就職しないなどの規制はなく、外郭団体などを除き公表をしていないということで、かなり緩い状態にあると。そういった中でこういった問題も起きてるわけですので、いわゆる、例えば、今僕の言った観点とまったく一緒ではないですけれども、もう過去のことをそんなに蒸し返したくはないんですけれどもね、例えば我々のこの議会を通しながら補助金が下りている。その補助金を受けている団体の中でも不正がありましたね。そして、当然、監査が入っていますよ。監査委員の報告書もあって、上がってきていますけれども、そういった部分が過去においては見えなかったわけでしょう。ずっとそういうふうに長いこと続いてきて、去年から今年にかけて明らかになってきた。そういった部分というのはあってはならんことですね。そういった部分に対して、監査委員任せではいけない。いわゆる職員の倫理、そして外郭団体に対する、そこの職員に対する倫理観、これはしっかり行政指導をして、補助金を出してるわけですから、そういったところに目配りをしていく姿勢というのはすごく大事だと思うんですが、市長の立場からそれに対する考え方はどうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほども冒頭お答えしましたように、今回改めて、この会計検査院の指摘で国の方がこのような形で埋蔵金等、預けとかあったということで、本市でも再調査をしたということでございまして、そのことにつきましてはなかったと。そしてまた、今お話がありましたように、昨年、補助団体につきまして不明朗な会計があったということで、そのことが監査の方から指摘され、解決に当たらせていただいたということにつきましては、本当に長年の不明朗な会計が明らかにされて、本当に良かったというふうに今では考えているところでございます。そのことをもちまして、ほかの団体についても更に同じようなケースはないかということで精査に当たらせまして、そのことについては、ほかの団体についてはなかったというような報告を受けておりますので、そのことを契機としまして、更に職員の外郭団体に対する補助金の在りようについてしっかりした監督責任を自覚ができたものというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）**　外郭団体に関しても、今回通告をして、いろいろと聞き取りみたいな形になったんだろうと思いますが、されたということで理解をしていいですね。そして、その上で大丈夫だということです。各所管課を特化してそこがおかしいという意味で言ってるわけじゃありませんが、全部聞くわけにはいきませんけど、多分財政課を通して、こういった実態はないのかという問い合わせがあったと思うんですね、各課に。すべてというわけにはいきませんけど、教育委員会と水道課と建設課、それを受けて、どういう経緯で調査をしたのかというのをお聞かせください。

**○教育総務課長（五代豊一君）**　教育委員会の方におきましても、学校備品等々について見積もり入札等も実施しているところでございますが、その具体的な調査ということについては、私たちの方では行ってないところでございました。

**○建設課長（中迫哲郎君）**　財務の方から調査の依頼がありまして、会計検査が21年度は１件ございましたが、指摘もされておらずに、そのことについてはですね、指摘もされておらないということを回答したところでございます。過去、会計検査についても同様の回答をいたしたところでございます。

**○水道局長（井手佐喜雄君）**　水道局におきましては、現在、補助事業等もなく、この問題につきましては何ら問題ないということでございました。

**○14番（小野広嗣君）**　教育委員会の方では、そういった財務課からの話自体は来てなかったんですかね。

**○財務課長（溝口　猛君）**　今回の質問を受けまして、補助団体と申しますか、例えば県体の場合の事務の執行状況等々、業者選定にあたってのそういう優遇措置とか、そういうのはなかったかということをお尋ねしたところでございました。その結果、教育委員会の方からは、業者選定等につきましては、そういうことは一切なかったというようなことは受けているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

その問い合わせがあったことを調査というのであれば、それはございました。それは２年前の県体のことでございましたので、あの県体は教育事務所、当時のですね、教育事務所が一括して、そういうものについての受注・発注は行うということでございました。確かに市長が会長ではありましたけれども、これは輪番でやることでございますので、志布志市の教育委員会が単独でやるものではない

ということでございましたので、教育事務所が公明正大に入札をし、行って、取り扱ったものと認識しております。

**○14番（小野広嗣君）**　今、教育長が言われたそのことだけを特化して、教育委員会にということでは当然ないんですよ。当然、そのことも頭の中に、僕の中にあるんですよ。いわゆる２年前の県体育大会、ここに関して県の職員の入札の進め方、在り方に対して、いろいろと疑義が出てきた。そして、それを再調査させて、やはりこれでは疑いを持たれるのが、最終的には灰色でしたけどね。灰色だったけれども、もう一回入札をやり直しをしましたよね。だから、灰色だから、決めつけて僕はものを言うわけにはいかないんだけれども、いわゆる市の職員とか、いわゆるそういう人たちには業者からの誘惑がいっぱいあって、本当に接待ゴルフとかですね、いまだにあるんですよ。そして、その件に関してはうちの県議にも、県の教育委員会でもしっかりやれという話までしました。だから、こういったことをしていくと、いわゆる通り一遍の話では表上はありませんでしたで済むんだけれども、必ず後になってから、いろんなことが出てきてから、さかのぼってこういうことがあったじゃないかということを僕らが指摘されて、あなたたちは今やっと知りましたということが往々にしてあり得ますよ。だから、そういうことはないのかと聞いたときには徹底的にですね、やはり調査をしていただきたい。こちらから直接言って済む問題もありますのでね、財務課長から話があった時にも、あまりにも特化して言うわけにもいかないから、直接僕の方で話が済む問題もあるしということで、止めてる部分もありますよ。だから、こういった問題に関してはですね、しっかり庁内で、いわゆる聞き取りというのじゃなくて、しっかり調査ぐらいするぐらいですね、やってほしいというふうに思っています。そして、決して志布志市においてそういったことがあったということが言われることのないようにですね、市長、しっかり。今忙しいでしょうけどね、お互いですが、しっかり見ていかないと、すごく打撃を受けますよ、大きな問題にでもなったらですね。そういったことも含めてですね、市長の責任というのはあらゆる面で大きい、そしてそれを批判・監視していく我々の責任も大きい、そういう中での注意を怠ってはならないという視点から質問をさせていただいていますので、御理解をいただきながら、次へ進みたいと思います。

　次ですが、介護関係の質問をさせていただきました。今回、冒頭述べましたように、今、介護の問題でアンケート調査を各事業者、そして介護家族、そして実際に介護を受けていらっしゃる方、そういった方々と直接お会いしてアンケートに答えていただく中で、今まとめをしかかっている最中であります。またまとまり次第ですね、もし次の議会ということが私にもありましたならば、そういった場でもですね、そういったまとまったものを中心にしてまた質問等も行っていきたいというふうに思いますが、現状で市長がお答えをいただきました。市長は冒頭、高齢化社会の中で、いわゆるますます高齢化が進んでいく、老老介護の問題、そして介護にあたられる方々のこの重労働の問題、賃金格差、そういった中でいわゆる介護人材が不足していくという流れ、そういったことも含めて本市の状況もいくらか説明をしていただきました。そして、実態調査も、市として４期計画を策定するにあたってしっかり調査もされて、そしてそのニーズもいくらか掌握をされて、４期計画を策定されて、その流れの中に乗っかって今仕事をされているという答弁をいただいたわけですけれども、この介護保

険というのは家族が介護をすることを前提にいわゆる制度設計をされてるわけですので、まさしく市長が言われたように、この老老介護、老人世帯、老老夫婦といいますか、こういった方々、そして独居老人、あるいは認知症の方々、こういった方々の介護というものが支えられていないという、このエアポケットができているという状況があります。そういった意味では、この穴を埋めていくためには、地域での介護のパワーというものをしっかり付けていかなきゃいけないということがよく言われております。そういった地域でこの介護を見ていくという視点、これに対する本市の今の流れ、取り組み状況、少しお示しをください。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

高齢化が進んでまいりまして、ますます老老介護、認認介護の問題が深刻になってくるんじゃないかなというふうに思うところでございます。ということで、今お話がありましたように、地域でもこの介護については今後しっかりと取り組んでいくべきだということについては、深く認識しているところでございますが、そのような方はいわゆる施設に入所されていないという方でございますので、その方々が日常生活に不安を抱かれているということにつきましては、市では給食の配食サービスや地域包括支援センター等で実施している定期訪問を通じまして、見守り活動を実施しているところでございます。そのことを通じまして、それらの方々の不安の解消に努めているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　今、市長はちょっと文章を読まれながら説明をされたわけですけど、まあそれはそれでいいでしょう。いわゆるこの在宅介護というものを支えていくパワーというものが必要なんだけれども、老老介護という状態の中で、それに対応できない。そして、独居老人の問題、痴ほうの問題とかあって、そういった方向にはいかない。在宅よりも、本来の目的である、やはり施設介護という方がますます広がってきているという状況にありますね。そういった中でも、本来の目的であるその視点というものをやはり大事にしなきゃいけないということで、介護予防というスタイルをとったわけですけれども、それでもなおかつ厳しくなってきたという状況の中で、この地域パワーを生かす方法というものを見ていかなきゃいけない。それで、介護保険だけでこの介護、高齢者を支えていくというのは本当に難しい。医療問題等も含め、いわゆるネットワークをしっかり作っていかないと、介護保険だけで対応、この高齢化社会を支えていくというのはもう難しいですね。そういった意味でのこの地域力、ネットワークづくりというのは、すごく大事だろうと思うんですが、そういった視点での取り組みというのも当然されてますよ。されてるけれども、ますますその量が増えていくということで､そこへ向けて､今その準備態勢はしっかり取られているのかという思いがあるんですが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、配食サービスや、それから地域包括支援センターでのサービスということを通じてするわけでございますが、もうこのほかにもさまざまな形でボランティアの方々に活動していただきまして、見守り等については取り組みをしていただいているところでございます。

市としましては、今後もこの高齢者の方々の見守り、あるいは引きこもりに対する対応というものについては、別の議員にもお答えしましたように、ピンピン元気塾等を開設しながら、それからふれ

あいサロン等を開設しながら、その方々に対応していく地域体制というものをだんだんだんだんしっかりした形で構築してきているというふうには考えているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　市長の答弁をお聞きしていますと、しっかりですね、そういった状況に対して地域による見守り体制もしっかりできていると、配食サービス等も含めて。全部分かってて質問してるんですからね、そういうことは。今後、いわゆるますます、さっき市長がそれこそ冒頭に言われました老老介護の問題、認知症の方々がどんどん増えていく状況、そして独居老人の方々、こういったいわゆる方々は増えていく状況にあるわけですね。これに対して、今の体制だけで対応できるのかという視点で質問している。やっていらっしゃることは全部分かっているんです、もう全部計画にも載っていますからね。対応できると思っていらっしゃるのかという視点で質問をしてるんです。まあいいですよ。

そういった中で、この今回の予算の中にも上がっていましたが、この小規模多機能型居宅介護、これが本市でも今回の補正予算の中で上がっていまして、確認をしたところでありましたが、やはり介護が必要になっても、遠い所には行きたくない、住み慣れた所でしっかり暮らしたいという思いがあられる方がほとんどだと思うんですよ。そういった方々に対して、今回のこういった多機能型の居宅介護システムというのは当然大事になってくる。今、国の調査によると、2,192か所、こういった機能を備えた所があるけれども、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年には３万か所必要であるというふうにされております。そういったものを想定したときに、この視点での本市の展望は今どういうふうになっているのか、そこを少しお示しをください。ここには載ってますよ、サービス利用を必要とされる人の見込みというのが。本年が240、22年が396、23年は636、３倍強に増えていくという流れが。そういった流れの中で、こういったサービスを提供していく施設、こういったものに対する計画性との整合性というのはどうなっているのかお示しをください。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　お答えいたします。

ただいまの御質問の分でございますが、今回の補正予算にも上げております、国の第２次補正予算におきまして、介護整備緊急整備事業がございまして、今回１施設を、それと第４次基本計画におきまして、小規模多機能型居宅介護としまして、21・22で50床を計画しているところでございます。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）**　今、課長の方から、21・22で50床の計画と。それでいいんですか、課長。

いわゆる長期的展望に立った、いわゆる私が話をしました団塊の世代が75歳になってくるという、この数年後のここまでの流れというのはどうなっているんですか、展望は。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ただいま４期計画に基づきまして、そのような施設整備をしているということでございますので、今後、５期、６期、７期というふうに期を進めていくに従いまして、精査された数字が出てくると思います。また、現在の段階でこのような形であると、そしてまた要望として待機者がこのぐらいあるというような予測の下に第４期計画も作られているところでございますので、今後、期の新しい事業計画を策定するに従いまして、その期に合ったような形の対応をしていきたいというふうに考えてお

ります。

**○14番（小野広嗣君）**　分かりました。

市長、ちょっと流れを変えたいんですが、最近ですね、高齢社会の深刻な実態を浮き彫りにする二つのデータが示されたわけですが、それを少し紹介をいたしますと、御存じかもしれませんけれども、その一つは厚生労働省が11月20日に発表しました、65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査結果です。2008年度に家庭内や介護施設などで確認されたのは全国で１万4,959件、前年度より1,624件増加、このうち殺害されるなど、24人が死亡した深刻な実態を浮き彫りにしている。また、家庭内虐待のうち、被害に遭ったお年寄りの45.1％が介護が必要な認知症で、加害者の約４割が息子だったと。高齢者虐待防止法に基づいて調査した結果でこれが出たと。もう一つ、これは介護保険制度が始まった2000年から昨年10月までの10年間に、全国で高齢者介護を巡る家族や親族間での殺人、心中などで、被介護者が死に至る事件が少なくとも400件に上るという実態。事件は肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどで、加害者となった介護者のうち４割は執行猶予判決を受けている。分かりますよね、事情は。行政や周囲の支援を受けられずに孤立し、親や配偶者と死を選ぼうとした姿に同情する検察官もあったという新聞記事をまとめたやつなんですが。

この二点、すさまじいこの介護社会、高齢化社会の現実を物語っているんですが、いわゆるこの家族介護をしている方々に対する施策がすごく弱いというのを、介護保険制度の中でよく言われています。本市においても交流事業であるとか、そこにいわゆる支援をする、経済的に多少支援をするとか、こういった支援策はありますね。ありますけれども、まだまだ足らないのじゃないかと。もう少しこの介護現場の現実を知った上での家族介護の支援、ここに力を入れていくべきではないのかと。当然、国もやらなきゃいけません。市としても、しっかりやっていかなきゃいけないと思うんですが、市長、どう思われますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

家族介護につきましては、別な機会にもこういった議論を承ったところでございます。私どもとしましても、本来、介護というものにつきましては、国が示すような形で在宅というようなこと、家族が高齢者については見守るのが当然ではないかなということが基本になるということでございますので、そのことについては、十分理解するところでございます。しかしながら、今お話がありましたように、家族介護の現場でさまざまな事件が発生しているということにつきましては、介護が長期化するに及んで、介護疲れということでこのような事件になるということにつきましては、本当に胸を痛める内容ではなかろうかなというふうに思うところでございます。そのような方々を少しでも負担が少なく、そしてまた周りからのサポートが得られるような形というものを私どもは構築すべきだというふうには考えるところでございますが、先般申し上げましたように、今まだそのことについては緒についたばかりということでございますので、さまざまな国の事業等を見守りながら、私どもも対応していきたいというふうに思っております。そのことにつきましては、今後とも調査をさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　分かりました。

あと、市長、この件に関して、実は今日、最後の項目に、行政の出す文書が分かりづらい、堅いという話をしました。例えば、この介護保険に関しても、介護サービスをどれだけ受けたかという、そういう通知を出しますね。そして、そのことによって半年間とかチェックをして、確認を取ってくださいというような文書が送られるわけですが、実際は先ほど認知症の話なんかもしましたけれども、高齢、そして逆に言えば、もうあたいどま小学校しか出ちょらんとおなって、何のことを書いちょいか分からんとおなっていう、そういう文書等がどんどん送られていって、何になるのかという現場での声もあるんですよね。もっと分かりやすい表現、さかのぼってこういったサービスを受けられましたかっていう確認の文書なんて、もう覚えられない、そういった声もあるんですが、こういったこと一つ一つを取ってみてもですよ、現場の声を聞いていくと、変えていかなきゃいけないものというのはいっぱいあると思うんですよ。市長、そういった声に対してどう思われます。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　お答えいたします。

ただいまの御質問についてでございますが、サービス利用料につきましての通知につきましては、医療保険と同じように、あなたはこの期間にいくらだけサービスを使ったということの一つは認識をしていただくための通知と考えております。特に利用制限をするわけでもなく、確認をしていただく意味で出しているところでございます。

それと、先ほど答弁の中で、50床と申しましたけど、定員ということで、50人で、単位が間違っておりましたので、誠に申し訳ありませんが、おわびして訂正いたしたいと思います。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）**　介護サービス、まあ医療も一緒でしょうけど、特にこの介護サービスを受ける高齢者がどれだけ使ったかと、その確認を取るためだけだというふうに今課長が言いますけれども、その確認の結果、何を得ようとしているんですか、そうしたら。確認だけであるとすれば。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　当然、当然と申しますか、こちらで住民の方が使われたサービスにつきまして、あなたはこれだけ利用されていると。じゃあそれにつきまして、確認していただいた上で、適正なケアマネージメントに利用していただくということで考えているところです。

**○14番（小野広嗣君）**　その確認なんですが、それはしっかりその文書を読まれて、それを確認されて、理解をされる方、そうでない方々への対応というのは、当局はどのように認識されていますか。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　直接聞いた答えではございませんが、先ほどの例で併せて申しますと、医療保険と同様に、確認していただいた上で見ていただくと。今、議員御指摘のとおりですね、当然、難解な言葉ということで、理解しづらいという面につきましては、当然、近所のですね、民生委員なり、そういう方についてお尋ねになっているのではないかと思います。実を言いますと、私の方も結構近所の高齢者の方からお尋ねを受けますので、そういった形でされていると。また、それでも分からない場合は、電話をいただいたりしておりますので、随時お答えしているという状況でございます。

以上です。

**○14番（小野広嗣君）**　この介護保険の関係だけじゃなくて、後期高齢者医療制度も制度が何回も変わる。その度に通知をいろいろ出すものですから、やはり高齢者の方々はその意味がよく分からない

ということで、直接、その文書を持って来られたり、いろいろするわけですね。この質問は後の質問と重なってくると思いますので何ですが、いわゆる介護に携わる現場、介護の現場ではそういった文書の中身一つについても戸惑っていらっしゃる方々がいるということも当局はぜひ理解をしていただきながらですね、事を進めていく、仕事を進めていく上で、ぜひ善処していただきたいという意味で申し上げたところであります。

あと一点、これはぜひ、市長、アンケートの我々が取ってる流れの中でもですね、これはすごく大事な視点なんですが、例えばこのサービスを増やす、あるいは施設を増やす必要性が出てきますからね。求められているサービスというのはいっぱい増えていきます。それに応じて、今度は施設も増やしていかなければいけないというふうになりますね。そうすると、必然的に介護保険料の値上げという問題になっていきますね。じゃあ、もう今でさえ高くて大変だという、回っていくと。まず、介護保険のことが変わっていくと説明を受けるけど、全然分からんという声が一つです。それと、お金が高いというふうな認識の方々がほとんどですよね。そういった状況の中で、今後の需要に対して供給という問題を考えていったときに、どうしても介護保険料の値上げと。それができないとすればどうなるのかというと、公費の負担という、50%負担にもっていった方がいいのかという議論になってくるんですが、市長、ぜひこれはですね、市長の現時点でのですね、思いとして、そういう方向性になったときの費用負担の問題、市長、どう考えていらっしゃるか、ぜひお聞かせください。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

この介護保険にしろ、それから後期高齢者医療、そしてまた国保も若干そういったことがあるわけでございますが、国の制度に基づきまして、このような高齢者の方々に対するサービスの提供というようなことになっているところでございます。そしてまた、それに基づきまして、地方の団体についても負担をしながら、この制度を支えていっている状況でございます。今後ますますサービスを増やす、そしてまた施設を増やすというような内容になるとなれば、総体的な税というものの確保が必要になってくると思いますので、このことにつきましては、国に強く要望を申し上げながら対応していく内容になろうかというふうに考えるところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　簡単に答えが出る問題じゃないと思うんですよね。介護保険料を上げるのか、あるいは国の政策として年金を上げてあげるのかとかですよ、さまざまな手。そして、地方ではどうするのか、公費負担の問題。もうできないとなると、今、市長が言われたように、声を上げていくしかないという問題ですからね。そこらも含めて、明年度また制度が改正になりますね。そういった改正をにらんでですよ、やはり国に申すべきことは申す、そして地方自治体でこちらのいわゆる取り組みとしてできることはしっかりやっていくという手立てをですね、庁内でもしっかりもみながら、進んでいっていただきたいというふうに思います。

次へ移りたいと思いますが、インフルエンザの件ですが、これは９月議会でも申し上げました。これはこの前の臨時議会でも、行政の方の少し不手際じゃないのかと、文書に関してもと言いましたが、これは決して行政だけが悪いわけでもなくて、国の流れの中で仕事をしていく中で、うまく機能できなかった、そういう部分も十分理解はいたしております。しかし、現場では戸惑いがあったのは事実

ですよね。そして、保健課を中心としてばたばたされたということはあったわけですが、そういった中で、冒頭市長が言われました、薩摩川内市が、実はこの新型ワクチンに関して幼児に集団接種をしたという記事が載りました。あの臨時議会でやりましたね、話をして、終わった後に課長と市長がいらっしゃる所で、僕がちょっと話をした時に、この問題、話題になりましたよね。何とかできないのかと、市長も保健課長にその後言っていただいた。でも、保健課長の方から、そうできればいいんだけど、なかなか難しいんですよねという話があった。それがあった翌日か翌々日に、これがどんと出まして、僕はびっくりしまして、えっ、話全然違うじゃないのって思ったんです。ただ、しかしよく見るとここに、あくまでもこれ、医師会なんですね。医師会が、当然行政とも話をしながらですけれども、判断をして、集団接種を始めたと。そして、旧川内市、そしてあと旧４町も少し遅れてですけど、結局、全地域で、これは薩摩郡の医師会も乗っかって、一緒に協力し合いながらやっていくということだったんですが、先ほどの市長の答弁でいくと、この新聞にも載ってますね。各市町村長に対して集団接種や休日の接種について、地元医師会と協議するよう、県は依頼していたと書いてあるんですよ。ところが、こちら側が県の方に問い合わせをしたら、県はそういう対応はしないでくれという答弁であったという話でしたね。よく理解ができないんですけど、そこらをもう少し詳しく述べてください。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　お答えいたします。

11月10日付け、県の方から、地元医師会と集団接種、休日接種について協議してほしい旨の通知がございまして、曽於郡医師会理事会で協議していただきまして、その時は集団接種も可能である旨の回答をいただいたところであります。それを受けまして、市としましては、就学前の幼児を対象に集団接種を実施する方向で調整しておりましたが、再度、県にワクチンの配分について確認しましたところ、集団接種を実施する場合は、その対象となる医療機関への小児用の配分予定量をゼロにする旨の回答がありまして、既に市内で接種態勢を確保された医療機関の混乱を招く恐れがあると。それと、市内の医療機関にアンケートも実施いたしまして、それを踏まえた上で志布志支部とも、医師会の志布志支部なんですが、協議した結果、実施しない方向になったところでございます。

なお、新型インフルエンザのワクチン接種につきましては、国と医療機関との実施契約により行われておるところでございます。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）**　今、課長が言われたことは分かるわけですよ。ということは、当初、県が各市町村に対して、県の方から地元の医師会と協議、いわゆる集団接種や休日の接種について協議するように言ってた、そういう判断を示していた県の方向性が、逆に地元のいわゆる医療機関が不足になるといけない、そういうことを避けるために、いわゆる集団接種は好ましくないというような回答をしたという理解になるわけですね。そうなると、県の姿勢が変わったということですかね、どちらかというと。どうなんですか。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　今回、インフルエンザの接種につきましては、接種回数の見直し、それとワクチンを入れる容器等の出荷数にもかかわっていると思いますが、国の方で各都道府県につい

て、ワクチンの配分量を決定した上で、各都道府県の方で各地域についての割り振りを決めている状況でございまして、そこの国から県への配分量、県から医療機関への配分量がどんな形になっているのか、ちょっとこちらで把握できてないところでございまして、その関連でそんな形になったのかなと考えているところです。

**○14番（小野広嗣君）**　いわゆる最前線である地方の保健課においては、いわゆる情報がすべて伝わってきているわけではないということになりますよね。ある意味で、ワクチンの絶対量が足りない状況の中でですよ、いわゆるその対象の範囲だけを広げていく。そのことによって、現場では戸惑いが出ていく。ある意味では、国のやり方が地方の最前線では戸惑いになってしまうという、いわゆる保健課長というか、担当課なんかは大変に困っているというような状況ですわね、今のような話を聞くと。まあ困っているから仕方がないじゃ済まされないから、そういう状況の中で、じゃあどうするのかという中で、今、広報等も含めて、ホームページ等でも出されていますので、もうその流れで変わらないのかという問題も、ころころころころ変わるものだから。接種回数も変わったわけですもんね。ほとんど１回なんですが、いわゆる変わった分の周知というのはどうなんですか。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　接種回数につきましては、前回、臨時議会の方でお答えいたしましたように、前回、使送便の方で、回数、併せて報告いたしたところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　すみません。それは私自身はもう見てなかったものですから、ちょっと気づいてないんですが、それはいわゆるこの厚生労働省が発表した、11月11日に発表した、この接種回数の見直しという文書がありましたね。それにのっとって、いわゆる立て分けて、分かりやすい形で下りてるんですか。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　御案内につきましては、前回御指摘がありました、文書がちょっと分かりにくかったということもございまして、11月26日にですね、接種スケジュールと併せまして、その裏面なんですが、何回接種を受けるということで表示をしたところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　確か、ちょうどやり取りをしたのが24日か５日ごろだったと思うんですが、その後に出された文書で変更になったと。ホームページも27か８ぐらいに変わってまして、そのスケジュールだけが載ってましたよね。その接種回数の分は確か載ってなかったという記憶があるんですけど、まあいいです、細かいことですから。それはもう後で確認をすればいいです。そういう形で今進んでるということであれば、それでいいです。

９月もそうでしたけれども、いわゆるこういった状況になったときに、職員の体制というのがすごく大事だという話をしました。その時に、いわゆる業務継続計画というのを議会事務局がしっかり作り上げて、我々議会に公表しました。そのことを問うた時に、まだ取りまとめ中であるという答弁でありましたが、その後、そのことはしっかり取りまとめられましたか、どうですか。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　ただいま御指摘の継続計画でございますが、あと数課ちょっと出ておりませんで、まだ現在調整中ということでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　それはですよ、怠慢じゃないですか。９月議会ですよ。９月議会の時に、当局からは、もう議会事務局はしっかり出てきました。その中身も多少話をしましたよ。そして、どう

ですかと言ったら、今、取りまとめ中であると。そんな時間がかかることじゃないですよ。仕事をしてないということですよ、それは。出してない所というのは、問題意識が薄いということでしょう、はっきり言って。もしそこで、その課で、いわゆるインフルエンザがまんえんして、業務に支障を来すようなことがあったら、市民サービスに低下を来すでしょう。そのための業務継続計画じゃないですか。これは保健課長に言ってるんじゃないですからね。市長、どうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、職員の意識の欠落というふうに感じたところでございます。すぐさま提出されていない所につきましては、提出を命じたいと思います。

**○14番（小野広嗣君）**　ぜひそうしていただきたいと思いますし、まあ後で住民サービスということも通告しておりますけどね、まあいいです。それはその時にでも話すればいいでしょう。

それに関連して、現状ですよ、支障がなければそれが一番なんですが、こういった状況の中で、市の職員のいわゆる新型インフルエンザに感染してる、そういった状況はどうですか、今。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　現在におきまして、新型か季節性かの詳細検査が行われないことになっておりまして、特に新型が何名いらっしゃるというのは、今のところは職員が何人というのは把握してないところです。

**○14番（小野広嗣君）**　市長、市長の元に、毎日じゃなくてもいいですよ。今、いわゆる市民の方へ、こういった新型インフルエンザ、季節性も含めてそうですが、そういった情報をしっかり落としていかなきゃいけない側ですね。そういった側の一番仕事をされている方々の状況がつかめていないというのは、どこがつかむんですか、そうしたら、それは。

**○市長（本田修一君）**　直接的な病気につきまして、病欠につきましては、総務の方で担当する内容だというふうに考えます。

**○総務課長（中﨑秀博君）**　ただいま保健課長の方も回答いたしましたが、新型インフルエンザか季節型インフルエンザかの件につきましては、把握はいたしてないところでございます。当然、インフルエンザに感染しましたら、その本人が新型か、また次の検査をしなければならないということで、当然、総務課にはインフルエンザで休む場合は病休と。濃厚接触者につきましてはマスク着用とか、そういったことで､職員あるいは嘱託職員､臨時職員の方には通知を出しているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）**　あのですよ、じゃあ病欠で休まれる場合、今このときですよ、病欠の中身が、ただ病欠なんですか。新型インフルエンザにかかって休ませてくださいというふうには出ないんですか。

**○総務課長（中﨑秀博君）**　はい。その質問につきましては、新型か季節型か、問いはしてないところでございます。当然、もう風邪ということで出てきますので、診断書も長期の場合は診断書を取るようになっておりますけれども、１週間以内の場合は診断書も徴しないと、添付しなくていいということになっております。

**○14番（小野広嗣君）**　まあすごく大事なことをやはり見忘れているんだろうなというふうに思いますが、やはり市民に情報を発信していく市役所で、いわゆる今、大変な状況になりつつあるこの季節

型インフルエンザ、あるいは季節のインフルエンザ、こっちはまた強毒性がありますのでね、こういった部分に関して、しっかり立て分けて、こういう状況にあるということをやはり掌握して仕事をしていかなければ、市長なんか街中へ行って、何も答えられないでしょう。もうそこはもういいですよ。しっかりそういった掌握の仕方をしてくださいよ。

となると、先ほど申し上げました業務継続計画がまだまとまってないということであれば、まとまってから市長の元に届くんですね、それは。市長、だから見ていらっしゃらないんですね、各課、今、取りまとまった分は。止まってるんですね。ちょっと、普通考えられない流れですよ。まあ市長がしっかりさっき答弁されましたので、そういった市長の思いにこたえられる形でですね、各課出されてない所は出して、そしてそういったものを総合的に見て、市長が、市長の元で、市長はしっかり見ていただいて、仕事にあたっていくという流れでお願いしたいと思います。

学校現場に関して、教育長が先ほど答弁されたわけですが、教育長、もうあまりくどくど聞きませんけど、当然、万全の態勢をとろうということでですね、取り組まれて計画も練られたと思うんですが、そういった計画が当初の計画どおり機能を果たしたのかという観点で少しお答えください。大変、学校現場で厳しい状況が生まれてますので。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

学校におきまして、インフルエンザ対策をどういうふうにしてるかということでございますが、私ども調査いたしましたのでですね、こういう取り方をしております。まず一つは、施設・設備の面からということで、手洗い場に石けんがあるか、消毒液を準備してあるか、必要な場合に児童・生徒に配布するマスクはあるかと、こういうのが施設・設備の面から。これが12月の調査で、24校全部設置し、そして準備してあります。

それから、児童・生徒への指導の面からという形で、うがい・手洗いの正しい仕方を実際に指導しているか、そして正しくできるかを確認したか、それから消毒液の使い方を児童・生徒は正しく使えることを確認したか、正しいマスクの着け方を実際に指導し、全員が正しく着けられることを確認したか、給食の前に全員がしっかり手洗いをしていることを確認したか、この４項目でやった場合、12月もほとんど24校ともやっていると答えております。その前の９月段階では、このどの項目もやはりでこぼこがありますが、12月ではやはり危機感が芽生えたと理解しております。

それから、インフルエンザの予防に関する、今度は啓発の面から、正しい手洗い・うがいの仕方のポスター等をはってあるか、あるいは保健だより、学校だよりで、インフルエンザの予防について家庭へ協力を呼び掛けてるか、それから学級活動等でインフルエンザの予防について児童・生徒を指導したか、この３項目についても12月では全学校、指導しているようでございます。

それから、臨時休業等の緊急時の対応に備えて学校医と情報交換を行ったか、それからすべての家庭に緊急に連絡できる体制が整っているか、電話連絡網等ですが、これもできております。それから、職員が病休をとった場合の学校の緊急体制マニュアルは作成してあるか、これが17校という、これはちょっと低いですね。あとは、ほとんど24校それぞれ実施しているというデータをもらっております。

そのほか、給食時間にグループを作らないで食べなさいとか、あるいは集会活動の中止、それから

マスク着用の時、場所やマスクの捨て方、捨て場所、手の消毒の仕方について、職員で具体的に話し合っているか等々、そういうことをしておりますが、一応報告は報告でございますので、こういう報告はいただいております。

そのほか、新型インフルエンザで学級閉鎖をする場合の公文をどういうふうに作ったかというようなことも全部、24校取っております。それぞれいろいろ工夫して学校長は、各学年、保護者に連絡をしているようであります。もちろん私どもも共通して、教育委員会からの連絡はいたしました。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）**　大事なお子さんを預かっていらっしゃる教育現場ですから、最善の注意を払って取り組んでいらっしゃって、それでもなおかつこういう状況であろうというふうに理解をするわけでありますが、県の教育委員会が出した、教育長から出された「インフルエンザの拡大を防止するために」という文書も、以前いただいておりましたが、この中でですよ、基礎疾患を有する児童・生徒に対する現状の把握と、そしてそれを把握した上での対処の仕方というのがあるわけですが、ここの点だけはすごく大事だなあというふうに思っているんですけど、ここはしっかりなされてるんですかね。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

県の教育委員会、教育長から、今御指摘のように、その資料の中に基礎疾患を有する児童・生徒については、十分配慮するとともに、「インフルエンザ予防のための10ヶ条」、これは県の保健福祉部が出しているものでございますが、これが10か条ございます。これを周知徹底しなさい、そして教室の換気等の指導も十分しなさいと、こういうふうに記載してございますので、これを受けて、先ほど申しましたような手配はしたというふうに御理解いただければと思います。

**○14番（小野広嗣君）**　教育長、一生懸命されているということはよく理解をしておりますが、少し離れますけれども、こういった形で学級閉鎖になってくる。ちょっと学級閉鎖になって元気な子供たちが街に出て、ニシムタ、あそこらのゲームセンターで遊んでる姿、僕は直接声を掛けてみたら、ちょうど休んでいる小学校５年生、分かりますよね。どこの学校かというのも分かると思うんですが、それを避けてほしいという注意が出てるにもかかわらず、子供たちですから、なかなか親も、聞いてみると、両方とも親が働いて家にいらっしゃらない子供たちでした。そういったことに対する目配りをしていかないと、一方で一生懸命努力されているんだけれども、そういったところで広げてしまうという問題があるんですが、そこらはどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）**　ここに、ある学校の措置についてというのを持ってきておりますが、それにも一応書いてはございます。出歩くなと、元気な者も出歩くなと。そして、かかっている子供たちはもちろんのこと、家で過ごしなさいというようなことを書いてありますし、保護者へのお願いと、何かと大変でしょうけれども、ひとつよろしくお願いしますというようなことも書いておりますが、今、議員御指摘のとおり、確かに元気な子供はもうじっとしておれなくて、やはり一番最初インフルエンザがはやったころもそうでしたね。東京あたりでも高校生がもうたむろしているというようなことが問題になりましたが、それもやはり多少あるようです。

休みに入りますと、間もなく、愛のパトロール等も地域の方々がしていただくようになっておりますので、それはまたインフルエンザと併せて、予防対策も含めて、生徒指導の面から今度はまたお願いしなきゃいかんというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）**　分かりました。

市長、この件に関しては、この地域でもですよ、看護師さんが一人亡くなられましたよね。その話題もばっと走りましたね。そういった状況の中で、本当にいわゆる重症化はしないといったって、感染力がすごいものですから、そのことの心配というのはやはり抜けないわけですね。そういった意味で、感染力はすごいけど重症化はしないよと言ったけど、一方でそういった看護師さんが亡くなるという事実になると、わあ大変なことだという情報だけが流れていく。だから、日々刻々としっかりした情報を落としていかないと、市民は戸惑うということですので、そこらに対してですね、しっかりした、保健課も大変忙しいでしょうけれども、取り組みをやっていっていただきたいというふうに思っております。

最後の項になりますが、この文書の問題、本当は先ほど市長が言われましたように、もっともっと広げて言いたかったんですが、時間的にも足りないだろうと思って、お役所言葉のことも当初言われましたね。それで、接遇のことでも今回やりたかったんですけど、少し時間的にも足りないなと思いましたので、文書一本に絞りました。

僕は、役所というのは、市民に対して最大のサービスを提供する企業であろうと、産業であろうというふうに思うんですね。そういった面から見たときには、市民は最大の顧客ですよ、お客様。そのお客様にどういったサービスをするのかといったら、こういったサービスがありますよと言ったって、そのサービスの中身が分からなければ意味がないんですね。それをどれだけ伝えやすく、優しく親切に市民に伝えていくかということを、やはり職員の側、行政の側が分かってないと、伝わらないと思うんですね。実は、市長、こういうことがあるんですよ。相談をいろいろ受けます。相談を受けて、そのことをつなぎます。確かに相談者の側にも問題がある場合があるかもしれません。公平に両方の行政の職員の方々の意見も、こちらの相談者の側も聞こうと思って耳を傾けます。しかし、必ずこう言われますね、市の職員は。しっかり説明したんですけれどもねって言いますよ。自分の側は説明したんだけど、分からなかった相手が悪いというのがその言葉の裏にはあるんだなというのを僕は感じるときがあります。ああそう、本当一生懸命説明してくれたんですねと言いながらも、やはり分かってくれない相手が悪いという、そういった姿勢がある。自分たちはとことん分かっていただけるまでサービスを提供するんだという姿勢、その意識に欠けているんじゃないかという気がします。そういったものがあって、文書にも表れてきている。お役所で使う言葉、日常的に使っている言葉、議会用語でもそうです。我々は当たり前のように使っていますけれども、市民の中に入っていくと、ちんぷんかんぷんになる言葉というのをいっぱい我々も使っています。そういったものをしっかり精査して、見直して、市民にどれだけ情報を分かりやすく、サービスの中身を伝えていくか、これはすごく大事な姿勢。いわゆる冒頭に事業仕分けから入って、予算のことを言いました。大きな予算を組まなくてできること、できるサービスっていっぱいあります。そういった中で何があるかな、自分たちの仕事

一つ一つを振り返っていったときに、こういった文書一つをとってみても、予算を組まなくてもできるサービスじゃないですか。どうですか、市長。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

職員は、特に自分の担当している業務については精通していると。そしてまた、国から、県から来る文書についても、十分勉強しながら、市民の方々にそのサービスの内容をお伝えすると。そしてまた、サービスを最大限利用してもらうということに努めなければならないというふうに考えるところでございます。その際、今お話がありましたように、ついつい国・県から来る文書については、法律に基づいた形でその内容についての文書が来るということでございますので、市民の方々にとりましては、直接的に法律になじんでおられないということで、そのような難解な法律用語に基づいた形で説明を受けても、分かりづらい面があろうということについては、十分考えられるところでございます。そのことにつきましては、改めて職員に市民の方々が十分御理解できる内容にかみ砕いて説明するよう、今後も申し伝えていきたいというふうに思います。

おっしゃるとおり、予算を伴わない形の最大のサービスになろうかというふうに思います。時間の関係で、接遇も質問したいというようなお考えだったということでございますが、私自身はこの接遇こそ、最も市民に対するサービスの最大のものになろうかというふうに思っております。接遇がよければ､そのことで本当にもう事業の半分ほどは成り立つんじゃないかなと。できないことについても、きちんと丁寧に御説明を申し上げてすれば、市民の方々もそんなに自分のことばかり主張されるということはなかろうかというふうに思いますので、まず丁寧な、親切な接遇があって、そして説明があれば、このサービスの向上、そしてサービスの達成というものが図られるというふうには十分考えるところでございますので、このことにつきましては、更に職員にこのことについての取り組みを深めるよう申し伝えたいと考えます。

**○14番（小野広嗣君）**　今、市長が最後に自分の思いをそのままですね、答えていただいた。いつもそうなんですが、原稿にとらわれずに話をされると、ストレートに伝わってきますね。それはいつも感じますよ、質疑のやり取りをしとって。その時に、市長のいい面が出るんですよ、やっぱり。それはよく分かります。今の中身にしても、本当に、接遇で本当50％、60％、そこがかなってれば、市役所の仕事は60％ぐらいはもう済んだに等しいと、そのくらい大事な視点だと思ってるし、これまでも何度も質問してくる中で、いつもいつもそのことは職員には言ってきたんだという答弁をされていました。

そういう意味で、苦情のない市役所というものがですね、生まれていけばいいんですが、なかなかそこまでは、目標点であって、到達できない。やっぱり苦情が来るわけですね、文書一つに関しても、応対一つに対しても。目つき一つで言われる方もいるんですよ。職員の目つきがきつかったとかですね、あるんですよ。すごく市役所というのは敷き居が高くて来られる人たちがいっぱいいらっしゃいます。そういった人たちに、こちら側も本当に腰をかがめるような思いでですね、接していくということはすごく大事だなというふうに思います。それは十分感じていらっしゃると思うんです。

今日の質問のやり取りの中で、例えば役所の方から、いろんな仕事で市民の所へ足を運ぶという話

をしましたね。そのときに自分たちだけのその仕事だけではなくて、どういったサービスができれば喜ばれるのかなという視点で、帰り際に一点だけでもいいじゃないですか。何か悩み事はないですかと、何か市役所におっしゃりたいことはないですか、いい意見はありませんかって聞かれる。みんながみんな答えられないでしょう。でも、そういった中から、一つ二つ声が上がってきて、それはいいアイデアだなと、いい声だなと思って、それが市長に届いて、それを生かしてまた返していけば、どれだけ市民が喜ばれるか。そういった姿勢に立ったですね、在り方。これは我々もそうなんですが、本当に市民の目線、市民の立場に立った考え方ができる行政であり、議員であらねばならないというふうに思っています。そういったことに関しては、市長の先ほどの答弁で同じ考えであろうというふうに思いますので、よく理解をしたところでございます。

終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、25分まで休憩いたします。

―――――――――――○―――――――――――

午後３時10分　休憩

午後３時25分　再開

―――――――――――○―――――――――――

**○議長（谷口松生君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番、八久保壹君の一般質問を許可いたします。

**○４番（八久保　壹君）**　こんにちは。

本日最後の質問になりました。できるだけ簡約に、市長の答弁の方がですね、簡略にされますと、私の方もスムーズにいくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、通告に基づいて質問をしていきたいと思います。

まず最初にですね、志布志市の活性化推進について所信を問うということでありますが、先ほども午前中の質問にもありましたが、これは志布志市の将来像について、同時にですね、ビジョンということでもありますので、そういう意味におきまして答弁を求めていきたいと思います。

間もなく志布志市が誕生してから４年が過ぎようとしています。これまで志布志市の将来像については、所信表明や一般質問の中でも何回も質問し、答弁されました。今回は、志布志市の繁栄策について、これまでの４年間の市長の取り組みをただしながら、さらに今後の志布志市の将来像、すなわちビジョンについて議論をしていきたいと思います。

志布志市の誕生は、港を核とし、その背後に広がる南九州の広大な農地を活用した農産物を全国の消費地へ出荷、志布志市はもちろん、南九州地域の繁栄と活性化を推進するという大きな要因があったと私は認識しております。このことは志布志市のトップである市長と我々議員にも課せられた使命と責務を担っている大きな課題であると私は認識し、これまでも幾度となく、市長の考えをただし、提言もしてまいりました。また、同僚議員の方々も、港湾活性化については何回も取り上げられました。このことは、志布志市の将来像を描くとき、港湾活性化が志布志市、さらに南九州地域の繁栄、

活性化には欠くことができないという観点に立った重要政策であるということの表れであると強く認識しております。

さて、市長は６月の議会において、次期市長選への出馬を表明されました。引き続き市政を担うということは、これまでにない大きな課題や責務が課せられます。これまでの４年間は旧３か町の融和を第一にした政策を進めてこられたと認識していますが、今後は飛躍へ向けた政策が求められます。

そこで、私は今後の重要政策として、港湾と農業農村の振興と企業誘致に取り組むことが、志布志市の活性化と繁栄、さらに南九州地域の繁栄にもつながる重要政策であると確信しております。もちろん融和を進めながら、これまで取り組んできた社会福祉政策や安心・安全のまちづくり、教育、子育ての支援、商工業や観光政策など、更なる充実へ向けて取り組まなければならないことは申すまでもないことであります。先ほど申し上げました三つの政策は、次の市長にだれがなろうとも避けては通れない重要政策であると強く認識しています。現市長は６月の議会で、先ほど申しましたように、表明をされましたので、本田修一として、次期市長選出馬へ向けた志布志市の将来像、いわゆるビジョンがあれば、あるいはどのように描いておられるのか。また、今回の出馬にあたってのマニフェストがあれば、このことを伺ってから、順次、各項目について市長の取り組みをただして議論をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○市長（本田修一君）**　八久保議員の御質問にお答えいたします。

市長選に向けてのマニフェストがあればということでございますが、現在、まだ現段階ではマニフェストとしてまとめてないところでございますが、私自身、今回の市長選にあたりまして、このような形で臨みたいというようなことについては、少しまとめておりますので、お話を申し上げたいというふうに思います。

合併後の初代市長としまして、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様方の御協力・御指導を賜りながら、懸命に新生志布志市のまちづくりに取り組んできたところでございます。

現在、昨年夏以降の百年に一度といわれる世界同時不況は、本市にも深刻な影響を及ぼしております。そのような経済状況から一日も早く脱すべく、国におかれても緊急経済対策の各種事業が次々に打ち出されております。また、国におきましては、夏の国政選挙におきまして、自公政権から、民主党を中心とする新政権が発足し、政権交代が実現したところでございます。このような状況の中、次の任期については、深刻な経済危機の克服と、今後の国政状況を見極めながら、更なる市民の福祉の向上を図っていかなければならないという、非常に重い任務になろうかというふうに思います。

私は、市民の皆さんに幾つかの日本一のまちづくりを目指しましょうと御提案申し上げ、市民の方々とその実現に向けて取り組みをしてきたところでございます。その日本一のまちづくりが、引き続き市政を運営することで達成されるのではないかと考えるところでございます。

議員お話のように、志布志市は九州で唯一の中核国際港湾志布志港があり、南九州の食糧供給基地として農業が基幹産業のまちであります。港の振興と基幹産業であります農業の振興を図ることが、志布志市の発展のために重要な課題であるというふうに認識しております。この港の振興と、そして農業の振興を図るためには、更に細かく物事を考えて進めなければならないというふうに思うところ

でございます。

私が１期４年の間に取り組みました中で、特に環境政策におきまして、ごみの分別による資源化率は、全国の市のレベルで、まさに日本一となったところでございます。このことによりまして、年間の視察も全国から50件を超す視察が訪れるという状況で、市民と共同で実践している環境のまちの先進地であるというふうに高い評価を受けているところでございます。

そしてまた一方、全市民に対しまして、健康なまちをつくりましょうということで、健康づくり宣言をさせていただきながら、さまざまな取り組みをしております。このことは、人が健康であれば、まちが元気になるんだということで、そしてまたそのことで地域が活性化するんだということでございますので、このことに取り組みながら、全国ほとんどの自治体において上昇傾向にある医療費の削減へとつなげようとしているということでございます。このことがひいては市民の負担も減っていくものというふうになるということでございますので、この事業を更に推進することによりまして、どこのまちにも誇れる内容の取り組みになろうかというふうに思います。

さらに、議員の皆様方にもお話を申し上げていますように、現在、国が情報基盤整備事業による情報格差のある地域の整備を行うモデル地区を募集いたしましたので、志布志市はこの事業に真っ先に応募したところでございます。この事業の経費において、国の方針が近く示され、事業が開始できるということになるとすれば、市内全域、各世帯までの情報通信整備が整うということになり、情報格差が大きく解消されるということになります。さらに、この情報通信基盤整備事業に伴いますユビキタスタウン事業につきましても御提案申し上げまして、そのことにも積極的に取り組み、応募いたしまして、アグリティ関係の、農業関係の事業について導入が可能となったところでございます。このことにつきまして､私どもは併せて情報通信基盤と､そしてソフト事業を取り組むことによりまして、一挙に全国でも優れた形での情報通信基盤整備がされている地域になるということでございますので、このことからも注目がされるのではないかというふうに思うところでございます。

このような取り組みを通じまして、またこのような取り組み自体は、市民と各種団体が共生・協働で作り上げてきたものでございまして、さまざまな取り組みを行うまち志布志市をブランドとして、全国に､そしてまた世界に発信できるものではないかなというふうに思っているところでございます。

環境に優しく、市民が元気なまち志布志市で生産された農畜水産物は、安心・安全・健康、うまい物として、消費の拡大が図られるものと、そしてまた生産者の所得増につながっていくものというふうに思うところでございます。

情報通信を生かしながら、さまざまな取り組みをいたしまして、市民生活の福祉向上にも結び付けていこうと。そしてまた、このことによりまして、安心・安全・健康なものがあるまち、そして環境に取り組み、そして循環に取り組んでいるまちとして高い評価を得ることにより、企業誘致が図られてくるというものでございまして、この企業の誘致活動によりまして、更に雇用が創設され、そしてそのことにより経済の活性化、人口の増というようなふうにつながるものというふうに考えるところでございます。これらの諸政策を通じながら、志布志市全体の活性化につなげていこうということでございます。

このことを含めまして、合併から現在までの取り組みの検証を行い、そして今申し上げましたようなことも整理いたしまして、改めて皆さんにもマニフェストとしてお示ししながら、今後の市長選に向けての戦いをしていこうというふうに考えるところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　所信ということで伺いました。私は、先ほど申し上げましたように、三つの重要政策であるということを掲げてですね、今回質問をしていくわけですが、このことについてもうちょっとですね、具体的な質問をして、そして各項目についていきたいと思います。

私は、いつも志布志港はもっと内外に開かれた港でなければならないと確信しております。これはもう皆さんも御承知のとおりでありますが、しかしですね、港湾関係者に限らず、多くの方々の認識は、志布志港湾の取扱量が飛躍的に伸びたということのみが強調されております。そういうことで、いかにも志布志港湾が活性化しているように、内外にアピールされておりますが、私は真の港湾とはそうは思っておりません。と申しますのは、港湾とは、物流、それから人的交流もですね、均衡が取れていなければならないと思っております。志布志港の現状を見ますと、輸入に占める割合が90％以上を占めております。このことをやったときですね、私は単なる、例えば、悪いかもしれません、一例を挙げますと、志布志港はただの輸入港ではないかと、このようにとらえております。

そこで、今何が必要か、何をしておかなければならないかということになりますが、私は背後地に広がる南九州地域の農業をはじめとする産業を生かす取り組みが必要であり、このことを始めておかなければならないと思います。そのためには、港湾を持つ市として、南九州地域におけるリーダーシップが求められます。今後は、志布志市のトップである市長は、このことを避けて通ることはできません。このことはですね、今後、どなたが市長になられてもですね、このことはやっぱりリーダーシップを取っていかなければいけないと思います。このことについてですね、市長の見解を求めます。

それから、次にですね、志布志市の活性化にはどうしても企業誘致が欠かせないということでとらえております。私は、志布志市のもう一つの活性化の、もう一つの政策は企業誘致であると確信し、昨年の９月の議会で、自動車産業の誘致を積極的に図るべきであると質問しました。その後、世界的不況に陥り、現在も不況からの脱出を目指して、各企業とも努力をしておりますが、残念ながら、輸出産業にとっては円高が追い打ちをかけて、先行きはますます不透明となっております。しかし、私は今がそのチャンスであるととらえています。すなわち、現下の日本企業のうめき声は、今、我々に助けを求めております。そして、そのこたえてくれる方法や地域を求めていると私はとらえております。そして、志布志市や南九州には広大な工場用地の候補地が遊んでいるのも現実であります。先月行われましたポートセールスや、それに続く関西でのポートセールスの目的の一つも、まさにこのことであったと認識しております。

そこで、志布志市の活性化で欠かすことのできない戦略として、企業誘致にもっと積極的に取り組むべきであると、このことについて伺っておきます。

三つ目は、先ほど申しました農業・農村の振興についてであります。これは地域資源の活用で、農業・農村の振興を図るべきであるということでもあります。私は、これまで行われてきた農業政策は間違っていたのではないかと思っております。すなわち、農業は生かさず殺さずという、これまでの

国の政策を受け入れてきた地方行政は、農山村部の崩壊へとつながり、限界集落をつくり出して、現在ではこれらの地域では手の施しようもなくなってきております。私は、南九州地方も含め、一番の資源は何かということを考えたときですね、それは先ほど申し上げましたように、広大な農地であり、そこで営まれてきた農業であると認識しております。このことについては、多くの人たちも異論はないと思います。

そこで、志布志市の活性化に農業・農村の振興を欠かすことはできません。これについて、市長はですね、どのようにそのビジョンを描かれているのか、この三つについて伺っておきます。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

豊かな自然に恵まれました私たちの志布志市は、広大な農地と海を生かした県内有数の特色ある農林水産業が営まれているということでございます。そして、それは日本の食糧供給基地の一翼を担っているということでございまして、この食糧供給基地の物流の拠点となるのが志布志港であるということについては間違いないことであると思います。御承知のとおり、志布志港は九州唯一の中核国際港湾としまして、アジアへ、太平洋へ、そして世界へと、その重要性と可能性はますます高まっておりまして、今年３月に供用開始しました新若浜の国際コンテナターミナルは５万ｔ級の貨物船が接岸される港となったところでございます。このことによりまして、更なるコンテナ貨物量の増大、大型化に対応できるというふうになろうかというふうに思います。

港湾の取扱高につきましては、平成20年度で外貿コンテナ取扱量は７万2,000TEUということで、過去最高を更新したところでございますが、御指摘のとおり、更なる港湾の活性化、利用拡大が求められるというようなことでございます。現在、関係の行政機関や港湾関係者で構成します志布志港湾振興協議会や、県のポートセールス推進協議会と連携しながら、航路の拡充や物流の確保に向け、船社や荷主業訪問を積極的に実施しているところでございます。

企業誘致につきましては、雇用、就労の場の重要な施策と位置付けておりますので、志布志港のポートセミナーとポートセールスを通じまして、機会あるごとに分譲地の紹介など、誘致活動を展開しているところでございます。

そしてまた、農業振興でございます。また水産業もそうでございますが、本市の特性を生かしました特産品である畜産物、お茶、いちご、メロン、ピーマン、ちりめん、はも、うなぎ、更に付加価値を付け加えました安心・安全の新ブランドということで、全国へ売り出していきたいというふうに考えているところでございます。

これらの農林水産業の振興、商工業の振興、そして雇用の場の確保、そしてその前提の企業立地ということにつきましても、それぞれの素材、原材料の確保から、商品・製品化、そして販売、販路への物流ということで考えますと、お互いがリンクし合いながら相乗的に発展していくものだというふうに考えております。特に食品の製造業、二次加工業につきましては、農業、畜産、林業、漁業産品を原材料とするものでございますが、この二次加工産業を起点に視野を広げ、一次産業の振興と地域の活性化が図られていくものというふうに期待するところでございます。そして、初めに申しましたように、その物流の拠点となるのが志布志港でございます。農・商・工連携いたしまして、志布志港

を活用していきたいというふうに思うところでございます。
　また、はじめにこの港湾でのリーダーシップを発揮していくのが志布志市の市長だというふうに御発言がございました。まさしくそうだというふうに思います。私どもの地域は、定住自立圏構想で鹿屋市と、そして都城市と、まさしく両地域から求められ、その構想に参加しながら、この地域の活性化を図っていこうとしておりますが、このことはまさしく志布志港が両地域から非常に重要な地であると、重要な港であるというような御認識をいただいた上での提携になったものというふうに考えております。それらのことから、この地域でのリーダーシップの発揮というのがますます必要になってくるということにつきましては、十分認識しているところでございます。
**○４番（八久保　壹君）**　今、答弁をいただきました。ぜひですね、やっぱりいろんな政策、先ほども申し上げましたが、国や県から来る事業はもう職員の方々がそれぞれ専門的なことをやっておられます。しかしですね、やはり先ほど最初の方で９番議員からも出ました。やっぱりビジョンを掲げながらですよ、やっぱり志布志市の将来像、今から４年先じゃなくてですね、10年先、20年先を見据えた、やっぱりその取り組みが必要ではないかと思っております。
　そこでですね、次の、２番目の志布志港振興と南九州地域の繁栄について具体的にですね、いろいろと質問をしていきたいと思います。
　まず、中枢機能を備えた港湾施設の整備についてどのように考えているのかということです。
　もう御存じのように、港のことについてはいろいろと私よりも詳しいと思いますが、ちょっと読んでみます。志布志港湾は昭和44年、重要港湾に指定され、現在は中核国際港湾として年次的に、南九州地域の国際物流拠点を目指して港湾整備がなされてきました。今後は、この港の充実を図らなければならないということであります。しかしながら、この志布志港湾は志布志だけでは手に余るような巨大港湾であります。これは南九州地域の全体の繁栄と活性化を担う港湾であることも先ほど申し上げましたが、このようなことから、港湾振興と南九州地方の活性化、これらの市町村との連携が求められて、勝つかということなんです。そのためには先ほど言いましたように、リーダーシップが求められると申し上げました。すなわちですね、そういうことを考えたときですね、農業をはじめとするあらゆる産業や観光、輸出入にかかわる発信や中継基地などの、その拠点づくりが必要であると思うんですよ、今後はですね。これはこの拠点を持つ、この拠点はですね、鹿屋市でもなければ、都城市でもなく、曽於市でもありません。ここの港を持つ志布志市のこれは使命であると、私は思っております。そして、責務でもあります。そして、これは九州地方の将来にわたって、大きく影響してくる政治的戦略でもあります。このことは、次期市長を目指す、先ほども申し上げた、だれが次の次期市長になられてもですね、これは進めなければならない重要政策であるということも言いました。
　そこでですね、南九州地域の産業活性化センター等の設置を県や国に強く要望されてはいかがかと思います。これはですね、もう先ほども市長が答弁されました、港ということについてですね、皆さん、いろいろと取り組んでおられる。そして、この志布志港に多くの人たちの目が向いているとおっしゃいました。そういうことからすると、こういう人たちも一緒になりながらですね、これは志布志市がやるのではなく、やっぱり県とか国にこういう活性化センター等をですね、やはり設置を呼び掛

けてですね、そして真の国際港湾となるべく取り掛かってほしいと思いますが、こういうことについてですね、現市長として、その実現へ向けて取り組んでいかれる考えはないか答弁してください。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、志布志港はこの南九州地域、特に日本の食糧供給基地ということで、地域全体としてその政策の推進については取り組むべき内容かというふうに思います。そのような意味合いから、先ほども申しましたように、定住自立圏構想に基づく締結がされてきたのではないかなというふうに思うところでございます。

さらに、現在、この大隅半島地域においては、４市５町で大隅総合開発期成会なるものを結成いたしまして、広域的な地域の取り組みをしているところでございます。そしてまた、都城地域を入れた南九州地域の政策の交流会につきましても、別途、会議が設けられておりますので、それらの会議で広域的に取り組みをしているところでございます。しかしながら、今お話になりました、特に農業分野についての広域的な取り組みをする協議会というものにつきましては、別途、必要かというふうには思いますが、ただいまお話しましたような、この機関の中でそれらの部門について、更に充実していく方向もあろうかというふうには考えたところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　このですね、いろんな今、４市５町で取り組んでいるとか、それから南九州で、いろんなのがあるわけですね。しかし、それは事務局といいますか、そういうのはもうばらばらになっていると思うんです。私は、このことをですね、ここの志布志港湾の持つそういう、に向けた協議会とかそういう団体であればですね、これをですね、志布志港に近い所、まあ別に港湾の中でなくてもいいですけれども、こういう所へですね、こういうやはり活性化センターというようなのを造って、そこで一括してですね、やるべきだと思うんですよ。そういうことをしないと、志布志市はいつまでたってもですね、そこの中心地になれないと思うんですよ。中核になれないと思うんですよ。その中には、やはりいろんな、まあ後で農業関係の方でもありますが、そういうところも含めたですね、機能を持たせたですね、中枢的な機能を持たせた、そういうのを国や県に求めていくのはどうですかということなんですよね。どうですか。今いろいろと事業見直しとか、そういうのでですね、仕分けとか、そういうので財政的にもなっているんですが、南九州地域がですね、やっぱりこの港に向かっているということは、これはチャンスなんですよ。だから、そういうのをですね、ぜひ造ってもらって、そしてここで一括するような感じでですね、ひとつ集中してですね、そのための機能はどうですかということです。どうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

今、御提案ありました、そのような機能性を持った協議会ないし機関ということにつきまして、今ふと思い出しましたのは、さんふらわあの航路変更に伴いまして、この地域の大隅半島のみならず、隣県の串間、日南、そしてまた先ほども言いました南九州総合開発期成会の皆様方にも御協力を賜って、この航路の存続をしたところでございました。考えてみましたら、そのような働き掛けを各地域に私どものまちは、そのさんふらわあを通じてやったということでございますので、もしこの志布志港の振興ということを考えるとするならば、そのような形の団体の設立がふさわしいのかなというふ

うに考えたところでございます。また、大隅総合開発期成会ないしは南九州開発協議会とも連携をちょっと取らせていただきながら、そのことについては庁内でも研究をさせていただければというふうに思います。

**○４番（八久保　壹君）**　今の答弁でですね、やはり先ほども申しましたように、やはりリーダーシップをとらなくてはならないと。そして、中枢機能を備えた中核の施設を、いわゆる活性化センターみたいなのをぜひ造ってほしいということはですね、やはりここでですね、リーダーシップを発揮するためには、やっぱり港が一番最適なんですよ。先ほど紀州造林の話も出ました、土地の話も。やっぱりそういうビジョンを掲げながらやっていったときは、やはりそういう所を造ってほしいというような要望を私は県にしていくべきだと思うんですよね。ぜひ、このことは取り組んでください。もう時間がちょっと今日はあれしましたので、これはこの程度で。

次はですね、やっぱり真の今度は貿易港としての態勢づくりについてですね、２番目に入っていきたいと思います。これは言い換えますと、高規格道路の早期完成へ向けた取り組みということになります。

志布志港の物流で今何が必要かと申し上げますと、輸出を増やすことであります。港湾の物流で、輸入に対して輸出はわずか２％にすぎないというようなことでありまして、志布志港湾が真の国際物流港湾となるためには、増加する輸入で満足するだけでは駄目であります。すなわち、志布志港の今後の使命は輸出の増加態勢づくりが欠かせないということで、このことは鹿児島市で行われたポートセミナーの住友ゴム工業の物流部長さんの話でも示されました。そして、今後はですね、中国をはじめとするインドなどの東南アジア、中近東が世界的な大きな経済発展国となるというような話もありました。国際競争に打ち勝つためには、企業努力はもちろんのことでありますが、輸送費の削減が求められているということでありました。市長もしかりと納得されたと思いますが、外国へ輸出物流の企業を含め、港湾近くに工場や倉庫があることが、大幅に輸送費を抑えられるということであります。すなわち、高規格道路の早期完成と企業誘致は志布志市の将来と南九州地方の繁栄に欠かせないということでありますが、企業誘致は後の方で質問したいと思いますので、この高規格道路について、今までもいろいろと取り組んでこられたと思うんですが、更に努力する気はないか、答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

この志布志港の利活用の推進ということを考えるとすれば、当然ここに至ります高速道路の整備ということが重要な課題ということにつきましては、いつもいつもお話しているところでございます。そして、そのことにつきまして、推進に各方面に働き掛けをして、一日も早い全線開通を目指しているということについても御報告を申し上げているところでございます。

しかしながら、先日、新聞等でも発表がございましたように、この都城志布志道路の都城側の国の直轄事業につきまして、大幅な予算の削減が22年度については明示されたということで、都城市長とも今後の対応について、どのようなふうにすべきかということについてお話をさせていただいたところでございます。鹿児島県側につきましては県の事業ということでございますので、まだその事業費については明示されていないところでございますが、このことにつきましては、きっちり従来の予算

が確保されるような形で県にお願いを重ねているところでございます。しかしながら、民主党政権につきましては、整備が進められて、そして完成が見られる所については重点的に事業化するというような考えでございますので、このことにつきまして更に民主党政権の方に働き掛けをして、この都城志布志道路の全線開通に向けての強力な各方面からの御協力を賜りながら、強力な働き掛けをしていきたいというふうには思うところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　今までもいろんな所で、いろんな機会でされたことは、私も重々承知しております。

この前、11月の４日から５日にかけて、この今の高規格道路や高速道路にかかわる道路調査特別委員会で、国会の方へ行って調べてきましたが、やはり今からは非常に厳しくなってくるということでありました。そしてですね、もう新聞にも載っているとおり、今までのような陳情のやり方では受け付けないというようなことでありました。その中でですね、先ほど市長がおっしゃった国の直轄の方は、大幅削減があったということで、これも分かります。しかしですね、この中で、やはりもっと両県が行う工事区間についてはですね、もっと私は力を入れてやっていくべきじゃないかと思うんです。ということは、国の方のあれでいきますと、今からは厳しくなりますよという話ではありましたが、ここの道路については、今後とも見直しはしない、そのままいきますよということでありますが、大分遅れるんじゃないかというような懸念があります。そういう話もありました。

そういう中でですね、それじゃどうしたらいいかということになったとき、私は、もう両県の県知事の手腕次第といいますか、いかにここを重要視しているかということにかかってくるんではないかと思います。先ほど、いわゆるいろんな港湾活性化のところでも、最初のところでも言いましたように、今ここへ両県の人たち、南九州地域も向いているわけですね、関心が、この港湾に対して。だから、これも一つのチャンスでありますよ。ほかはさておいても、この道路だけはどうにかしてくれと。国の方はちょっとどうなるか分かりませんけれども、これは両県の地域の人たちとですね、手を組んで、連携しながら運動していけば、ここへその両県知事が目を向けてくれて、重要視していくように仕向けてですよ、運動をしていくべきだと思うんですよね。どうですか。そういう取り組みをされる気はないですか。今、民主党政権になりまして、非常に厳しくなっておりますが、しかしやはりここが重要であるということを、ほかのことは考えなくてもいいわけですから、ここの地域の港のこととか、そういう地域活性化、南九州地域の振興を考えたときですよ、ぜひこれは取り組むべきものであると思うんですが、いかがですか。市長、これは次に向かってもですね、まあだれがなるか分かりません。これは１月のあれで分かりませんが、しかしそれはやっぱりアピールする場でもあると思うんですよ。どうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

この都城志布志道路は、都城から志布志まで、宮崎県、鹿児島県を、両県をまたがってつないでいる道路だということで、当然、両県の協力態勢が必要だということでございます。私どもはこの都城志布志道路の完成につきましては、都城と連携しまして、各機関に陳情を重ねてきたところでございますが、そのような状況の中でも、今回そのようなふうに、民主党政権に変更になり、都城側の直轄

事業の部分が大幅削減になったということでございます。ただ、その大幅に削減になった中身について、まだ詳しくは伺ってないわけでございますが、その内容自体がひょっとすれば解決できる内容というようなふうにも伺っていたりするというふうに認識しておりますので、そのことの解決を私どもが何らかの形で御協力できるとなればしていきながら、この部分についても以前の事業費が獲得できるような形の働き掛けはしていきたいというふうには思います。当然、伊藤知事におかれても、東国原知事におかれても、この港の重要性というものについては御認識していただいているというふうに思いますので、両知事にも積極的に働き掛けをしていきたいというふうに考えます。

**○４番（八久保　壹君）**　今のこの高規格道路の工事を見てみますと、とぎれとぎれになっていますよね。人間で例えると、何かどこかで血液の大きな動脈がですよ、もう狭くなっているような状況ですよね。これでは物流というのはスムーズにはいきません。そういうことでですね、ぜひ、これは絶対必要なことであって、早くやることがこの地域の活性化につながるんだということでですね、ぜひ、政治的取り組みをしていただきたいと思います。

私の項目は大分多いので、次に入りたいと思います。これ、将来に向けたことなんですが、これも、南日本のハブ港としての取り組みということでありました。

今、羽田ですかね、あそこがハブ港として、空港としてという話が出ました。将来的にはですね、やっぱりここもハブ港にという考え方も持っていていいのではないかと思います。といいますのは、この前、あそこの鹿児島市でありましたポートセールスの席にですね、神戸港の、ということは兵庫県ですね、港総局という、いわゆる先ほど私が申し上げました活性化センターとかいうのではなくて、またその上をいくような、そこでですね、その人たちはもうすべてのことを、いろんなことを協議されて、そして何で来られたんですかという話を伺いましたら、志布志の荷物を神戸に持ってきてほしいんだというような話をされたんですよ。やっぱりそういう取り組みをされているんですよ。私は、そこでですね、逆ですよと、神戸のをこっちに集めて、こっちでいっぱいになってから東南アジアの方にやりますから、ぜひそうしてくださいというような話をしたんですが、やはりこういうことを考えたときですね、今そういう取り組みに向かった計画とかそういうのをしておいた方がいいんじゃないかと思っております。これはですね、韓国の釜山という港がありまして、私は行ったことがないので分かりませんが、ここはですね、24時間港湾の明かりがあって、そこへいろんな国からの荷物が入ってきて、それを日本の方へ小分けしてやっているそうです。そこまではできないとは思いますが、しかし将来そうなる可能性もなきにしもあらずです。このことについて、市長のですね、今後のことですので、それこそずっと将来のことになると思いますけれども、やはりやっぱりこれも取り組んでおく必要があると思うんですが、そのことについて見解を求めておきます。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

志布志港につきましては、昭和43年に重要港湾に指定され、44年から整備が始まったと。そしてまた、中核国際港湾としまして、平成９年から工事が始まって、そしてまた今回、新若浜港が開港しました。しかし、この新若浜の開港につきましても、第１期工事ということで、２期工事が残された形の開港となっているところでございます。この２期工事に着工していただくためには、現在12万TEU

という単位で新若浜港がコンテナターミナルが開設されておりますので、このコンテナターミナルの利用が高まり、12万TEUに近くなるという見込みがあった時点で２期工事が開設されるというふうに聞いておりますので、そのことの達成が一日も早い私どもの地域の課題だというふうに思っております。

そのようなことで、２期工事が始まり、本当の意味で新若浜港全体が活用されるとなれば、多分そのときには、現在12万TEUを目標にしているわけでございますので、ひょっとすれば20万TEUぐらいを目標にする港となるというふうに考えるところでございます。そのような意味合いからすれば、現在、博多港が72万TEU、そして北九州が45万TEUということでございますので、そこまではいかないかもしれませんが、北九州の半分ぐらいまでは目標になる港となりますので、そうなるとなれば、今お話があったように、南九州のハブ港という地位を占める港になっていくというふうに思います。そういうふうになるためには、一日も早い形で、この12万TEUの新しい港の利活用が図られて、そして近いうちにいっぱいになるよというような予測が立てられる状況にすることが私どもの課題ではなかろうかというふうに思います。

**○４番（八久保　壹君）**　ハブ港については今後のことになりますが、やはり今、貿易の収支関係を見たときですね、たった２％、輸出が。そして、外国から来るのが98％ですか、そういう状況であります。まあ少しは増えてくると思うんですが。それで、この地域からそれなら何が出ていくかといったときには、ほとんどないわけですね、はっきり言って。ということになったときは、やっぱりハブ港としての使命も考えておけ、ぜひ必要であるということで申し上げました。これはですね、ハブ港は、私はどんなことかというと、あれはシンガポールですか、あそこも何かそういう取り組みをされておって、非常に24時間いろんなことがあって、港を活性化しているというようなことになっておりますので、このことについても、やっぱり取り組んでいってほしいなと思っております。

次の企業誘致について入ります。これはポートセールスにおける現状認識についてということをまず伺っておきます。

11月の２日間の鹿児島市でのポートセールス、多くの参加者の方々から話を聞くことができました。いずれの方も志布志港に大いに関心を持たれ、もちろんその中で外国との取り引きを目指されている方々の話も聞くことができました。先ほど言いましたように、住友ゴムの物流部長さんの話によりますと、都城の工場では輸出向けの製品が大半、まあ70％から80％だったと思うんですが、占めて、国内は九州向けだけの製品であるということを申されました。そして、今後は中国とか、先ほど言いましたような東南アジアという方向の、そういう地方が伸びていくんだというような予測をされておりました。そして、それに向けた取り組みをしていかなければならないが、現在はあそこのタイヤの輸出向けは博多港に持っていっていらっしゃるわけですね。これについては、高速道路、それから労賃、ガソリン代を含めたとき、どうしても解決しなくてはならないということなんですよね。それで、こういう話を伺ってですね、今この港のことについてですよ、何が必要なのか、今、そして何をしておかなければならないのかということを、私はもう強く感じました。

そこでですね、志布志港湾に対する繁栄への熱き思いをですね、市長の熱き思いを語っていただきたいと思いますが、もちろんその時の現状、ポートセールスでの現状を踏まえたですね、持っていら

っしゃれば伺っておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

平成21年度の志布志港ポートセミナーを11月11日から12日の２日間にかけて開催したところでございます。鹿児島市の城山観光ホテルで約200名の方に参加いただきまして、市議の方々にも多数参加していただいたところで、本当にありがとうございます。

セミナーでは、今お話になりましたように、住友ゴムの物流部長さんの特別講演がございまして、志布志港の利活用についての提言があったところでございます。御承知のとおり、住友ゴム工業さんにおかれまして、都城市に大規模なタイヤ製造工場を有されていると。そして、原材料の調達については、志布志港を現在活用いただいていると。そして、工場で生産されたタイヤ製品につきましては、トラックの陸送により福岡まで運ばれて、博多港からアジアへ、そして北米へと輸出されているということでございます。このことにつきましては私どもも本当に、都城にあるのに何で博多なのというような気がするところでございます。圧倒的に距離的には近い志布志から、このことについても取り組んでいただきたい、志布志港を利用していただきたいということを住友ゴムさんにお話を申し上げ、相談申し上げて、現在、交渉しているところで、このことにつきまして会社の方でも検討され、志布志港の利用につきまして、更に増していただくということについては、前向きに返答をいただいているところでございます。

ということで、その数につきましては、恐らく２万TEUぐらいの形になるんじゃないかなあというふうに思うところでございますが、先日の講演会の中でも特に課題があるんだということでございました。今後は、行政としては、45フィートのコンテナが流通されるんですよというようなことで、そのコンテナ流通に対しまして、後背地の道路網の整備というものをしていかなきゃならないのじゃないかなあというようなことの御提言があったところでございます。ということで、今後は、更にハードルが高くなったということは考えるところでございますが、その主なところは都城志布志道路の整備ができればかなえられるのかなというふうに思いますので、更にこの都城志布志道路の全線開通に向けての推進を取り組みをしていかなきゃならないというふうに思うところでございます。

お話がありますように、この志布志港の振興を図っていくことが志布志市全体の振興につながっていくということにつきましては、何回も何回もお話を申し上げているところでございます。先ほども言いましたように、３月にオープンしました志布志港につきましては、第１期工事で仮のオープンだったということでございますので、この第２期を合わせた完全なる新若浜港の開港に向けて、物流の拠点としてきちんと裏付けられる貨物の増大、コンテナの取扱高の増大というものを、ただいま申し上げました住友ゴムさん、それから別な形の企業の御協力をいただきながら、推進を図っていくということが最大の仕事だというふうに考えております。

**○４番（八久保　壹君）**　認識的な港にとか、それから企業誘致についてですね、今日、今のこのところは企業誘致ということでやっておりますので、この前、住友ゴム工業の流通部長さんですね、あの方の話を聞いてですね、私は大きなヒントを与えられたと思うんです。もうまさに今、先ほどこの道路が、高規格道路が、早急な完成が必要なんだということですね。もうまさにそのとおりなんです

よ。そうしたとき、輸出向けが博多からこっちへ来るんです。

それから、もう一つですね、宮崎に太陽発電パネルの製造工場を誘致されて、これは去年だったと思うんですが、私もど忘れしてしまいまして分かりませんが、これが志布志港を活用して、海外へ向けて、東南アジアへ向けて輸出するんだという話もあります。ぜひですね、このことも考えたときですね、宮崎から出るのではなくて、ここを経由して出るということであります。

それからですね、もう一つ、これは私サイドで、私がそういう活動をしてみたところがですね、住友部長さんのあの工場のことを聞いた時､あそこから､都城からあそこまで行くのに何時間かかって、先ほど言いましたが、経費が要るんだ、人件費が要るんだということで、これを解消したいというようなことですね。そのためには、ここがあるんだと。

しかしですね、もっとチャンスがあるんですよ。私は言いました。志布志港に輸出に向けた半分ぐらいの工場を持ってきてくださいと言いました。そのぐらいのやっぱり行政の中に勇気を持ってやって、まあ唐突で何しよっとやろかいと言われるかもしれませんが、こういうことを何回か重ねていくと、なると思います。そうしたら、どうおっしゃったかと言いますと、私は流通部長でありますので、工場の方がありますので、そのときは紹介しますよと言われました。やっぱりこれがきっかけになるんですよ、企業誘致というのは。ぜひ、このことを進めていただきたいと思います。

そしてですね、次に入ります。

これは、企業誘致はですね、今がまさにチャンスであると私はとらえております。ということは、先ほどのポートセールスからいろいろと、その後動いてみましたら、やはりチャンスであったということであります。これはですね、今、国内の各企業はですよ、不況で必死にもがいております。そして、このごろですね、円高でですね、輸出産業にとって、もうますます苦しい。少しは見えてきたかなというような自動車産業ではあったんですが、円高でですね、もうどうなるか分からないような状況になっています。こういう中ですね、やはりまだ各専門誌といいますか、業界といいますか、こういうところはですね、東南アジアがやっぱり今からは発達していくんだ、そして経済成長していくんだということをとらえております。こういうことを考えたときですね、それならどうしたらいいかと言うたとき、今非常に、先ほど言いましたが、苦しんでいる所がいっぱいあるんですよ。そして、東南アジアで工場進出をしなければもうやっていけないんじゃないだろうかというような話も聞きます。ということは、今まさに企業誘致を、苦しい所の、先ほど言いました、場所を、それからだれか手を差し伸べてくれるような所を探しているんだということでありますので、今がそのチャンスなんですよね。

志布志市には、先ほど言いましたように、いろんな広大な農地、農地じゃなくて工業用地もあります、遊んでいる所も。志布志市だけではありません、これは。大崎にもあれば、串間にもあると思うんです。そういうことを、この港のことを考えたときですね、もっと大きなレベルというか、地域で考えなければいけないわけですので、ぜひですね、今これがもう本当の、今この機会を逃して、ダーッと伸びてきたときは､もうどこも手を出さないように逆になってくるんじゃないかと思うんですよ。今まさに手を、どこかそういう所はないだろうか､そんな所はないだろうかというような苦しい所は、

あえぎあえぎしているはずなんですよね。そこへ手を差し伸べるため、そして地域があるんだという、そして港があるんだ、これもどこにも負けないようなあれですよね。すぐ志布志港を出たときは、国際航路に乗っかっていけるわけですから。

ということでですね、もっと関係当局も含めまして、これを充実させていきながらですね、企業誘致の所管をですね、充実させて、企業誘致に取り組んでいく考えはないか、どうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私は市長に就任以来、この志布志港の振興、そしてまた志布志港に進出していただく企業の誘致ということについては、特に重要に考えまして、機構改革の中でも企業誘致の専門の推進監を設けているところでございます。そのようなことから、取り組みをしたところでございますが、折からの経済不況ということにぶち当たりまして、その部署を設けた当初はかなりの形で立地についての打診があったところでございますが、一時途絶えてしまったということでございまして、現在またぼちぼち、そのことについては手ごたえが出てきているような状況でございます。

ということで、先ほどお話になりました宮崎の太陽電池の製造工場につきましても、私どもも接触をしているところでございます。当然、物流ということのみならず、これらの会社が志布志市において工場を設置していただくということが一番その会社にとっても効率性がいいことになろうかというふうに思いますので、そのような形での御提案は申し上げているところでございますが、現在の段階では、その会社につきましては、新たに工場を設置するという考えでなく、現在の工場を充実させながら、物流で志布志港を利用していこうというようなことのお考えのようでございます。

しかしながら、企業誘致ということが大前提でございますので、このことについては、更に取り組みを深くしていきたいと。そしてまた、さまざまな情報を収集しながら、現在、新しい分野の企業等が今後発展していこうというふうに考えるところでございます。それらの企業についても、接触を深めているところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　私はですね、やっぱり関係当局、部署をですね、これを充実してでもやるべきだと思うんですよ。といいますのは、いろいろと考えてみますと、やはり待ち受けの市の職員といいますか、部署はですね、どっちかといったら、待ち受けの状況であるんじゃないかと、腕をこまねいて。ポートセールスをしました、そしていろんな所でも説明をしました、さあ来てくれるだろうということでですね、だれか来てくれるだろう、まあこういう感じですよね。それではいけないと思うんですよ。ある所で一つの情報が入ったら、ほんならお宅はどうですかというようなことをどんどんどんどん広げていきますと、二つも三つも出てくるんですよね。これが情報なんですよ。その情報を踏まえてですね、やっぱりやらなくてはいけないので、やっぱり私は市の職員では本当は駄目だと思うんですよ、こんな言い方をすると。やはり自由に動けるような人がいてですよ、そういうことを積極的に進めるような、もちろんこれは市の職員でもいいです、そういう人がおればですね。これをぜひ進めていくことがですね、これは企業誘致をすることで、いろんなあれのような、３万4,000人にだんだんだんだんなってですよ、先ほど、午前中だったですかね、今、人口が３万4,000人を想定して、それに向けた住宅を立山さんのところではですね、やっているというような話でありました。これは

まだ遅れてきたらどんどんやるんです。だから、企業誘致をすることによって、輸出産業、特に今度は輸出産業の企業誘致をすることができたらですね、それが海外へ向けた港の活性化にもつながる。そうすると、今度はにぎやかになって、この辺の農業振興にもこれがつながってくる。町の活性化にもつながります。ぜひですね、このあれを進めてほしいと思いますが、いかがですか、その企業誘致のそういうあれをもうちょっと充実させるという気はないか。考えておりますじゃなくて、やっぱりやってほしいんですが、ぜひ、今の答弁を。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、この企業誘致につきましては、本当に志布志市では重要なテーマということで、特に力を入れて組織の見直しをした中でも、特別に職員の配置をしているところでございます。それと同時に、今年度におきましては、県の大阪事務所の方に市の職員を１名派遣させていただいたところでございます。これは当然、大阪事務所での職員としての仕事をするわけでございますが、それプラス本市のために、企業誘致のために、そして志布志港振興のためにということで事務所の所長さんにもお願いいたしまして、そのことについての仕事もしていただいているところでございます。そのような意味合いから、企業誘致については積極的に取り組んでいるというふうに御理解いただければというふうに思います。

**○４番（八久保　壹君）**　私も昨年の一般質問で、企業誘致について取り組めということを申し上げました。しかしですね、その後、１社も来てないと思うんです。鹿児島市から来たというのは、まあ向こうから、どっちかといったら。こっちの呼び掛けも少しはあったのではないかと思いますが、私もああいう機械関係の仕事をしていて知っているところだったんですが、やはりこっちの方へ、やりたいからと。まあそれも一つの企業誘致になるんですが、こっちから行ってですね、そういう情報を得てやってきたことじゃないんですよね。私は、今度、ポートセールスの鹿児島市に行きました。あそこでいろんな人と会って、そしてですね、貿易をする方、それから農業生産とか、それから食品関係とか、ああいう人たちを回っていろいろとやって、電話連絡を取りましたら、４社ぐらいですね、ぜひここの市役所でそういう打ち合わせをしてみようかという話が出たんですよ。それはたった２社だったんですよ。あと２社で４社ぐらいになっております。だから、こういうことをですね、情報をやるのに、もう今は電話がありますので、電話でやり取りでもいいわけです。そして、相手が何か、ああそしたら話を聞きたいなと言うたとき行けばいいわけです。これをあまりしてないと私は思うんですよね。ぜひ、このことをしっかりと踏まえてですね、この企業誘致をですね、これはもう企業誘致というのは、この地域の起死回生になるような、もちろん企業の種類にもよりますが、なってくると思うんですよ。ひとつ、取り組んでほしいと思います。

それから、次に入ります。農業振興についてであります。

はじめの方で南九州地域も含めた一番の資源は何かということを言いました。ほとんどの人もこのことについては異論はないと思います。基幹産業であるということであります。しかしですね、これまでの農業政策は、自給自足の農業から始まり、やがて産業的農業へと移行して、現在の農業に至っています。このことは物々交換時代から、より経済的な収入を目的とする経済産業社会へ移行し、農

業ももうかる産業でなければ、農家の繁栄も活性化もなくなってしまうというような時代になっております。この認識について、どのようにとらえられているのかということとですね、それから私はちょっと疑問に思うんですが、地産地消を今進められておりますが、この認識についても伺っておきたいと思います。地産地消を推進するということに対して。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

農業振興につきましては、市の農業政策について、平成19年３月に志布志市農業振興計画を策定しておりまして、来年度を準備段階としまして、23年度に更に見直す予定になっております。この内容につきましては、市の農業振興対策協議会委員の方々の意見をお伺いしながら作成するところでございますが、委員の方々につきましては、議会の議員の方々、そして農業委員、農協組合長、園芸、畜産、たばこ、茶等の品目別代表者、そして行政関係者というような方々の、いろいろな分野から来ていただきまして、意見を反映して策定しようとするものでございます。

市の農林水産業の振興につきましては、県や市、農協、共済組合、土地改良区、関係機関等の職員で構成する志布志市農林技術員連絡協議会を中心としまして振興を図っております。部会としましては、農政、畜産、作物、耕地林務水産、お茶の５部会からなっており、それぞれ専門的な分野で連携を取りながら、本市の農林水産業の発展のために活動をしております。

現在、曽於地域は、曽於東部、曽於南部地区の畑かん事業が完全通水、また一部通水となりまして、水を利用しました営農条件が整いつつあります。曽於畑地かんがい農業推進センターを中心に、曽於市、大崎町、ＪＡそお、ＪＡあおぞら、生産者団体が一体となりまして、農業振興策を講じる必要があると考えております。現在、曽於畑地かんがい農業推進センターを中心に、市や関係機関の職員で、水を利用した営農の推進や地域課題に集中的に取り組み、課題解決への対応強化を図っております。また、県の方では、地域営農を促進させるための相談活動や関係機関の連携調整を担う地域営農戦略コーディネーターを設置しておりますので、本市の農業振興のために積極的に活用していきたいというふうに考えております。

また、地産地消の推進につきましては、学校給食等で地産地消の食材を扱うとか、また有機農業の協議会を立ち上げまして、このことでもって健康に増進するような取り組みをしていこうというような形での地産地消の推進を図ってきているというようなことでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　農業振興についての認識について、どのようにとらえられているのかということをお聞きしたんですが、ちょっと私は分かりづらいところがありましたが、いろんな部会がありまして、やっているということですよね。その中でですね、志布志市農業振興対策協議会という協議会があると思うんですが、私もこれは初めてだったものですから。設置の第１条にですね、農業行政の円滑な推進を図るため、志布志市農業振興対策協議会を置くと、それから２条は、協議会は次に掲げる事業について調査協議すると。１番目が農業振興計画の策定。

**○議長（谷口松生君）**　八久保議員に申し上げます。具体的に質問をしてください。

**○４番（八久保　壹君）**　まあこういうことがあります。これは今まで、会議なんかは、協議会なんかは、やっていらっしゃるんですか。

**○農政課長（白坂照雄君）**　お答えいたします。

平成19年度には開催をしておりますが、平成20年度には開催しておりません。21年度につきましては、今後開催する計画で予定を立てておるところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　この中にですね、その他市長が必要と認める事項というのがあるんですよね。これはですね、いろんな項目がありまして、今言ったら具体的なということで言われましたが、この市長が必要と認める事項というのが私は大切ではないかと思うんですよ。ということはですね、市長がやっぱりいろいろ農業政策を見て、これが必要であるというたときですね、やっぱりこういう協議会を開かなければならないのに、これができてない。今、19年、20年度はやってない、21年度は今後しますというような話であればですね、この協議会は何だったのかというような感じになりますよね。いかがですか、市長は、このことについては、どのくらい認識されているんですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

市の農業振興計画を策定するために、市の農業振興対策協議会委員の方々の意見を十分反映していこうというようなことで、この会がされているようでございます。その方々につきましては、各方々、代表者、そしてまた行政関係者からなっているところでございますので、先ほども申しましたように、23年度に見直しになっておりますので、来年度にかけまして、またその準備期間として、今年度、今からというようなことで、会を開催するということでございますので、そのようなふうに理解しているところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　今のこの問題も、先ほどの問題もですね、市長の考え方、認識を伺いましたが、やっぱり農業振興や農業の活性化の基本はですね、もうからなければ農業をしても駄目だということになるんですよね。そういうことをやっぱりやらなくてはならない。農業はですね、我々の命を守るということで、根源としてですね、これはもう、そのころは農業といわれたかは分かりませんが、多分狩猟だったと思いますが、有史以前からですよ、やっぱり家族がどんどんどんどんやってきて、ずっとやってきた。それで、もうそれこそ何万年という経過を農業はやってきてるんですよ。私はこういうことを考えたときですね、そしてそれがずっと伸びてきて、今、志布志市の基幹産業であるというようなことで、我々の生活、それから健康、そういうことを含めてですね、ずっとやってきたいきさつがあります。それで、今、基幹産業となっていると。これはもう皆さんも認識は一つであると思うんですよ。そういうことをやったときですね、農業を衰退させるわけにはいかないと思うんですよ。

そこで、何が必要かというたとき、今までの農業政策では駄目ですよということです。ということは、今、先ほど何とか協議会、何とか協議会と、いろいろ出たんですが、私はこれは、もうそんなことは聞きたくないというような感じで聞いておりましたが、といいますのは、やはりですよ、もうかる農業をするにはどうするか、付加価値を付けることなんですよ。同じ私が作ったのと、Ａさんが作ったのと、Ｂさんのがあったとき、どっちがもうけるかというのは、私の方が付加価値を付けて、先ほどもいろんなあれがありましたが、無農薬であるとか有機栽培をしたとか、あるいはそれにですね、何か漬物に、大根を１本であれば漬物にしたとかやって、付加価値を付けることでもうかるんですよ

ね。それをされているような農業政策ではなかったと思っております。

これは一つですね、この前、何月やったですかね、あれで、例えて言いますと非常に失礼な、そういうお茶農家もありますので失礼とは思いますが、あえて申し上げます。今年の第２回の定例会でですね、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、お茶農家に１反歩いくら、いくらだったですかね、やって、そして肥料代としてやって、そして今度は学校給食のお茶の給湯機を整備して、お茶を飲ませようと。そして、それでやろうというような話が出て、総額で7,318万円になるんですよね。このことを見たときですね、はたしてお茶はどんどんどんどんはけていくんだろうかということを考えたときに、絶対これははけていかないと思うんです。学校でお茶を飲ませる、給湯をするということも、これはなかなか、まあ１回か２回か子供たちも、寒い時は飲むかもしれませんが、ほとんど飲まないんです。今、お茶が何に替わっているかということを見たときですね、そこにヒントが出てくるはずなんですよ。お茶は今何で、こういう会議とか、いろんな会議に行ったときは必ずペットボトルで、もうどこへ行ってもそういう感じですよね。お茶をわざわざ飲ませてくれる所はないんですよ。

**○議長（谷口松生君）**　八久保議員、発言の途中ですけれども、具体的に質問に移ってもらえませんか。

**○４番（八久保　壹君）**　すみません。分かりました。

これはですね、この消費を進めるためには、ペットボトルにしてですね、お茶をですね、そういうことをするような取り組みをですよ、各農家にやることも必要なんですが、できたらこういうことをですね、やって、そしてペットボトルの消費でお茶の拡大を図らなければいけないと思うんですよ。そして、だからこういうことになったとき、こういうメーカーなんかにお願いして、企業誘致として、この近くにですよ、お茶工場のそういうのを、工場の誘致とか、そういうことをですね、立ち上げるようなプロジェクトを今からは組んでいく必要があるのではないかと思うんですよね。いかがですか。

**○議長（谷口松生君）**　簡潔に答弁してください。

**○市長（本田修一君）**　はい。お答えいたします。

ただいまお茶のペットボトルの工場についてのお話があったところでございます。実は、そのことにつきましては、私は旧有明町の町長時代にも取り組みをしたところでございまして、国内の一大メーカーであります伊藤園の方にも直接赴きまして、御相談申し上げた経緯がございます。

伊藤園さんにおかれましては、全国の経済連のジュースの工場が余っているというようなことで、そちらの方を活用しながら、ペットボトルのお茶の製造をしたいというようなことで、自前の工場につきましては、確か熊谷だったと思いますが、そちらの方にしかお持ちでないというようなお話でございました。ということで、現在もそのような体制できておられるんじゃないかなあというふうに思うところでございます。

しかしながら、今お話がありましたように、現在、茶というのは、リーフ茶が低迷する傾向にございますので、そのほかの形での需要というのを業界の方も求められているところでございます。そのような新しい利用の形態に沿った形の工場の設置について、本市でも取り組みをしようという方がございますので、そのことにつきましては全面的にただいま御協力を申し上げながら、企業の立地につ

いて取り組みをさせていただいているところでございます。

**○議長（谷口松生君）**　ここでお諮りをします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

八久保議員に申し上げます。予定の時間も押しているようでございますので、簡潔に質問をしてください。

**○４番（八久保　壹君）**　どうもすみません。急いでいきます。

農業振興は、農産物に付加価値と、外へ向けた戦略が必要であるということです。先ほど、最初のところで申し上げましたが、やはり港湾のところでも取り上げたように、これでですよ、やはりどうしてもこの地域の農業を活性化するためには、やっぱり農産物の付加価値を付けた工場誘致が必要ではないかと、私はもういつも思っておりました。そしてですね、そのためには、志布志港湾の近くにですよ、いわゆるそういう加工工場の誘致も必要ではないかということでありまして、このことについてですね、市長、まあこれは将来へ向けてですね、急々にはできないことですが、取り組んでいく必要があると思うんですが、いかがですか。取り組んでいかれる考えはないか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

現在、この南九州地域は、日本の食糧供給基地として生産基盤が整っているということでございます。当然、その生産されたものにつきまして、二次加工というような形で製品が作られ、そのものを日本国内へ、また世界へ販売していくという戦略というのは重要かと思っております。そのことにつきまして、その関連の企業誘致については、つとに努めているところでございますが、現在のところ、なかなかそのことについては難しい状況であるということにつきまして、先ほどお話したところでございます。

私自身、先ほども冒頭お話申し上げましたように、やはりこの地域での農産物について、他と違った形で、区別された形での商品価値が発揮できるような農産物の生産というのが必要ではないかなというふうに常々考えているところでございます。また、このことにつきましても、農家の方々から、生産者の方々からも、ブランド化といったような形で求められているところでございまして、このことにつきましては、関係課を通じまして、どのような形ですればブランド化が図られるかということについては、研究をさせてきたところでございます。そのような意味合いから、この志布志市において、ブランド化を図りながら、この農畜水産物の流通というものを図っていきたいと、そしてそのブランド化によりまして、格差のある、そしてまた他の地域とは違って、所得の増がある農畜水産物の展開を図っていきたいというふうには考えているところでございます。そのようなものが生産されるとなれば、それに付随する加工産業も立地していただけるということになるというふうに考えるところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　このことについてはこのぐらいでいいと思いますので、次に移ります。

農業のところでですね、時間もなくなってきたようですので、グリーンツーリズムの導入について積極的に取り組む考えはないかということで、立山議員の方でもありました。そして、言われましたが、これ、いろんな会議をされていると思うんですが、それについて、どのぐらいまで来ているのか。先ほどは、具体的な例については、ただ、今から立ち上げる立ち上げるというような話だけだったんですが、今現在の状況はそういうことでしょうか。どうですか。

**○市長（本田修一君）**　先ほどお答えいたしましたように、現段階ではこのグリーンツーリズムにつきまして、さまざまな検討と、そして研究を重ねまして、市内に農家民泊を受け入れるという農家の方々があるということが確実になりましたので、このことを軸に、今後、立ち上げをしていきたいということでございます。そして、さらに、さまざまな団体もまだございますので、そちらの方々にも声掛けをしていきたいというふうに思っているところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　私もグリーンツーリズムで体験民泊をした一人でありまして、これ、市役所の人も来ておりましたが、やってきました。その中でですね、グリーンツーリズムといいますと、何か難しいような感じがしておりますが、実を言いますと、今、受け入れ農家の方々が、そういう方々がいらっしゃると。これ、早速テストケースとしてやってみたいというような話もありましたが、まさにそのようなことでありましてですね、モニター的な取り組みをしてやったらですよ、これが良いか悪いかというのはすぐ分かるんですよね。私が体験した所はそれでですよ、今ものすごくそういうことで活性化しております。これは北きりしま田舎物語協議会という所が立ち上げてですね、そういうことであります。今、３年目かな。実際は、19年からだから、２年間でですね、いろんな人とやっております。どうですか。これ、いろいろと、今から立ち上げます今から立ち上げますというようなことで、いろいろと何でもそうですが、そういうことで進んでいるようでありますが、早速ですね、モニターというような制度を取り入れてですよ、これは農政課でも担い手とかいろんなそういう事業があると思いますので、そういうことを加味しながらですね、取り入れていったら、もう一応モニターですので、10人なら10人ぐらいでやってもらってですね、それを参考にして、今後どうするかというようなことにつなげていくのが一番手っ取り早い方法なんですよね。いかがですか。これをもう、こういうことにそのモニター制を取り入れてですね、取り組んでいく考えはないか伺っておきます。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

グリーンツーリズムにつきましては、田舎暮らしサポート推進協議会及び定住対策等庁内検討会の中で協議してきたということでございます。失礼しました。田舎暮らしサポート推進協議会を今後直ちに立ち上げて、このことについては取り組むということでございます。その中で、今、御提案がありました、モニターツアーが可能かどうかということも併せて協議をさせていただければというように思います。

**○４番（八久保　壹君）**　これはもう担当課の方にも報告があったと思いますが、ぜひですね、そんなに難しいことではありません。やってみることが、まず始めなければ、言い出したものだから、私は早速することにいたしました。うちは農業はしておりません。だけど、私が行った所は北霧島だも

のですから、海が見たいと言うんですよね。だから、お宅に来ますと言うから、どうぞ来てくださいというような話をしました、それでもいいのかという。だから、簡単にできると思うんですよね。ただ、奥さんたちがちょっと抵抗がありますので。だけど、やってみたら、こんな面白いことはない、いろんな人と付き合えるということです。ぜひ、これを進めてほしいと思います。もうそういう簡単な方法もありますので、担当課の方でも聞いてもらえば、ああそうかというような話です。これはただしですね、民泊した場所によってはちょっと抵抗のある所もあったようでありますが、私の所はもう本当に、こんなことでできるのかというようなことでですね、そのままの自然なんですよね。ぜひ、このことに取り組んでいただきたいと思います。

次に入ります。最後、住民サービスについてであります。住民サービスではなくてですね、入札制度の見直しですね。

今までの４年間を振り返ったときですね、住民サービスが悪くなったというようなことがあちこちで聞かれます。こういうことはどういうことかといいますと、地域で、集落や自治会などで行う道路清掃とか、そういうのはできますが、やぶ払いとか、ちょっと側溝のふたを開けてのふたを開けて砂常に難しい。高齢化が進む地域ではできないというような話がありまして、それでは何ができるんだろうかということになっております。こういうことはですね、なかなか担当課に持っていっても、なかなか右から左というわけにはいかなくてですね、やっぱり農道にあればあっちやこっちやというようなふうで、たらい回しと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう感じを受けるわけですよね、住民は。何とかできないだろうかということです。

そのことについて今回やっていきたいと思いますが、その前にですね、入札制度を見直すということであります。これ、地元企業へ少しでも還元できないかということですね。これは、今もいろいろとありましたが、もう非常に厳しい状況であると、経済的に。そしてですね、その中でですね、交通安全関係、それから学校の安全、それからいろんなこういう施設のですね、こういう運動場とか、そういう所の施設の安全策といいますか、それからカーブミラーや白線まで含めて、これを地元建設業者に全部入札制度を変えてですね、できるようにできないかということです。どうですか。検討されてはいかがですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ガードレール等、それからガードレール区画線等、交通安全施設整備について、市内の業者にというようなお話であろうかというふうに思います。現在、区画線の設置工事や、橋りょうの上部工など、特殊工事につきましては、専門業者へ発注しているところでございます。これらの特殊工事につきましては、道路改良舗装工事を受注した業者も部分下請け契約により施工している状況でございます。

このように明らかな特殊工事について下請けする現状があるわけですが、建設業法第22条のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、一括下請負につきましての禁止を定めております。また、一括下請負容認による中間窃取、工事の質の低下、労働条件の悪化、工事施工の責任の不明瞭化、商業ブローカー的不良建設業者の輩出等、建設業の健全な発達を阻害する恐れがあるため、工事の本体が特殊工事である場合は、専門業者発注としているところでございます。

しかし、現在既に一部工事等におきましては、極力市内業者が受注、施工が可能となりますよう、発注工事に占める特殊工事の割合を小さくした工事など、一括下請負とならないよう工夫して設計を行い、市内業者への工事発注も配慮していくよう指示しておりますので、関係業者の方々におかれては、該当工事などが発注されましたら、受注いただけますようお願いするところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　私は、交通安全関係の工事をやっておりました。そして、各、いわゆる行政回りをして、市役所、やっておりました。もうはっきりと申し上げますと、県内の専門業者といわれる人たちも、こういう地方に来たときは、私もやっていましたので、全部丸投げですよね。ただ、材料だけは向こうから引いてきます。そういうやり方でですよ、ほとんどやっていない、そういう感じ。ラインにしろ、カーブミラーにしろ、ガードレールにしろ、フェンスにしろ、そういうことをやってきたんです。だから、できないことはないと思うんですよ。これはもうちょっと、建築のそういうのがどうのこうのじゃなくてですね、よく調べたらできるはずなんですよ。やらせて、現在もやってきているわけですから。それと、工事をしたときですね、部分的に道路工事の拡幅とかやったとき、ガードレールを外して、ラインも消えますよね。そして舗装をします。その後はどうするかといったら、分離はしなくて、地元業者が、それを請け負った人たちが下請けの人にガードレールもやらせて、ラインも引いて、カーブミラーもあればまた付け替えると、そういうことをやっているわけですね。何も支障になるようなことはありませんので、ぜひこのことも進めてほしいと思います。

それから、もう一ついきます。最後、これは小野議員の方からも出ておりました。ふるさと協議会を活用した自治会支援に取り組む考えはないかということであります。

建設業は非常にですね、地域には貢献してきておりました。しかし、もう今の現下を考えますと、もう非常にこれは厳しくなってきております。そこでですね、そういう人たちを救うために、こういう入札制度を見直したらどうだろうかということになった。そして、それと同時にですね、今、ふるさと協議会という協議会がありまして、これはボランティアで地域の道路清掃とか、あるいはカーブミラーを直したりとか、いろんなそういうことをやっていらっしゃいます。ぜひですね、これは小野さんの方から出たと思うんですが、建設業と地元の元気回復事業を取り入れてやればどうだろうかと。これは今度、政権交代でどうなるのかは分かりませんが、ぜひですね、この制度に代わるようなものでもいいですから、やってですね、建設業の方々にも少しはそういう何か雇用促進対策なんかもありますので、そういうようなことをいろいろと検討されてですね、導入されて、ぜひですね、この建設業の方々にもいわゆる地域還元をするという意味でですね、取り組んでほしいと思いますが、そのような取り組みをされることは。

すみません、その前に、小野さんの答弁はどうだったんですかね。その後、どのような検討をされたんですか。この建設業と地元の元気回復事業ということで質問されておりましたが。

**○議長（谷口松生君）**　八久保議員、再度ちょっと言ってもらえますか。どういうことですかね。先ほどの質問の件ですか。どういうことですか。

**○４番（八久保　壹君）**　すみません。小野さんの方から、前の質問ででですね、出ておりました。地元の建設業。

**○議長（谷口松生君）**　八久保議員、ちょっともう、小野さんの質問についてはおかしくなりますので、そこは尋ねないように。

**○４番（八久保　壹君）**　分かりました。このことについてですね、取り組む考えはないか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

現在、市の82社のコンサル業者、建設業で構成されております志布志市ふるさと協議会は、６月から７月にかけまして、幹線市道の一斉伐採業務委託をはじめとしまして、水辺のサポート推進事業やふるさとの道サポーター事業として、伐採や清掃のボランティア活動等を主な行事として貢献していただいておるところでございます。また、市と大規模災害における応急対策に関する協定書を結んでおり、台風等の災害時に被害情報の収集や、倒木除去などの応急措置をしていただいております。

しかしながら、建設業を取り巻く環境はかつてない厳しい状況でございまして、地域経済も同様であるということで、このような状況の中、建設業が保有する人材、機材やノウハウなどを生かしました農業、林業、福祉、環境、観光などの異業種との連携、復業化等により、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を、雇用の維持により、地域活性化を目指す計画策定事業が建設業と地域の元気回復助成事業ということで、募集があったところでございました。

市のふるさと協議会としましても、宮崎県の建設協会都城支部が実施しております都城地区建設業活性化事業の研修などを実施されましたが、検討した結果、今回は事業申請はしないという報告を受けているところでございます。

**○４番（八久保　壹君）**　分かりました。

終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

―――――――――○―――――――――

**○議長（谷口松生君）**　以上で、本日の日程は終了しました。

明日８日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。

午後５時08分　散会

**平成２１年第４回志布志市議会定例会（第３号）**

期　日：平成21年12月８日（火曜日）午前10時00分
場　所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

下　平　晴　行
東　　　宏　二
小　園　義　行

**出席議員氏名**（33名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 下平晴行 | 2番 | 西江園　明 |
| 3番 | 丸山　一 | 4番 | 八久保　壹 |
| 5番 | 玉垣大二郎 | 6番 | 坂元修一郎 |
| 7番 | 鶴迫京子 | 8番 | 藤後昇一 |
| 9番 | 迫田正弘 | 10番 | 毛野　了 |
| 11番 | 立平利男 | 12番 | 本田孝志 |
| 13番 | 立山静幸 | 14番 | 小野広嗣 |
| 15番 | 長岡耕二 | 16番 | 金子光博 |
| 17番 | 林　勇作 | 18番 | 木藤茂弘 |
| 19番 | 岩根賢二 | 20番 | 吉国敏郎 |
| 21番 | 上野直広 | 22番 | 宮城義治 |
| 23番 | 東　宏二 | 24番 | 宮田慶一郎 |
| 25番 | 小園義行 | 26番 | 上村　環 |
| 27番 | 鬼塚弘文 | 28番 | 重永重久 |
| 29番 | 丸﨑幹男 | 30番 | 福重彰史 |
| 31番 | 野村公一 | 32番 | 谷口松生 |
| 33番 | 若松良雄 | | |

---

**欠席議員氏名**（０名）

---

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 本田修一 | 副市長 | 井手南海男 |
| 教育長 | 坪田勝秀 | 総務課長 | 中﨑秀博 |
| 情報管理課長 | 徳満裕幸 | 企画政策課長 | 溝口敏久 |
| 財務課長 | 溝口　猛 | 港湾商工課長 | 萩本昌一郎 |
| 市民環境課長 | 竹之内宏史 | 税務課長 | 外山文弘 |
| 福祉課長 | 津曲兼隆 | 保健課長 | 木佐貫一也 |
| 農政課長 | 白坂照雄 | 耕地林務水産課長 | 立山広幸 |
| 畜産課長 | 中﨑章文 | 建設課長 | 中迫哲郎 |
| 松山支所長 | 上原　登 | 志布志支所長 | 吉野健一 |
| 水道局長 | 井手佐喜雄 | 会計管理者 | 楠川昭博 |
| 農業委員会事務局長 | 大園　朗 | 教育総務課長 | 五代豊一 |
| 学校教育課長 | 山口幸彦 | 生涯学習課長 | 小辻一海 |
| 国保対策監 | 若松光正 | | |

---

**議会事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 今井善文 | 次長兼議事係長 | 徳田弘美 |
| 調査管理係長 | 坂元正知 | 議事係 | 武田賢一郎 |

午前10時00分　開議

**○議長（谷口松生君）**　これから本日の会議を開きます。

―――――――――――○―――――――――――

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（谷口松生君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名をいたします。

―――――――――――○―――――――――――

**日程第２　一般質問**

**○議長（谷口松生君）**　日程第２、一般質問を行います。

順番に発言を許可をいたします。

まず、１番、下平晴行君の一般質問を許可をいたします。

**○１番（下平晴行君）**　おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問をいたします。

まずはじめに、指定管理者の取り扱いについてでございます。

一番目に、やっちくふるさと村の今後の取り組みについてであります。

この施設、道の駅の目的は、地域の資源及び特産品などの有効利用と、ふるさと情報の発信及び町内外の住民との交流並びに連携による活力ある地域づくりで、いわゆる農産物、農産加工品などの販売をして地域の農家の活性化を図る目的があります。

やっちくふるさと村の指定管理については、ダチョウ牧場が一生懸命経営をされたと思いますが、継続はないと分かったのは、いつなのか。

分かってからのやっちくふるさと村の取り組みについて、今までどのように議論されたのか。

三点目に、以前、道の駅として地域の方々が慣れ親しんだ施設として、地域の団体にも相談したが応じてもらえなくて公募に至ったとありましたが、今回どのような公募をされたのか。

三点、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）**　おはようございます。

下平議員の御質問にお答えいたします。

やっちくふるさと村の指定管理につきましては、議員御承知のとおり公募を行ったところでございましたが、現在、公募の申し込みの希望がなかったたところでございます。

やっちくふるさと村の現状につきましては、高規格道路開通による影響が最も大きいと考えております。現在、指定管理者として看板を設置するなどの自助努力や、鹿屋地区のＮＰＯ法人との地域的連携による観光客誘致につきましても一生懸命参加するなど取り組んでおられましたが、立ち寄り客の減少に歯止めが掛けられない状況であったようでございます。

また、地域の農産物なども販売しておりますが、立ち寄り客の構成が、平日にはサラリーマンやトラック等の運転手が多く、土・日には小型バスの一般客などであるということで、購買層が他の地域の道の駅などと違って農産物を求める方が少ないというような状況でございます。したがいまして、

現状では農産物の販売のために陳列していただいても逆に売れ残りが多く、陳列したほとんどが持ち帰らざるを得ないという状況でございました。

　ということで、補助事業導入時期における構想と当時の状況が、現在とはかなり違ってきているということでございます。

　このような現況を踏まえまして、今後の取り組みについて現在の指定管理内容の協議を進めている状況でございますが、今後この施設の活用を検討しまして、新たな指定管理の在り方というものを取り組もうとしているというふうにしております。

　現在のやっちくふるさと村に入っていますダチョウ牧場につきまして、継続がなされないということにつきまして、いつ分かったのかということにつきましては、担当の方で回答をさせます。

　また、どのような形の公募がされたということにつきましても担当の方で回答させますので、よろしくお願いします。

**○農政課長（白坂照雄君）**　お答えいたします。

　公募の締め切りは９月の18日でございましたが、この時点で、経過いたしましたところ公募がなかったというところでございまして、協議につきましては市長が答弁されたとおりの内容で、現在、協議を進めているところでございます。

　公募の内容につきましては、指定管理者の募集要項を定めまして公募をしたところでございます。

**○１番（下平晴行君）**　公募の内容については。

**○農政課長（白坂照雄君）**　公募の内容につきましては、管理運営の基本方針等を募集要項に定めておりまして、道の駅の管理、それと本館の管理、宿泊棟の管理等についてを定めまして、公募をしたところでございます。

**○１番（下平晴行君）**　私が聞いているのは、それを今まで、例えばですよ、市長、株式会社やっちく村は、以前経営している時には約440万円程度、これを市の直営という形で、今課長が申しましたそれぞれの施設を管理していたわけですね。そして、食堂と売店については、管理委託をしている株式会社やっちく村が独自で経営をしていたという背景があるわけであります。

　私が聞いているのは、そういう背景の中で、今後どうしてこの施設等を管理していくのかということを私は聞いてるんですよ。ですから、そういうことを考えての公募はどうだったのか、そこを聞いているわけです。もう一回お願いします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

　先ほども答弁いたしましたとおり、このやっちくふるさと村につきましては、設立時の状況と現状が大分変わってきているということでございまして､それを受けられたダチョウ牧場さんにおいても､入った時と現況と、都城志布志道路が一部開通したという関係で交通量が激変してきているということで、経営的に厳しい状況の中であるということで、今回応募に応じられなかったという経緯がございました。

　そのようなことで、私どもとしましては、この施設につきましては、どんな形でもいいから市民の皆さん方に利用していただけるような、そしてまた、地域の方々にとって極めて意義のある、そして

また愛着のある施設だということでございますので、何らかの形で条件を付して再公募をしていただけるような内容はないものかということをダチョウ牧場さんとも度々交渉を重ねてきたところでございました。

例えば、今ありましたように本館での販売とか、それから宿泊施設の運用、それから道の駅部分の公衆トイレの維持とか、そういったものをいろいろ分けたりして考えて交渉を進めてきたところでございますが、結果的にはダチョウ牧場さんの方としましては、会社の運営の在り方として今後とも利用客が減っていく見込みが高いというようなことで、私どもがいろんな条件を示した中では募集の内容まで至らなかったというようなことでございます。

**〇１番（下平晴行君）**　市長、私はそれを聞いてるんじゃないですよ。

ダチョウ牧場が断念したというのは、課長は９月18日っておっしゃいましたけど、それじゃなくて前もって分かっているはずですよ。私どもが知っているわけですから。

私が聞いてるのは、ダチョウ牧場が経営している中で、地域の皆さんが地域の特産品、農産物を出せないと言ってる。私は聞いているんです。何で、それを協議しなきゃいけないわけですか、ダチョウ牧場さんと。それじゃない形で、今後どうして管理維持していくのかという、これを私は聞いてるんですよ。それがあったのか、なかったのか。

**〇市長（本田修一君）**　お答えいたします。

当然、ダチョウ牧場さんが指定管理者として入られた当初、私どもは地域の農産物について、地域の方々が販売できるというような形で対応していただきたいということをお願いしてきたところでした。そしてまた、そのような形がとられてきたところですが、結果的には売れ残りが多々発生いたしまして、そのことについては地域の方も、農産物を持ち込み、そして販売するというようなことができなくなったというような経緯であるようでございます。

そのようなことも踏まえまして、今後その地域の方々が運営されるとしても、前提とすれば、やはり売れなければその内容というものは成り立たないということでございますので、そのことについても私どもとしましては、地域のそういったグループの方々、あるいはＮＰＯの方々というものがあるとすれば、それらの方々にも御相談を申し上げて、この施設の今後につきましても、利用していただけるような形をとっていきたいなということを模索はしているところでございます。

**〇１番（下平晴行君）**　市長、私が言っている答えに全然なってないですよ。全然なってないですよ、私が質問している答弁になってないですよ。やはり、それは真剣に取り組みをしていないということですか。今、市長がおっしゃったのは今までの経緯じゃないですか。だから、今後どのように施設を管理していくかということで私は聞いてるんですよ。で、市長は、やはりそのことを担当課なり、それを指示していかなきゃいけない立場であるわけですよね。もちろん担当課だけじゃなくて、別な課も含めてです。企画調整も含めて、財政も含めて、このことは議論していかなきゃいけない。それが、実際なされてなかったということですね。今、市長の答弁は、そういうことで理解していいんですか。もう一回、ほんなら。

**〇市長（本田修一君）**　先ほどもお話しましたように、この施設につきましては、地域の方々に利用

していただくという施設として常時開けておくべき内容のものだというふうに深く認識しているところでございます。

そのようなことから、この施設を利用しながら農産物等の販売ができるグループの方々、地域の方々がおられれば、その方々に対応していただきたいというふうには考えて、地域の方々にもそのようなことでお話を申し上げているところでございますが、出荷された方々も含めて、今までのダチョウ牧場との中で、あるいはやっちくふるさと村との中で、かなり出品しても経営的にも厳しい状況であるというようなふうに考えておられるようでございますので、そのことについては現在のところ対応できる方がおられないというような状況であるということでございます。

**○１番（下平晴行君）**　これは、同じ繰り返しであります。私が言っているのは、今までに、その間ですよ、今、市長がおっしゃった、そういう方々にどのような形で、団体なり、個人なり、取り組みをされたのか。もう一回、お願いいたします。

**○農政課長（白坂照雄君）**　ただいまの御質問にお答えいたしますが、現在、団体、個人に折衝を重ねて進めているところでございまして、まだ、それが結果が出ていないところでございます。

**○１番（下平晴行君）**　市長、折衝を重ねているって、どういう形で進めてきたのか全然見えないじゃないですか。そんな、それ、答弁にならないですよ。それでいいんですか、答弁はそれで。

いわゆる、してないということですね、結果としては。そういうふうに理解しましょう。もう同じことです、これ繰り返しても。

実は、この株式会社やっちく村は、都城志布志道路、いわゆる高規格道路ですね。この道路ができてくると、いわゆるあの道路を通る市民、それぞれの方々が少なくなると、これでは成り立たないということで断念したという、これは、市長もある質問に答弁されているようであります。

例えば、末吉の道の駅に行きますと、これはもう本当に駐車場に車が通れないほど止まって繁栄をしております。これは、この東九州自動車道を通る通行者が立ち寄る車はわずかであります。それらの多方面からの利用者が、見てみますと10号線、それからそお街道、いろんな方面から利用されているようであります。

あそこの特徴は、いわゆる食事を1,000円で45分間、そして、帰りに隣の特産品売り場で買い物をして帰るという流れになってます。これは不思議なもので、品物がたくさんあるとその品物を買うという、何か人間の習性があるようであります。これは、テレビでも、ある商売が繁栄している所の、何だろうということで調べてみますと、物が少ない所はほとんど売れないと。物がいっぱいあると、お客はそれに飛び付いて買い物をするというようなことを言っておりましたが、私は、やはり経営の手法だというふうに思うわけであります。そのためには、そういう方がどっかにいらっしゃるわけでありますね。

一つは、鳥取県の智頭町が百人委員会というのを取り組みをしております。これは、六つの部会を設けて、教育、福祉、農業ほかもろもろであります。そういう部会で構成人員が100名と、トータルで六つの部会で100名と。そして、その各課が、事務局がそれぞれ割り当てをして、これでは約１億円の予算で、活力ある地域づくりを進めていただくためには町政へ住民の皆さんの声を反映していくこと

が必要であることから、このような百人委員会を設置したと。この百人委員会は、住民が身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案していく組織であり、智頭町ならではの住民自治の実践を目的として設置したというふうにあります。

市長は、よくプロジェクト、いろんな会等をつくられるのは大変うまいわけでありますので、こういうものを生かして、もうちょっと早めにですね、こういうもので、例えば従来、株式会社やっちく村が経営した、その時の経費が約440万円で管理していたわけですので、今、ダチョウ牧場の委託料は七百数十万円だったと思います。

ですから、そこ辺も考えて、例えば公募が１社しかなかったから、そういうことは失礼かもしれませんが、ダチョウ牧場さんが管理していただいたというのは、これは感謝しなきゃいけない。しかし、この道の駅という役割からするとはたしてどうだったのかということを考えながらですね、先ほど私が聞いたのは、そういうことを行政がどう取り組んできているのかという、私はその背景を聞きたかったんです。実際は、何もされていないという結論であります。ですから、これは一つの例ですからね、百人委員会。

それから、京都府では、府民力推進課が主管課となって地域力再生プロジェクトというのを立ち上げて、上限が200万円ということで、これはソフトもハードも200万円という金を出して、府民の皆さんが府民の力をどう生かしていくかと。そして、住民が身近な所で、府民が身近な所で行政に参加してもらうという、これも取り組みであります。こういう取り組みをいっぱいしているわけですね、いろんな所で。

私が申したいのは、やはり旧松山町の方々は、やはりあの施設としては大変、先ほども言いました、大事な施設だというふうに思ってきたわけですよね。それが合併して、こういう形になってしまったと。大変残念であろうというふうに思っていらっしゃる方が相当いらっしゃるようであります。そのことを私は、やはり今回指定管理者の指定に上がってこなかったから、どういう取り組みをされたのかということで今回質問したわけでありますが、やはり私が思っていたとおり、ほとんど手付かずというようなことで、この道の駅が廃ってしまってくるということで、大変残念であります。そのことから、私は今回質問したところであります。

例えば、そういう施設を市が直営で、従来のですね、株式会社やっちく村みたいに管理して、そして、そこで引き荷のおばちゃん、あるいはそば茶屋の食堂で出して、そしてそういう販売店ではそのような農産物を販売している。これも一つの方法じゃないかなというふうに思うわけですが、やはり市長、私は行政の中だけで考えとっても、これは何も知恵は出ないと思うんですよ。

ですから、いろんな組織をつくるという意味じゃなくて、いろんな組織を活用して、そういう立ち上げをやはり早急に僕はやるべきじゃないかなというふうに思うわけです。今回話が出ているように、そういう市長選、そして我々も選挙があるわけでありますが、しかし、これはまたではなくて、ずっと継続して行政は動いているわけでありますので、そこ辺をですね、そういう身近にある末吉の道の駅、あるいは、そういう先進地が取り組んでいる、地域の皆さんと一体となってやる、そういうことを考えて今後動くのかどうか。そして、どういう団体に、あるいはどういう個人にですね、話掛けを

されていこうとされているのかですね、そこをもう一回、市長、お願いいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、末吉の道の駅につきましては本当に繁盛、にぎわっているということについてはすばらしい内容になっているというふうに思うところでございます。交通量がかなり違うというようなことになろうかというふうに思いますが、基本的にはそのことが前提であろうかというふうに思います。

ということで、現在、交通量が減っている中で、この施設の管理、そしてまた施設の利用ということを考えるとなれば、先ほども言いましたように、まず指定管理において公募をしたということでございます。公募をしまして応募がなかったということで、更に、現在入っていらっしゃるダチョウ牧場さんとも、どのような形であれば引き続いて営業をしていただけるかということについては十分お話をさせていただいたところでございます。

しかしながら、結果的に、このダチョウ牧場さんにおかれては撤退というような方向をされておりますので、今後この施設につきましては、宿泊施設、それからレストラン、それから公園の管理というようなふうに分かれておりますので、それらを分けて考えながら、レストランの方の施設につきましては、また別途、地域の方々とも御相談申し上げながら、どういった形でこの利用が可能かということについては、今回、再公募する中でも、改めて地域の方々にも御相談を申し上げながら取り組みをしていきたいというふうに思います。

できれば、閉鎖することのないような状況というものにもっていきたいというふうには考えております。

**○１番（下平晴行君）**　ぜひですね、そういう考え方を持って取り組みをしていただきたいというふうに思います。取り組みの態勢そのものを市長がやっぱりちゃんと明確にもって指示しないと、これは閉鎖になる可能性が強いですよ。そこ辺は、ちゃんと指示をしていただきたいというふうに思います。

それから、レストランと販売所については、少々はその農家の方々が潤うんであれば、少々の負担をしてでも管理していただくと。金を負担してでも、そこを使っていただくというようなことをすれば、ほかの施設の利活用にもなるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、いきたいと思います。

蓬の郷の指定管理の在り方についてであります。

指定管理については、株式会社蓬の郷になるようでありますが、これについては市長も御承知のとおり、名水百選に選ばれた普現堂湧水源がほていあおいの繁殖で景観を台なしにしているため、私どもＮＰＯオアシス水環境研究会が、ボランティアでほていあおいを撤去したところであります。10ｔダンプで30台、２日間にかけて約300ｔを撤去したということであります。今は、にしきごいやあいがもがゆっくり泳いでおり、名水百選の公園らしくなってきております。また、ホタルの小川でも蛍が飛び交うようになるためのたにしの放流、かわになの育つ環境づくりやめだかの生態調査など、年間

計画を立てて生物などの環境調査をしているところであります。

このように土手払いの整備だけでなく、普現堂湧水源が持つ生態系の環境保全などを生かした取り組みをすることで、蓬の郷の利活用がより以上に図られることになると思います。

このようなことから、食堂、ふろの管理と公園の管理を別にして、特に公園については直営で委託するか、もしくは管理の中での契約はできないか伺ってみたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

蓬の郷につきましては、平成19年９月から指定管理委託契約を行っておりまして、３か年を経過するところでございます。今後の指定管理につきましては、ただいま議会に提案しているところでございますので、御審議いただけると思います。

新たな指定の期間につきましては、平成22年４月からの３か年と定めております。指定管理者に行わせる業務の範囲としましては、蓬の郷の利用の許可に関する業務と施設設備の維持管理に関する業務であります。

蓬の郷の施設につきましては、全体で約５haの敷地となっております。内訳としましては、蓬の郷の建物本体である交流センター、パターゴルフ場、親水公園、多目的広場、民宿村というふうな位置付けとなっております。

指定管理の委託範囲につきましては、全体を活用しました事業の実施により、施設の設置目的である市民のふれあい交流の場、地域間交流の促進、健康ライフの増進、青少年の自然観察学習の促進及び地域の活性化を図る施設として運営していただくところであります。

ただいまお話にありましたように、この蓬の郷の管理について部分的に指定管理はできないか、あるいは委託の管理はできないかというお話でございますが、現在の段階では全体の指定管理としての御提案を申し上げているところでございます。

今後は、この指定管理を受けた方との委託管理の形というような形が、もし部分的にするとなればできるというようなことでございますので、指定管理者と協議していただきまして、委託契約というような形で取り組みをしていただければというふうに考えるところでございます。

**○１番（下平晴行君）**　市長がそういう考え方で取り組みをしていただきますと、そういう受けた側も本当に真剣になって取り組みもできるだろうと。私も、決算委員会でも、やはり直営することによって行政の担当者も現場をよく見るというようなことのつながり、そして指定管理の会社と行政と、それを管理する、そういう連携がより深まるんではないかというふうにも考えておりますので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、食堂と風呂、売店と振り分けをしていくということになりますと、私は経営のやり方によっては、これは指定管理の委託料を利用料制で対応していくべきだろうと。たとえ５万円でも10万円でも、市に収入があるようなやっぱり経営のやり方というのをしていくべきだというふうに思うわけですね。今までは780万円でしたか、七百何十万円、これを一括して委託で管理をしていくというやり方をされていたわけでありますが、私これを、この管理の在り方を見ていますと、どうもどんぶり勘定で経営がなされているようであるわけですね。そういうふうに分けて、例えば公園管理

にも、こんなに金は要らないと思うわけです。そういうＮＰＯでやりますと、当然そこに二、三十万円か、四、五十万円程度で年間の管理はできるだろうというふうに思っております。これは、いわゆる利益を追求するものでないということでの基本的な活動としてこれを言っているわけでありますが、そういうことも含めますと、先ほど言いましたように分けてすることによって、利用料制にすることで市にも税収が入ってくると、収入が入ってくるということになりますので、そこ辺の考え方はどうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

議員御発言のとおり、この蓬の郷につきましては、レストラン部門の収益というものがかなり上がるような形で全体の運営がされているというようなことでございます。その上で入浴料につきましてそのような形でさせていただいているということでございますが、今後、指定管理ということで全面的に管理を受けられる方の経営ということになれば、全体的な形でその収支については会社側の方で考えるということになりますので、今回指定管理として出しました公募の要領で管理をお願いしたいというふうに考えるところでございます。

なお、公園等につきましては先ほどもお話しましたように、その分については一部、現在でも委託をしているようでございますので､その形を今後とも求めて経費の節減等に当たっていただきながら､そしてまた先ほどお話がありましたように、ＮＰＯ法人等がこの地域で水質維持のために、そして環境維持のために一生懸命取り組んでおられるということであれば、それらの方々とも前向きに検討するような形で対応をしていくよう指導はしていきたいというふうに考えます。

**○１番（下平晴行君）**　ぜひ、そのような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、教育行政についてであります。

平成20年第１回定例会で弁当の日（子供の手作り）についての質問に、実施に向けて検討がなされるよう指導・助言するとあるが、どのような取り組みをされたのかと、こういう質問をしておりますが、これ、若干変更いたします。

私はこの時、次のように質問しております｡｢御承知のとおり、食育基本法が制定され、その推進が図られようとしているところであります。食育には、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保、食を通た豊かな人間性の醸成などの意義があり、多面的な教育効果が期待されています。食育といっても､その実践内容が重要であります｡何をどうやって学んでいくのか､その具体的実践として､弁当の日の取り組みをしている学校があります。香川県滝宮小学校の竹下和男校長が実践している取り組みであります｡」と、ずっと続くわけでありますが、私は竹下校長の講演を聴いたのは初めてであります。先生が書かれた本を読んで感動して、このような質問をしたところであります。

今回は、先生の講演を聴いて更に感動しました。教育長も聞かれましたので、同じように感動されたというふうに思います。最初に、ビデオの放映がありました。お母さんが余命５か月の告知がされて、お母さんが５歳の子供に教えたことは、洗濯の仕方、干し方、掃除の仕方、御飯の炊き方、料理の仕方、後片付けと、生活するすべてを教えたこと。そして、お母さんが亡くなってしまい、小学１年生になり、お父さんの食事を作り、お母さん役と子供役をこなしていることに、本当に感動いたし

ました。

小学校、中学校の子育て中の親に尋ねると、もし余命１か月と告知されたら子供たちに何を教えますかとの親の答えに、漢字の書き取り、100ます計算、家事や規範意識、そして、夢や希望を持って、我慢強く人に迷惑を掛けずに誠実に生きるように等々。それなら、それを子供に伝える場面がこの１か月間ありましたか。大切で深刻な話はもっと成長してからでいいと思っていませんか。ついつい後回しにしてしまいませんか。できていないから今日から始めようと思っても、この講演が終わって帰宅するまでに、あなたは事故で亡くなるかもしれないですよ。だからこそ、日々の暮らしを大切にしてほしいのです。日々の中で生きている幸せ、心の居場所としての家庭、豊かな人生、希望がわいてくる未来を子供の体の中に、ゆっくりゆっくり刷り込んでいくべきなのです。具体的に、今ここにある幸せとして、弁当の日がその気づきの機会をつくります。弁当の日は、家族の在り方をもう一度見直してほしいというメッセージですと。

私は、前の日に先生と一緒に食事をとることができました。その時、先生がおっしゃるには、「来年は、弁当の日の実践校が1,000校になります」と、このように自慢げに話されました。

本市の先生方も講演を聴きに来ておられたようであります。ぜひ、この100校の中に志布志市の小学校、中学校が入ってほしいというふうに思います。この取り組みは、竹下校長先生の話を聞いていますと、やはり上に立つ校長先生が音頭を取って取り組まない限り、これは無理じゃないかなというふうに思いました。もちろん、家庭の協力も大事です。それをやはり説得するだけの能力と申しますか、力があるかというふうに尽きるんじゃないかというふうに感じたところであります。

質問は、今までの指導・助言についての取り組みはどうかでありましたが、そのことはもう過去のことであります。そのことは聞きません。

教育長、前向きに、これからこのことについてどのように指導・助言されるか、お伺いします。

**○教育長（坪田勝秀君）**　それでは、お答えいたします。

これからのことということでございましたが、少しこの３月議会以降の様子につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

３月議会におきまして、下平議員からの質問を受けまして、すべての学校で弁当の日を制定することなどを各学校で検討させました。しかし、各家庭における材料の調達とか、あるいは調理器具の使い方とか、あるいは共働きの家庭とか等々あって、なかなか家庭によって相違がありまして、その当時、現段階では一斉に導入するのはなじまないのではないかと、こういうふうに判断をいたしたところでございました。

そこで、各学校や地域の実態に合わせてやれるところから広げていくことにいたしましたところ、宿泊学習の登山の際のおにぎり弁当、それから、総合的な学習の時間でのさつまいもを使った郷土料理作り、あるいは保護者とのおにぎり作り体験などが展開されるようになりました。さらには、給食センターでは、年２回おにぎり給食もメニューに取り入れるなどいたしまして、学校、家庭、関係機関で独自の取り組みがなされております。

これらの活動や親子のふれあいを通じまして、御案内のとおり、子供たちは料理を作ることの楽し

さや、あるいは大変さを実感するとともに親への感謝の気持ち、命や食の大切さが深まりつつあるものととらえているところでございます。

平成20年度と比較いたしまして、現在、手作り弁当の日を設定した学校が１校から６校に、また、遠足等では市販のものではなく、手作りのおにぎり弁当または手作り弁当を持参する取り組みをしているとした学校が４校から13校に増えております。具体的には、低学年ではメニューを考えさせたり、あるいは、高学年では実際に竹下先生も話しておられましたように、５、６年生では自分の弁当作りを体験させたりという取り組みなどを行っております。

また、市内の24校すべての学校で、弁当の日や食育のことを学校関係者評価委員会や学校保健会で話題提供をしておりますし、ＰＴＡ等で保護者に指導した学校が21校でございます。また、家庭教育学級における親子料理教室、あるいは伝統料理作りなどを地域の高齢者などをお招きして実行した学校もございます。

また、特筆すべきは、毎月「食育便り」を発行している小学校もございます。すばらしい食育便りだと私は思っておりますが、このように各学校ともＰＴＡや学校教育活動を生かしながら、少しずつではありますけれども成果が出つつあると認識しております。

また、先ほど議員からもありましたように、12月５日には市Ｐ連とタイアップいたしまして「弁当の日がやってきた」という講演会を実施して、食育のみならず家庭教育や人権教育、さらには生きる力の充実の一助としたところでありますが、来場者には大変好評であったと思っております。私もその中の一人でありまして、まさしく目からうろこという思いでございました。

市教育委員会といたしましては、弁当の日の実施などは家庭や環境、食育の大切さなどを含めまして実感させる優れた取り組みでございますので、食の安全や食中毒、あるいは環境教育等を視野に入れながら、引き続き保護者や関係諸機関と連携を図りながら今後とも指導を継続してまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

**○１番（下平晴行君）**　まあ、そういう内容については、よく分かりました。ただ、教育長、この弁当の日というのは、この前の講演でも竹下校長が話されました。これは年に５回、要するに11月、12月、３月まで５回という家庭教育を利用した設定であります。

若干、私が教育長がおっしゃったことと違うことは、一つは自分でお母さんと一緒に買い出しをしてその物を作るという、ここが私はすごく大切なことではないかというふうに思います。先生もおっしゃっていましたけども、一緒に買い物をして、そのことによって価格の問題、それから、どこからだれが作っているのか、そして環境、太陽、土、そういうことも含めて実感できるのは、自分が丸ごとそういう弁当そのものを作ることによって得られるんだということと併せて、自給率の向上にもつながってくるんだということも話されておられました。

教育長、内容については、よく分かりました。できればですね、１校か２校でも、小学校１校、あるいは中学校１校でも、これは全体にやるというのは、これは無理だと思うんですよ。これはもう、教育長がおっしゃったようにいろんな父兄がいたり、これは強制はできないというふうに思うわけで

すが、先ほど申しましたように、本当にやる気のある校長だったら僕はできるというふうに思います。そういうことも含めて、そのような指導・助言を再度伺ってみたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）**　お答えいたします。

今、議員御指摘のように、私もあの部分を大変感動的に聴いた一人でございます。おばあちゃんが作る野菜を孫がとりに行ってですね、ああこうやって作るのかというところもありましたし、今度は更にまた広がっていけば、はしはだれが作るの、弁当箱はだれが作るの、この調理器具はだれが作ったのという、そこまで発展させて、そして、人間社会というものが互いに支え合いながら出来上がっているんだというようなことを教えていくんですよと。本当に、弁当の日は弁当を作るだけにとどまらないということを私も実感いたしましたので、今度また校長会が近々ありますので、この話もいたしまして、一人でも二人でも本格的に年５回ぐらい取り組むような校長が出現すればいいなと思っておりますので、また機会がありましたら、それをその方に向けて話を進めてみたいと思っております。

以上であります。

**○１番（下平晴行君）**　お願いします。

以上で終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

次に、23番、東宏二君の一般質問を許可をいたします。

**○23番（東　宏二君）**　質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問をしてまいります。

質問の内容については、志布志港小型船舶同志会34名を代表して質問することを御承知していただきたいと思います。

第一点目に、中核国際港湾の指定の機能は十分かでございます。

九州随一の北九州港は、開港120年を記念して、クリーンポート作戦として環境に優しい中核港湾として港づくりを目指すと報道されましたが、志布志港は九州で２番目の中核国際港としての指定を受けています。

昭和40年、重要港湾として指定を受け、昭和60年開港となり、今年３月、新若浜コンテナヤードの一部供用が開始され、５万ｔ級の船の接岸が可能になっていますが、内港の整備とともに外港の整備も急ピッチで進んでいます。外港の港湾区域と志布志漁業協同組合漁業圏が共有する現状で、出入り船舶の航路水域と漁業操業区域が競り合っている状況を市長はどのように認識されているのか。また、中核国際港湾として機能は十分ではないと思うが、市長の考えを伺います。

**○市長（本田修一君）**　東議員の御質問にお答えいたします。

志布志港につきましては、昭和28年に地方港湾としまして、昭和44年に重要港湾として、そして平成８年には九州で唯一の中核国際港湾として指定を受けた港湾でございます。その港湾整備につきましては、東側から西側に整備が進められておりまして、現在、マルエーフェリーが接岸している外港地区第一突堤が昭和51年に、本年３月まで暫定的に外貿コンテナを取り扱っておりました外港地区第二突堤が昭和55年に、志布志港の象徴といえます飼料工場やサイロが立地し、さんふらわあが接岸している若浜地区が昭和60年に、そして、新若浜地区国際コンテナターミナルが本年３月に供用開始さ

れたところでございます。

開港の基本要件でもあります税関、出入国管理、検疫、いわゆるＣＩＱ機能につきましても一部出張所体制の機関もございますが、完備しており、海上保安体制につきましても志布志海上保安署が配置されているところでございます。

志布志港の貨物取扱量につきましては、平成19年実績で1,027万ｔ、このうち内貿貨物が700万ｔ、外貿貨物が327万ｔでございます。

定期航路につきましても国内外とも充実してきており、国内定期航路が、志布志・大阪航路が毎日、東京・志布志・那覇航路が２週に４便、志布志・中城航路が２週に１便、そして、外貿コンテナ定期航路が台湾、香港、フィリピン航路が、それぞれ週１便、中国航路が週２便、韓国航路が週５便就航しているところでございます。

本年３月に供用開始されました新若浜地区国際コンテナターミナルについては、現在までのコンテナ取扱可能量が倍の12万TEU取り扱いというふうになったところでございます。この後は、この新ターミナルをいかに有効活用し、志布志港の取扱貨物量を増やしていくかが大きなかぎになっているところでございます。

このようなことからも、管理者であります県と連携を図りながら、志布志港のポートセールス活動にも努めているところでございます。そのことが、近いうちに目に見える形での成果につながるという見込みでございます。志布志港の利用促進が図られることにより、新若浜地区の第二期工事の早期着工、かつ、志布志港とその後背地を結ぶ道路網の整備も促進されることにつながるというふうに考えておりますので、今後も志布志港のポートセールス活動に努めてまいりたいというふうに思います。

また、お尋ねになられました志布志港に出入りする船舶が航行する海域と、漁業者が操業される海域が重複していることについてでございますが、志布志港につきましては志布志漁業協同組合の共同漁業権漁場の区域内に位置しておりますために、港湾区域は必然的に共同漁業権漁場と重複しております。いわゆる港の中は、漁業権が放棄されている区域となっているところでございます。

また、漁協の所在地が港湾区域の一番奥まった所でございますので、漁船の出入港の際には、当然港湾区域内を航行しなくてはならない構造となっております。漁場内における漁業者の操業につきましては、それぞれの免許状に基づいたものでありますから、制約されるたぐいのものではないものというふうに認識しているところでございます。

さらに、港に出入りする船舶につきましても、共同漁業権漁場内を航行しないと船の出入港は物理的に不可能でございます。これらのことから、港への出入港船舶、漁船の航行、漁船の操業が混在することにつきましては、港の構造や漁業権設定上避けられないことであるというふうに認識しております。

当然、航行される船舶につきましては、それらの状況を理解していただき、安全航行への実践に努めていただきますとともに、市といたしましても関係者への安全航行に対する意識向上に努めていかなくてはならないというふうに認識しているところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　私も船で外に出るわけですが、やはり見ていると通常シラスをとられる方々

の網が大型船の前を横切ったりとか、危険な状態であるわけですよ。だから、このことについてですよ、私が今聞いているのは、この中核国際港としての機能を果たすためには、やはり大型船が支障なく出入り、出港、入港ができるような形をとらないと、やはり入り口でも一番狭い所で560ｍしかないわけですよね、外の方で。

だから私が言ってるのは、今、中国都市、貨物高も上がっているということで理解をしているんですが、やはりそのことについてじゃなくして、やはり大型船が安全に出入りすることが第一の条件だと思っているんですよ、国際中核港としての機能がですね。

だから、その辺のことをやはり漁協さんとも、これは漁業権が発生してますので、漁協の方ともですよ、市が担当するのか県がするのか分かりませんけども、その辺のことはやはり地元の市長として、そのぐらいのことはですよ、やはり安全に大型船が出入りできるような態勢をとってくれないと、大きな港もやっぱりそういう小さな船が操業したりすると事故の元になるんではないかと思っているんですが、その辺の考え方はどう思いますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

大型船等の航路設定というものが当然確保されなきゃならないと、また安全管理がなされなきゃならないということにつきましては、当然だというふうに思います。

ということで、航路設定につきましては、海上交通安全法、港則法によりまして設定するということが可能ということでございますが、この設定につきまして同法を適用する海域には、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海というようなふうに指定されておりまして、志布志湾では適用区域外ということで同法による設定はできないということでございます。

しかし、港則法によりますと、航路設定については、この法律で港の長につきましては、「船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。」というふうになっておりまして規定があるところでございますが、この特定港に限定されているということで、準用港として位置付けられている志布志港についても、この法律の適用が困難というようなふうになろうかというふうに思います。なお、鹿児島県内で特定港といえば、鹿児島港、喜入港、名瀬港の３港が位置付けられているということでございます。

ということで、法律による指定というものにつきましては、かなり厳しいというようなことでございますが、現在、志布志港の入港の船舶数につきましては、平成19年実績で約2,500隻、内訳としまして外航船が750隻、内航船が1,750隻となっておりまして、このうち外貿コンテナ定期航路の入港数が約420でございますので、今後もこのような中核国際港湾としての機能を発揮する外貿コンテナ船が毎日入ってくるとしても一応１日1.5隻ぐらい、あるいは２隻ぐらいということでございますので、このことでもって航路の指定というものについては、当面はまだ必要ではないのではないかなというふうに考えるところでございます。

ということで、漁協とも十分話し合いながら、この漁船の安全の確保については協議をしていきながら指導を重ねていきたいというふうに思います。

**○23番（東　宏二君）**　今の答弁は、次の答弁じゃないですか。私は、航路はまだ言ってませんよ。

これは次の、私がまだ言ってないのに答弁をされていますがね。

私は、港内の中の方で漁船が競り合っている状況だから、その辺を漁協との話し合いの中で大型船が安全に入港できる形をとらないといけないのではないかというのを聞いてるんですよ。私は、次の質問はできなくなりますがね、でしょう。私は次はちゃんと出してますがね、通告に。重要港湾としての大型船等の航路設定はしないのかということで第２項目に出してますよ。それを先に言われると私はどうしたらいいんですか。

私が言うのは、出入り口の漁業者の方々が一生懸命魚をとっておられると。そこに大型船が来るから、この辺は危ないから、事故が起きてはいかんから、その前にそういう漁協との話し合いをしてやらないといけないのではないかということを聞いてるんですよ。そうしないと中核国際港の能力は出ないということですがね、そうでしょう。あんまり先に走らないでくださいよ。そのことをお聞きします。

**○市長（本田修一君）**　失礼いたしました。

先ほどの御質問の中で航路の指定という言葉が出ましたもんですから、特定航路の指定というふうに考えまして答弁したところでございます。

今お話があるように、当然この港の中では外貿船と、そして地元の漁船が重複して航行しているというようなことでございますので、漁協の所在が港湾区域の一番奥まった所にあるということでございますので、このことにつきましては十分漁協と協議を重ねながら、この港湾の安全性については指導をしていくというようなことになろうかというふうに思います。そのようなことを、また今後とも重ねていきたいというふうに考えます。

**○23番（東　宏二君）**　今のは、漁協の協力が得ないと、これができないということですよね。だから、一方的にじゃなくして、やはり安全操業と安全入港ということの中で考えていかないといかんと思うんです。だから、漁協との話し合いの中でしないと、やはり漁業権が存続してますので、その辺は慎重にやっていただきたいと思います。

これは言いにくいですが、これは先に言われましたけども、文章を書いてますので２番目に入ります。もう答えも出たんですけどね。

２番目に、重要港湾として大型船等の航路設定はしないのかということでございますが、鹿児島県でも伊藤知事を会長とした関係機関、立地企業、海運業者、知事部局長等37名で志布志港ポートセールス推進協議会が発足し、志布志港への貨物の集積及び海上コンテナ航路の誘致を推進して、南九州地域における国際物流拠点港としての発展を図ることを目的としております。本田市長は、この協議会の委員にもなっておられます。

志布志市においても、平成７年５月に志布志港国際航路利用促進協議会が設置されています。現在の本田市長を会長として、関係機関、団体企業38名で構成されております。その目的は、貿易の振興と国際・国内物流、観光拠点としての形成を促進するため、上海航路等の貨客の確保並びに航路の維持発展を支援することとなっています。このような港湾の振興を図る協議会があるのに、航路の設置が審議されなかった問題点はどこにあるのか、本田市長の責任ある答弁を求めるものであります。協

議会の目的の中に航路の維持発展を支援することとなっているが、今後協議会で審議するのか、協議会長としての考えをお示しください。以上。

さっきの答えはいいですから、ちょっと変わった答えをしてください。二度は聞きません。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほどお答えしたことにつきましては、指定航路の指定につきましては、さまざまな法律によって設定が可能であるということでございますが、その中でこの志布志港は対象になっていないということでございます。そしてまた、対象になっている中でも特定港というのがございまして、それは鹿児島港、喜入港、名瀬港と、県内では３港でありまして、それにも入っていない準用港であるということでございます。

というようなことで、航路の設定につきましては法律的には難しいところでございますが、ただいまお話がありましたように、志布志港ポートセールス推進協議会あるいは志布志港の国際航路利用促進協議会につきましても、この観点から、また、さまざまな議論がされるということになろうかというふうに思います。

ただ、先ほども申しましたように、現在、志布志港で入港している貨物コンテナ船につきましても、極めて、まだ数が限られていると。そしてまた、その中でも外国船ということに限りますと741隻でございまして、１日当たりにしますと２隻程度であるということでございますので、このことにつきましては、まだまだ航行につきましてはお互いに安全を図りながら監視をしていきながらの航行ということになれば、安全は保たれるのではないかなというふうに考えるところでございます。また、この会議等で、そのような要望等が出た折には前向きに検討をしていきたいというふうには考えるところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　外の外港には停泊が五、六隻、大型船が停泊しているんですよね。航路筋に当たるのか、いろんな所に停泊しております。電気をあけてこうこうとして停泊をして、入港すると停泊料が要るから沖合いで待っているというような状況で、その航路筋でもですね、そういう停泊船が、航路がないために停泊船が泊まっているんですよ。二日ぐらいでも泊まる、入港すると接岸料が要るからですね。その辺のこともですよ、やはりちゃんと航路指定をすれば、そこの航路をちゃんと指定をすれば、そこも釣り船とか網とか漁業をされる方も、そこはもうできないわけですよね、指定をしてしまうとですよ。

だから、そういうことをすぐにはできないと思うんだが、市長が先ほどの答弁の中で、今後そういう要望があったら前向きに検討をしていくということなんですが、やはり大きな事故が起きてからでは取り返しのつかないことになりますので、漁業者の方々も大方そのことについては分かっておられると思うんですが、その辺のことを漁協とも話をされるということだったんですが、前向きにそういう形で準用港だからとか特定港だからとかじゃなくして、やはり５万ｔ級の船が入ってくると、やはり支障が出るのではないかと私は思っているんですが。その辺、市長も海に出られたことがあるかないか分かりませんけども、我々はもうしょっちゅう出ていますので大体のことは分かるんですが、その辺のことをどう認識されて、今後の市長の働き掛けは、市ではできないことですので、やはり国、

県に働き掛けをしていかないといけないわけですが、その辺の取り組み方はどう取り組んでいかれるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

沖待ちの船は、バースが空いていないために停泊しているものではないかなというふうに考えるところでございますが、それらの船が漁業をされる方の障害になっているということについては、私、初めて聞いたところでございまして、今後また漁協の方々とも、そのようなことについて状況があるとすれば、そのことについては海上保安署等も対応をするということをお願いしたいというふうに思うところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　沖合に停泊している船の明かりというのはすごいんですよね。魚は、明るい所に寄っていくんです。で、網に入らないんですよ。魚がとれなくなっています。いろいろな定置網とか建て網とか、いろいろかごとかあるわけですが、その辺のことが深刻になっているのではないかと思って、もう市長も知っておられるように今の漁業は大変なことになっているんですよ。燃料代も加算して、漁に出れば燃料代の方が上がるというような形なんですが、その辺をですよ、速急にその辺のことをやはり解決してあげないとですよ、漁業者の方は泣かれますよ。速急に、そういうのを取り組んでいかれますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほどもお話をしましたように、そのことについては初めてお聞きした内容でございますので、今後どのような形でお困りになっているかということにつきましては調査をさせていただきながら、関係機関と対応させていただきたいと思います。

**○23番（東　宏二君）**　両方ですね、航路設定の中でも、やはりそういう協議をしながら大きな事故が起きないうちに、その辺は市長の方で国、県に声を出して、早急にそういう安全な航路ができるような形で取り組んでいただきたいと思います。

次に、入ります。

港湾振興策と漁業振興策を問うということで３番目に掲げております。

志布志港を取り巻く海域は、志布志漁協協同組合権が存続しています関係上、港湾開発と漁業振興は両立していない状況にあります。港湾工事が進展する反面、漁業操業に支障が増大している中で、特に工事による汚染、騒音、震動等、漁業操業に偉大な影響を与えています。

定置網に乗り上げた海上保安部のはつぎくの事故、港湾工事の中でブロック塊の不法投棄により５か月余りの休業をされ、また、漁網の損失など相当な被害を受けておられる漁業者もおられます。いまだに補償も行われていない現状で、漁民の生活の根幹に苦慮している状況です。

今年の５月、共同漁業圏内で操業中、有明生産組合汽船の船引き網が出航中のパナマ船籍8,000ｔに乗り上げされ、乗組員３人が海に投げ出された。漁船は転覆したが、幸い人命には異常がなく、海上事故の恐怖におびえる昨今であります。港湾開発が進むにつれ、増大する貨物量と増隻数は、安心・安全な操業が不可能な状況が今後も続くのではと危ぐをされております。

農業・漁業は、志布志市の第一次産業でありますが、農業に比べて漁業に対する助成、補助、いろ

いろな施策が欠けているのでは。農業に比べて格段の格差がありますが、この点、市長の見解をお聞きしたいと思います。

　昨今の漁業は、水揚げ不振、魚価の低迷、全国的な不況が続いております。自治体、行政の施策が今後の漁業の生き残りにつながり、安心・安全で新鮮なビタミン源の供給が可能となるか、水産振興対策について、市長の方策があればお聞かせをしていただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

　漁業の振興ということでございますが、志布志漁協と協議をいたしまして、平目や真だいの水揚げ量の増加を図るため、資源確保の観点からの放流事業の実施をしております。また、付加価値創出によります漁家所得向上のために、はもの骨切り機の導入の支援をいたしております。また、漁業者の利便性向上、環境改善のために施設整備支援など、継続的に行ってきているところでございます。今後も、これまで同様、漁協と協議をしながら、この連携を強め、そして漁業の振興に向けた支援を努めていきたいというふうに考えるところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　港はよくなる、ね。今、工事をしていますからよくなりますよね。魚はとれなくなります、工事中、すごく敏感な生き物でございまして。それとですね、ものすごく海が汚い。すごいです。飼料の船下ろしの時にこぼれるのか分かりませんけども、やはり内港だけじゃないです。外港の外に行っても、私たちもたまには網を揚げに加勢に行くことがあります。真っ黒になります。ということは、もう網がここに仕掛けてあるというのが見えるんですよね、魚も。だから入っていかないんです。

　だから、そういうところでですよ、先ほども言いましたように農業も補助とか、いろいろな施策をされておられます。漁業に対しては、今言われたように平目の放流とか、いろんな中でやっておられますが、もう明くる日はいないんですよ。バッチが引っぱれば小さいものまで、こんなものまで入るわけですから。その辺のことをやはり漁協とも話をしながら、そういうことをしたときには３日ぐらい操業を休んでいただいて、その魚が下に潜るような期間をとらないと、いくら市長が言われるようにたいとか平目を放流されても、すぐいなくなるんですよ。その辺、認識されていますか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

　そのことにつきましては、以前から放流直後にすぐいなくなるんですよというようなお話を聞くところでございますが、私どもとしましては、そのことがあったとしても、この放流事業については取り組まなきゃならないということは大前提かというふうに思います。

　ということで、今後もそのような状況があるとなれば、漁業をされる方々で十分調整していただくような形の指導というのは必要かというふうに思いますので、組合とも十分話をさせていただきまして、そのことについては取り組みを、みんなで取り組みをしていただくという形をとらさせていただきたいというふうに思います。

**○23番（東　宏二君）**　漁協内でできないから、そういう話し合いができないから、そうされているのか分かりませんけども、やはり行政として、やはりその中に立ってそういうこともしていくのが行政ではないかと私は思っているんですが。ですがね、山に木を植えると魚がとれるということで、や

はり山に木がなくなると魚もとれないということで、やはり漁業者の方々、いろいろな方々が緑をつくったり山をつくったりして、自分の生活にプラスになるような形で行動されている方も多いわけですが、中にはそういう方もおられるし、また、別な逆な方もおられるわけですよ。何でもかんでもとってしまえば、いなくなるのは当然なんですね。養うこともしないといけない。まあ、はもも志布志では人気がありますが、やはり養うこともしないことには、魚もとれない、漁民の方の生活も潤わないということになってくるわけですよ。

そして、今、市長が言われるように、放流だけの補助ですか。ほかに底引きとか、そこに行かれるとですね、水揚げが３万円ぐらい、油も３万円ぐらい要ると、何もならんということで言われますが、やはり行かないと市場は魚が揚がらないわけですよね。もう今は、本当にわずかな魚しか市場に揚がっていません。やはり、こうするとですよ、もう漁業者の方は辞められていくのではないかと私は思っているんですよ。だから、ここに何か手を差し伸べてあげないと、やはり大変だと思いますよ。中には、国民健康保険とか、いろいろな中で滞納されている方もおられるとお聞きしているんですが、その辺のことも分かっておられると思うんですが、その辺のそういう厳しい状況の中でですよ、市長は行政として手を差し伸べるような施策は持っておられないんですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

今お話がありましたように、現在、漁業をされる方の水揚げ高ということにつきましては、毎年減ってきているというようなことでございます。そのことにつきましては、本当に危ぐするところでございますが、これは多分、別な言い方をすれば、漁業がかなり高度化してきて、そして、その機材等の能力が高まったために漁獲がかなり綿密にされるようになったというようなことが、結果的に資源が枯渇してきているんではないかなというふうにも思うところでございます。

そのような意味合いから、このことにつきましては、私どもとしましては、そのことにつきまして放流事業というような形で取り組みをさせていただいているところでございますが、それをしたとしても、かなりの形で漁獲が減ってきているということについては誠に憂慮すべきことだというふうに思うところでございます。

ということで、私どもとしましては漁協の方と十分協議をさせていただきながら、今後漁業振興のために取り組むべき事業というものを共に協議を重ねて、そして事業化していきたいというふうには考えるところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　合併前にですね、旧志布志町の中で漁業積立基金という１億円というお金があったわけですが、現在、その残高はどのぐらいあるんですか。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）**　お答えいたします。

約5,200万円ほどでございます。

**○23番（東　宏二君）**　１億円あったのが数年前なんですが、はもの機械を買ったりとか、いろいろな中で冷凍機械を入れたりとかなんですが、この5,200万円というのは、今後どのような形で漁業の方々に基金として使われるような計画があるんですか。この基金を有効活用されるような考え方はあるんですかね。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、放流事業とか、それからはもの骨切り機の導入とか、そしてまた施設整備というようなものを取り組んできたところでございます。このことにつきましては、漁家全般的な振興というような形で取り組みをさせてきていただいているということでございますので、今後とも漁協と協議を重ねながら取り組みをさせていただきたいと思います。

**○23番（東　宏二君）**　基金は、あんまり使わん方がいいんですよ。今まで、一般財源から漁業の事業に使われたお金がありますか。みんな基金じゃないですか。あれば教えてください。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）**　お答えいたします。

合併をしてからは、この基金をすべて活用をさせていただいております。

以上です。

**○23番（東　宏二君）**　だろうと思ってましたよ。だから、放流とか、そのぐらいの事業しかできないんですよ。やはり、一般財源からでもですよ、農政はどうですか。突っ込むのが悪いと言うんじゃないですよ。やはり、漁業にも、そういう一般財源から使ってある程度のいろいろな事業とか、いろいろな形でできると思うんですがね。その辺がやっておられないから、今120人ぐらいの組合員しかいないんですよ。元は200人近くおったんですよ。高齢化も進んだかもしれませんが、やはりそういう行政からの手を差し伸べることができないから、やはりそういう大変な生活をされて、いろいろな形で負担をできないような形で今苦しんでおられる漁民の方が多いわけですよ。出ないとお金は入らない、出れば赤字だということなんですよ。その辺、燃料代でも何か、そういう１回出れば、そういう計算をしながら、やはり補償の形をつくっていかれればですよ、魚をとりにも行かれるし、そういうことになれば市場も活気づいていいと思うんですが、その辺を考えられたことはないですか。市長は海のことは知っておられないかもしれませんが、やはり志布志も海を持ってますので、その辺はやっぱり把握していただかないと漁民の方も大変なんですよ。その辺、どうですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

昨年の年末にかけまして、夏から年末にかけて原油が高騰いたしまして、この地域でさまざまな事業者の方々が非常に困難な状況になったところでございます。そのことに基づきまして、原油高騰対策ということの手だてをしてほしいというようなことがあったわけでございますが、そのことについては、私どもとしてはどの業種にどれだけという形でできなかったところでございます。

ということで、そのことにより経営的に行き詰まった方々に利子補給というような形で、そのことについては対応させていただいたということでございまして、原油高騰については、そのようなことで対応させていただいております。その後、原油につきましても、また一時下落をいたしまして安定的な形になってきているところでございますが、総体的にすれば、やはり漁家の状況というのは厳しいというのについては十分認識しているところでございます。それは、取りも直さず水揚げ量が減ってきているからと。そしてまた、魚価が、価格が下落しているからだというふうにも聞いているところでございます。そのことについては、農業についても同じような状況じゃないかなというふうに思っています。

ということで、全般的に漁業をされる方に対して支援ができる内容というようなことで、ただいま申し上げましたような内容の事業を漁協とともに協議をしながら取り組みをさせていただいてきたということでございます。今後とも、その方向で取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

**○23番（東　宏二君）**　どのような取り組みをされるのか分かりませんが、やはり漁業者の方が後継者もできるぐらいのような取り組み方をしていただかないといかんと思うんですよ。

そこで、この港湾工事が進展する中で、先ほども言いましたように、汚染とか騒音とか震動でこういうことが起きているわけですよね。そしてまた、いろんな事故で網が破れたりとか、そういう巡視艇の事故とか、工事中のコンクリートなどの不法投棄。不法投棄ですよね、言えば海上不法投棄になるのかなと思うんですが、その辺のことについてはどう思われますか。港はよくなるが、やはり先ほど言ったように漁家が少なくなり魚もとれない、停泊している船も明かりをこうこうとともしておれば魚もとれないというような状況が重なっているわけですよね。だから、市長、その辺のことをどう認識されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　不法投棄についてでございますが、漁協の方に確認いたしましたところ、議員がお話があったような事案について、詳細につきましては当事者間で具体的な形で話がされているようでございます。そしてまた、不法投棄等の詳細につきましては、投棄の時期、そしてまた、その他につきまして確認ができていないところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　今の答えは、不法投棄ばっかりですがね。私が言っているのは、騒音とか汚染があって魚もとれないと、この辺のことをどう認識されているのかということを聞いています。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

騒音、そしてまた汚染ということにつきましては、従前にも御質問を受けた内容でございます。港湾振興協議会にも、このことについて市民の方々から苦情があるというようなことで、その対応については慎重にしていただきたいというふうに申し入れをしているところでございます。

現在、先ほど議員の方からお話がありましたように、海の汚染につきましては、多分飼料の積み卸しの際に飛散するものが海域を汚染しているのかなというようなふうに考えるところでございます。この積み卸しの際の飛散については、特に厳重に申し入れをしているところでございます。

**○23番（東　宏二君）**　長くは言いませんが、やはり漁業の方も大変厳しい状況でございます。新しい新年度の予算も、もう今、査定の時期になっていると思います。林務水産課長、ぜひ、そういう厳しい状況の中で、まず漁協の朝、市場に足を運んでみてください。底引きで一晩、網を３回入れてどのぐらいの魚がとれるのか、ちょっと調査してみてください。市長も一緒です、行ってみてください。昔は、リヤカーに積みきらんぐらいの魚をトロ箱で20も30も積みよったということなんです。今、とれても７箱か８箱です。女の方が引っ張っていかれるぐらいの量しかとれてないです。それに、仲買が少なくて、仲買の方が値を付けられれば、もうその金額で落ちるわけですので。付加価値を付けられないということは、女性部の方も自分の所で安ければ干し物にしたりとか、いろんな形で付加価値を付けておられますが、やはりその辺のことは行政を賄う市長、また担当課長はそういう場も、農政でも何でもですが、その場に行ってその辺の確認もしながら、やはり我が志布志の一次産業である農

業、漁業、いろいろな形で支援をできることは支援をしていかないとですよ、大変ですよ。だから、やはりいろいろな形で国保とかいろいろな税金が滞納になったりとか、それは仕方ないですがね。その辺も、よく温かい目で見てあげて、やっぱり手を差し伸べられるときは差し伸べていただきたいと。どうですか、このことで、まず現場を見て、そういう形でですよ、行かれるか、抱負を課長と市長にお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先程来お話しますように、漁業資源の枯渇、減少ということが前提かなというふうに思ったところでございます。先ほどお話がありましたように、港の出入り口は漁場になっているということは、とりもなおさず、港からそのような魚の栄養源、えさが海の方に、湾の方に排出されているというようなことでございますので、もっとそのような観点から漁業振興というものは図るべきかなというふうにも考えるところでございます。

いずれにしましても、当面の急場というものにも対応しなければならないということでございますので、漁協とも十分相談しながら、さまざまな形で、できるところについては取り組みをさせていただきたいと思います。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）**　私も、この耕地林務水産課に来まして、漁協の朝市に出向いたところでございました。実際、私、テレビ等で串木野市の漁場が流れますが、それと比べて「ああ、魚が少ないな」というのは実感したところでございます。

そういうことで、市長も答弁いたしましたように、今後、漁協と連携を図りながら漁業者の方のための振興策を模索していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

**○23番（東　宏二君）**　ただいま３項目にわたって質問したわけでございますが、やはり前向きにというんじゃなくして、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、23番、東宏二君の一般質問を終わります。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可をいたします。

**○25番（小園義行君）**　おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

総選挙が終わって約３か月たちました。新しく、自民党、公明党の政権から民主党を中心にした政権に変わりまして３か月がたとうとしております。それまでの政治と違って、何か国民の要求が前に進んでいくっていうような感じを受けながら、この３か月間を見ております。新しい政治のやり方、そういったものを賛成、反対、それぞれ見方はあるでしょう。国民の要求に基づいて政治が前に動いていくと、そういう立場で、国政の場で私たち日本共産党は、これまでも住民の目線から見ていいものはいいと、そして問題があるものにはきっぱり反対と、そういう立場で国会をはじめとして地方議会でもやってまいりました。

この間、非常に私が感じたのは、これ、市長、共産党が出してます機関誌ですけども、ここに12月２日付け、一面にですね、農協の新しい出発点にということで、本市の川井田幸一中央会会長がイン

タビューに答えております。その中で国民との協働ということで、農家から頼られ、また国民が理解し、応援してもらえるような農協に変わろうと思いましたと。今、ギリギリのところまできていると、農業に対してのことがですね。もう新しい出発点に立とうと呼び掛けましたと。そして、国民の食の安全・安心を守りたいという思いを実践していきたいというふうに考えましたと。そこで、今回の全国大会に日本共産党を含めて全政党を招待したのも、国民との協働・共生を目指して、いいものはいい、悪いものは悪いと言えるように、政治の世界も全方位でいこうと考えたからでありますと。今から数年前だったら、こういう状況はとても考えられないことですよ。ここまで国の政治が動いている。これは、まさに国民がそういう方向に、自民党、公明党の政治に対して「もういいよ」ということを言って、自民党の支持基盤でありましたＪＡ、こういうものも含めて。でも、そういう立場におられる方々が、こうやってもう全方位でいこうと、いいものにはいいと、悪いものには悪いということをきちっとやっていこうという、こういった報道がされました。とても、私は衝撃的でありました。これが、まさに今国民が置かれている、期待している政治の在り方ではないかなというふうに思います。ここ志布志市でも、ぜひそういった立場で、いいものには良いと、問題があるものには反対という、これをみんなの力でですね、動かしていくような方向で、日本共産党全力を挙げて頑張りたいというふうに思います。

そこで、今回通告しておりました３点について市長に質問をしていきたいと思います。

今、国がデフレを認識をし、そして二次補正で政府が7.1兆円、そして、いや、国民新党が８兆円だ11兆円だという、そういったことが連日のごとく新聞等で報道されていますね。

その中で、本市の状況はどうかといいますと、私たちも来年選挙を控えておりまして、いろんな方とお話をさせていただくわけですね。市長も当然同じ立場でありますので、たくさんの人とお話されるでしょう。そういった状況の中で私は、今も東議員の方から切切と漁業に携わっている方々の実態が出されましたね。これ、まさしくここにいる33人、当局の方も一緒だろうと思いますけど、この33人の議員の方々、そのことを一番に感じておられるんじゃないかというふうに私は思います。これは、農業、漁業、そして、商業その他含めて、そういった市内の住民の皆さんの今の実態をどのように受け止めておられるのか。そして、そのことを踏まえて、来年度の予算編成の時期であるわけですけど、このことに対しては事業評価を実施をして市民の目線で必要な事業に予算配分していくという、これまでの答弁が、この議会でもありました。そういうことを含めて、来年度の予算編成の方針について、それぞれの分野の実態をどう受け止めているのかということとあわせて答弁を求めるものであります。

**○市長（本田修一君）**　小園議員の御質問にお答えいたします。

我が国の経済は、昨年来の世界的な不況の波に飲み込まれ、本市の雇用情勢にも大きく影響を及ぼしております。県内の雇用の状況を見てみますと、本年２月の有効求人倍率は0.42倍、ＩＴバブル崩壊後の2003年６月以来の低い結果を出し、その後、低下の一途をたどり、本年７月には0.35倍までになっております。また、商業及び企業におきましても、昨年来の世界金融危機により影響を受け、車産業では事業縮小を余儀なくされているなど、景気は依然として極めて厳しい状況にあるということでございます。特に、本市の基幹産業であります農業においては、お茶をはじめとした農産物価格の

低迷及び牛肉、豚肉、鶏肉の消費低迷による枝肉価格等の下落が長期間にわたり続いております。さらに、飼料及び肥料の価格高騰により、ますます厳しい状況にあると認識しております。このことを踏まえ、今年度は国の経済対策臨時交付金を活用しまして、茶品質向上緊急対策事業や畜産経営緊急対策事業を実施したところであります。

来年度の予算の編成に当たりましては、将来にわたる収支バランスの財政構造を構築しながら、志布志市集中改革プラン及び行政評価の着実な実現を図るため、ビルドアンドスクラップ、ハードよりソフト、選択と集中に基づき、市民目線で柔軟な発想により、志布志市らしい新たな事業を創出し、緊急性・重要性の高い施策を優先的に取り組むなど、予算編成を行うように指示したところであります。

また、来年度の主要事業につきましては、今年の９月に取りまとめをしたところでございますが、新規事業として約70件上がってきております。今後、事業選定をしてまいりますが、本市の経済危機対策という視点も持ちながら査定していきたいと考えております。

しかしながら､私自身は来年の１月には選挙を控えておりますので､政策的な予算につきましては、６月補正の肉付け予算の中で示していきたいというふうに考えているところでございます。

**○25番（小園義行君）**　今、市長から答弁がありました。これ、当然認識は一緒ですよね。どの分野も大変だというのは、もうよく分かっておられるというふうに思います。

そこで、いわゆる来年選挙ですので骨格予算ということでしょう。でも、基本的には行政は止まっているわけにはいかないわけで、住民の皆さん方の生活のお困り、そういったものも当然あろうかと思いますのでね。止まっているわけにはいきません。そこで、市長として、どういうふうに取り組んでいくのか。少し雇用、社会保障、農業という、この三つに限ってちょっと具体的にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

今、雇用の問題で大分落ち込んでいるということでありました。本市の高校生が、この３月には卒業をして大学、そして専門学校、就職とかあるわけですが、高校生の就職の内定率、そういったものは把握されていますかね。

**○議長（谷口松生君）**　しばらく休憩します。

―――――――――○―――――――――

午前11時49分　休憩

午前11時49分　再開

―――――――――○―――――――――

**○議長（谷口松生君）**　再開します。

**○25番（小園義行君）**　きちんと把握されてないんですよね。当局は、持っておられると思うんですけど。

やっぱりね､なぜ､僕はこういう通告をしたかというと､市長がそのことに対してどう思うのかと。この数を何人いますよとか、そういうことではなくて、そういう問題に対してどういうふうに今の厳しい状況の中で認識をしておられるのかと。そして、そのことに対して対策を打つ。来年度予算の編

成という意味では、僕はこの高校生の相談、就職はどこかありませんかと、こういうこと等も含めてあるわけですけど、そういった高校を卒業して就職の内定がない、こういった方々に対しての臨時職員として基本的に緊急的に採用していくとか、そういったことなんかを考えないのかなというふうに思うわけです。これは、障害者の方もそうです。そして、緊急雇用対策で何人か雇い入れておられますね。そういったものを延長するとか、そういった考え方に立てないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

昨年末にかけまして、雇用情勢が厳しくなってテント村等が創出しまして、全国的な雇用の確保についての問題が提起されたところでございます。

それに基づきまして、国の方で緊急の雇用対策ということで臨時交付金事業が提示され、そのことを受けまして、本市としましても臨時で総計90名ほどの方々を直接雇用というような形でしたところでございます。

来年度につきましても、まだ具体的な予算の内容が示されておりませんので、そのことについてはどのような形で対応すればいいのか、まだはっきりしないところでございますが、ただいまお話がありましたような形で、高卒の内定者の率が低いということになるとなれば、昨年もそのことにつきましては特に対応したわけでございますので、来年度につきましても、そのような形をとらさせていただきたいというふうには考えるところでございます。

**○25番（小園義行君）**　今、市長がそういうふうに答弁していただいて、これ、聞かれてですね、ぜひ私はその対応をしていただきたいというふうに思うところです。なぜなら、18になってですよ、「よし頑張るぞ」と、そういうときになかなか夢が持てないような状況をつくり出している今の現状なわけですけど､最後は自治体がそのとりでになって頑張るというのが姿勢じゃないでしょうかね｡ぜひ、今市長からありましたように、それは分かりました。

そして、障害を抱えておられる方々の雇用というのが、また一方で非常に自立支援法等々の関係で厳しい状況があるんですね。ここについても、本市の嘱託職員、そういうことも含めて考えられないかということで先ほど質問をしたところでしたが、それについての考え方をひとつ、全員しなさいということでもないですよ。そこについての考え方。

それとあわせて、これ、今現在、嘱託職員の方が三百数十名おられるわけですね。その中で、市長、市長が今議会で嘱託職員の来年度へ向けての通勤費のことについては、きちんと、これ、やっていくんだということで答弁がありました。そういった問題についての認識が今も当然変わってないと思うわけですが、これは大変厳しい状況の中で置かれている嘱託職員の人たちの関係、そこについての来年度予算に向けてのしっかりとしたですね、答弁はこれまで何回も聞いて「やっていく」というふうにお聞きしてますのでね、そうでしょう。あわせて、障害者の問題と嘱託職員、この通勤費の関係、本市で働いてもらっている。これは、非常に雇用を守っていくという意味からして、いかがですか。

**○市長（本田修一君）**　先ほど答弁できませんでした件につきましてお答えいたします。

高校生の就職内定率につきましては､県の方で36.9％ということでなっているようでございまして、

これは９月末ということでございます。現時点では、またこの数字は高まっているというふうには思っているところでございますが、いずれにしても厳しい状況だということで、本市の内定率につきましては、まだ学校当局から聞いておりませんので、そのことにつきましては今後聴取をしながら対応をしていきたいというふうに思います。

また、障害者の雇用につきましても、私どもとしましては法定の枠がございますので、そのことについてはきっちり確保していきたいと。そしてまた、臨時・嘱託についても、今申しましたように、臨時の交付金事業というものが今後も提示されるということになればその中で、もしされないとなれば、また別途の形を考慮しなきゃいけないかなというふうには思うところでございますが、いずれにしましても、そのことについても全体の採用の枠の中で検討させていただければというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）**　嘱託職員の通勤費関係は。

**○市長（本田修一君）**　嘱託職員の通勤の手当につきましては、ただいま来年度から実施するべく準備中でございます。

**○25番（小園義行君）**　よく分かりました。ぜひですね、対応していただきたい。

もう一点、この雇用の問題では。今回の議会に指定管理者の議案が数件出ていますね。私は、この指定管理者を導入することによって、ただ指定をお願いしましたよと、管理者をお願いしましたと、そのことだけではいけないと思うわけですね。指定管理を受けた側が、その管理者がきちんと労働基準法に基づいて、しっかりと雇用を守っていく。そのことも当局として、私は指導をしていくべきだろうというふうに思います。

なぜなら、今日テレビでもありましたが、うちの子供も指定管理者の制度で委託されているところの法人に仕事に行ってますけど、それぞれ頑張っておりますよ。でも、いきなりその管理者からごめんなさいって言われたら、終わりなんですね。この厳しい状況の中で、指定管理者の議案として議会が認めて、そこが受けられた。そこは、そっちの問題だよと。さっきもいろいろありましたけれども、きちんと労働基準法がそこに守られていくような指導っていうのは、僕は当然だと思うわけですけど、そこらについても当然それを視野に入れて、当たり前のことだからですね、守られていくというような、その考え方について、お願いをする際にですよ、きちんとやってくださいよと、雇用をしっかり守ってくださいよと。これ、市長、いかがですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

指定管理につきましては、今議会で議案の提案をいたしまして審議をしていただくところでございます。今お話がありましたように、雇用についてきっちり確保してほしいということにつきましては、私どもは当然指定管理を受けられる方につきまして、第一の要望事項としてお願いしまして、そのことにつきましては協定書に基づきまして、協定書に記すべき内容というふうに考えるところでございます。

［何事か言う者あり］

**○市長（本田修一君）**　少し訂正させていただきます。

今回、公募の際に、応募される団体に指定管理者の業務の仕様書というものを提出させていただいております。その中で、労働基準法を遵守するということで、指定管理者が行う業務の内容の中に盛り込みをさせていただいているところでございます。

**○25番（小園義行君）**　よく分かりました。ぜひですね、大変雇用が厳しい状況の中で、そういった受けられる方々に対しても、きちんと法を守っていくという立場でお願いをしたいと思います。

議長、お願いです。あと一点、農業の問題までちょっと、少しさせてください。頭の、いろいろあります。いいですかね。

じゃあ、次に農業の問題に移ります。

今、農業も、先ほど東議員の方から漁業もありました、そして農業も厳しいんだと。これ、皆さんさっきから言われているように、この議会でもいろいろ出ましたね。

本市の新規就農者、これは農業公社の研修を通じて独立されていく。１年、また２年ですかね。こういったところで非常に農業公社の果たす役割というのは、僕は大きな貢献をしているというふうに思うんですね。それが今、大変厳しい状況でですよ、志布志の農業公社も人が１人少なくなりまして、本庁の方に寄られたんでしょう。大変だと思うんですね。これは、本市の農業公社を卒業されて、新しく外から来られた方々が148名ぐらいですかね、今、私がお聞きしているところでは。それぐらいの方がたくさん志布志市に入ってきていただいているというようなことも聞いているところです。そして、これがこと志布志の農業公社に関しては、ピーマンの産地の維持、そして指定産地の維持とあわせてブランドの確立ということで、これ、非常に貢献されているんですね。

ここに対して、私は少し農業公社の充実というのを、市長として、市長は理事長でもあられるわけですけど、そこらについての認識を少し聞いてみたいと思います。ちゃんとここはやらないと、今、土地の問題とかですね、私たち、農業委員もさせていただいてあっせんとかやるわけですけど、非常に、毎年３名から４名の方が独立されていく。そこに土地の確保、作業がいっぱいあるわけですね。そういった問題で、この農業公社に対しての市長の考え方、認識をちょっとお聞かせください。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

農業公社につきましては、お話のとおり理事長ということでございますので、常々このことにつきましては職員共々、公社の振興、そしてまた研修生の確保、また研修事業の内容の充実、そしてまた研修を終えられた方のフォローということについては、真剣に取り組んでいるところでございます。お話がありましたように、本市におきまして、特にピーマン農家について、公社の事業についての貢献度は高いということは十分認識しているところでございます。先日もピーマン農家の方々の総会にお招きをいただきまして、今回10億円を達成したということで、更に上を目指していこうというふうに非常に元気のある光景を目の当たりにしまして、このことについては本当にやってよかった事業なんだなと、そして、成功している事業なんだなというふうには感じたところでございます。

ということで、今後もこの公社の研修事業については積極的に取り組んでいきたいというふうには思うところでございます。ただ、今お話がありました、研修修了生の実際に農場を開設する際の農地の確保ということについて、公社の方でただいま取り組みをしているようでございます。この確保に

ついて、極めて状況的に難しいというようなふうにも聞いておりますが、必ず確保できるような形での取り組みをしているというような報告は受けておりますので、研修生が安心して研修終了後、御自分の農地の中で農業ができるような体制は構築していきたいというふうには考えるところでございます。

**○25番（小園義行君）**　今、市長の方から、これは理事長という立場もあるでしょう。それぞれ、そこの問題ですから、あれですけど。これ、ぜひこの問題については、きちんとやっぱり対応していかないと、人の手当て含めてですね。私も、農業委員会の会長から総会であっせん人の依頼を受けますね。それで努力するわけですよ。それでも、なかなか厳しい状況がありますね。もちろん、農業公社は今、人が少なくなって、その土地の確保っていうのは相手があることで、非常にこれ、難しいですよね。だけど、毎年毎年３名から４名の方が独立されていく。そこには最低一人４反から５反、多い人はですね。そうすると、それだけで４人だと２町歩でしょう。こういった土地を確保していくっていう作業は、大変これ、厳しい状況がありますよ。だから、ぜひそういった点では、市長、人の手当ても含めてきちっとやらないと、これは大変だろうと。農業公社だけにお任せしているという状況でもないと思うんですけど、そこらについての市長の、本当にここにきちんと取り組んで、我がまちのピーマンブランドをしっかり守っていくんだという、そこについてはいかがですか。考え方でいいですよ。人を配置するとかいうことを言わないでいいから、ぜひお願いします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

今までこの土地の確保ということにつきましては、大変だというような話は聞いておりましたが、それなりに確保はされてきていたということでございますので、よく本当に公社のみならず、関係職員は仕事をしていただいたというふうには思っているところでございます。

ただ、現在の今期の場合、また別な形で極めて厳しい状況があるということについては報告を受けているところでございますので、関係課あるいは農業委員会とも連携しながら、このことについては対応していきたいというふうに考えます。

**○議長（谷口松生君）**　ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

――――――○――――――

午後０時04分　休憩

午後１時10分　再開

――――――○――――――

**○議長（谷口松生君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

金子議員が着席です。

小園議員の一般質問を続行します。

**○25番（小園義行君）**　午前中、農業の関係で市長の答弁をいただいて、対応したいということでありましたので理解をして、次にいきたいと思います。

今、社会保障の関係ですけれども、それぞれ民生費等々予算にはあるわけですが、今、私がいろんな方から相談をよく受けます。これは、年金生活の方々含めてですね、本当に大変な状況の中で、生

活が立ち行かないという状況がよく表れているということで、実は先日もいろんな相談があったんですが、72歳で介護５の方ですね。お父様がそういう状況と。そして、年金の収入というのは奥様の方で、69歳ということで６万5,000円ほどの年金。お父様は約２万円という状況の中で、当然介護５ですので医療機関等に入院をされているわけですね。そうすると、それぞれの年金から介護保険料等々引かれて生活をしていく中で、その医療機関への支払い等々が発生するわけですね。これが、今の制度でいくと、医療保険で払っている場合と、介護保険になるとすごく高くなっていくという仕組みがあります。そういう状況で病院から出られて、そちらの方に移る。また、病院の方の体制がそういうふうに変わっていくと、ベッドを変わることによって、同じ施設にいてもですね、療養型病床群という状況の中では、医療保険から介護保険に変わる。そこで、支払いをしなきゃいけない金額が大変多額になっていくという実情があります。

そういった方々から相談を受けますが、非常に厳しい状況の中で、最終的には最後のセーフティーネットであります生活保護の申請という、そこにいかざるを得ないような状況が数多くあります。だから、来年度の予算編成をする際には、そういった住民一人一人の現状はどういう状況になっているのかというのを、それぞれここにおられる管理者、課長さんたちをはじめとして、しっかり自分たちの手の中にそのことを入れて、私は予算編成をしていく、そういうことが大事だろうというふうに思うわけであります。

今、少しそういう人の状況をお話をしました。私たちは、月に約29万6,000円ほどいただいて、年収にすると約400万円近くになりますよね。そういう目線で見るのではなくて、本当にここに住んでおられる方々の一人一人がどういう状況にあるのかと。そのことを踏まえて、私たちの仕事、もちろん当局の方々は、そういう行政として住民に返していくという作業をしなくてはいけないのではないかというふうに、僕は思うところであります。

国保の関係等々、後でお聞きしますけども、こういった状況の中で、生活保護の申請っていうのが今年の当初予算の段階で前年対比で三桁に増えているという、３月の予算の審議の中で出ておりました。今、現在の状況の中でですね、住民の皆さん方から、最後のよりどころであります生活保護の申請、そういったものがどういった状況になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

**○福祉課長（津曲兼隆君）**　生活保護の状況ですけれども、年度当初からしますと、今、申請件数が増えてきている状況であります。件数については、必要でしたら後でお知らせをいたしたいと思います。

**○25番（小園義行君）**　今、課長の方から申請の件数が増えていると。もちろん、その申請をしたから即、受給開始決定というふうにはならないわけですね。でも、実際に住民の方々は、いつも言いますけども、生活に困っている人はここに来られるわけですね。困ってない方はみえないわけですよ。ぜひですね、そういったもの等も含めて、生活保護の申請状況が、今の厳しい状況の中では当然増えてくるというのは当たり前のことだろうと思います。午後の冒頭言いましたけど、本当に住民がどういう生活を送っているのかと、そのことを本当に一人一人が担当のところで住民の皆さんを自分の手の中に入れて、行政はどうあるべきかということを考えて、私は来年度の予算編成もよく考えて対応

してやっていっていただきたいというふうに思うところであります。

この生活保護の申請が増えていると。これは当然、前年度からして増えているというふうな状況と理解するわけですが、それだけ住民の皆さん方の生活は厳しい、ギリギリのところで生活をされていると。これは、本当に毎日のように、私はそういう相談に乗っております。当然、当局の皆さん方だって、窓口に来られる方々含めて一緒だろうと思うんです。ぜひ、そういう立場で私は予算編成をするということで、一般会計等含めてですね、やっていただきたい。市長、そこらについてはいかがですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

昨年夏以降の経済不況がこの地にも訪れているということで、私どもはさまざまな対応をしているところでございます。そしてまた、今お話がありましたように、高齢者の方々につきましてもそのような深刻な状況があるということについても、認識しているところでございます。生活保護の方々が増えているということにつきましても、そのことにつきましては、きっちり窓口で対応をして、その気持ちを受け止めていきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）**　私は、実は昨年の12月議会でも同じような質問をしております。市長の答弁、大変厳しい状況の中で、国のそういうセーフティーネットを含めてですね、対応していきたいということでありました。そういうことで、２年連続してこういう状況が起きているわけでして、今、市長の答弁にありましたように、きちんとしたそのことを踏まえた上での予算編成をしていただいて、最後のとりでとして自治体がしっかりそのことにこたえていく、そういう作業をやっていただきたいものだというふうに思います。

あと二点ほど、大変申し訳ありませんが、国保と介護のこの特別会計ですね。これ、20年度の決算で、国保も約４億5,000万円からの繰り越しでありました。決算がですね。今年度、大変法定外繰入等々をしていただきまして引き上げ率を半分ぐらいにされたわけですけれども、それでも住民にとっては大変、この国保に加入されている世帯、約７割が所得なしという、50万円以下、そして所得なしという世帯が占めている状況の中で、当然、今年度は税収も伸びないと思います、いろんな意味でですね。この国保に関して、また介護保険は３年に一遍ということでありますので23年度までこのままいくわけですが、国保については今年度と同じようなそういった引き上げ、もう限界にきているのではないかというふうに思うところであります。そこについては、市長、いかがですか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

昨年の７月議会で国保に関しましては、税の改正をお願いしたところでございます。そしてまた、同時に一般財源の手当てもお願いいたしまして、その時以来、健康増進計画に基づきましてさまざまな事業を取り組みながら、市民の健康度が高まるような取り組みということを努めさせていただいて、このことでもって国民健康保険制度の維持につなげられるような形の事業をしているところでございます。

その成果がどうかということについては、まだ検証できていないところでございますが、現実的には当初見込んでいた財源というものが必要でないということで、今回新たに一般財源については１億

円の一般会計からの繰り入れというような形でお願いしてきたところでございますが、それ以降につきましても、若干、今の状況では安定的な形で推移しているというようなふうには報告を受けているところでございます。

しかしながら、来年度につきましては、今お話がありましたように税の収入が落ち込むというようなこと、そしてまた不景気が引き続いていっているということ、また、ただいまお話しました健康増進の取り組みというものの効果がどのような形になっているかということについて、まだ検証ができておりませんので、そのことの結果を得ながら、また６月あたりの議会で御相談するというような内容になっていくかというふうに思うところでございます。

**○25番（小園義行君）**　これ、連続して引き上げをするというような状況に、ぜひならないようにですね、私は今、市長の答弁にありましたように、ぜひ努力をしていってもらいたいものだというふうに思います。

あともう一点は、後期高齢者医療保険、これ、来年度が改定の時期になるわけですが、厚生労働省が来年４月からの後期高齢者保険料について、全国平均で13.8%負担が増えるというふうに新聞報道があります。これはあくまでも試算でしょうけれども、これに対して鹿児島県の広域連合、今、皆さん方にどういった状況、そのことを、保険料の負担等々をですね、引き上げをしなきゃいけないという状況になっているのか、そこらについての報告なり情報提供というのがどういう状況になっているのか、少しお示しをしていただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、与党のマニフェストによりますと廃止するということになっておりましたが、厚労省の中に設置されました制度改革会議で示された工程案によりますと、平成23年春に関連法案成立を目指し、経過措置を設けて、平成25年４月から新制度に移行したいという旨の案が示されているところでございます。

現在、このようなことで、あくまでも案ということで示されておりますので、この動向を見ながら対応していきたいというふうに考えます。

**○保健課長（木佐貫一也君）**　補足して説明いたします。

先ほどの御質問の、国の方から鹿児島県の広域連合に対しまして、今御指摘のあったとおり鹿児島県後期高齢者連合あてに。鹿児島県でした、申し訳ございません。今御指摘があったとおり、13.8%の増が見込まれていると。したがいまして、その分につきましては、今、国の方は試算中でありますが、各都道府県において抑制策を講じなさいといった通知が出ておりまして、当然、保険料につきましては試算中ということで通知があったところでございます。

市町村の方につきましては試算中ということで、まだ具体的な案については来ていないところでございます。

以上でございます。

**○25番（小園義行君）**　今、市長からもありましたが、課長からもありましたように、そういった状況の中で来年度は、本来だと参議院で廃止の可決をしているわけですね。衆議院で一向にそういう状

況にならなくて、先送りということで、来年４月からは確実にそのことが、保険料が発生するわけですよね。

ぜひここで、市長も広域連合長にですね、このことについての引き上げをやるなと、もう大変な状況になっているということで、これ、本市の滞納状況等ももう御存じですよね、僕がここで言わなくても。そういった状況も発生しているという状況の中で引き上げがされるということになると、これ、大変なわけでして、ぜひですね、引き上げをしないような要請をすると。そういったことを、繰り入れをしたりですよ。いろんなことで後期高齢者医療特別会計決算等々を少し見させてもらいましたら、給付費等も約76億円からの不用額が発生しているという状況があります。こういった状況の中で考えたときに、引き上げはぜひやめてというような、そういった要請をされる考えは、市長、ありませんか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましても、保険制度につきましても、当然受益者が負担している分がございますので、その分につきまして引き上げということについては非常に厳しい状況があるということについては、この連合会の方々も十分認識されているというふうには思っております。制度の中で、そのような引き上げがされない形の処理ができるというふうになるとすれば、その方向をとっていくべきだということについては申し上げたいというふうには考えるところでございます。

**○25番（小園義行君）**　ぜひですね、本当に今、本市のそういう方々の状況というのは、もう改めて言うまでもなく厳しい状況があると。もちろん、払わないでいいよということじゃないわけですからね。そのことを踏まえて、引き上げをやるなということは、ぜひ今市長がおっしゃったような形で、答弁があったように、ぜひ要請をしていただきたいというふうに思います。

来年度の予算、200億円から、いろいろあるわけでしょう。その中で、冒頭も言いましたけれども、本当に我がまちに住んでおられる人たちの生活の実態、状況をよく考えた上で、しっかりとした、新規事業を70件ですか、されるということでありましたけれども、そういった問題も含めて私は来年度の予算編成をされていくようにですね、ぜひ、これは市長にお願いをしておきたい。これ、市長が当選してもしなくてもですよ。これはぜひですね、後はだれがなるのか分かりませんけど、２人のうち１人でしょう、今のところは。ぜひ、行政の継続性という意味からしたら、ここで市長が答弁されたことを踏まえてですね、次の新しい、もちろん、あなたがなればそうでしょう。ぜひそういう立場で、しっかり守っていくという思いで、私は予算の編成というものをやっていただきたいものだというふうに思います。

まだ、新たに立候補を表明されている慶田さんも本田さんも、マニフェストというものが出てませんよね。どういうことになるのかよく分かりませんけれども、ぜひそういったものも、住民の皆さんから見て「そうだよね」というものになるようなマニフェストでお互いに政策論争をしていただいて、次の我がまちの二代目の市長、そういうものを目指していただきたいものだというふうに思います。この点はよく理解をしましたので、次に移りたいと思います。

二点目に、本庁舎の問題ということで市長に通告をしておきました。

この問題は、私たちが１期４年間の中で16回の質問をする機会があります。時間にして16時間しかないんですね。４年間で16時間しかないんですよ、一般質問として私たちが、議員が質問する時間はですね。その16時間の中で、私はこの問題をたくさん取り上げてきました。

その中で、市長は冒頭から、「私の任期中は変えません」と。「未来永ごうにわたって有明で良いとは考えていない」と。「自治法の求めている基準からしたら、有明町に本庁舎を置いているのは条件的に落ちる」と。今議会では、それぞれ10年、20年、30年もこのままで良いとは考えていないんだというような答弁がされたわけですね。

私は、本市のまちづくりの視点から考えたときに、どこに本庁舎があって、そのことをもって市全体のまちづくりとして考えたときに、効率性とかいろいろありますね。そういったときに、本当にどこがいいのかというのをしっかり、これ、考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うところであります。

午前中、東議員の方から港の問題を中心に議論が展開されました。私は、あのことをもって市長自身も、いろいろ考えられたのではないかなというふうに思います。国も県も旧志布志町も、港にたくさんのお金を負担金という形で、国・県は直轄事業でありますけど、負担金という形でたくさん投入してきて、港を中心にしたまちづくりということから始まっているんですね。

そして、合併協議会では、市長が述べられておられますように、経費削減だとか機能性、駐車場の広いスペース、人口の重心地、こういったもの等々でここで良いというふうに決まったから、そうだということでありますけれども、私は本当にこの本庁舎の位置、そのことがどういう影響があるのかということを考えたときに、やっぱりこのままで、これから先５年、10年先を見据えたときに、いいのかなという思いがしてならんわけです。

私は、幸い志布志町地域に住んでいるせいかどうか分かりませんけれども、その声をたくさん聞くわけですね。もちろん、有明や松山の人たちともいろいろ話をさせていただいて、声は聞いております。ここがなくならなければいいという有明の方々もおられます。そして、松山町地域にとってはどちらでもいいよということ等も含めて、地域によっては志布志がいいとか、いろいろこれはあるわけですね。

そういった中で、このまちづくりの視点として本庁をどこに置いてやった方がいいのかということを、あと２か月もしたら選挙です、市長。その時に、今もってこのことについて、本庁の位置の見直し、そういったもの等々は少し考えられないものなのか。今の時点での市長の考え、思いを少し語っていただけませんか。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

このことにつきましては度々議員からお尋ねがあり、その度にお答えしてきたわけでございますが、基本的には私の任期中には、このことについては考えられないということでお答えしてきたところでございます。ということで、もう間もなくその任期が終わるということでございます。

合併直後ということもございましたので、その合併協議会の有り様というものについて、経緯について十分尊重しながら対応していくのが、まず第一かなと。そしてまた、その時に論じられた基本的

な考え方というものは、無駄な財政支出は避けようよということが前提になりまして、その当時の役場を活用しながら新庁舎、本庁舎というふうに位置付けようというのがあったということでございます。そのことを合併直後でございますので、尊重しながら考えてきたということでございます。

何回かお答えしましたように、今後、また市民の間で、そのようなことで本庁舎を改めてどうしようかということについて議論の気運が高まるとなれば、そのことは市全体の問題でございますので、そのことについては対応はしていきたいというふうに考えます。

**○25番（小園義行君）**　住民から声が上がればということですね、今の市長の答弁はですね。これまでは、「そういった声は小園さん、私のところには届いてないですよ」というふうに、ずっと答弁されてますね。これは議事録にもちゃんとそのように書いてあります、載ってますが。これ、再度、私は合併協議会の議事録だとか、そういったものをもう一回読み返してみました。慎重に議論されたはずです、それはですね。小委員会とか含めてですよ。

合併協の第３回の南曽於地区合併協議会等々で議案として上がって、これ、有明にするということが出るわけですけど、この合併協議会の中ではそれでいいよといって質疑も何も、この合併協議会のですよ、小委員会ではいろいろあったと思いますけど、ないわけですね。有明だと。ここに議事録がありまして、「新市の事務所の位置についてを議題といたします」ということで、慶田会長から提案がありまして、「意見ございませんか」ということで、「議案第26号、新市の事務所の位置については原案のとおり承認することとしてよろしゅうございますか」ということで、その前段で「このことに御質問を受けたいと存じます。何かございませんか。特にございませんのでお諮りいたします」と、今言いました「原案のとおり承認するということでよろしゅうございますか」ということでなっているわけです。これは、当然合併協議会で決まったから、今、市長はこのことをおっしゃっているんですね。それで、声が届いていないということも、ずっとおっしゃってきました。

そこで、今、市長の後援会の方から出されている志の会、これですね。636事業やりましたということで、市長、逆にここに「市民の皆様へ３つの質問」て、これ、すごいなあって僕は思いました。これ、考えられた人、すごいですよね。僕は、まさしくプロだなと思いましたね。このビラを見てですよ。市役所本庁舎を志布志に再移転すべきだと考えますかと、逆に住民の皆さんに質問されてるんですね。そして、合併前の合併協議会であらゆる方面から検討・協議を尽くして、現在の本庁舎が決定しました。その選定理由は経費削減、新庁舎を建設すれば40億円、２番目に機能性、３番目に駐車場などの広いスペース、そして４番目に、市長がよくおっしゃいます人口の重心地ということなどで、慶田会長の下、全会一致でスムーズに決定したものです。合併後の４年で、今また大きな財政支出を伴う移転話には「なぜ」と思いませんかと。これ、後援会で出されるということは、市長の元に本庁舎を志布志に移したらどうだという声が届いてたということになりませんかね。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

私どもがこのことについて考える際に、当然、合併協議会でどうこうあったということが前提になるということでございます。そして、私自身が答弁いたしております、私の手元にはそのような形で庁舎移転についての声が直接届いてないということにつきましては、先日来お話しますように、市長

という立場で私自身に、合併後のこの本庁舎、有明庁舎について問題があるから別な所に考えた方がいいんではないかという直接的な意見はなかったと。特に、移動市長室でもなかったということでございます。

**○25番（小園義行君）**　そういう状況の中で、市長の後援会の方からですよ、これ、本庁舎を、そういう声がないんだったら、本庁舎を志布志に再移転をすべきだと考えますかって、こういうのは普通出ないはずなんですよ、声が届いてないんだから。届いてないわけでしょう。でも、後援会としてそのことを質問をされているということは、市長の元に届いていたということに、僕は普通に国語を理解する人間としては、このビラを見たら「届いてたんだね、やっぱり」って思ったんですよ。いかがですか。

**○市長（本田修一君）**　私自身、直接的に届いていたということではなく、後援会の方がそのような話を聞いているというふうに伝えられたということでございます。ということで、そのことにつきましては、私自身の考え方というものもございますので、理解を得たいということで、そのような形のビラの作成になったということでございます。

**○25番（小園義行君）**　これだとですよ、市長、本当にこれ、慶田さんはしょうがないですよね、会長だったわけだから。そのまんまですね。なかなか言い出しにくいですよね、こういうふうに書かれると、正直な話。でも、僕は政治家としてですよ、届いてないというふうにずっと言ってきた、そのことに対して僕は少し、この４年間、本当に本田市長は忙しくて住民と話すこともできないというような状況だったんだねっていうふうに思っちゃうわけですよ。だけど、この議会でですよ、何百人という人の支持をいただいた議員さんが何人も、商業や観光のものは志布志に移したらどうだとか、港に関するものを移したらどうだとか、本庁舎を志布志の方に持っていったらどうだと。これ、志布志町以外の有明町選出、今議会では松山町の迫田議員もビジョンとしてどうなんだということで少し質問としてお投げになる。これは、住民の声をもって私たち議員というのはいろんなことを質問するわけですよ。その声がそこに届いてないという、そのことを僕は非常に、これまで市民の目線でいろいろやりたいという本田市長であるにもかかわらず、なぜかこの問題だけには声が届いてないというふうにおっしゃる。市民の目線で僕たちはものを言っているつもりなんですよ。言われているから質問をしているんですよ。そのことをしたときに、届いてないとずっと言ってきた本田市長が、こういう質問を今度は住民に逆にされるというね、これはすごいビラだと思いますよ、僕も。プロが作ったんだねって思うぐらい、すごいものだと思います。そのことで、今まで届いてなかったということに対してね、僕は少しこれ、違うじゃないのと。あんたは届いてないと言っておきながら、質問をするということ自体、これ、大変失礼な話でしょう。そのことを言ってるんですよ。きちんと住民の目線でこのことを議論をしてきてたら、この役所の関係の人たちも自由かったつに仕事を通じていろんな、こうだね、ああだね、本当にどうなんだろうということを含めてですよ、やれたはずなのに、できない状況が生まれちゃってるということですね。そして一方では、今回もうあと２か月足らずの状況の中でこういうふうにされると、非常にこれ、僕たちから見たら不満ですよね。市民の皆様へ３つの質問で、こうでしょう。再移転すべきかって、声が届いてないのに何でそんな質問なんかできるんです

かね。僕はそこをね、市長として、政治家として、真剣に議会で言われるそのことについて向き合っていないというその思いから、今回、再度このことを取り上げたんです。

やっぱりですよ、市長、政治家として、きちんと真実を語らないといかんでしょう、ここでは。もちろん、ここも含めて。「ここでは」というのを訂正させてください。いつも真実を語らんといかんじゃないですか。届いてないって僕たちにずっと言っておきながら、これ、出し抜けにこんなのを、私の家にも届いたんですよね、これね。びっくりしましたよ、これを見て。でも、うまいなと思いましたけどね。そこはいかがですか、市長。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほども申しましたように、直接的に私のところまで届いてないということでお話を申し上げたところでした。今お話がありますように、議員が度々そのような意見を聞きながら御質問をされているということを考えるならば、十分それは市民の意見というふうに認識すべき内容だったというふうには思うところでございます。

今回そのような形でビラを作成しましたが、来期の市長選に向けてさまざまな形で、そのような庁舎移転についての意見があるということを後援会の方々が聞かれまして、そのことについて、それでは今までの状況等も含めて対応しなければいけないというような形で、そのようなビラの作成になったということでございます。

**○25番（小園義行君）**　市長、ぜひですね、これ、議会の議員が、ここで住民を代表して質問をしているわけです。私だけじゃないですよ、過去に何人も志布志の選出の議員の皆さんも質問されましたよね。私一人ならそれかなあって思うけれども、何人もされているんですよ、この問題では。だから、ぜひですね、これから先、まあ市政を担うということであれば、もっと住民の声には真しに耳を傾けないといけないんじゃないですかね。これは、ぜひそういった姿勢でやっていただきたいと。

そこで、この本庁舎を志布志に移すということで、よく考えるわけですよ、いつも。５年後、10年後、このまんまであろうとなかろうと、どうでもいいというふうに市長が思っているなら別だけど、これまでの答弁で「10年後、20年後もこのままであるとは考えていない」という答弁とか、未来永ごうにわたってこうだと、そして自治法のくくりからしたら条件的に落ちるという、このことは市長としては少し、ここで本当にいいのかなというのを持っているのではないかと僕は思っているわけですよ。その中で、志布志市のまちづくりとしたときに、本庁をやはり僕は志布志の、無駄な経費を使わないとしたら、総合支所に本庁機能を置いてですね、港の関係、そしてそれぞれ県や国の出先の機関の方々との連携、そして港に張り付いている企業の皆さん方との連携、一緒になって、僕は、力を発揮する、そして、そのためにインフラを含めてですね、いろんな整備をしていくということを考えられないのかなというふうに思うところです。仮に、10年後にじゃあやろうとしてもですね、もう遅いですよ。志布志全体が沈んじゃうじゃないですか、そのことでは。ぜひですね、昨日も迫田議員の方から将来に向けてのビジョンというのをお持ちじゃないのかということでやり取りを聞いてて、僕はそういうふうに思うわけですね。私自身も、本当にあそこを中心にして外にも内にも開けていく志布志市をしたときに、本当に一つ一つ、機能性だとか駐車場問題、重心地、あるでしょうけども、本当

に先々のことを考えたときにですね、僕は、今決断をすべきじゃないですか。恐らく今度の選挙ではですね、これ、大きな住民は争点になると思いますよ。もちろん、私も市議会議員の選挙に立候補させていただいて、この問題を訴えさせていただきます。もちろん、旧松山町や有明町の方々からしたらとんでもないやつって思われるかもしれませんけれども、志布志市のまちづくりとしての観点から考えたときに、きちんと支所機能のサービス低下を招かないようなことと含めてですね、全体のまちづくりとしてどうなのかということを訴えをさせていただきたいと、そういうふうに僕は思います。もちろん、立候補を表明されている慶田さんがどういうマニフェストを掲げられるか分かりませんけども、慶田さんだって、それ相当のものを持っておられると思うんですよ。ぜひですね、この問題については16回のうち14回ほど質問をしております。何回もして同じ答弁含めて、いろんな角度からしましたけど、この問題では、この私の任期中では最後です。

再度ですね、この後、市長の答弁をそのまま僕が街頭で演説したり、いろいろさせていただきます。ぜひ、選挙戦はあと２か月足らずですよ。お願いします。今、再度、志布志市のあなたは市長になりたいと立候補を表明されているんだから、そのまちづくりの在り方として、本庁舎の位置の見直し、そういったものを本当に考えていないのかですね、再度お願いします。これ、最後ですよ。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

新生志布志市になりまして４年がたち、どうにかこうにか融和が図られてきたと。そして、一体性が図られてきたというものではなかろうかなというふうに思っております。そして、そのようなものを基に新たに発展するまちというような志布志市の運営というものが、今後は求められるものというふうに思います。その中で、そこでそのような展開をする拠点ということについては本庁舎になろうかというふうに思いますが、その本庁舎をどこがいいかということにつきましては、先程来お話しますように、今後、機運が盛り上がりましたら、そのことについて対応していきながら、市民全体の問題として協議を重ねていきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）**　もう機運は盛り上がっているんですけどね。市長はそういう立場でしょう、機運が盛り上がったらやると。これは選挙戦の中でね、一週間このことを訴えたら、それ以前からも訴えますけど、市長、本当にこれ、よく考えないと、あなたは２期目も担当したいと思っているのかもしれないけれども、結果はそう簡単じゃないですよ。全国の合併選挙の２期目の市長さん、大体落選してますよね。それ、なぜかと言ったら、合併が本当に効果があったかと、よかったかと言ったら、これ、なかなか難しいでしょう。皆さんどこに行っても、僕は本当に合併してよかったと思っておられる人、あんまりいないと思います、正直なところですね。これ、ぜひあなた自身が、そのことはちゃんと今答弁されましたので、そのことでこちらは訴えるだけですので、分かりました。

じゃあ、次に高齢者福祉についてお伺いします。

この問題も何回も質問をしてきました。現在の、節目支給ということで1,005万円ですかね、約1,000万円ですよ。1,005万9,000円ですね、予算でそれぞれですね。この問題、75歳以上の方々を含めて、ぜひ全員支給にしてほしいというようなこと等を含めて、市長にそういう考えはありませんかと、こうやってきたわけですが、市長は、節目支給で、それで良いんだということでずっと答弁をされてき

ております。敬老祝金という、この目的からしたときに、僕はこの問題も大きなまた争点になるだろうというふうに思ってるんですね。なぜなら、市長は、合併協議会の決めていただいたことを尊重してやってきた。本庁舎の位置の問題もそうです。この敬老祝金もですね、ちゃんと当初は80歳以上全員支給だったんですね。２年目に、なぜか２年目にこうして変わってきた。このことは、合併協議会で決めていただいたことを変えたわけですよ。そりゃあ、新市になってから検討だとか、いろんなことがあるでしょう。でも、合併協議会で決まったことをずっとあなたは守っていきたいと、それを盾にいろんなことを答弁されてきたんですけれども、２年目から、これ、変わったですよね。だから、ぜひこれ、再度、敬老祝金については、僕は75歳以上というのをずっとこれまでも言ってきたんでしたが、そこについては考えられないものなのか。それは今みたいに3,000円とか5,000円とか１万円とか５万円とか、こういうことではなく、すべて等しくですよ、長寿を祝うという意味では3,000円なら3,000円でお願いをして、市からそういうものを頂いたという、共有できるですよ、みんな同列に、おれももらったからという、そういったものにできないものなのかなと。これ、高齢の方々は毎年敬老の日がきて、そのことを喜ぶ人と、あんまり面白くない人が出るわけですね。これ、本市の長い歴史の中でずっとやってきた、旧町含めてですよ。それを市になって、そうした。このことも合併になってよかったねと言われない、一つの大きな理由だと思うんです。仮に、もう一人の立候補される人が、このことについてちゃんとこういうふうにやりますということがマニフェスト等に載ったらですね、当然高齢者の方々、考えられますよね。これ、僕が試算してみたら一人3,000円で約1,670万円、約670万円ほどあれば、この問題というのは簡単にいくわけですよ。一般会計の繰り越しが３億1,400万円から20年度決算であります。一人3,000円、すべて等しく支給するということはできませんかね、これ。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

19年３月議会におきまして敬老祝金支給条例の一部を改正しまして、平成19年度から敬老祝金の節目支給を実施しております。今年度は、高齢者訪問を含めまして1,528名の方々が対象になっております。支給対象者や支給金額につきましては、市の広報と自治会の使送便で周知を図ってきております。また、支給前には各地区の民生委員会で支給対象者、支給金額等について説明をし、地域の声を報告してほしい旨も話をしているところでございます。今年度は、支給に関する苦情・問い合わせ等が３件ございました。

75歳以上の高齢者全員に支給できないかということでございますが、県内の18の市におきましては、75歳以上すべてに支給している市はないようでございます。奄美市が80歳以上全員に祝金を支給している以外は、志布志市よりも更に節目を限定した支給方法をとっているところが多いようでございます。現在の節目支給の実施については、皆さんの理解も出てきているというふうに考えるところでございますので、この形で続けさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

**○25番（小園義行君）**　そういう所があんまりないからやんないよということですけど、市長、子育て支援日本一のまちづくりを目指しますよということですね。これ、前例がないでしょう、いろんなことをやり出したら。だからすてきなんですよ。そっちがやってるから僕もやらないよというのは、ここは少し、そういう政策を掲げる本田市長としては少し新鮮味に欠けるんじゃないですかね。そこ

をやんないから僕はちゃんとやろうという、これぐらいの気構えがあって、市独自のそういうものをやっていかれたらどうだろうというふうに思うんです。

これはですね、今年の８月に曽於市の市長選挙がありました。あそこで共産党候補者が出たんですね。敬老祝金は全員支給にしようということで、あそこでは約2,000円ですよ。一人2,000円でいいじゃないかと、全員出そうということでやって、結果は負けましたけれども、すごいたくさんの票を頂いたんですね。争点は、敬老祝金を全員支給にということでありました。このことが少し鹿屋市の市議会の中で、ある議員からですね、「もう敬老祝金、役割を果たしたから廃止したらどうだ」って当局に言ったら、当局の方が何て答弁されたかというと、「先般行われた曽於市の市長選挙で、敬老祝金を全員支給にという候補がたくさんの支持をいただきました。そのことは私たち自身もきちんと受け止めなきゃいけないというふうに思っていますので、よって敬老祝金を廃止にするということ、そういう立場にございません」という答弁をされたわけですね。僕はその報告を聞いて、すごく「ああ」って思ったんですね。やっぱりですよ、どこの立場に立って行政が仕事をしているのかということだろうと思います。もちろん、ほら財政上のこととかいろいろあるから、そういうこともあるでしょうけども、本当に気持ちに沿うという、住民の目線から沿うという、そこに合ったところで行政をやっていくという本田市長の思いからしたらですね、私はほかの所がやってないからとかいうことじゃなくて、この予算の枠内でですよ、やるというふうに決まってるじゃないですか、この条例は。だから、そうしたら少し予算を増やしていただいて、金額を１万円にも２万円にもしろということじゃないでしょう、これ。仮に、今の予算でやったら1,800円ですよ、75歳以上の方にやると計算したらですね。これを少し考えてあげて、約700万円ほどですけど、そうしたら一人3,000円すべてに支給ができるというふうに、僕が頂いている資料から計算してみると、そうなんですね。このことについても、これ、僕は市長選挙、また、もちろん私たち議員としても政策として訴えさせていただきたいと思っていろいろやるわけですけど、争点になると思いますよ、これ。

市長として再度、これも最後ですけれども、この敬老祝金、やっぱり今までどおりでやっていくというふうにお考えなのかですね、ぜひお願いします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

先ほど曽於市の市長選のお話がございましたが、当然今お話があったように、敬老祝金のことで賛意を示されて投票された方がいらっしゃるということについては十分認識するところでございます。しかし、ほかの状況等も加味されてそのような得票数になったかなということも考えられるということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

本市の敬老祝金の支給につきましては、先程来お話しますように、節目というような形でさせていただいているところでございます。予算的には、ただいまお話があったように、幾らかの増額をしながらすれば3,000円全員支給というような形も可能ということにはなろうかというふうに思いますが、例えば、今年度は今対象になっている節目支給の方で1,528名、来年度につきましては1,688名ということで、対象者が毎年毎年増えてきたというような中でのこのような措置をとらせていただいたというようなことも御理解いただければというふうに思います。また、それぞれの節目節目でお祝いをす

るということにつきましては、いわゆる風習的なものもございますので、そのことに合わせて私どもは対応させていただいていると。そしてまた、その方々が更に次の節目を目指してお健やかな長寿を重ねていただくという祈りも込めてさせていただいているというふうに御理解いただければというふうに思います。

**○25番（小園義行君）**　市長の立場は、そういうことで理解をしました。

私たちの任期も２月の選挙以後、11日までということですかね。この間、４年間、本当に住民の皆さんが主人公だという立場で共産党の市議会議員として全力を挙げて頑張ってまいりました。昨日、迫田議員が「生涯最後の一般質問です」というふうにおっしゃいました。私は、大変御苦労さまでしたという思いとともに、私はもう少しさせてという思いがありまして、次の市議会議員選挙に立候補する決意であります。そして、選挙戦を通じてですね、本当にこのまち、志布志に住んでよかったと、市長が今おっしゃるようなその立場でですね、「住民が主人公」と。この立場を全力を挙げて、これから先も残されている私にとっての課題、そういったこと等を含めて、全力を挙げて戦って、この場にまた立ちたいものだというふうに思います。そして、皆さんとまた、いいまちづくりをしていくためにいろんな政策論争をして、議論してですね、本当に志布志市の議会、活発でいいねということを含めて、住民から信頼される議員として全力を挙げて、私はこれからも残されておる任期、そして選挙戦を通じて頑張ってまいりたいというふうに思います。

４年間、16回、いろいろお互いやりました。そして、お互い、時には感情的になったりですね、気分の悪いこともあったろうというふうに思いますけれども、それは容赦をしていただきたいと、議員という立場としてですね。本当に全力を挙げてやってきた４年間でありましたので、残されている２か月間、一生懸命やりたいと思います。

終わります。

**○議長（谷口松生君）**　以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

これで一般質問をすべて終了しました。

―――――――――○―――――――――

**○議長（谷口松生君）**　以上で、本日の日程は終了しました。

明日から17日までは、委員会等のために休会とします。

18日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会とします。

午後２時04分　散会

## 平成２１年第４回志布志市議会定例会（第４号）

期　日：平成21年12月18日（金曜日）午前10時41分
場　所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　報告
日程第３　議案第100号　志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第４　議案第101号　志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について
日程第５　議案第102号　ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
日程第６　議案第103号　コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
日程第７　議案第104号　志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第８　議案第105号　城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
日程第９　議案第106号　志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
日程第10　議案第107号　志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
日程第11　議案第110号　平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）
日程第12　議案第111号　平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第13　議案第112号　平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第14　陳情第　５号　安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書
日程第15　陳情第　15号　『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書
日程第16　発議第　８号　安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について
日程第17　発議第　９号　所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
日程第18　発議第　10号　電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について
日程第19　発議第　11号　茶業振興に関する意見書の提出について
日程第20　発議第　12号　志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21　発議第　13号　志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第22　議員派遣の決定
日程第23　閉会中の継続審査申出について
（産業建設常任委員長）
日程第24　閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

**出席議員氏名**（33名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 下平晴行 | 2番 | 西江園　明 |
| 3番 | 丸山　一 | 4番 | 八久保　壹 |
| 5番 | 玉垣大二郎 | 6番 | 坂元修一郎 |
| 7番 | 鶴迫京子 | 8番 | 藤後昇一 |
| 9番 | 迫田正弘 | 10番 | 毛野　了 |
| 11番 | 立平利男 | 12番 | 本田孝志 |
| 13番 | 立山静幸 | 14番 | 小野広嗣 |
| 15番 | 長岡耕二 | 16番 | 金子光博 |
| 17番 | 林　勇作 | 18番 | 木藤茂弘 |
| 19番 | 岩根賢二 | 20番 | 吉国敏郎 |
| 21番 | 上野直広 | 22番 | 宮城義治 |
| 23番 | 東　宏二 | 24番 | 宮田慶一郎 |
| 25番 | 小園義行 | 26番 | 上村　環 |
| 27番 | 鬼塚弘文 | 28番 | 重永重久 |
| 29番 | 丸﨑幹男 | 30番 | 福重彰史 |
| 31番 | 野村公一 | 32番 | 谷口松生 |
| 33番 | 若松良雄 | | |

---

**欠席議員氏名**（０名）

---

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 本田修一 | 副市長 | 井手南海男 |
| 教育長 | 坪田勝秀 | 総務課長 | 中﨑秀博 |
| 情報管理課長 | 徳満裕幸 | 企画政策課長 | 溝口敏久 |
| 財務課長 | 溝口　猛 | 港湾商工課長 | 萩本昌一郎 |
| 市民環境課長 | 竹之内宏史 | 税務課長 | 外山文弘 |
| 福祉課長 | 津曲兼隆 | 保健課長 | 木佐貫一也 |
| 農政課長 | 白坂照雄 | 耕地林務水産課長 | 立山広幸 |
| 畜産課長 | 中﨑章文 | 建設課長 | 中迫哲郎 |
| 松山支所長 | 上原　登 | 志布志支所長 | 吉野健一 |
| 水道局長 | 井手佐喜雄 | 会計管理者 | 楠川昭博 |
| 農業委員会事務局長 | 大園　朗 | 教育総務課長 | 五代豊一 |
| 学校教育課長 | 山口幸彦 | 生涯学習課長 | 小辻一海 |

---

**議会事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 今井善文 | 次長兼議事係長 | 徳田弘美 |
| 調査管理係長 | 坂元正知 | 議事係 | 武田賢一郎 |

午前10時41分　開議

**○議長（谷口松生君）**　これから本日の会議を開きます。

――――――――――○――――――――――

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（谷口松生君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

――――――――――○――――――――――

**日程第２　報告**

**○議長（谷口松生君）**　日程第２、報告を申し上げます。

志布志港振興対策等調査特別委員長、農村・漁村地域活性化対策等調査特別委員長及び道路建設対策等調査特別委員長から、調査を終了した旨の報告書が提出をされましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

――――――――――○――――――――――

**日程第３　議案第100号　志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第３、議案第100号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　こんにちは。

ただいま議題となりました議案第100号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部からは福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、乳幼児医療費助成制度の利用者の負担軽減を図るため、助成対象となる乳幼児を６歳に満たない者から就学前の者に拡充することに伴う条例の一部改正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例の改正によってどのくらいの予算が必要となるのかとただしたところ、１月に診療をされて３月に支払う１か月分であるので、最大50万円程度ではないかと見込んでいるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第100号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第100号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――――○―――――――

**日程第４　議案第101号　志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第４、議案第101号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（迫田正弘君）**　ただいま議題となりました議案第101号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、12月９日、委員全員出席の下、港湾商工課長以下担当職員の出席を求め、審査を行いました。

本案について執行部の説明によりますと、指定団体は株式会社蓬の郷で、指定期間は平成22年４月１日から平成25年３月31日まで、管理を行わせる施設は蓬の郷で、業務の範囲は、蓬の郷の利用の許可、施設の維持管理、運営に関する業務である。

指定管理者候補の概要は、住所が有明町蓬原1650番地の５、名称、株式会社蓬の郷、代表者名、代表取締役原田洋一、株式会社設立年月日は、平成21年11月18日である。

株式会社蓬の郷は、現在の指定管理者である管理組合の職員６人と民間の協力者２人、合計８人でそれぞれ個人が出資をして、24株、240万円の出資額で会社を設立したものである。

選定委員会で選考の結果、応募した３団体のうち、採点結果は1,168点の最高点を獲得し、評価も総点の70％を超えており、当該施設の指定管理者として適正であると判断したということでありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、現在の指定管理者である管理組合の職員で会社を設立したということだが、陣容からして食堂、浴場部門については、これまでも指定管理してきた実績もあると思う。しかし、今まで池とか公園、さらに普現堂湧水源であるとか、あの辺一帯の管理があまりよくなかった。行政指導すべきではないかとただしたところ、御意見のとおり反省すべき点がたくさんある。公園、池の管理も含めて、これから先、グリーンツーリズム等の事業推進を図っていくには補助事業等も活用し、取り組みやすい体制を整えた上で会社と連携を取り、総体的に指導していきたい。おおむね、以上のような答弁でありました。

引き続き討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第101号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第101号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――――○―――――――

**日程第５　議案第102号　ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第５、議案第102号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（迫田正弘君）**　ただいま議題となりました議案第102号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、12月９日、委員全員出席の下、港湾商工課長以下担当職員の出席を求め、審査を行いました。

本案について執行部の説明によりますと、志布志町志布志327番地３、株式会社谷口製作所、代表取

締役谷口博盛をダグリ公園の指定管理者として引き続き指定しようとするものである。

指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までで、指定管理とする施設は、ダグリ公園の公園施設のうち海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰め所兼倉庫である。

業務の内容は、使用に関する業務及び施設設備の維持管理並びに運営に関する業務である。

今回の指定管理について非公募とした理由として、公園施設の業務の内容に特殊性があること、本団体でなければその管理を安定して行うことができないと考えられること。特に、ダグリ岬の遊園地の遊具については、すべて谷口製作所の所有であるなど。

また、指定管理料は前回と同額の1,300万円で契約をしたい。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、指定管理料は1,300万円ということだが、入場料等の収支状況及び経営状況はどうかとただしたところ、平成20年度の事業報告書によると、全体の収入が3,130万円であり、そのうち1,300万円は指定管理料で、差し引いた残りの1,830万円については、遊園地の入場料、レストラン、各種売り上げ等の収入である。支出については人件費が主で、支出合計は3,140万円となり、10万円の赤字となっているということでございました。

もう一つの質疑としまして、以前はイベント等をボルベリアダグリと一緒にやっていたが、これからも連携を取った形でできないかとただしたところ、御指摘のとおりダグリ岬一帯が連携しての取り組みをすることによって、いずれも相乗効果があると考える。休暇村と谷口製作所との協議の場を設け、連携が取れるようにしたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第102号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第102号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――○―――――

**日程第６　議案第103号　コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第６、議案第103号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第103号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、コミュニティセンター志布志市文化会館は、今年度で指定管理者の期間が終了するので、平成22年度から引き続き、志布志市公共施設等管理公社を指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものである。

指定管理候補の事業所は、平成４年に、旧志布志町時代に行政主導で公共施設の管理を効率的に行うことを目的に設置され、合併後に現在のこのコミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理を行っている事業所である。

主な事業内容は、施設の利用許可に関する業務、施設の利用に係る徴収に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、その他の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務、これら四つが主な業務である。

申請者の資格要件や、管理要項で示した指定管理者が行う業務を適切に行えるよう人員の配置や管理運営も計画されており、募集要項で求めた書類も適切に提出されている。

また、20年度の指定管理者業務評価表の検証結果においても、おおむね協定書に基づいた施設の管理・運営などがなされているとの評価を得ている。

なお、指定管理の契約期間は、平成22年４月１日から平成25年３月31日までの３年間である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、追加の付議案件説明資料の収支状況で収入の指定管理料が、22年度が21年度に比べ約150万円の減となっているが、その理由をただしたところ、21年度まで管理公社独自の職員給料表で予算計上していたが、22年度から市の嘱託職員と同じ待遇で給料を算定して減額した。また、今まで備品購入は管理公社で計上していたが、今回から市で計上することになったとの答弁でありました。

150万円の減額のうち、人件費分は幾らか、また市の嘱託職員と同じ待遇にするということであるが、管理公社の職員の給料はどうなるのか具体例で示せとただしたところ、人件費は約120万円の減少である。文化会館の日中管理責任者の女性の賃金の例では、月額で管理公社では16万円であったのを、市の嘱託職員の基準で17万2,000円で公募したが、公社から申請があった収支計画では14万5,000円とな

っており、公募より２万7,000円少なく計上されているとの答弁でありました。

市長は本会議でも、雇用は労基法を遵守してやると言明したにもかかわらず、指定管理によって管理公社の正規職員の賃金が４月から２万7,000円も下がるのは大変な問題ではないかとただしたところ、このことは行革などいろいろな中で協議されたところである。生涯学習課としても、問題であるので交渉してきたとの答弁でありました。

この人件費の問題については、市長及び総務課に対して総括質疑が必要であるということでありましたので、生涯学習課への質疑を終了し、市長及び総務課に総括質疑をした後に結論を出すことになりました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、管理公社が公募の際の給与体系の見直しで、ある職員の場合で、市が17万2,000円で公募したのに対し、２万7,000円少ない14万5,000円で申請している。今の時期に２万7,000円も下げるような給与を市の方は認めて、議案として提案される姿勢をただしたところ、今回の提案事項は給料の減額という事項も含まれていることの説明は受けていた。このことは職員とも話し合いながら対応している内容である。今後、指定管理料の中で調整することも考えていくとの答弁でありました。

管理公社で働く人たちの待遇を含めて、この提案に当たっての市長の考えをただしたところ、管理公社の自助努力を得ながら、市長としてこのことについては確実な形で取り組みたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第103号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第103号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――――○―――――――

**日程第７　議案第104号　志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第７、議案第104号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第104号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員の出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、やっちくふれあいセンターは、今年度で指定管理者の期間が終了するので、平成22年度から引き続き、サンエス総合ビルメンテナンスを指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものである。

指定管理候補者の事業所は、平成元年に設立された清掃などビルメンテナンス業などを行っている事業所で、現在このやっちくふれあいセンターの指定管理を行っている事業所である。

主な業務内容は、施設の利用の許可に関する業務、施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、その他施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務の四つが主な業務である。

申請者の資格要件や、募集要項で示した指定管理者が行う業務を適切に行えるよう人員の配置や管理運営も計画されており、募集要項で求めた書類も適切に提出されている。

また、20年度指定管理者業務評価表の検証結果においても、事業内容については、適正な運営や維持管理が行われている、従事者の経験、専門性を生かし、極力管理者で対応している。その他については、行政と協議しながら対応しており、利用しやすい施設づくりに努めているとの評価を得ている。

なお、指定管理の契約期間は、平成22年４月１日から平成25年３月31日までの３年間である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑いたしまして、指定管理料が毎年減少している理由は何かとただしたところ、今まで受け付け窓口業務は２名で対応していたが、今回検討した結果、１名で十分と判断して１名減とした。それと、清掃業務について、サンエスは専門業務ということで削減したことなどによるものであるとの答弁でありました。

施設の利用者数が、20年度は19年度より6,200人ぐらい減っている原因は何かとただしたところ、利用者のカウント数の方法を変えたのと、文化事業の開催回数によって変動があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第104号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定い

たしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第104号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第104号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――――――○―――――――――

**日程第８　議案第105号　城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第８、議案第105号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第105号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、城山総合公園の運動施設は、今年度で指定管理者の期間が終了するので、平成22年度から引き続き、志布志市シルバー人材センターを指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものである。

指定管理候補者の事業所は、平成18年の合併により旧３町のシルバー人材センターを合わせて、社団法人志布志市シルバー人材センターとし、定年退職者などの高齢者の就業の機会を確保し、組織的に提供して、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

主な業務の内容は、施設の利用の許可に関する業務、施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務、

施設及び設備の維持管理に関する業務、その他の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務、これら四つが主な業務である。

申請者の資格要件や、募集要項で示した指定管理者が行う業務を適切に行えるよう人員の配置や管理運営も計画されており、募集要項で求めた書類も適切に提出されている。

また、20年度の指定管理者業務評価表の検証結果においても、指定管理者は体育施設の設置目的を理解し、施設それぞれの特性を生かした管理運営に努めており、おおむね良好な管理がなされている。維持管理状況は、従事者の経験、自己努力と取得技能を生かし、極力管理者で対応している。早朝利用の希望が多数寄せられたため、要望にこたえる取り組みが実施されたとの評価を得ている。

なお、指定管理の契約期間は、平成22年４月１日から平成25年３月31日までの３年間である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、20年度指定管理者評価表の苦情などの対応で丸印の良好の評価であるが、利用者の苦情の声を数多く聞く。また、有明本庁の体育館などについてはよく管理されているが、松山の城山運動公園については教育委員会が苦情を受けて、何回となく指示してやっと動く状況であるという。選定委員会でもこの点は理解していたのかとただしたところ、この評価表は20年度分で、おおむね良好な管理がなされていたが、21年度に入ってシルバーの担当者が替わってからそのような状況になった。苦情については毎月の定例で指示している。選定委員会でも、シルバー人材センターには苦情があることへの改善を強く要望していきたいと話はしたとの答弁でありました。

今のままの状況では、はたしてシルバー人材センターに管理能力があるのか疑問があるので、市長に対し総括質疑が必要であるということでありましたので、生涯学習課への質疑を終了し、市長に総括質疑をした後に結論を出すことになりました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

城山運動公園のシルバー人材センターの管理については、非常に苦情が多い。教育委員会が芝刈りを何回指示してもしないような中で、来年度は今まで建設課が所管していた分まで管理することになるが、シルバーの今の体制のままで管理能力があるのか。そういうところにあえて発注して良いのか、市長としての見解をただしたところ、シルバー人材センターの理事として誠に恥じ入るところである。今後の管理については、他の地域にも劣らない形での管理をするように、発注者として管理監督したいとの答弁でありました。

昨年はあわや死亡事故になるようなプール事故もあったので、市長として厳しく指導するようにとただしたところ、指定管理要項の中に管理に不備があった場合、指定取り消しもあるので、その点も含めて注意・指導していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第105号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第105号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――――○―――――――

**日程第９　議案第106号　志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第９、議案第106号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第106号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、志布志運動公園の運動施設は、今年度で指定管理者の期間が終了するので、平成22年度から引き続き、志布志市公共施設等管理公社を指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものである。

指定管理候補者の事業所については、さきに議案第103号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定で説明したとおりである。

その管理の主な業務内容は、さきの議案第105号で述べた業務と同じ四つの業務が主なものとなっている。

申請者の資格要件や、募集要項で示した指定管理者が行う業務を適切に行えるよう人員の配置や管理運営も計画されており、募集要項で求めた書類も適切に提出されている。

また、20年度の指定管理者業務評価表の検証結果においても、志布志運動公園運動施設は平成19年４月から指定管理を行っており、利用状況については、年次増加傾向にあるとの評価を得ている。

なお、指定管理の契約期間は、平成22年４月１日から平成25年３月31日までの３年間である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、所管の20年度業務評価で、課題ありの三角が６項目もある。他の議案の指定管理者は０～３項目であり、このことを担当としてはどう考えているのかとただしたところ、管理体制については訓練・研修を実施していなかったこと、財務状況については自主財源がなかったこと、運営状況については自主事業を行っていなかったので三角の評価をした。今回の申請に当たっては、これらの評価を踏まえて自主事業などの計画も挙がっているので、今後に期待したいと考えているとの答弁でありました。

事務局長の人件費について、この人は現在も職員で、そのままの金額で管理料に上乗せされているのかとただしたところ、事務局長については市嘱託職員の単価の17万2,000円で積み上げをした。申請者は18万円で計上している。現在の給与は24万円となっている。はっきりした額は、総務課の単価で、委託料の実績になるので分からないとの答弁でありました。

ここで、人件費の問題については、さきの議案第103号と同様に市長及び総務課に対しての総括質疑が必要であるということでありましたので、生涯学習課への質疑を終了し、市長及び総務課に総括質疑をした後に結論を出すことになりました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、管理公社の事務局長で現在22万4,000円もらっているのを、議案第103号とは逆に、市の方は17万2,000円で公募している。市長はこのような内容を把握しているのかとただしたところ、議案第103号で報告しましたのと同様の答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第106号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第106号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第106号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

―――――――――○―――――――――

**日程第10　議案第107号　志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第10、議案第107号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第107号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、志布志市有明体育施設は、今年度で指定管理者の期間が終了するので、平成22年度から引き続き、志布志市シルバー人材センターを指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものである。

指定管理者の事業所については、先ほど議案第105号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定で説明したとおりである。

主な業務の内容は、先ほど議案第105号及び議案第106号の各運動施設の指定管理者の指定で説明した業務となっている。

申請者の資格要件や、募集要項で示した指定管理者が行う業務を適切に行えるよう人員の配置や管理運営も計画されており、募集要項で求めた書類も適切に提出されている。

また、20年度の指定管理者業務評価表の検証結果においても、有明体育施設の利用状況は、平成19年度から年間利用者は全体で約４万人と、横ばいの状況である。特に、Ｂ＆Ｇプールにおいては、全国的な事故発生を受けて、監視体制の強化と水難救助法の確立、救命用具の整備などを行い、緊急事項に対し講習や勉強会などを開いて市民の安全に努力された結果、水難事故もなく、適正な人員配置がなされたため、利用者も増加傾向にあるとの評価を得ている。

なお、指定管理の契約期間は、平成22年４月１日から平成25年３月31日までの３年間である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、20年度の指定管理業務評価の利用者の意見として、予約が市外・市内を問わず一律となったことから、野球場を思うように使えないという市内利用者からの苦情があったとあるが、一律とはどういうことか。また、市外・市内の調整はしているのかとただしたところ、合併して旧３町や市外からの利用者数が増えたためである。基本的には市内を優先して、大きな大会は事前に日程に入れて調整しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第107号、志布志市有明

体育施設の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定しました。
以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。議案第107号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第107号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

───────────○───────────

**日程第11　議案第110号　平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）**

**○議長（谷口松生君）**　日程第11、議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）を議題とします。
本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。
まず、９番、迫田正弘総務常任委員長。

**○総務常任委員長（迫田正弘君）**　ただいま議題となりました議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過とその結果について報告いたします。
本委員会は、12月９日、委員全員出席の下、関係課長、志布志支所長、松山支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。
はじめに、財務課の審査に入り、次の説明を受けました。
説明の主なものとして、第３表地方債の補正は、各事業の執行に伴い総額で7,460万円の増額補正を行うことや、地方債の現在高見込みに関する調書について、当該年度末の現在高見込み額は、総額238億8,526万1,000円となる見込みであるとの説明がありました。
これらに対する質疑として、ここ２年で地方債残高が15億円ほど増えている現状をどうとらえているかただしたところ、これは畑かんの償還分約15億7,000万円、臨時財政対策債約８億円の借入額の増が主因である。財政計画では、当初、96億円程度の合併特例債を借り入れするという説明を議会にも

しているところである。来年度以降の予算編成は、財政計画に沿った起債の借り入れとしたい。なお、国の景気対策の関連で起債が増えることも予想されるが、起債残高については極力抑制したいと考えているとの答弁でした。

次に、総務課分の審査の内容について報告いたします。

補足説明といたしまして、国の事業で防災情報通信設備整備事業が新設され、補助金が交付されるため、消防費補助金を670万9,000円増額補正する。この事業は、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等対処に時間的な余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するための設備、いわゆる全国瞬時警報システム、Ｊ－ＡＬＥＲＴ（ジェイアラート）を全額国費で整備するものである。整備する備品としては、人工衛星受信用アンテナ、専用の受信機、同報無線自動起動機、自動起動機無停電電源装置等であるとの説明でした。

これに対する質疑として、全国瞬時警報システムとはどんな仕組みかただしたところ、このシステムは、気象庁や内閣官房から人工衛星を経由して送られてきた緊急通報を専用受信機で受けて、無線自動起動装置が作動し、現在本庁に設置してある防災無線の親卓の制御卓が自動的に、そして瞬時に、志布志、松山、有明地域の屋外拡声器並びに個別受信機へ情報を流すという仕組みである。事態発生から市へは１ないし２秒で情報が入り、防災無線からは５秒から23秒以内に市民に情報が伝達されるとの答弁でした。

さらに、防災無線で緊急情報を流すということだが、個別受信機を設置している所はいいとしても、屋外受信機だけの所は難聴地域もあり、情報伝達に格差がある。特に志布志地区の場合、津波の心配もあり、難聴問題を先に解消しなければ情報が伝わらないのではないかとただしたところ、現在、申し出のあった所については個別受信機を配付しているが、追い付かない状況である。これについては、情報管理課の情報通信基盤整備事業（ＩＣＴ事業）により、ＦＭ告知の端末が各家庭に導入できるという動きもあり、それによる対応も考えているとの答弁でした。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明によりますと、企画費中、国際青少年音楽祭実行委員会への補助金191万円の減額補正は、当初イギリスのリバプールの人たちとの交流を計画していたが、新型インフルエンザの流行により中止となった。たまたまベルギーのフランダースリコーダーカルテットの公演が鹿児島県内で催されており、急きょ来市をお願いし、交流を行った。結果的に当初計画より経費が安く済んだので減額補正するとの説明でした。

これに対する主な質疑として、今回のリコーダーカルテットは学校でも交流コンサートを行い、非常に好評であったと聞く。本物の芸術を子供たちに生で感じてもらう、これが一番大事なことだと思う。予算等のこともあるので祭りなどともリンクさせて、こうした文化事業を今後も続けてほしいと思うがどうかとただしたところ、子供たちが成長する課程の中で、文化に親しむ機会を継続的にやっていった方が良いと考えるとの答弁でした。

以上で所管に関する各課の審査を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務常任委員会に付託となっていた

所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**〇議長（谷口松生君）**　次に、８番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

**〇文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となっています議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、社会福祉費の社会福祉総務費は662万8,000円の補正額で、報償費は中国残留邦人支援相談員の謝金で、高齢なため訪問回数を増やしているためである。

障害福祉総務費は、市の障害者計画及び障害福祉計画を見直し、策定する予定であったが、合併後に計画を作成している所は現在の計画を継続していくことになったので、165万1,000円を減額するものである。

自立支援費は422万3,000円の補正額で、委託料は日中一時支援事業に要する経費が主なものである。

児童福祉費、児童福祉総務費の減額補正については、子育て応援特別手当とわがまち子育て応援手当の経費810万9,000円である。民主党政権による事業見直しで、子育て応援特別手当が事業停止となった。事業執行の前提であった事業の停止により、わがまち子育て応援手当についてもとりやめることとしたためである。

報償費の200万円は、出産祝金20名分の増額補正である。

保育所費の2,932万5,000円の補正の主なものは、扶助費の保育所運営費である。入所児童数の増と、年齢構成で１・２歳児が年度当初より増えたことによるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、障害福祉計画策定事業は、毎年当初で見直しをして予算計上し、その後削除という形で出てくるのか。また、次の見直しはいつになるのかとただしたところ、国や県の方針は、通常であれば５年間の計画、３年目に見直しとなる。だが、21年度の見直しは本市はしなくていいということで、22年度も計上することとなる。次の見直しは平成23年度になるとの答弁でありました。

保育所運営事業の扶助費の内訳と待機児童の状況をただしたところ、扶助費の内訳は保育所運営費である。主な要因は、21年当初見込みより児童数が570名増加し、年齢構成も１・２歳児が400名増加し、保育単価が上昇したのを反映した予算計上である。待機児童は今はない。定員数と総入所者数を比べれば、まだ余裕があるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、国庫支出金、衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金の72万1,000円と、県支出金、衛生費県補助金、保健衛生費補助金の58万4,000円の増額については、合併処理浄化槽設置整備事業の増設に伴うものである。

諸収入、雑入は、平成20年度の分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了したことに伴い、財団法人日本容器包装リサイクル協会から再商品化合理化拠出金1,591万6,000円が支払われたので増額するものである。

歳出では、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の報償費は、歳入の雑入で申し上げた再商品化合理化拠出金に伴い、資源ごみ分別報奨金を500万円増額するものである。

し尿処理費は、負担金補助及び交付金として公共用水域保全事業に300万円、合併処理浄化槽設置事業に216万4,000円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、雑入の再商品化合理化拠出金は、今年が初めてか、また今後も続くのかとただしたところ、今年が初めてであり、平成18年６月に改正容器包装リサイクル法が公布され、市町村への拠出金が新設されたことに伴い、20年度実績により支払われたものである。法に定まったものであり、確認したが、今後も続くということであるとの答弁でありました。

資源ごみ分別報奨金は来年度以降も昨年と同様に配分されるのかとただしたところ、今回の拠出金は市民の協力により成し得たためであり、財政当局とも協議し、３分の１程度を来年度以降も自治会に配分したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、国庫支出金、教育費国庫補助金は、安全・安心な学校づくり交付金で、松山中学校耐震補強改修工事に係る補正である。

歳出では、教育費、教育総務費、事務局費の報酬は、20年度末まで職員の欠員分を嘱託職員で対応し、報酬で計上していた分を職員が配置されたことに伴い減額するものである。

中学校費、学校管理費の委託料と工事請負費は、松山中学校耐震補強改修工事と七中学校分の地デジ受信設備の改修工事の監理業務委託料と工事請負費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松山中学校の耐震補強事業の国の補助率は幾らか、２分の１以上が市債であるが、１億8,990万円で委託を含めてすべての工事は完了するのかとただしたところ、国の補助率は基本的には２分の１で、通常は３分の１である。今年度は、耐震・防水・改修を含めて２分の１にかさ上げされたが、来年度以降は不明である。監理業務委託料が490万円、残りは改修工事分である。公共施設臨時交付金に手を挙げているが、まだ明解な内示が来ていないので、当面は市債で計上し、交付金が明確になれば最終的には予算の組み替えになるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、社会教育費、公民館費の需用費、73万円の減額は、校区公民館用の花苗代の執行残によるもので、工事請負費の49万7,000円の減額は、潤ヶ野地区営農研修センターの増改築工事完了に伴う執行残である。

文化会館費、工事請負費の46万9,000円の減額は、やっちくふれあいセンター出入り口道路取り付け補修工事完了に伴う執行残である。

保健体育費、保健体育総務費の負担金補助及び交付金の25万5,000円の増額は、本年度は志布志市スポーツ少年団の全国大会出場が多く、今後も年度内に２団体、３大会の出場が決定しており、補助金に不足が生じたため増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、インターハイなどの全国大会出場をする時に横断幕などを張っているが、その際、市の基準はあるのかとただしたところ、昨年までは横断幕を張っていたが、今年からはなくなって、全国大会で優勝した選手・団体に対し、懸垂幕のみをしているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、老人福祉費の負担金補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等交付金事業は、スプリンクラー設置希望のあった３施設に交付する交付金である。介護基盤緊急整備等特別対策事業は、小規模多機能型居宅介護事業所を１施設、整備するものである。

歳入では、国庫補助金、民生費国庫補助金は、地域介護・福祉空間整備等交付金事業及び介護基盤緊急整備等特別対策事業に係るものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護予防支援事業の派遣職員給与負担金の減額は、包括支援センター派遣職員の人数が減った分かとただしたところ、当初は社協からの派遣職員を３名予定していたが、２名に減少した分であるとの答弁でありました。

１名分で高額の415万円の減額となっているが、実際に社協で支払っている金額と同じかとただしたところ、今回の人件費は実際に社協で支払う金額と同額であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

すみません。金額を読み間違えましたので、訂正いたします。

子育て応援特別手当、わがまち子育て応援手当経費は8,010万9,000円であります。

訂正いたしまして、おわびいたします。失礼しました。

**○議長（谷口松生君）**　次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（立平利男君）**　ただいま議題となっています議案第110号、平成21年度志布

志市一般会計補正予算（第５号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、土地改良費の負担金補助及び交付金については、曽於東部土地改良区への負担金、曽於東部地区（松山地区）・曽於東部２期地区（志布志地区）の負担金の確定、県営畑地帯総合整備事業費の変更、国営かんがい排水事業地元負担金繰り上げ償還額の確定に伴う減額補正である。

歳入の主なものは起債の減額で、農林水産業債の一般公共事業分の畑地帯総合整備事業と一般単独事業の合併特例事業の減額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国営の負担金はこれで終わりになるのかとただしたところ、国営事業については、償還が平成19年度から本年度までということで、終了になるとの答弁でありました。

県営畑地帯総合整備事業負担金については、県営事業費がどういう変更になったのかとただしたところ、工事については、今、南部地区は管の施設と同時に園内の工事も行っているので、園内の工事申し込みが多ければそちらの方にという形になろうかと思う。今年は、東部の方も二反野農道を施工していて、その分で東部が若干増えて、南部の方は園内工事が増えたので、園内工事は受益者負担を伴うことから、市の負担が減るという形で変更になった分であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、土木費国庫補助金で住宅建築物安全ストック形成事業460万円を新規で計上しているが、これは、当初地域住宅交付金事業で実施計画していた耐震改修促進計画策定業務委託を、より有利な補助事業、補助率100％のこの事業に切り替えて執行することにしたためである。

土木費県補助金の地下壕緊急対策促進事業40万円については、松山・志布志・有明地区３か所の壕口封鎖を県の２分の１の補助で行うものである。

歳出の主なものとしては、道路維持費で市道弓場ヶ尾・曲瀬線の用地取得費170万円を追加し、特殊地下壕対策費で県地下壕緊急対策促進事業の工事請負費80万円を追加している。

また、住宅管理費で地デジ放送受信設備改修事業分を90万円追加しているが、これは、当初平成21・22年度の２か年事業としていた本事業を今年度で完成させ、事業の促進を図るものである。

住宅建設費の公有財産購入費は通山団地の用地取得費800万円で、住宅建設予定地を２筆、719.62㎡を798万4,956円で土地開発公社から買い戻すものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、３か町のそれぞれの地下壕の入り口封鎖の箇所数と、所有者がどういう

形の中で入り口封鎖の判断をしていくのかとただしたところ、今回事業を行う箇所は、有明が野神地区、志布志が北ノ又地区、松山が尾野見地区の合計３か所で、人が中に入れないように壕口の封鎖を行いたいと考えている。所有者については、ふさいでもいいという承諾をもらって壕口の封鎖を行う事業になっているが、承諾は既にもらっているとの答弁でありました。

通山団地の次期住宅建設予定地を購入した後の建設計画はどのようになっているのかとただしたところ、通山については、平成18年度にストック活用計画を作成して、建て替えという形で位置付けされた団地である。20戸団地という形で計画して、１棟４戸を今年度建てている。財政等の問題もあるが、一応１棟４戸を１年おきに計画しているとの答弁でありました。

古い住宅を建て替える場合、新しい住宅に入居される方については、基本的にもともと入居されていた方を優先するのか。その場合、新しい住宅の家賃はどのように変わるのかとただしたところ、通山団地は建て替え団地なので、既存の入居者が優先入居という形を採る。家賃については、約６年かけて段階的に上げていくという形を採り、現在の家賃が通山団地は約2,000円程度で、それが６年目には２ＤＫで約１万8,000円、３ＤＫで約20,000円台になる予定であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出で畜産業費の総額560万3,000円の減額の内容は、報償費で畜産共進会関係の費用について、出品頭数の減により359万5,000円の減額、負担金補助及び交付金で活動火山周辺地域防災営農対策事業について、入札による執行額の確定により200万8,000円の減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産共進会について、出品頭数の減が減額の理由だが、春季曽於地区肉用牛共進会は全額が執行されている。その内容についてただしたところ、春季曽於地区肉用牛共進会については、１頭２万5,000円で42頭分計上していたが、その予定頭数が全頭出品されたということであるとの答弁でありました。

畜産共進会の出品頭数の減は、子牛価格の低迷によるものか、それとも生産戸数の減によるものかとただしたところ、それぞれ郡の共進会で地区の代表にならないと県などへの共進会には出席できない。今回は、そこに見合うような郡での成績を収めることができなかったのが大きな要因である。本市において、飼養技術のレベルはあると受け止めているので、来年度へ向けて、更に農家の方々と一体になりながら、共進会等への取り組みを進めていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の不動産売払収入について、松山地区の内之野自治会の分収林の立木売り払いを実施したところ、96万円の歳入があり、既定予算20万5,000円に対し、75万5,000円の増額をするものである。

歳出で、林業振興費の負担金補助及び交付金については、分収林の立木売り払いにより分収林分収交付金の不足額51万9,000円の増額をするものである。分収率は市３割、自治会７割なので、内之野自

治会への分収林分収交付金が、総額で64万4,000円になる。

林道整備費については、林道境屋柳井谷線の法面及び路肩復旧工事費622万円の増額をお願いしている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、林道境屋柳井谷線の法面及び路肩災害復旧工事については、災害復旧にかからないのかとただしたところ、災害復旧については１時間当たり20ミリ、１日80ミリ以上の降雨であり、該当しないとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第110号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第５号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第110号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

―――――――○―――――――

午後０時07分　休憩

午後１時10分　再開

―――――――○―――――――

**日程第12　議案第111号　平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）**

**○議長（谷口松生君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第111号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第111号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳出の総務管理費、一般管理費は、後期高齢者医療システム導入に伴う委託料の32万1,000円である。

歳入の国庫補助金は、システム導入に対して、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が歳出と同額補助されたものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、引き続き討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第111号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第111号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第111号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

――――――○――――――

**日程第13　議案第112号　平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）**

**○議長（谷口松生君）**　日程第13、議案第112号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（藤後昇一君）**　ただいま議題となりました議案第112号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月９日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳出では、保険給付費、介護サービス等諸費は、主に要介護者の現在の実績を見込んで増減するものである。

介護予防サービス費等諸費は、主に要支援者の実績を見込んで増減するものである。

高額介護サービス等費は、一月の居宅サービス利用料が一定額を超える場合に支給するもので、実績を見込んで550万円を増額するものである。

特定入所者介護サービス費は、実績から不足額が発生する見込みから、170万円増額するものである。

地域支援事業費、介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費は、温泉施設利用者や生活機能評価の対象者が当初見込みより少なくなったための減額補正である。

包括的支援事業・任意事業費は、社協に委託している配食支援対象者が当初見込みより減少したため減額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高額介護サービス費とは、一定額を超えた部分を補助する事業かとただしたところ、介護サービスを受けて、負担した１か月分の利用料が基準となる一定額を超えた分を、介護度にかかわらず介護者に支給する事業であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第112号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第112号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第112号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

――――――○――――――

**日程第14　陳情第５号　安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書**

**○議長（谷口松生君）**　日程第14、陳情第５号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書を議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（立平利男君）**　ただいま議題となりました陳情第５号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当陳情につきましては、６月定例会、９月定例会、今期定例会において、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、継続して審査を行ったところであります。

当陳情に対する執行部の意見を求めたところ、本市にかかわる国土交通省の出先機関としては、大隅河川国道事務所、志布志港にある港湾事務所がある。大隅河川国道事務所においては、東九州自動車道の整備を直接担ってもらっているところであり、引き続き整備を進めてもらいたいことから、志布志港の整備も含めて、出先機関は当面存続させていただきたい。また、国の直轄事業の削減とかも示されている中で、地方自治体としても地方の整備局にお願いに行ったりなど、やはり地方を分かるのは地方の出先ということ等を考え、存続ということでお願いしたいとのことでありました。

討論を行い、志布志市としては出先機関が必要であると思うので、採択でお願いしたいとの賛成討論があり、採決の結果、陳情第５号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書については、賛成多数をもって、採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第５号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、陳情第５号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

―――――――○―――――――

**日程第15　陳情第15号　『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書**

**○議長（谷口松生君）**　日程第15、陳情第15号、『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（迫田正弘君）**　ただいま議題となりました陳情第15号、『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、12月９日、委員全員が出席し、審査を行いました。

この陳情書は、地域経済を支えている中小業者の働き手である家族労働者の自家労賃は、所得税法上、必要経費と認められていないため、その分が課税対象となり不合理であるとして、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出してほしい旨の趣旨で陳情に及んだものであります。

審査にあたり委員から出された意見として、小さな企業、あるいは家庭内で作業をされているような中小企業等にとっては、非常に矛盾を感じる法律の56条であろうと考える。世界の流れが、アメリカ、フランス、ドイツなどでも家族労働の賃金を必要経費にみている。やはり、日本も諸外国と同じようになっていくのが本当ではないかといった意見が出されました。

引き続き討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第15号、『所得税法56条の廃止を求める意見書』の採択を求める陳情書については、賛成多数をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）**　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第15号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、陳情第15号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

―――――――○―――――――

**○議長（谷口松生君）**　日程第16、発議第８号、及び日程第17、発議第９号の２件につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、委員会への付託を省略します。

―――――――○―――――――

**日程第16　発議第８号　安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第16、発議第８号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○産業建設常任委員長（立平利男君）**　ただいま議題となりました発議第８号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第５号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書につきましては、産業建設常任委員会に付託となっていましたが、審査の結果、委員会において採択すべきものと決定いたしました。それを受け、産業建設常任委員会として、意見書提出の議案を提出するものであります。

提出の理由としましては、本市を含め九州地方においては、水害、土砂災害の発生する割合が多く、自然災害に対する早急な対策とともに、人口や所得等の伸びの地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要であることから、国民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理について責任を持って実施するよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、鳩山由紀夫、国土交通大臣、前原誠司でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第８号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第８号は、原案のとおり決定されました。

―――――――――○―――――――――

**○議長（谷口松生君）**　お諮りします。

ただいま議決されました発議第８号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

―――――――――○―――――――――

**日程第17　発議第９号　所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第17、発議第９号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○総務常任委員長（迫田正弘君）**　ただいま議題となりました発議第９号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第15号､所得税法56条の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書は、総務常任委員会に付託となっていましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、中小業者は地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小業者を支えている配偶者など家族従業者の働き分は、所得税法第56条により必要経費と認められていないため、社会的、経済的な自立を阻害し、後継者不足に拍車を掛けている状況である。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎を築くためにも、所得税法第56条を廃止することを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、鳩山由紀夫、法務大臣、千葉景子、財務大臣、藤井裕久であります。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第９号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第９号は、原案のとおり決定されました。

――――――○――――――

**○議長（谷口松生君）**　お諮りします。

ただいま議決されました発議第９号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

――――――○――――――

**○議長（谷口松生君）**　日程第18、発議第10号、及び日程第19、発議第11号の２件につきましては、会議規則第39条第３項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第10号及び発議第11号の２件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

――――――○――――――

**日程第18　発議第10号　電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第18、発議第10号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○９番（迫田正弘君）**　ただいま議題となりました発議第10号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、藤後昇一議員、同じく産業建設常任委員長、立平利男議員であります。

提出の理由としましては、電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、生

活基盤整備等へ充当され、住民生活の利便性向上に活用されているが、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えることとなる。よって、市町村にとって必要不可欠な財源である同交付金の交付期間の延長等について、格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、配付してある意見書案のとおり、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、総務、財務及び経済産業の各大臣、副大臣及び政務官でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、原案のとおり決定されました。

―――――――――○―――――――――

**○議長（谷口松生君）**　お諮りします。

ただいま議決されました発議第10号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

―――――――――○―――――――――

**日程第19　発議第11号　茶業振興に関する意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第19、発議第11号、茶業振興に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○11番（立平利男君）**　ただいま議題となりました発議第11号、茶業振興に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、坂元修一郎議員、同じく吉国敏郎議員であります。

提出の理由としましては、昨今の茶業情勢は世界的経済情勢の悪化に加え、簡易な茶飲料への移行でリーフ茶の消費は激減し、市場価格は低迷が続いています。これまで懸命に汗を流し頑張り続けてきた地域の担い手が、その努力が報われないまま将来の展望を断ち切らなければならない事態になれば、日本伝統文化の継承、農業・農村の活性化、地域経済への影響は計り知れないものがあります。茶の効能が見直されてきているにもかかわらず、国の農業政策は茶を単にしこう品としてとらえ、価格の安定対策や茶業を守る法的支援もなく、茶業者が不安な状況下で将来への投資もできず、身動きができない状況を踏まえ、日本の茶業を見直し、茶業界が将来にわたり安定的かつ健全な発展が続けられるよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、鳩山由紀夫、財務大臣、藤井裕久、厚生労働大臣、長妻昭、農林水産大臣、赤松広隆、経済産業大臣、直嶋正行でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第11号は、原案のとおり決定されました。

────○────

**○議長（谷口松生君）**　お諮りします。

ただいま議決されました発議第11号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

────○────

**○議長（谷口松生君）**　日程第20、発議第12号、及び日程第21、発議第13号の２件につきましては、

会議規則第39条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

―――――――――――○―――――――――――

**日程第20　発議第12号　志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第20、発議第12号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○議会運営委員長（丸﨑幹男君）**　ただいま議題となりました発議第12号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、議員定数の変更に伴い、常任委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数を改めるものとともに、字句の整理及び文体の統一を図るものであります。

主な改正部分は、各常任委員会の定数を11人から８人に、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数を12人から９人に改めるものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成22年２月12日から施行するものとしております。

よろしく御審議の程をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――○―――――――――――

**日程第21　発議第13号　志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第21、発議第13号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○議会運営委員長（丸﨑幹男君）**　ただいま議題となりました発議第13号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、議員定数の変更に伴い、議案の提出、修正の動議などの要件を改めるとともに、字句の整理及び文体の統一を図るものであります。

主な改正部分は、第14条第１項及び第17条中、「２人」を「１人」に改め、第72条第２項、第73条第１項、第78条但し書き及び第79条第２項但し書き中、「４人」を「３人」に改めるものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この規則は平成22年２月12日から施行するものとしております。

よろしく御審議の程をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**○議長（谷口松生君）**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

――――――○――――――

**日程第22　議員派遣の決定**

**○議長（谷口松生君）**　日程第22、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第１項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

――――――○――――――

**日程第23　閉会中の継続審査申出について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第23、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

―――――――――○―――――――――

**日程第24　閉会中の継続調査申出について**

**○議長（谷口松生君）**　日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――――○―――――――――

**○議長（谷口松生君）**　以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成21年第４回志布志市議会定例会を閉会いたします。

午後１時49分　閉会